

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成22年3月12日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成22年3月12日
2. 閉 会 平成22年3月26日
3. 会 期 15日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	11 番	長谷沼 清 吉
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	12 番	長谷川 徳 喜
3 番	青 木 照 夫	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
4 番	荒 海 清 隆	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
5 番	清 野 佐 一	10 番	大 沼 洋 平		

2. 不応招議員

な し

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月12日（金）

開 会 13時00分

出席議員

1 番	目 黒	一	6 番	渡 部	昌	11 番	長谷沼	清 吉
2 番	多 賀	剛	7 番	五十嵐	忠比古	12 番	長谷川	徳 喜
3 番	青 木	照 夫	8 番	佐 野	悦 朗	13 番	清 野	邦 夫
4 番	荒 海	清 隆	9 番	武 藤	道 廣	14 番	清 野	興 一
5 番	清 野	佐 一	10 番	大 沼	洋 平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会事務局長	新 田 新 也
地域整備課長	杉 原 徳 夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第1号）

平成22年3月12日 午後1時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願・陳情の受理、委員会付託

日程第4 経済常任委員会の請願継続審査報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（議会広報特別委員会）

○議長　ただいまから、平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を開会します。

(1 3 時 0 0 分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 22 年度予算をはじめとする重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望します。3 月となり暖かくなったとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員長、斎藤太喜男君から、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

このほかの報告について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長　報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 38 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願 4 件、陳情 1 件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、13 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告がありましたのでその写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、目黒一君、14 番、清野興一君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 26 日までの 15 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月26日までの15日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は4件、陳情は1件であります。会議規則第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、経済常任委員会の請願継続審査報告を行います。

経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 （別紙報告書により報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから請願を採決します。

お諮りします。

請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、廣瀬渉君。

○代表監査委員 （例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(14時05分)

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月15日（月）

開 議 10時01分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	11 番	長谷沼 清 吉
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	12 番	長谷川 徳 喜
3 番	青 木 照 夫	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
4 番	荒 海 清 隆	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
5 番	清 野 佐 一	10 番	大 沼 洋 平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会事務局長	新 田 新 也
地域整備課長	杉 原 徳 夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第4号）

平成22年3月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 目黒 一 | 2. 多賀 剛 | 3. 荒海 清隆 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 渡部 昌 | 8. 佐野 悦朗 | 9. 武藤 道廣 |
| 10. 長谷沼清吉 | 11. 長谷川徳喜 | 12. 清野 邦夫 |
| 13. 清野 興一 | | |

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 01 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員長、斎藤太喜男君から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

1 番、目黒一君。

○目黒一 皆さん、おはようございます。1 番、目黒一でございます。通告に従って一般質問をいたします。

質問事項 1 として、新年度予算についてお伺いいたします。

町長は 12 月定例議会において、町は歳入については過大見積りとならないように、歳出については町民の皆さんの視点に立って、基本理念の実現に向けて予算編成に努めるとの答弁がありました。それを踏まえまして、平成 22 年度は本年 4 月からスタートする西会津町総合計画をもとに、今後 3 カ年の間に最重点事業として取り組む事業は何かをお伺いいたします。

次に、町長は今議会の所信表明で農林業振興の中で、農林業者の生活、生産活動の拠点として農業集落の安定維持が課題と申されましたが、その対策はどのように進めるのかをお伺いいたします。

また、町は新年度から米依存の農業から、園芸作物を取り入れた複合経営への転換をより一層推進するため、これまでの健康な土作りの推進と農産物生産・販売の支援と、農産物の産地化・ブランド化を推進すると言われておりますが、今までのミネラル栽培はどのように推進するのかをお伺いいたします。

次に、新年度からミネラル野菜以外の一般野菜についても、栽培基準と貸付要件が合致すれば、新規に町単独のパイプハウスリース事業として実施予定と答弁されておりますが、新年度の設置予定数は。また、よりっせに出荷予定である一般野菜農家の生産者数はいくらかをお尋ねいたします。

次に、質問事項 2 として、第 3 次中山間地域等直接支払事業についてお伺いいたします。

中山間地域等直接支払事業については、新年度から第 3 次としてスタートしますが、それをやることによって変更になった点は何かをお伺いいたします。

次に、生産調整についてお伺いいたします。新年度から米戸別所得補償モデル事業が始まりますが、中山間地域等直接支払事業についても生産調整が関わってきます。そこで、生産調整未達成農家には、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。また、この事業を通して、集落営農組織の育成により、生産コストの削減と集落の一元化が進み、活性化が図られると思われませんが、町の考えをお伺いいたします。

最後に町史編さん事業についてお伺いいたします。

町は昭和 59 年策定の西会津町長期総合計画に町史編さんを行うと盛り込み、昭和 60 年

4月1日、西会津町史の刊行に関する条例及び同規則の施行により町公民館内に町史編さん室を設置し、その後、20数年の年月を費やして、平成21年12月、第2巻通史Ⅱが発刊され、全13巻の刊行が終了し、完成しました。長年にわたり、この事業に協力された刊行委員・編さん委員・資料調査委員、また資料を提供された皆さまには、大変ご苦労さまでございました。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

1点目は、20数年の年月を費やして完成された西会津町史の総経費はいくらかかったのかをお尋ねいたします。

2点目には、この町史編さんにかかわったかたがたのそう人数は。また3点目には、全13巻が発刊されましたが、巻ごとの発行部数はどのくらいかをお尋ねいたします。

最後に、全13巻が発刊され、立派な西会津町史が完成されました。今後はどのようにして利活用されていくのかをお伺い申し上げまして一般質問といたします。

○議長 町長。

○町長 それでは、1番、目黒一議員のご質問のうち、新年度予算についてお答えをいたします。

私は、西会津の新しい時代を創っていくため、「町民との対話」「地域経済の均衡あるまちづくり」「みんなの声を聞く町政」を基本理念に掲げ、全力で町政運営に取り組んでいく考えであります。

新年度予算につきましては、これまでに大きな成果をあげてきた施策等については継続をまいります。一方、地域活性化の視点などから、見直すべき施策等については、改善、あるいは改革をしながら予算編成を行ったところであります。

平成22年度以降の重点事業につきましては、西会津町総合計画の体系に基づきながら、3年間の実施計画により調整をしたところであります。その中で、主な新規の重点事業を申し上げますと、「こころ豊かな人を育むまちづくり」では、子育て支援を充実いたします。保護者が病気などの理由から、保育所において一時的に児童を預かる一時保育を実施いたします。また、保護者の勤務時間に合わせた通常保育時間の延長を行うなど、利用者のニーズに合わせた保育サービスを充実してまいります。学校教育では、理想的な教育環境を実現するため、小学校の適正配置を進めてまいります。

次に「豊かで魅力あるまちづくり」では、商業の活性化のために、道の駅を拠点としながらふるさと自慢館もございまして、これらとの連携などにより、既存商店街への誘客を進めてまいります。また、昨年設立された西会津元気グリーンツーリズム協議会を核としながら、農家民宿や、あるいは農家民泊などを取り入れた、体験・滞在型のグリーンツーリズムにより観光や交流を推進してまいりたいと思っております。

一方、情報化の推進としては、ケーブルテレビ施設のデジタル化を進めるとともに、携帯電話の通話エリアの拡大も併せて進めてまいります。

次に「人と自然にやさしいまちづくり」としては、交通体系の整備、快適な生活環境づくりを進めてまいります。町民バスについては、高齢者の足の確保として、これまでバスが運行されていない集落へも、バスを運行させてまいります。道路につきましては、西会津町縦貫道路と幹線町道の整備を進めるとともに、橋梁についても、修繕に向けた計画を策定してまいります。快適な環境づくりといたしましては、環境保全に係る施策を総合

的に推進していくために、その基本計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画により、まず役場庁舎内から二酸化炭素削減に向けた取り組みを進めてまいります。

これまで取り組んできた施策に、これらの新たな取り組みを進めることで、町民の皆さんが夢と希望を持ちながら、「住んで良かったと実感のできるような」そんな町を実現し、まい進していく考えでございます。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 1 番、目黒一議員のご質問のうち農業集落の安定維持対策についてのご質問にお答えいたします。

農業をとりまく情勢は米価の低下、生産者の高齢化、後継者不足など、年々厳しさを増しており、また、新年度からは米戸別所得補償モデル事業が始まることから、本町としては稲作依存の農業経営から園芸作物を取り入れた複合経営への転換により、生産性の向上と農業所得の向上を図っていくことが課題であると認識しているところであります。

具体的な施策としては、認定農業者の育成と新規就農者への支援、集落営農組織の推進による担い手の育成などに取り組んでまいります。平成 16 年度から生産拡大と通年栽培を実現するためスタートした耐雪型パイプハウスリース事業は、今年度まで 89 棟を整備し、施設園芸による複合経営の推進に大きく寄与していることから、新年度も 10 棟を整備する計画であります。

また本年度新たに実施いたしました菌床しいたけ等の特用林産物栽培用の耐雪型パイプハウスリース事業は 7 棟を整備し、新規就農者や規模拡大を目指す農林業者が菌床しいたけ栽培に取り組み、町全体で目標としていた「しいたけ生産一億円」を達成する見込みであり、新たな事業要望もあることから、新年度も継続して取り組み、生産性の向上と農業所得の向上により町農業の活性化を図ってまいります。

また今後、地域農業の安定維持のためには、集落営農への取組みは重要であると考えております。集落の農地を今後どうしていくかなど、話し合いの場となる農用地利用改善団体が下小島、出戸、牛尾、高目の 4 地区に設立され、農地の集約や農作業の受委託などを地域の担い手や認定農業者、受託組織等に位置付け、地域農業を地域全体で守っていく取組みを実践しております。このたび、出戸集落の取組みが、県内で農業振興や地域活性化に取り組む営農団体をたたえる平成 21 年度豊かなむらづくり顕彰に選定され、3 月 18 日福島において表彰式が行われる予定であります。

町といたしましても今後集落営農に取り組もうとしている地区の座談会などに積極的に参加し、組織化に向け支援を進めてまいりる考えであります。

次に、ミネラル栽培をどのように推進していくのか、との質問にお答えいたします。

町では、農業振興の柱としてミネラル栽培に取り組んでまいりましたが、10 年を経過した現在、西会津町のブランドとして定着しつつある現状と認識しております。今後は農家が生産の拡大はもとより、生産から販売まで一貫した農業経営を目指すよう、栽培指導や販売先の情報提供などの支援を継続して行っていく考えであります。

また、ミネラル栽培にかかわらず一般野菜農家とも連携し、地産地消を重点に西会津の

野菜としてのブランド化推進に向けて取り組んでまいる考えであります。地産地消を取り組むうえで大切なことは、安全安心な農法、生産者の顔のわかる安全な農産物、安定的な生産、消費者のニーズ、などクリアしなければならない多くの条件がありますが、農家の生産努力により実現できるものと期待するものであります。

次に、ミネラル栽培以外の一般野菜のパイプハウスリース事業導入数とよりっせ出荷希望者数の質問についてお答えいたします。

町では、ミネラル栽培野菜の生産量拡大と品質の向上、さらには通年栽培出荷を可能にするため耐雪型パイプハウスリース事業を実施してまいりました。平成 22 年度からはミネラル栽培以外の一般野菜についても栽培基準と貸付要件に合致すれば新規に町単独のパイプハウスリース事業として実施することとし、昨年 12 月に導入者の募集を行ったところであります。その結果、導入希望はございませんでした。

次に、よりっせにおける一般野菜の出荷についてであります。よりっせという公の施設での販売であることから、安全・安心と高品質を確保するため、「土壌診断を実施し、診断に基づいた土づくりを行うこと」「町が示す栽培・防除の基準に添った栽培を実践すること」などの生産基準を守っていただくことと、「出荷者の組織をつくっていただくこと」などを出荷の条件とし、昨年 12 月に出荷者説明会を開催したところであります。現在、5 名のかたが出荷を希望されており、先日、組織化や出荷に向けた打合わせ会と栽培に関する勉強会を開催したところあります。今後も出荷を希望されるかたは、これらの条件を守っていただければ随時対応してまいる考えであります。

次に、第 3 期中山間直接支払事業についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり本制度は、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域において、担い手の減少や耕作放棄地の増加が進み、本来田畑が持つ水源かん養や洪水防止などの多面的機能が低下し、国民生活にとって大きな影響が懸念されることから、生産条件の不利を補正するため、国・県・町の負担で交付金を交付する制度であります。

本町では、平成 12 年度より事業を導入するとともに、平成 17 年度からは第 2 期対策として実施し、昨年、平成 21 年度では集落協定 40 協定、個別協定 12 名がこの事業に参加してまいりました。

平成 22 年度から新たに開始される第 3 期対策で、変更になった点はとのお話しですが、国では、中山間地域において高齢化の進行が著しく、将来において農業生産活動が困難と考える高齢農家が多数協定から離脱していくことを懸念していることから、第 3 期対策では、高齢化の進行に配慮した、より取り組みやすい制度に見直し、取り組み面積の維持・拡大を目指しております。

主な変更点ですが、一つ目は、体制整備単価に係る交付要件の見直しと新設であります。具体的に第 2 期対策では、協定期間の 5 年間で最低限の農地管理活動の取り組みを行う場合は 8 割単価、さらに集落協定の充実のために自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた前向きな取り組みを行う場合は 10 割単価で交付金が交付されていますが、第 3 期対策ではこの体制整備単価である 10 割単価に引上げるための交付要件について、これまでの交付要件に加え、耕作放棄地の復旧による協定農用地の拡大や協定参加者の自己施工による農道・水路の整備などの項目が新たに追加されました。また、協定内

で後継者のいない高齢農家が何らの理由で農業を続けられなくなった場合、別の協定参加者がその農地を引き受ける体制づくりを整備する集团的サポート型といわれる交付要件が新設されました。

二つ目は、加算措置の新設として小規模・高齢化集落の農用地を近隣の集落協定が一体的に取り込んだ場合、その面積に応じて加算単価が新たに適用されることとなりました。

三つ目は、これまで対象農用地の要件であった営農上の一体性は廃止され、1ヘクタール未満の小規模な団地や飛び地等も合計で1ヘクタール以上あれば協定農用地として取り込むことが可能となりました。

また、新しい協定書の申請スケジュールにつきましては、本年8月末までに町へ提出していただき、町は9月末までにその協定書を認定することになります。

なお、事業の説明と今後のスケジュールにつきましては、3月末に各地区で説明会を開催する予定であります。

次に、町は事業を通して生産調整にどのように取り組むのか、とのお質しですが、第2期対策までは協定参加者は生産調整を実施することが交付金の交付要件となっております。しかし、第3期対策における国の方針は現在検討中とのことであり、現段階では生産調整の実施が交付要件となるかどうかは、未定の状況であります。町といたしましても、今後、国の動向を見極めながら対応していきたいと考えております。

また、生産調整未達成者に対する取り組みにつきましても、中山間直接支払事業に関わらず、生産調整の達成に向けて個別相談等を実施しながら推進していきたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、町はこの事業を通して集落営農の取り組みをどのように考えているか、とのおただしですが、平成12年度から事業がスタートして10年が経過し、耕作放棄地の防止など農地の保全や水源かん養などの多面的機能の確保に高い効果を発揮しております。また、この事業が導入されたことをきっかけに、集落の農地を今後どうしていくかなど、話し合いの場となる農用地利用改善団体が下小島、出戸、牛尾、高目の4地区に設立され、集落営農を推進していくうえで、中山間直接支払事業は大変有効な手段であると考えており、第3期対策においても協定締結集落への継続的实施と協定未締結集落への取り組み促進等を図っていく考えでありますのでご理解を願います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 1番、目黒一議員のご質問のうち、町史編さん事業についてお答えいたします。

ご承知のとおり、西会津町史編さん事業は、社会生活の変化により消え行くおそれのある伝統文化や先人の残した足跡を調査・整理・記録し、後世に残していくことを目的として、昭和60年に開始され、本年度発刊の第二巻通史Ⅱ（近代・現代）をもって事業を完了することができました。おかげさまをもちまして、この町史は小さな町の歴史書としては質・量ともに非常に充実したものとなり、町として誇れるものになったと考えております。

ご質問の完成するまでの総経費であります。町史刊行委員や専門委員等報酬や費用弁償、原稿執筆や監修、校正の委託料、13冊の町史と資料目録の印刷製本費や嘱託等の人件

費、その他消耗品などに係る昭和 60 年度から今年度までの 25 年間の総経費は約 3 億 2,900 万円であります。

次に、関係者の総人数であります。刊行委員、専門委員、執筆委員、資料調査員、資料提供者のかたがたで 262 名となっておりますが、そのほか聞き取り調査など調査協力をいただいた多くの町民の皆様に関わっていただいたところであります。

次に、巻ごとの発行部数であります。発行年度順に申し上げますと、第 6 巻上下セットで 1,500 部、第 4 巻下、第 3 巻、第 4 巻上がそれぞれ 700 部、第 4 巻中、第 5 巻上、別巻 2 がそれぞれ 1,000 部、第 5 巻下、第 7 巻、別巻 1、別巻 3、第 1 巻がそれぞれ 800 部、そして本年度の第 2 巻が 800 部の合計 1 万 1,400 部となっております。

次に、今後の利活用についてであります。現代に生きる私たちは、先人が築き上げた歴史や文化、豊かな自然などから多くのものを学んで、新しいまちづくりに活かし、次の世代へと引き継いでいかなければならないことから、この西会津町史が手引書となるよう活用してまいる考えであります。具体的には平成 22 年度に「町史を読む」と題した歴史講座や町史に書かれた内容を題材にした各種教室・講座などを計画しているところでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 再質問という形でお聞きさせていただきたいと思います。

まず 3 カ年計画の取り組む重点事業として、町長から大変詳しくご説明を受けたわけでございます。その中で、3 カ年の中で、一応、私が考えていたことなんですが、県の県営中山間事業の総合事業ですか、県営中山間地域総合事業を町としてもそれを取り入れてやっているわけなんですが、その年度がいつで終了して、今後その事業がまた継続できるのかどうかをまず 1 点、それをお尋ね申し上げてお聞きしたいと思います。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 中山間総合整備事業についてのおただしにお答えいたします。

中山間総合整備事業は、6 年間の継続事業ということで、23 年度が最終年度というようなことでございます。その後についてのご質問がございましたが、その後、継続になるというようなことはちょっと難しいんじゃないかということでもあります。それは、今回の事業仕分け等で厳しく予算が査定された事業の一つだということでございます。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 その点につきましては理解いたしました。

それで、次に、先ほど一般野菜とミネラル栽培の取り組み等について、町当局からご説明あったわけですが、その中で、ミネラル栽培には、ミネラルっ娘というステッカーというか、そういう商標がございます。それらについての対応といいますか、町の考えとしてはどういう推進を図っていらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ミネラルっ娘の商標登録についてお答えいたします。

ミネラルっ娘の商標登録につきましては、ミネラル栽培野菜に限って使える商標登録でございます。現に今、よりっせで販売しております野菜も、その商標登録の入った袋を使っております。先ほど申し上げましたとおり、ミネラル栽培については、町としても継

続して支援していくということをございまして、その商標登録を利用しながら、売り込みをかけていきたいという考えでございします。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 それでは、今、その点については理解したわけですが、一般野菜とミネラル野菜のその栽培方法については、一つの基準については、ある程度までは同一条件で対応するというようなにお聞きしたわけですが、その分離点というか、そこら辺の町の考え方といいますか、それはどのように理解しておられるのか、ちょっとお聞きたいと思います。できれば、ミネラル野菜というのも一つの基準で、安全安心の中でやって、ミネラル養分が十二分にあるというようなことで栽培をしていらっしゃるわけですが、一般の野菜についても、それなりの土壌診断をして、足りない分については、やはり補給するというような形で進めていくのではないのかなというふうには考えられますが、そういうことであれば、それなりの体制づくりは、いくらも変わらないのではないのかなというふうな考えも持っておりますが、そこら辺の考え方をお願いします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ミネラル野菜と一般野菜の違いということのご質問にお答えいたします。

まずミネラル野菜につきましては、まず土壌分析をしていただきまして、その中で不足している微量元素等を補給しながら栽培するのがミネラル野菜でございまして、その際の土壌分析の項目が 19 項目でございします。通常の農協出荷の土壌分析でありますと 14 項目ということで、5 項目ほどミネラル栽培の土壌分析は項目が多いわけですが、その分は亜鉛でありますとか、マンガンでありますとか、銅でありますとか、そういった微量元素が 5 項目分多いということでございします。

あと、先ほどよりっせでの一般野菜の販売ということで、ある程度の基準を守っていただければ 4 月から販売するというお話をしましたが、その際の条件であります土壌分析というのが 14 項目の土壌分析でございまして、それについては、当然公の施設よりっせで販売するわけですから、きちんとした土作りをしていただいた中で、安全安心な野菜を出していただくということで、そういう条件にしたわけですが、一般野菜の 14 項目につきましても、微量元素までの土壌分析はしておりませんけれども、一般野菜でもいろんな栽培方法をされているかたがおりますので、それはそれとして安全安心であり、おいしい作物であれば、町としても推進していきたいという考えでございします。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 分かりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。中山間地域等直接支払事業についてでございますが、先ほどの説明でありますと、第 2 期と第 3 期対策としては、第 3 期のほうが緩和されているというような説明がありました。であれば、その緩和されているということであれば、もう少しその中山間事業が 40 カ所というふうには先ほど説明あったんですが、それを増やされるような条件が可能ではないのかというふうにも考えられますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 中山間地域 3 期対策で、もう少し取り組める集落があるのではないかと

いうご質問でございますけれども、平成 22 年度の当初予算におきまして、新たに一集落、取り組みたいというお話がございまして、41 集落分の予算を計上してございます。先ほど議員がおっしゃられたとおり要件も緩和されてございますし、町としても中山間のこの制度につきましては、大変町にとって有意義な、効果ある事業だと考えておりますので、できるだけ町として取り組める集落を増やしていくための支援をしていきたいと考えてございますので、ご理解をお願いします。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 理解できました。

それでは、次に移ります。町史編さんの件でございますが、先ほど大変詳しくご説明をいただいたわけでございますが、残部については申し上げてなかったんですが、在庫というか、今、まだ販売になっていない分というのが、もし差し支えなければお聞きしたいと思います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 町史の残部数についてのご質問でございますが、本年度通史Ⅱを発刊いたしました、第 2 巻を発刊いたしました、それを含めまして、現在のところ残部数は 2,792 冊となっております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 それでは、今、2,792 冊ということでございますが、これにつきましても、先ほど課長のほうから詳しい答弁があったわけでございますが、大変、町の厳しい中の予算、お金を費やして、ここまで費やしてできたということで、これは本当に町民の理解があったからこそできたのではないのかなというふうにも私は考えております。でありますので、この残部数をいろんな研修会、講習会、そういう生涯活動を含めて、その中で少しでも部数を少なくできるようにはできないのかなというふうに思いますが、事務局の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 残部数の売却についてのご意見でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、本年度、町史を読むと題しました歴史講座、またさまざまな公民館主催の教室講座等で町史を題材にした教室講座を予定しているところでございますので、その中で西会津町の歴史をご理解いただき、また町史について関心を持っていただければ購入につながられるのかなということで考えておりますし、また本年発刊いたしました通史Ⅱにつきましては、現在、よりっせですとか、ロータスイン、いろんな公共施設にポスターを掲示をいたしまして、町外のかたにも目に付くような形で販売促進に努めているところでございますので、今後とも残部数の処理についていろんな方法を考えながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 今、課長からそういうことで話があったわけでございますが、私はこれだけの立派な町史が完成したということでございますので、これを町民の若い中学生からでも遅くはないと思いますが、そういう普及といいますか、学習に威力あるような指導をしていただきながら、やはり普及活動に推進していくのが一番いいのではないかと申すことを申

し上げて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。2 番、多賀剛でございます。先に通告いたしました 3 点について一般質問をさせていただきます。なお、今ほどの 1 番、目黒議員の質問と重複するものもありますが、ご了承いただきたいと思います。

まずはじめに、新年度当初予算の特徴とマニフェストの実現についてお尋ねいたします。

アメリカのサブプライムローン問題、リーマンショックに端を発する 100 年に 1 度いわれる世界同時不況が発生し、国内においての経済情勢もいまだ改善されるに至っておりません。また、最近では、トヨタの大規模なリコール問題、長引く円高など、世界を取り巻く経済状況もいまだ不透明であります。国内はもとより、県内においてもいまだ厳しい経済情勢、雇用情勢が続いており、改善する兆し也没有せん。また、昨年夏の衆議院選挙では、民主党が 300 を超える議席を獲得し、政権交代がなされました。

最近のこのような激動する状況の中、町長は初めて新年度予算編成に取り組まれたわけですが、その新年度予算の特徴についてお尋ねいたします。

町長は就任時、すべての事務事業を一旦リセットして考えるということでありました。おそらくご自身なりに行政刷新会議でやられたような事業仕分けをやりながら、予算編成に取り組まれたことと思われます。長引く不況下での税収の落ち込み、また、依存財源の多い本町にとって、国と地方との関係の見直しや政府の方針がいまだ定まらないなど、不確定要素が多くある中での予算編成は大変なご苦労があったかと推測されます。

そのような中で編成された新年度予算、例年とは違った特徴的なものは何なのか、マニフェストを実現するに当たってどのような形で予算に反映されているのか、またどこに伊藤カラーが出ているのかお伺いいたします。

町長は町民との対話、みんなの声を聞く町政を基本理念に掲げておられます。町長へのお便り、町民提案制度、総合計画づくりの中で行われた町民懇談会、あるいは各種団体との意見交換会、その中で町民の皆さんから出されたご提案や意見が、新年度の施策や予算に反映されたものはあるのか、いわばみんなの声が響いた予算編成ができたのかお伺いいたします。

マニフェストの実現についてもう 1 点お伺いいたします。子育て支援策としての保育料 2 人目無料とする件であります。私は、この施策は子どもがどんどん少なくなっている昨今、大変重要で今子育てをしている世代、あるいはこれから結婚し、子どもをつくろうとする世代には大変助かる支援策だと思っております。しかし、今の改正された条例ではまだまだ道半ばであると思っております。

町長の年頭あいさつの中で、この 2 人目無料化のマニフェストは実現したということでありました。町長の先日の施政方針の中で話されましたように、確かに昨年 12 月定例会で同一年度に 2 人目以降の保育所に同時に入所している場合のみ無料とするという条例改正は議決いたしました。しかしこれでマニフェスト、町民との約束は達成されたのでありましようか。私はその条例改正質疑の中でお尋ねいたしました。それは、上の子が小学校、中学生であっても、2 人目の保育料を無料とするのが町長のマニフェストではなかったのか、新年度のこの恩恵を受けられる対象者がへき地保育所、野沢保育所合わせて 35 名程

度ということであります。これが町長の本当の目玉政策と、これで成り得るのでしょうか。私は限られた財源の中で、まずやれるところからはじめたと思っておりましたので、これでこの子育て2人目、子育て支援策、これで終わりなのか、本当の意味での2人目無料化を推し進めるつもりはないのかを町長の真意をお尋ねいたします。

次に、町内の企業、事業所の支援策についてお尋ねいたします。

昨今の経済情勢の中で、新規での企業誘致や個人での起業、あるいは企業家の育成というのはなかなか難しい状況であると思われます。そのような中で、今できるのは、既存企業、事業所、あるいは商店も含めて、みんなが元気になっていただくのが一番大切なのではないのでしょうか。たくさんもうけていただいて、大勢の町民を雇用していただく、給料をたくさん出してもらって、こんなことが町の活性化にとって一番大切なことなのではないかと思います。

既存企業、事業所の活性化、あるいは発展的な事業展開が行われるようなことがあれば、町として税収の安定化、雇用の確保、人口減少の歯止め、いろんな意味で将来に明るい展開が見込まれるのではないのでしょうか。

町長は、町内の企業訪問をされ、経営者、事業主と面談されているようであります。町内の経済情勢や雇用状況をどのように捉えられ、率直にどのような感想をお持ちになられたでしょうかお伺いいたします。

周辺の市町村においては、事業の縮小や従業員の削減が行われている中、本町においてはどのような状況だったのでしょうか。また、新規雇用の可能性を含め、雇用の継続や確保、あるいは発展的な事業展開をするために、行政として新たな支援策は見出せたのでしょうか。また、面談の中ではどのようなご意見、ご提案が出されたのでしょうか。その意見、要望に対してどのような対応をなさるのか、それも併せてお伺いいたします。

3点目といたしまして、交流人口を増加させるための町のPRについてお尋ねいたします。

本町においても、急激な少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。人口減少に少しでもブレーキをかけたい、あるいは今の水準を維持したいという願いは皆さん同じだと思います。そのような中で、今すぐに取り組めるものとすれば、交流人口を増加させることこそが現実的であり、町の活性化には必要不可欠だと思われます。

グリーンツーリズムの推進、農家民泊、都市部との交流、いろんな個人団体が取り組まれています。また、道の駅には35万人とも40万人ともいわれる人の入り込みがあります。そういった中で、滞在時間をもっと長くいていただく、町の良さ、魅力を知っていただく、できればリピーターとしてまた来ていただく。こういった取り組みが必要なのではないのでしょうか。そのためには町の魅力をもっと多くのかたにPRする必要があるのではないかと思います。

以前の先輩議員の一般質問でもありましたが、町の名所旧跡、史跡を整備することも必要、また案内看板の設置や増設することも必要でしょう。私は別の角度から町のPRについて考えてみました。ここ何年か県内の民放テレビ放送局でやっている、ふるさとCM大賞という企画があります。これは皆さんご存知だと思いますが、町の良さや魅力を30秒のテレビCMで表現するものであります。本町においても取り組んでおられます。2009

年「長生きは健康に」という内容で癒されたで賞という賞を受賞いたしました。政策に携わった関係者、ケーブルテレビのスタッフのご努力には感謝したいと思います。

そこで私は驚いたことがありました。それは、鏡石町が3年連続のグランプリを受賞しているということです。思えば、確かに鏡石町のテレビCMはよく見ますし、頭の中に残っております。このグランプリをとると副賞として、その年によって多少違うようではありますが、年間360回から200回もの数、30秒のテレビCMが放送されるということであります。私は費用対効果を考えれば、町のPR策として大変有効なものではないかと考えます。CMづくりの企画案を公募するとか、もっと多くのかたから意見やアイデアを聞く機会をつくる。あるいはプロジェクトチームをつくるとかして、2010年はなんとかグランプリを狙ってみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上の3点を私の一般質問とさせていただきます。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、多賀剛議員のご質問のうち、新年度当初予算の特徴とマニフェストの実現についてお答えいたします。

はじめに、新年度の予算編成にあたりましては、1番、目黒一議員にもお答えをいたしましたとおり、「町民との対話」「地域経済の均衡あるまちづくり」「みんなの声を聞く町政」を基本理念に掲げ、町総合計画の実施計画に基づき調整をしたところであります。

「例年とは違った特徴的なものは何か」あるいは「マニフェストの予算への反映は」とのご質問にお答えをいたしますが、新年度の新たな事業といたしましては、地域経済の活性化を図るため、グリーンツーリズム事業への支援を行い、町の自然や資源の活用による都市部との交流など、交流人口の増に結びつけてまいりたいと思います。

少子化対策につきましては、保育所の入所児童、2人目以降の保育料の無料化をすることで安心して子どもを産み育てられる環境を整備を行ってまいります。また、結婚祝金制度によって、結婚への祝福と若者の定住を促進してまいりたいと思っています。さらに、これまで百歳で100万円の一時金を支給する特別敬老祝金、これについては30万円といたしました。その後の医療費や生活の支援等を図るために、新たにこれらを設ける、こうした見直しを行ってまいったところであります。

一方、町民バスにつきましては、高齢者等の足の確保を図るという観点から、これまで通らなかった集落へのバス運行を行ってまいります。これらは全て新しく取り組んだものでございまして、私のマニフェストとして公約したものであります。

このように新年度予算については、地域経済の活性化と町民生活に密着した施策として盛り込んだところであります。

次に、「町民提案制度等での提案と意見」あるいはその予算や施策へどのように反映したのかということについてのご質問でございますが、はじめに、町民提案制度につきましては、昨年11月から実施しており、これまでに30名のかたから59件の提案やご意見をいただいたところであります。その内容につきましては、町ホームページに掲載をするとともに、また、広報紙でも紹介をしております。内容によりそれぞれ分類をいたしますと、観光の振興、商業の振興など、産業の振興に関するものが最も多く出されております。ほかには、道路の整備や役場窓口の改善などについて出されているところでございました。

これらは、予算や施策としてすぐに反映できるものは少なかったということでありまして、関係者との協議や協力が必要なため時間がかかるものや、中には大所高所からのご意見で構想づくりから取り組んでいかなければならないものもございました。

結果といたしましては、敬老祝金 100 万円の見直しと役場窓口の改善については実現をすることとなりまして、予算として反映できたものについては、この敬老祝金の見直しの 1 件でございました。このように、町民提案につきましては、先ほどの 1 件以外は、新年度予算へ反映させるまでにはいたりませんでしたけれども、出されました内容については、今後も十分に検討を加えながら、予算や施策への反映をしてみたいと考えております。

一方、町民懇談会につきましては、総合計画づくりを進める中で地区ごとに 1 回、計 5 回開催をしてきたところであります。129 名の参加がございました。多くの意見をいただいていたところでございます。その中には、「国際芸術村をもっと地域の活性化に結びつくように見直すべき」とのご意見や、あるいは「沖縄だけでなく他の地域とも交流すべき」さらには「観光に力を入れるべき」などご意見がございましたことから、これらについて新年度の施策において反映していきたいと考えております。

新年度から、町政懇談会につきましても、計画的に実施していくこととしております。これらを活用しながら、今後も町民の声を聴きながら、「みんなの声が響くにしあいづ」このまちづくりを進めていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2 人目以降の保育料の無料化についてのご質問にお答えをいたします。

町では、少子高齢化が進む中、少子化対策を重点施策のひとつとして位置付けしております。これまで子どもを産み育てやすい環境づくりのために、各種施策を実施してきたところでありますが、保育料につきましても、野沢保育所で国の基準の 75%、へき地保育所においては 45%に設定するとともに、同一世帯から 2 人以上入所している場合においては、2 人目は 2 分の 1、3 人目以降は無料化にするなどの、これまでの保護者の負担軽減に努めてきたところでありますが、さら今年 4 月からは、12 月定例会でご議決いただきましたように、同一世帯から 2 人以上入所している場合においては、2 人目から保育料も無料ということであります。

ただしこの上の子が小学生であっても 2 人目が保育所にいれば保育料を無料とする考えはないのか、こういうことのご質問であろうと思いますが、町といたしましては、保育所に入所している 1 人分の保育料は負担していただきたいたいと考えているところでありまして、ご理解をいただきたいたいと思います。

次に、町内の企業、事業所の支援策についてのご質問でございました。

企業訪問につきましては、昨年 12 月からこれまでの間に、私と経済振興課の職員が町内企業 14 社を訪問してまいりました。現状や町への要望等を伺うとともに、それらの意見交換等々を行ってきたところであります。

各企業の現状であります。一部においては回復傾向はみられるものの、円高・デフレ等により経済情勢が低迷する中で、依然として厳しい状況にあると認識してまいりました。

また、生産高は企業によって差はあるものの、数年前と比べ 30～50%減産の企業や生産高は変わらないものの製品一個当たりの単価が下がっている企業、さらには毎年、高卒者を採用しておりましたが今年は採用を控えた企業などもございました。社員の雇用を確保

するためにはコストの削減などが課題であるということでございました。

また、町に対する要望等ではありますが、主なものといたしましては、除雪経費に対する支援、あるいは従業員募集のケーブルテレビ等での情報の提供、あるいは設備増設や雇用拡大に対する補助金の交付、社内製造品の町内公共施設における展示・即売などがございました。

その他にもさまざまなご意見や要望をいただきましたが、町の活性化や町民の生活基盤安定のための雇用の確保を図るためには、町内企業の存続・発展は、必要不可欠であると考えております。このことから、早急に具体的な支援策について、それぞれ検討してまいりる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

このほかのご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 2 番、多賀剛議員のご質問のうち、交流人口増加のための「町のPR」についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的として、昨年西会津元気グリーンツーリズム協議会が設立されました。現在、西会津ならではの体験プログラムのアイデアの集約をしているところでありますが、新年度におきましても体験プログラムの企画・立案を進めていくとともに、首都圏等からのモニターツアーについても実施予定であり、今後農家民宿や民泊などの受け入れ体制の整備を図るとともに、地域間交流の推進に努め、交流人口の拡大を図ってまいりる考えであります。

また、具体的な事例として挙げられましたふるさとCM大賞は、KFB福島放送が毎年実施している企画であり、大賞に選ばれますと副賞として、無料で年間365回のCMがテレビ放送されます。本町は平成14年度の第1回から参加しており、過去に8回参加のうち、アイデア賞、ユーモア賞など4回受賞し、それぞれ年間30回から50回テレビ放送がされました。

今年度もふるさとCM大賞に参加する予定ですが、大賞を目指して、多くの皆さまからのアイデアを頂きながら、本町の魅力を十分にアピールできるCMを制作し、交流人口の拡大を図ってまいりる考えであります。

このほか、ふるさとまつりや雪国まつりのイベントなどにおきましても、町長自らがミスおとめゆりとテレビ局やラジオ局、新聞社など報道機関を訪問し、町のPR活動を行っております。今後につきましても、さまざまなPR活動を通して、交流人口の拡大と町の活性化を図ってまいりる考えでありますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 まず新年度当初予算のことについて再質問をさせていただきます。

町長のご答弁の中で、町民から出されたご提案、ご要望、ご意見の中で、実際に施策として実行されたのは今回1件だけだったということでありますが、これは確かにまちづくり基本条例ができて、3者が協働でこれからのまちづくりを一緒にやっていくんだというときに、それがなんでできたかという、今まで行政主導でやってきたものでは行き詰まりを感じて、これからはみんなお互いに責任を持った中でまちづくりをしていこうということで始まったと思います。

その中で町長は、みんなの声を聞く町政、みんなの声が響く町政というようなことをいっておられます。これは大変大切なことであります。ですから私は、12月でもいいましたけれども、皆さんから出されたご提案を少しでも早い段階で、一つでも多くのご提案を施策として出していただきたい。それが町民の皆さん、本当に協働でまちづくりができていくんだという実感としてつながってくるし、これからまだまだいろんな町民提案制度やいろんな会合の中で、ご意見、ご提案がたくさん出てくるものだと思います。

ですから、今年度一つしかできなかったということですが、年度中でもいっぱいできるものはたくさんあると思いますので、その辺、町長はいかがでしょう。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まさに議員おっしゃるとおりで、町民の多くの皆さんの意見とか要望については、限りなく反映してまいりたいというふうに思っています。今回、1件だけというのは、より具体的に予算付けを図れるような内容等がございましたので、そういうことを今、例として申し上げたところです。

例えば、ホームページ等々でご覧になってわかると思いますけれども、非常に高所大所から、町のこれからの将来にわたっての町民の皆さん、いわゆる個人的な見解として述べているところがたくさんございました。私はそういうことをすべて、じゃ予算化できるものかどうかということとは別にしても、ご意見としては十分に拝聴させていただきますということでありまして、そういう具体的な内容とか、例えば抽象的な話ではありますが、誤解なさないでいただきたいと思いますが、中には職員が多いとか、そういう具体的な形ではなくても、そういうご意見があるわけですよ。やっぱりそういうことも含めて、これは町としてどうしようもないようなところとか、あるいは議会に関する問題については、町としてなかなかコメントできないというのは、これはあるわけですから、そういうのも十分に拝聴するという形にとどめているところではありますが、今後、より具体的に数字なり、あるいは対応できるものがあれば、町として十分に対応してまいりたいというふうに考えております。

中には、例えば今、よりっせまでのあの道路を、あれを野沢銀座通りという新しい名称にしたらどうかと、そういう名称、町民の皆さんから募って、もっとあそこの道路の沿線を活性化すればいいんじゃないかというような話もございました。ですから、そういうことについて十分ご意見とか、あるいはもしそういうことが町民の皆さんといろいろ話し合いをしながら、新しい名称にしたらいんじゃないかというこであれば、そういうことも取り入れていくことも一つの方法かなと、こんなふうに思っています。

○議長　2番、多賀剛君。

○多賀剛　町長おっしゃるように、なるべく多くの数を、町民から出された意見、一つでも多く、なるべく早い時期に町の施策として活かしていただきたいと思います。

それと、質問が変わりますけれども、保育料の2人目無料化についてお尋ねしますが、これ町長、当初から同時期に2人目が保育所に、同一年度に同一家族から2人いる場合のみ無料とするというのがマニフェストとしておっしゃっていたのでしょうか、私の認識とちょっと違ったものですから、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私は、改めて申し上げたいと思いますが、こう考えていたんです。今まで、先ほども答弁、最初の答弁で申し上げましたように、町はこの間、3人目以降になると無料化ですと、しかし今は、保育料はすべてただだと、無料化だという市もあるわけですね。しかし西会津町に置き換えてみた場合に、果たして財源的に、財政的に可能かどうかと、それに要する財源等々についてはどういうふうに捻出していくかということも、総合的にやはり考えていかなければならないだろうというふうに思ったときに、やっぱりすべて無料化ということには西会津町の現財政的にはなかなか厳しいということを考えまして、したがって、同時に2人がいる場合については1人分だけは、これは保育料をいただきますけれども、1人分については現在のところ納めていただきたいということの基本的な考えでありました。

したがって、議員が質問でいうことについては、十分に理解をしたいと思いますし、また、今後そういう機運が高まってくるということであれば、やっぱりこれは町民の皆さんからのご意見というものも尊重しなければならないし、あるいはこれから全国的に子育て支援というものが、結果的にそういう無料化という制度が、すべて全市町村的になってくるという雰囲気であれば、町としてもこのことについてはもう一回見直さなければなりませんけれども、現在のところは、残念ながら1人分だけについては保育料をいただきたいという考えであります。

○議長　2番、多賀剛君。

○多賀剛　ただいまの町長の話聞いて一安心したところでありますが、私が心配したのは、先ほども質問の中で話しましたが、この保育料無料のマニフェストは実現されたと、してしまったなれば、先に進まないんじゃないかと思ったのが一番心配されたところです。私もマニフェストというのはすぐできること、例えば周辺と調整しながらやらなければならないこと、任期の中でやらなければならない、年月をかけてやらなければならないことというのは、あるのは十分理解しております。ですから、実現したんじゃなくて、今、町長がおっしゃったように、今のところまずやれるところから始まったと、それで安心したわけですが、これからできれば、私は個人的には、町内の保育所児童、150人か160人くらいしかいない児童ですから、私個人的には全部無料にしたっていいというぐらいの気持ちは持っております。ただ今のところは財源の関係上1人目は負担してほしいと、それは十分に理解できます。ただ、これから先、本当の意味でのが小学校にしようが、2人目がいれば無料化にすることも可能性としてはあるというのを聞いて安心しました。ぜひそれは、これからも訴えてまいりますけれども、将来的には実現していきたいと考えております。

質問を変えます。町内の企業、事業所の支援策について。町長が面談をなさって、いろんな意見聴取をしてきたという中で、実際には具体的に、私12月で言いましたけれども、新規採用をしたいんだけども手控えているような企業があった場合に、なんか行政として応援策は具体的には見出せなかったのか、あるいは新規の雇用ばかりではなくて、なんとか事業を活性化させるためにいろんな支援策は具体的には見出せなかったのか、その点をお尋ねいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず、企業の状況を確かめるということと、あるいは今後、町としてどう関わりを持っていくかということの二面的なものから、町内の企業の情勢を分からないで、企業の雇用を語るとか、あるいは新規事業とかという言葉については、あまりにも私は軽すぎるんではないかというふうに思っていたわけです。確かに議員が冒頭でおっしゃられたように、今回のリーマンショックにおいて、非常に大きな経済問題が発展をし、なかなか立ち直れないでいるというのが実態であります。すべての事業において、好調だなんていうところは一つもなかったわけでありまして、特に 30%ないし 50%、中には 50%くらいをまだまだ生産自粛をしているというところがありました。

その中で、すぐに対応、何が対応できるのかというのは、まったく我々も分からないとか、どういうことが果たして企業の皆さんが感じておられるのかということの、まずそういったご意見を、率直に言って意見交換をしてみようという考え方が私のこれまでの考え方であります。

そこで改めて、想定していたようなものではなくて、実際に出てきたのが、いわゆる除雪費である経常経費を実際に非常に大変なんだと、これは景気がいいとか悪いとかにかかわらず、ここに企業があるがゆえに除雪費というのはどんなところでもかかると、こういうことでありますので、できれば、そういうことへの対応が町として、我々が求めていく案件とすれば、していただければ非常にありがたいですねと、こういう話がありました。

あるいは投資に向けても、例えばお金を補助するんというんじゃなくて、私たちは投資をするためには、投資をするということは、結果、雇用が拡大をするということに等しいと。そうした場合についての一つの支援策として、町としてこれから考えていっていただけるような内容があれば、こういうような意見もございました。

これから、いろいろさまざまな意見交換がありながら、なるほどこういう対応の仕方もあるのかなということを考え、あるいは理解をしてきたところでございまして、中には、この企業というのは、西会津の企業に、ここにいるということ自体、やはり大変だと、ですから、できれば西会津の企業でできることについては、西会津の業者でぜひこれからも継続して町でやっていただきたいというような意見もありました。さまざまいろんな意見を拝聴していく中で、全部同行した職員がチェックして、あるいは書き留めておりますので、これらをもう一度精査をしながら、本当に町としてできるということはいったい何なのか、これはもう限られた内容でありますので、そんなに再建団体に対する町の対応というようなことではありませんから、そういったことを踏まえながら、これから企業の皆さんと、再度、財政的に対応できるものがあればもう一度お話をしてみたいというふうに思っています。

○議長　2 番、多賀剛君。

○多賀剛　町長おっしゃるように、企業、事業所の支援策というのは本当に簡単なことではないと思います。私が一番危惧しているのは、万が一、西会津にある地元企業が、業績不振、あるいはいろんな理由で町から撤退してしまうというようなことがあってはならないと。ですから、やっぱりそういうところは情報交換を密にさせていただいて、そんなことにならないように早目に手を打てるような算段をぜひ取っていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、この交流人口の増加についてということだったんで、

経済振興課長の答弁になったと思われますが、私、最近本当に朝から晩までテレビをみているわけではないんですが、ふるさとCM大賞のコマーシャルをみると、興味を持ってみております。そんな中で、鏡石町が3年連続でグランプリをとっているというのは、ただ偶然とったとは私は思えないんですよね。やっぱりとるべくしてとっている、取り組み方があるんじゃないかというふうに思います。それで、先ほど答弁にありましたように、年間360回、200回もの放送を無料でしてもらえると、それお金を換算したら相当な金額になるはずですよ。ですから、取り組み方、今ケーブルテレビのスタッフがやっているのが一生懸命やっていないということではないんですが、取り組み方を変えれば、なんとか大賞を狙えるような算段は取れないかなと私は思ったものですから、ぜひこれ町民情報課長に聞いてみたいんですが、今までどのような形で取り組んでこられたのか教えていただきたい。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 お答えいたします。

先ほども経済振興課長から話ありましたように、平成14年から今年まで、8回ほどありまして、それすべてに参加しております。一応、制作にあたりましては、ケーブルテレビの職員が担当したり、それからあと2回ほどは中学生に、中学校の放送委員会に頼みまして、つくってもらったり。あと高校の放送委員会、こういったかたがたに頼んでつくってもらったところでもあります。実際、30秒という短い時間の中に、町のPRということで町のイメージを全面に出すということで、それぞれ担当した職員もいろいろ企画案などをつくって、それなりに頑張ってきたわけですが、結果的にはまだ最優秀はとれないというような状況であります。そういったことで、それぞれの担当したかたがたは自分なりのアイデアを出したり、それぞれ町内のかたがたにいろいろな企画案を聞いたりとかしたと思いますけれども、本当に結果的には残念な結果だと思っています。

今後は、おただしにありましたように、いろいろなかたのアイデアを聞いたりとか、またプロジェクトチームなり、それこそ本当に鏡石町の取り組み方なども、ひとつ聞いてみて、ぜひ参考にしてみたいと思っていますので、そういった面で今後努力していきたいということでご理解いただきたいなと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 今までの取り組み方、ご説明いただきましたけれども、それぞれ一生懸命やってこられたことでありましょう。中学生や高校生にも参加していただいた年があるということではありますが、私、鏡石のコマーシャル、3年間グランプリをとった作品というのは、本当にサブリミナル効果ではないんでしょうが、頭の中に自然と入ってきて残るんですよね、だから今年の作品なんかすばらしい作品でもありますし。ですから、どうしてもあいう30秒の中で町のよさをアピールしなければならないといったときに、どうしてもやっぱり音とか映像、音楽だとか映像なんかのインパクトがものすごく強いと思います。残念ながらわれわれなんかよりも、そういうものに関しては中学生とか高校生、あるいは大学生あたりの若いかたの感性が数段優れているような気がします。

ですから、私は本当にプロジェクトチームなんかを組んで、これに取り組むべき価値はあると思いますので、ぜひ今年度は少しやり方を今までと変えて取り組んで、なんとかグ

ランプリをとりたいと思うんですが、町長いかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 すばらしい提案だと思っております。ただ、これは本当かどうかわかりませんけれども、賞をとるには、とるように仕掛けるんですよ。プロに頼むんですよ、プロダクション。そうすると、それはあたかも素人がつくったように、うまくそのところを取り入れながら、やっぱり訴えるところがパッとこううまいんですね、取り入れ方が。ケーブルテレビというのはそのものズバリを出しますから、本当に何を訴えようとしているのか、こういうところがやっぱりプロダクションやプロにかたに頼めば、非常に、専門にかかってやれば、こういうことが出てくるんじゃないのかなと私は思っているところですが、しかし、これは以前にも、西会津町でそれなりにきちっとして賞をとっているところありますので、ぜひ素人は素人なりに、あるいはケーブルテレビはケーブルテレビの持っている技術を最大限発揮をして、そしてみんなに少し講評していただくのがいいのではないかね、そしてこれだったらいいんじゃないかと、2、3つくって、そしてやりたいと。

ですから、そういう中からいいものを選び出していくというのも一つはいい考えなんではないかなと。余談になりますが、現在行っているキャラクターもそうであります。これ大都市部の財政のあるところについては、有名なかたのデザインを持ち出してやれば、それなりのものをきちっとつくってくるといえることなんです。それにはやっぱり 500 万、1,000 万くらいの費用がかかるそうでもありますけれども、しかし、町としては、やっぱりそうではなくて、本来のまちづくりをイメージをし、そしてみんなが参画するような中から、そういうものを一つ一つつくっていくということが大事ではないかなと、こう思いますので、ご意見を踏まえながら取り組んでみたいなとこう思います。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ今年度はそういうふうな形で、公募を含めて取り組んでいただきたいと思います。私、テレビコマーシャルの話をして恐縮なんですけど、大変好きな、好きなというか印象に残っているテレビコマーシャルがありまして、それは、野球少年とお父さんとの会話なんですね、その野球少年がマリナーズのイチロー選手に憧れている。少年がいうんです。お父さん、ぼくイチロー選手みたいになれるかな。お父さんは、なろうと思ってになれるもんじゃないよ。でも、なろうと思わなければ何にもなれないよ。それで、明日の試合に備えて、夜の公園でお父さんと 2 人で素振りをしているんです。これは N T T 東日本のコマーシャルです。それは内容は 365 日思い続けることの大切さ、N T T ですから 365 日フルサポートというような主旨のコマーシャルです。

ですから、われわれもグランプリをとろうと思えば絶対とれると思います。ぜひそんなことを願って私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11 時 32 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 4 番、荒海清隆でございます。私は 3 点にわたって通告をしておりますので、順次質問をしていきたいと思っております。

まず戸別所得補償制度についてでありますけど、昨年、国の政権が変わり、今までとまっ

たく違う農家の補償制度が新年度から始まることになりました。食糧自給率の向上を目指していることは分かりますが、まったく新しい制度だけに、農家は不安と期待を持って見守っております。農家の不安を払拭するためにも、新制度の内容をわかりやすくお示しください。その上で次のことについてお伺いをいたします。

一つ、全農家に交付金が支給されるそうですが、どのような形で支給されるのでしょうか。

次に、小規模農家や中山間地域の農家は不利になるのではないのでしょうか。

3番目に、交付の対象面積は作付面積から一律 10 アールを引くといいますが、なぜなのでしょう。また、営農利用組合等を組織すれば、組合で 10 アールを引くだけでいいとのことですが、どうしてなのでしょう。お伺いをいたします。

まだまだ疑問はありますが、制度自体も修正もあるやに聞いておりますので、現時点でわかる範囲でお伺いをいたします。

次に、ミネラル栽培の振興策についてでございますが、ミネラル栽培の先進地研修に町長も同行されたと聞き及んでおります。町のトップがみずから先進地を視察研修されたことは、基幹産業である農業への取り組みに意欲的であることの現れであると思っておりますし、また大きな期待も持っております。

そこで、町長の率直な感想をお聞かせいただき、次の点についてお伺いをいたします。

一つ、先進地とわが町の取り組みの違いはなんなのでしょうか。

そこから学ぶことは何がありますか。

そしてブランド化に向けての取り組みが今以上に重要な課題と思っておりますが、町長はどう思われますか。

4番目に、一般野菜との差別化を図っていくことが必要と思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、総合計画についてであります。西会津町総合計画が本年4月から施行されますが、この総合計画は私たちの町が目指す町の将来像と、それを実現していくためのまちづくりの取り組みを定めたものであることはいうまでもありません。平成 19 年 12 月に町の憲法である西会津町まちづくり基本条例を策定し、町民、議会、行政が一緒になって協働によるまちづくりを基本に進めていくことを決めました。具体的にまちづくりの進むべき方向を定めた総合計画は、町民、議会、行政が同じ目標を持って、協働のまちづくりに取り組むために、欠くことのできない計画であることは申し上げるまでもありません。

すなわち、まちづくり基本条例の 19 条において、町は、まちづくりの最も基本となる計画として、西会津町総合計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めるものとうたっております。平成 16 年 9 月の自立宣言から、19 年 12 月のまちづくり基本条例の策定、そしてこのたびの総合計画の策定と、多くの町民の皆さんが参加して意見を出しあってきた総合計画であります。議会においても議決され、新年度に施行されることになったことはご承知のとおりであります。

私は、この協働のまちづくりに対して全面的に賛同できるものであり、大きな期待を持っている一人であります。がしかし、協働のまちづくりの推進に向けての方法論で、町当局と若干の相違点がありますのでお伺いをするものであります。

総合計画の推進に向けて三つの目標を掲げております。一つは協働のまちづくりの推進。2番目に、効率的、効果的な行政の推進。3番目に、健全な財政運営の推進であります。この1番目の協働のまちづくりの推進についての内容があまりにも抽象的で、具体性がないのではないかと考えております。自立宣言をした16年9月から、5年以上の年月をかけてきたのですから、今さらのように、町民への内容の周知の徹底とか、まちづくりの機運の醸成、意識の改革などをしていては、この計画はいつ達成するのかわかりません。意識の改革とか、機運の醸成とかは人間の心の扉を開けることであり、大変難しく、また結果のみえない抽象的な問題であるように思います。

そこで伺います。何年くらいで協働のまちづくりが定着するとお考えなのでしょうか。また、そのためにどのような施策があるのでしょうか、具体的にお伺いするものです。私は協働のまちづくりを進める上で、もっとも必要なことは、まず行動をすることだと考えております。何か大きな目標をつくり、その目標に向かって行動することによって、意識の改革やまちづくりの機運の醸成もできるものと信じております。まず行動すること、行動することによって意識の改革を身をもって感じるものであるのではないのでしょうか。私はこのように考えております。町のご答弁をお願いするものであります。

以上の3点をもって私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、荒海清隆議員の、ミネラル栽培の振興策についてお答えを申し上げたいと思います。

先月、農家や関係機関等の参加によって健康な土づくり研修を実施をしている長崎、熊本県内のミネラル栽培を行っている農家の視察研修をしてまいりました。視察したアスパラ栽培農家やパセリ栽培農家などでは、土壌分析等によりまして肥料の3要素のバランスのとれた土作りや苗作りに重点を置き栽培に取り組んでおられました。生産物は品質が良く生産量は標準を上回るものであります。

生産された農産物は、J A出荷や農家個人が開拓した販売ルートである県内スーパーをはじめ、空路で県外へも出荷されており生産から販売までを意欲的に取り組んでおられました。

参加者は、それぞれみずから学ぶべき視点から研修されたと思いますが、私が一番参考になったことは、ミネラル栽培の方法はもとより、作った作物がどのような販路で出荷し、所得を得ているかということです。視察した農家は直接バイヤーとの契約をするなど積極的に販路を開拓しておりました。今後本町が農産物の産地化、あるいはブランド化を確立するためには、生産者みずからが生産だけでなく販売ルートの開拓に努める、あるいは出荷先など安定した体制の中で栽培することが大切であると考えております。

このことから、町といたしましても栽培指導や販売先の情報提供などの支援を継続して行っていく考えであります。

次に、ミネラル栽培野菜と一般野菜の差別化を図る、こういうことのご質問であります。これは町として指導できるものではないと考えております。お互いが切磋琢磨しながら消費者が求めるものを作り、生産拡大と併せて、消費者や直売所、飲食店等へ積極的に働きかけを行って市場を開拓し、所得の向上に向けて、農家みずからが意欲を持って取り

組むことが大切であると考えております。

その他のご質問等については、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 4 番、荒海清隆議員の戸別所得補償制度についてのご質問にお答えします。

わが国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の激減、農村の崩壊など危機的な状況にあります。戸別所得補償制度の目的は、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、国内の食料自給率の向上が図られること。さらには、農業の有する水源かん養などの多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう維持されることでもあります。平成 22 年度に実施される戸別所得補償モデル事業は、米以外の農産物を含めた平成 23 年度からの本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために実施するものであります。モデル対策は、水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業の二つの事業をセットで実施されます。

ご質問の米戸別所得補償モデル事業は意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する経費が販売価格を上回る米に対して、国から直接支払いにより所得補償を行うものであります。なお、交付の対象となる条件は、

一つ目として、米の生産調整を達成していること。

二つ目として、販売農家もしくは集落営農組織であること。

三つ目として、水稻共済加入または前年度の出荷・販売実績があること。

この 3 つの条件を全て満たしていることであります。

交付単価は定額部分として全国一律 10 アール当り 1 万 5 千円と、変動部分として、当年産の販売価格が過去 3 カ年の平均販売価格を下回った場合に差額を基に算出された交付金が交付される二通りの仕組みになっています。支援の対象となる面積は主食用米の作付面積から、一律自家消費分として 10 アールを控除した面積が対象となります。なお、ご質問にありました集落営農組織につきましては、共同販売経理を行い、さらに組織として水稻共済に加入している場合に限り、主食用米の作付面積から 10 アールを控除することとなります。交付の手続きは、加入申請書、交付申請書などの提出が必要となりますが、加入申請は 4 月から 6 月、交付申請は 8 月から 11 月、交付金の支払いは 12 月から 3 月になる見込みであります。

また、小規模農家や中山間地域の農家は不利になるのではないかとのご質問であります。平成 22 年度はモデル事業であることから全国一律単価での実施となり、すべての農家に同じように交付されることから、不利にはならないと考えております。なお、国では生産条件の格差是正については、モデル事業の実施状況を基に平成 23 年度の本格実施で検討していくとのことでもあります。

また、水田利活用自給力向上事業は、水田を余すことなく活用して食料自給率の向上を目指すことを目的に、麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家の皆さんが、主食用米と同等の所得水準を確保することができるよう支援を行うものであります。交付対象者は、米の生産調整の達成にかかわらず水田でこれらの作物の生産を行う販売農家や集落営農組織であります。交付金単価については、作物ごとに全国統一で交付されること

となります。

町といたしましては、これらの事業を活用することにより水田農業の経営安定化が図られるものと考え、事業推進に取り組んでまいりたい考えでありますのでご理解をお願いします。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ご質問のうち、協働のまちづくりについてお答えをいたします。

議員もご承知のとおり協働によるまちづくりにつきましては、まちづくり基本条例の中の最も基本的な理念でございます。新しい総合計画の中では、その取り組みの方針が書かれてございます。基本計画の中では、「協働のまちづくりの推進」といたしまして、四つの方針を掲げています。

まず1点目は「意識改革」を進めることでございます。まちづくり基本条例が施行されてから、2年が経過しようとしています。しかしながら、協働のまちづくりの理念は、すぐに浸透するものではございません。理念を浸透させていくため、みんなで意識改革をしながら、進めていく必要があることが書かれてございます。

ご質問の中で、いつまでというようなことがございましたが、意識改革につきましては、議員のご質問の中にありましたように、具体的な取り組みをしていくことで、徐々に進んでいくものと考えてございます。

2点目は「情報共有」を進めることでございます。みんなでまちづくりを進めていくためには、情報を共有していくことが大切であります。特に、行政は多くの情報を持っておりますので、できるだけ公開をしていくことが書かれております。

3点目は「町民」の皆さんからの意見の反映と、参加を進めることです。まちづくりには、町民の皆さんからのご意見が反映していくように、また、参加していただくように、さまざまな制度を活用することが書かれております。一例といたしましては、総合計画を策定した際に行いました検討会議や町民懇談会、また意見公募などがあげられています。

4点目は、できるだけ「多くのかたに参画」してもらおうことです。まちづくりには、できるだけ多くの人に参加をしていただき進めていくということでございます。

いずれにいたしましても、協働のまちづくりは、町民・議会・行政の3者が、それぞれの役割や責務を果たしながら進めていくものであります。その取り組みが進むことによりまして、協働のまちづくりに基づきます住民自治が実現をしていくものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　町長に再質問をさせていただきます。

一般野菜との差別化を図ることは、町では関知しないということではございますが、一般野菜を入れること自体が町でまず始めたわけなんですよ。そこで疑問なんです、やっぱりこれは一般野菜とミネラルを競争させてやっていくということではありますので、どのように差別化をするか、これもやっぱり町で、展示の方法とか、あと土壌の整備ですか、そのことも関わっているわけなんですから、あと投げたように生産者同士が切磋琢磨してやるんだというようなことでは、あまりにも無責任ではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私は、基本的にこれから農家経営を行っていく場合に対して、まず農家の皆さんが意欲を持って取り組むということであります。したがって、これまでミネラル野菜という一つの中嶋農法による生産意欲を持って取り組んでこられました皆さんについては、10年経過しておりますので、それなりに一定の成果があがったものと思っておりますし、あるいはこれから共同で行う場合に、まだまだ不足している、足りないところがたくさんあると思うんですね。例えばこれから販路の拡大、あるいはこれから後継者をどうつくっていくのか、そういうことを含めながら、やはり現在行っております共同で、あるいは普及会の皆さんが真剣に取り組んでおられますので、そういう中で取り組むことについては、これはどうぞこれからもその方向付けでやっていただきたいということでありまして、それに対する町の支援というものについては、これはそんなに大きく私は変わってはならないというふうに思っております。

したがって、これからハウスを導入して行う場合についてもそうでありますし、あるいは今後研修が必要だということについては、それなりに町も対応していろいろ行っていくわけでありますので、これまでそんなに大きく変化しているわけではないわけです。

もう一つは、一般野菜ということでもありますけれども、このことについては、中嶋農法を必ずしも取り入れて行っていかなければならないというようなことではなくて、個人が、私はこういうEM菌を使った、あるいは有機野菜だ、無農薬だ、こういうことで取り組んでおられる農家があるわけであります。しかしそういう農家の皆さんが生産された作物、これも一つは評価をしなければならないと思うんです。ですから、そういうことについても、同じようなものを取り扱う場というものがあっても私はいいと思うんですね。

したがって、これは競争ではなくて、お互いが切磋琢磨しながら、場所の確保等々について、今後販売面積が少ないとかいろいろな課題があると思いますけれども、それらについても真剣に取り組んでいかなければなりませんし、そうした中から、西会津町の野菜のブランド化ということが確立をしてくるのではないかというふうに思いますので、そういうことがイコール、これでなければならぬんだというところだけで終わってしまっているのかどうなのか、仮にもそういうことが差別化だということであれば、そういう取り組みよりも、私はむしろお互いのそうした切磋琢磨的な方法で栽培をしていくほうが、農家の皆さんにとってもいいんじゃないかと、こう思っております。

なによりも大切なのは、私はやっぱりそのことによって農家の皆さんの所得がどう高まっていくかということにあると思いますので、そういうこと抜きにして栽培方法だけで議論するわけにはいかないと、私はそう思っています。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　確かに一般野菜でも、町長が言われたように、土壌分析をしてやる。そして、それだけがすべてではないということ、わかります。しかし、12月の議会でも私申し上げましたが、ブランド化するということは容易なことではないということを申し上げました。そして、何よりも一つにまとまることによってブランドができるのではないかということをお私は自論として持っております。ですから、やっぱり一般野菜もそこに入れるんじゃないくて、本来ならば中嶋農法で町を盛り上げよう、活性化しよう、農家の所得を上げようというようなことが必要ではないかと申し上げてきたわけなんです、その点、今となって

は一般野菜も入れるということで決まりましたから、それは一般野菜は一般野菜でいいと思いますが、今、本当の話、ミネラル野菜栽培、ちょっと低迷していると思います。これでは、やっぱりならないんじゃないかと考えておりますので、これからもミネラル栽培者は、ミネラル栽培者が本気になってやるつもりでおりますが、町からの、まだまだ指導、助言等をお願いしなければならないと思っております。

ミネラルについては、以上、お願いということもありますが、まだまだ切磋琢磨もすることによってできるのであれば、確かにこれはいい方向に向いていくのではないかなと考えております。今後ともミネラル栽培、一般野菜ができるだけ発展しまして、町が活性化することを願っております。

質問を変えます。戸別所得補償制度についてであります。小規模農家や中山間地域が不利になるのではないのでしょうかという、そういうことで質問をしましたが、一律に1万5千円が支給されるのだから不利というようなことはないというご答弁であります。こういう大規模にやっている農家にとっては、例えば10町歩つくっている人は、150万円が入るということなんですよ。4反歩の人は1反歩を引かれて3反歩分ですか、4万5千円ですか、その金額で終わるという。この点についてなんですが、今年も中山間地域の直接支払制度が5年間続くということで、あるわけなんです。この制度と抱き合わせというんですか、そういうふうな考え方を持っていただければ、まだ中山間地域も有利になるんじゃないかなという考えを持っているんですが、いかがでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 戸別所得補償制度と中山間直接支払をセットで考えれば有利ではないかというご質問でありますけれども、中山間地域直接支払制度につきましては、先ほど目黒一議員にお答えしたとおり、22年度から3期対策ということで、かなり要件緩和をしまして、取り組みやすい制度となったわけでございます。中山間につきましては、条件不利地域の整備を進めるための制度でございます。今回、戸別所得補償制度につきましては、今回のモデル事業、22年度に実施されるモデル事業につきましては、全国一律、条件不利地域、条件のいい所、問わず、1反歩当り1万5千円の交付ということでございまして、先ほどご答弁でも申し上げましたが、22年度はあくまでもモデル事業としての実施でございまして、23年度、本年度のモデル事業を検証しまして、23年度から米以外の野菜等につきましても、戸別所得補償制度という形で実施される予定でございます。

その中で、条件不利地域については、例えば今年は一律でしたが、来年度は上乘せ、加算措置がされるかもしれないわけございまして、それにつきましては、来年度、国の方針がどう決まるということは決まっておりますので、町としましては、大変有利な制度でございますので、できるだけ多くの農家に組み込んでいただいて、中山間もそうですし、戸別所得補償制度もそうですし、組み込んでいただくような指導をしながら、農家の皆さんの所得向上に寄与できるように努めたいと思いますので、ご理解を願います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 この所得補償制度については、まだまだ疑問もあるわけなんです。まだ国自体でもはっきりしない点もあるようなので、一応、やってみてからというようなことで、そのようなことですので、もし問題があれば、また質問をさせていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。総合計画についてであります、このまちづくり、協働のまちづくりについて、意識の改革、このことなんです、大変難しいことであると思います。そのためには、やっぱり何か一つ目標をつくってやったほうがいいのではないかとこのように考えておりますが、具体的に何か室長のほうで考えがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長　　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　　ご質問にお答えを申し上げます。

この協働によるまちづくり、先ほども申し上げましたように、町民、議会、行政、3者で各々役割を持ちながら、また協力をしながら進めていくわけでございます。議員も先ほど質問の中で申されましたように、やはり意識改革といいますのは、具体的な取り組み、これまでやってきました取り組み、またこれから新たな取り組みもあると思いますが、そういうものを取り組んでいくことによりまして、やはりできてくるものというふうに私も考えてございます。

具体的にぴったりいく例かどうかはあれですが、例えば、奥川地区におきましては、これまでも奥川健康マラソン、また今、奥川の地域づくり会議ということで、新たな取り組みなどが出てきております。こういった取り組みを各々が、町民の皆さんが主体となりまして、また行政も支援をしながら進めていく。また、そういう取り組みを進めることによって進んでいくというふうに私は考えております。ですので、今まであった取り組みを、やはりこういう充実をしていくことによって、意識改革は当然進んでまいりますし、協働のまちづくり、どんどん成熟していくというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長　　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　確かに室長言われるように、例えば例を取ってみますれば、奥川マラソン、奥川の地域づくり、そういうことをやりながら意識の改革、または機運の醸成ですか、そういうことをやっていくことが必要であると思います。その点について、やっぱり地域だけではなく、町全体として何かやれることはないかなということも私は考えております。それも、一過性のイベントだけではなく、持続すること、それがその生産性に結びつくとか、そういうことが必要ではないかと考えておりますが、室長はどのようにお考えでしょうか。

○議長　　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　　大きな取り組みということで議員からご質問でして、先ほどは奥川地区に関する取り組みということでお答え申し上げたわけでございますけれども、町全体といたしましても、やはり大きな取り組み、これからこういう地方分権が進む中で、やはり町民のかたが主体となってまちづくりをしていく時代でございますので、町全体として取り組めるもの、また皆さんで率先して取り組めるもの、こういうものがありましたら、ぜひ取り組んでいくように、またそういう工夫を持ちまして、皆さまからいろいろ発案をいただきながら、できれば進めていければというふうに考えております。

○議長　　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　私もそういう取り組みについては、町民の一人として申し上げたいんですが、

やっぱり何か目標を持つこと、目標をつくって、行政側もそうですけれども、議会もそうです、町民側もそうです。そういう意味で、まず公民館活動、そういうことがまだ必要、もっと充実させるということが一つあるのではないかなというふうに考えております。あと、行政側は、行政評価の手法を取り入れること、大変難しいことかもしれませんが、そういうことに取り組んでいくということも一つあるんじゃないかと思います。そして、議会においては、議会の基本条例の制定するとか。そんなこともまたまちづくりの一つではないかなと考えております。どうでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員が考えておられる協働のまちづくりということについて、明確にはっきりと町のほうで、これだということが示されないの、なかなか理解できない部分があるし、あるいは意識改革とこういうふうなことでありますが、私は、むしろもう少し分かりやすくいえば、町がこれから策定されたものについて、それぞれの立場でどう取り組むかというところが問題だと思うのであります。これは行政主導だけで、今まで、あるいはこれまで行ってきたものから、今度は住民みずからが発案をもって、あるいは行動をもって対応するというのが、協働のまちづくりの私は基本ではないか。

例えば、もう2、3年前から行っておりますが、さゆり公園の草刈りとか、周辺のそれぞれの土手のいろんな清掃などについては、これは行政主導でもなんでもないわけです。例えば、これ町主導でもありません、私も2、3回参加しておりますけれども、行くところはどこであれ、いついつやりますよということで、どこかで働きかけをすれば、みんなそれぞれ持ち寄って、やるわけです。鎌を持ったり、あるいは草刈機械を持ち寄ったり、最低限度の油代ぐらいは、これは町でやらなければならないと思うんです。それは、短時間の中で、あれだけ広範囲の公園が一気にきれいになるわけですね。そういうことも、私は協働のまちづくりの一つの一環ではないかと、こう思いますし、あるいはこれからまだまだそれに類するようなことがたくさんあるはずだと思うんです。花を植えて町をきれいにしようと、どこかで提唱すれば、よし、みんながいろんな角度で、あるいはできるところからやってみようじゃないか、こういうことも協働のまちづくりの中で行っていくべき課題ではないか。

そういうことを、少し小さい中から行っていくことによって、少しずつ、議員も先ほど質問の中で言いましたけれども、行動があって、はじめて意識改革だと言われました。まさにそういう小さいところからの行動が、意識を改革していくんじゃないのかなというふうに思いますので、これからいろんな町は施策の中で、町民がそれぞれの立場で、できることはみんな協力してやっていきましょうじゃないかと、こういうことも提唱していくことが必要ではないかと、それが基本ではないのかというふうには思っています。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　町長から、ただいまボランティア的なお話がありましたので、この際なんで質問させていただきますが、私もそのボランティアに対しては、自分なりにやっているつもりでございます。個人的なことを申し上げて申し訳ないと思いますが、桜を見る会というような会に入っております、月1回程度、大山公園ですか、その草刈りとか、桜の手入れをしております。これは本当のボランティアなんです、あそこに水飲み場がある

わけなんですよ。そこがいつだか風でとんだんだかなんだかということで、それ以来、屋根がないと。それで、それを行政側に会長さんがいってお願いはしているんですが、なかなかできない。これでは町側、町民がいくらボランティアでやってきたって、そういう施設が屋根一つかけることができない、結構あそこは使っている人もいますよね。小学生とか中学生がキャンプに来たり、何かしているようなんですが。そういうところ、何回言っても目が届かないということであってはならないわけであると思います。

とかく行政のやることは遅いんだというようなことで、町民は言っておりますが、そうではなくて、これからはやっぱり本気になって考えて、できるかできないかは別としても、本気になって考えていくというような姿勢がなくてはならないのではないかなと考えております。

そして、協働のまちづくりについて、私、もう一つ提案したいことなんですが、西会津町はごみの分別にはかなり効果があるようにやっているというようなことで評価されているようですが、これをもっと進歩させるということも、これなどは本当に町民一人一人が意識を持たない限りできないのではないかなというように思っております。これは本当に、それができれば協働のまちづくりができるんじゃないかなと考えておりますが、そういう点で、具体的なことを申し上げましたが、どうでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まさに議員おっしゃるとおりです。協働のまちづくりというのをもう少し細分化していけば、今のようなごみの分別とか、あるいは私も知っていますけれども、桜を見る会、あれだけの広い面積をボランティアで整地をされているということについては、非常に町としてもありがたいことだこう思っています。ただ、バラ園跡地の屋根とかということは、私、承知しておりませんでしたので、なお心にとめておきたいというふうに思いますが、そういう具体性のあるものについて、やっぱり行政指導で、町がやれやれというだけではなくて、自分達ができる範囲内はいったいなんなのかということ、それぞれ認識していただければ、いろんな団体が生まれ、あるいはそういう方法が生まれてくるのではないかというふうに思います。そういうのを逆に私は期待をしたいというふうに思っておりますので。このことは、行政が、これが協働のまちづくりだからって、逆に提案をすることによって、それは生まれてこない、あるいは育ってこないというふうに思いますので、どうか、議員、それだけのいいお考えをお持ちなんですから、どうぞこれからもボランティアを続けていって、ごみ分別などについても力を発揮していただきたいなこう思います。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　町長になんか上手にいわれたもので、ちょっと戸惑っておりますが、やっぱりできることからやる、それが協働のまちづくりではないかなというふうに考えて。私、くどいようなんですが、本当に協働のまちづくりについてというのが、どこまでできるのかというのが未知数なもので、これからやっていかなければならないということなんですが、行政も押し付けるんじゃなくて、行政もやっぱり町民として考えなければいけないと、議員もやっぱり町民の一人だと、そんなふうに考えていけば、行政側も町民の立場に立って考えていく、そういうことが必要ではないかなというふうに私は考えておるわけな

んですが、私の考えが少しでもまちづくりに対して進歩することがあれば幸いですので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員おただしの、緑化休養施設の水飲み場の施設ですが、これ実は担当のほうで、今年の当初予算に計上したそうでありますので、たぶんおっしゃられているとおりを、町はしっかりやっているというふうにお考えいただいて、どうか議員のその立派なご提案を参考にしていただきたいと思います。

○議長　3番、青木照夫君。

○青木照夫　3番、青木照夫でございます。今次の定例議会には3項目ほど提出しております。一つ、地域主権改革について。二つ、農業に関する戸別所得補償制度について。三つ目は、後期高齢者医療制度、その他について質問させていただきます。それではよろしくお願いいたします。

質問事項1、地域主権改革についてお尋ねいたします。

広報にしあいづ1月号の、町長の新年のごあいさつの中で、今日の地方自治体を取り巻く情勢として、地域主権改革について言及されております。すなわち、地域のことはそこに住む住民が決め、活気に満ちた地域社会をつくるための、地域主権改革が推進されるという局面を迎えているという内容であります。

このことは、現政権がマニフェストに掲げていた中央集権から、本来あるべき地方分権への転換を指しているわけであります。政府は昨年11月17日に地域主権戦略会議を内閣府に設置することを閣議決定し、法改正を含めた地域主権実現への動きをみせております。地域主権という表現は、遅々として進まない地方分権が、権利が分け与えられるというイメージではなく、本来主権者は国民、すなわち地域に住む住民であるはずであるということから、あえて地域主権と表現したのでありましょう。

明治憲法では、天皇主権、つまり主権者は天皇だけに認められていたわけですが、第2次大戦後に制定された新憲法、つまり現行憲法では、主権在民、すなわち基本的人権を有する国民が主権者であると変更されたわけであります。したがって、地域に住む住民も国民ですから、地方自治における地域住民も主権者であることになります。国民主権が憲法にうたわれ、地方自治法の解釈上も、地方自治の本旨が団体自治と住民自治となっており、半世紀以上経過しております。さらに12年前の2000年4月に施行された、地方分権推進一括法においても、地方分権の必要性が示されていました。

こうした法制度の上では、地方分権や住民自治なのですが、必ずしも実態はそのようにはなっていないのであります。住民自治が進展しなかったのには、それなりの要因や理由があったといえます。今後の地方行政のあり方を根本から変革しなければならないとするならば、実現のためには多くの困難と努力が必要になるでしょう。

これまでの中央官僚による中央集権から、住民自治を基本とする地方分権への流れの時代の要請であります。好むと好まざるにかかわらず、今後の町政運営に影響するでありましょう。そこで、次の基本的ないくつかの点について町長のご所見をお伺いいたします。

一つ、地方分権に基づく住民自治の必要性はこれまでも盛んにいわれてきましたが、現実にはほとんど進展しておらず、住民からみてその実感はありません。言葉だけで終わ

っているのが実態ではないでしょうか。こうした実態を生んでいるのは、何らかの原因や要因があるはずです。どのように思われますか。また、地域主権の行政運営を進める上で、施策として今、そして今後何をしなければならなとお考えでしょうか。

二つ、地域のことは地域で決めると同時に、昨年の10月28日に行われた総理大臣の所信表明演説で、居住する町や村の未来に対する責任を地域住民に持っていただくことも必要と述べております。町の将来を地域住民が責任を持って主体的に決めるためには、必要な行政情報を全面的に公開、開示されることが必要です。もちろん議会情報も例外ではありえないでしょう。そこで、さらに徹底した住民との対話が必要になります。現行の住民懇談会などでは不十分という町民の声もあります。

例えば、予算であります。多様な地域住民の行政需要を具体的な事務事業として実施するために必要なものでありまして、今議会でもそのための審議を行うわけでありまして。町長の予算調整権、あるいは編成権を犯さないという現行法の範囲以内で、事前に住民懇談会などを通じて、町長や行政の考えを示し、併せて地域住民の意見を聞くことも必要ではないでしょうか。テーマを決めた住民説明会をできるだけ多く行い、行政としての考えを示し、住民の理解と協力を得る努力が地域主権実現への近道と思うからであります。

そこで、住民との対話の回数や方法などは現行でよいとお考えでしょうか、改めてお伺いします。

三つ、地方自治体である役場は、住民サービス機関に徹することが肝要であります。長年にわたり中央官僚による中央集権体制が続いた結果なのではないでしょうか、地方自治体もこの流れの中で、官僚特有の上から目線で地域住民に接してはいないかという懸念であります。

地方自治体は統治機関ではなく、地域住民に対するサービス機関であることが地域主権に求められましょう。役場に出向くのはどうも敷居が高くてという住民感情はこの辺にもあると思われます。役場職員の中には、いまだに上から目線でものを言う人がいて気になると指摘する住民の声もあります。一部の職員の対応の悪さが全体の評価を下げてしまうのであれば、まことに残念なことであります。地域主権の住民自治に向けて、今後、行政、議会、住民、3者の協働が試されることとなるでしょう。町長のご所見などをお伺いいたします。

以上、地域主権改革に関連した三つの事項について質問いたします。

次に、質問事項2、戸別所得補償制度についてお尋ねいたします。

ご案内のとおり、われわれ日本人は米や穀物類が主食であります。世界の国々にあっても穀物を主食とする民族は非常に多いのであります。ところで最近、ランドラッシュという、あまり聞きなれないニュースに接したことがあると思います。韓国、中国、インド、ほか多くの国が食糧自給率の向上を国家政策として掲げて、アフリカ諸国やロシアなど、他の国に農地を求めて、耕作地の争奪戦を繰り広げているというものです。

こうしたニュースがある一方で、わが国では農業政策として米作農家の戸別所得補償制度が導入されます。その目的が不安定な米価を補償し、併せて食料自給率の向上を図ると説明されているわけです。

一方では、減反政策を進めながら他方では食糧自給率の向上というのは、何か腑に落ちないところがあります。確かに主食用の米だけに限って言えば生産過剰なのかもしれませんが、

素朴な疑問がありますので、担当課長などのご見解をお伺いいたします。

一つ、山間地などのどちらかといえば小規模農家の人に聞きますと、制度の説明を聞いたが、正直なところよくわからない。せっかくの制度なのだから有利になるのなら申請を検討しようと思うが、まわりの様子をみてみないとというものでした。小規模農家の場合、必ずしも有利と思えないのでありますが、実際のところはどのようなのでしょうか。

二つ、平地で借地農地を中心に、大規模営農を営んでいる人の意見では、賃借農地の貸しはがしが実際に起こっているようで、この制度には疑問がある。国の政策として大規模化が推奨されていたはずなのだが、こちらの補償はないのかというものでありました。

三つ、貸しはがしの要因には、農地の賃貸借契約に不安があることがあるでしょう。また、耕作放棄地が年々増加している原因の多くは、農業従事者の高齢化があることは確かです。この解決のために役場が賃貸借権を管理し、賃貸希望者を仲介することで農地の有効利用を図り、実績を上げている村が長野県にあるようです。こうした制度も参考にして施策の検討をしてみたいかでしょうか。

質問事項3、その他の問題についてお尋ねいたします。

一つ、後期高齢者医療制度については、従来から保険制度そのものに問題があるとして多くの論議をよんでいたところであります。そのため現政府は、直ちに廃止するとしておりましたが、何も改善されることなく、結果として保険料の値上げだけが現実のものとなりました。ただでさえ年金生活で収入の低い高齢者に負担増を課するという結果になるわけです。現在、町の施策として国民保険税の軽減措置があるわけですが、すべてに優しいまちづくりの観点から、何らかの措置は考えられないのでしょうか。

二つ、町では、担当者各位の努力にもかかわらず、税金などの滞納金額が増加していると聞き及んでおります。先に給付された定額給付金について、他の市町村では、税などの納付を促進するために督促するためにはどんな方法があるかを議論していたようです。当町でも検討されたと思いますが、その結果はどうだったのでしょうか。

三つ、近い将来、子ども手当の給付が行われるようです。これは税金ではありませんが、負担金としての学校給食費などの未納者があるやに聞いております。このようなことがなければよいのでありますが、もちろんやむを得ない事情があつて、税金や負担金などの租税公課を滞納している場合の必要な配慮は当然であります。がしかし、必ずしもそうではない保護者の租税公課の未納は、受益者負担の原則、あるいは公平性の観点からも、なんらかの対策が必要であると思いますがいかがでしょうか。

四つ、野沢駅前通りでは、空き地、空き家が目立つようになりました。数年後には道路が整備されますが、このままでは歯の抜けた異様な状態になることが避けられないでしょう。周辺には、約840坪の町有地があるようです。地域住民、各種団体などからこの町有地の利活用についての要望書が出されているようです。すでに町として計画があるのであれば、その内容をお示しいただき、特に計画がないのであれば、地域住民などの要望書を前向きに検討されるよう要望いたします。今後のまちづくりに向けた町の考えをお聞かせください。

以上、三つの質問事項についてご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それでは、私からは、3番、青木照夫議員のご質問のうち、私から地方分権が進展しない原因と地域主権への所見についてということですので、お答えしたいと思いますが、今ほど議員の地方分権と住民自治について、法に基づく非常に見識の高いお話を拝聴させていただきました。地域主権が的確に答えられるかどうか分かりませんが、お答えをしたいと思います。

現在、国においては、地域主権への改革が推進されております。地域主権とは、地域の住民がみずから考え、主体的に行動し、その行動に責任を持つことで、地域にあった自治体の運営ができるシステムのことでありたいと思います。

はじめに、ご質問の地方分権が進まない、この原因についてであります。いろいろその原因はあろうかと思いますが、いわゆる国からの権限と税源の移譲が進まなかったということが大きな原因であると考えております。特に、国から税源が移譲されることで、主体的な行政運営が可能になると考えており、地域主権を確立するためにも、必要不可欠なものであると考えております。

私は、地域主権とは、町が主導になって進めていくことから、地域の住民が積極的に参加するまちづくりへ転換することであると考えております。また、そう進めることは、行政の役割であるとも考えております。私は、まちづくり基本条例や総合計画をつくりあげた際に行ったように、町民参加型でのまちづくりを積極的に進めていくことが必要であると考えております。地域主権を重視するならば、これから町民の皆さんには、積極的にいろんなところに参加をしていただくことが必要であると思います。

次に、ご質問にありました住民懇談会についてであります。これは総合計画策定の際の町民懇談会のことかと思われませんが、これまで行ってきたこの町民懇談会については、まちづくり基本条例に基づいて開催してきたものでありまして、私が選挙公約をいたしました町政懇談会とは別のものでありたいと思います。あらかじめご理解をいただきたいと思っております。

さて、議員が言われるように、町民主権の推進には町民との対話、情報の共有が重要であります。特に町民との対話については、私は政治理念の基本となる部分であることから、今後も積極的に進めていく考えであります。

情報の公開・開示につきましては、すでに、町長交際費を公表することや各種会議を公開することなどで行っているところであると思います。また、町民提案制度も昨年から実施をいたしております。さらに、新年度からは、町政懇談会についても、計画的に実施してまいります。これまでも申し上げてまいりましたが、町民との対話は、私の政治理念の基本でありますので、今後も、あらゆる機会をとらえながら、積極的に進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　3番、青木照夫議員の地域主権についてのご質問のうち、「対等な目線の対話」に関するご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、町民の皆さんをまちづくりの主役として、地方分権時代にふさわしい町民・議会・行政の三者が一体となった協働によるまちづくりを基本理念といたします西

会津町まちづくり基本条例が施行されまして、2年が経過しようとしております。この間、町職員の意識改革の取り組みにつきましては、職員研修の中で「まちづくり基本条例」の趣旨の周知徹底を図るとともに、事務事業の推進につきましても、まちづくりの主役であります町民の皆さんの目線で、相手の立場になって物事を考え、行動するよう、機会あるごとに指導を行ってきたところであります。また、職員の接遇につきましても、専門の講師を招くなどの機会を設け、全職員に対して指導を行ってきたところでありますが、議員からおただしのありましたようなことがあれば、甚だ遺憾なことであると考えております。

町といたしましては、今後とも町職員の意識改革を進めるとともに、職員全員が同じ考えのもとまちづくり基本条例の趣旨を体し、町民の皆さんの目線に立って、より質の高い行政サービスを提供できるよう、不断の努力をしてまいる考えであります。

次に、税の滞納と定額給付金についてであります。議員もご承知のとおり、昨今の厳しい経済状況の中で、本町のみならず全国的に税の滞納額が年々増加傾向にあり、滞納対策はこれまでも増して重要な課題となってきました。

ご質問のありました「定額給付金を滞納対策に活用したかどうか」とのことですが、一部市町村の中には給付金を差押えの対象とするような考えを示したところもあるようではありますが、総務省からの指導の中で、「定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援を行うことを第一の趣旨としたものでありまして、給付主体となる市町村がその給付金を差押えることは、その趣旨に合致しないものである」との見解が示されたところであります。

その一方で、「給付を受けた町民の皆さんが、自主的に滞納額に充てる意思表示があれば収納は可能である」との見解も併せて示されたところであります。

町といたしましては、これらの見解に基づき、給付金の差押えは行いませんでしたが、給付された後の対応策といたしまして、納税相談等を通じて、給付金を活用した自主的な納税について取り組んでいただいたところであります。

いうまでもなく、税は自治体運営を行う上での基本的な財源でありますから、今後とも負担の公平性を確保しながら、滞納対策につきましては、町長を本部長とした税等徴収対策本部会議の中で協議しながら、滞納額の縮減に努めてまいる考えであります。

次に、「野沢駅前通り周辺の町有地」について、お答えをいたします。

ご質問の土地につきましては、旧野沢幼稚園跡地のことと思いますが、この土地は、議員もご承知のように平成13年6月に、当時の所有者であったかたの遺言により遺贈を受けた物件でありまして、土地面積は約2,500平方メートル、およそ774坪であります。

当時は、土地の他に住宅及び旧園舎、動産を合わせて寄附をいただきましたが、建物は老朽化しており、改修等に多額の経費がかかることから、園舎部分については平成15年3月に、住宅部分については平成21年6月に取り壊しをいたしまして、現在は庭木及び数本の桜を残して、更地の状態となっております。

遺贈に際しましては、故人より特に使用目的等の指定はございませんでしたが、住宅連担地にある貴重な土地でありますので、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層のかたに利用していただけるようなコミュニティ環境の整備を検討しているところであります。

計画を策定するにあたりましては、より有効な計画が策定できますよう、地域住民の皆

さんの意見をお聞きしながら、整備を進めていきたいと考えておりますが、事業実施にあたりましては多額の財源が必要となりますので、財源の確保につきましても併せて検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 3 番、青木照夫議員の戸別所得補償制度についてのご質問にお答えします。

制度の内容につきましては、先ほど 4 番、荒海清隆議員にお答えしたとおりであります。小規模営農者にとって有利とは思えないのご質問であります。平成 22 年度はモデル事業として実施されるため、全国一律単価の交付となることから、不利にならないと考えております。ただし、作付面積から自家用消費分の 10 アールを引いた面積が交付対象となるため、10 アール以下の作付農家は交付対象外となります。

次に、ご質問の中に戸別所得補償制度の導入により借地の「貸しはがし」が出てきているとのことでありますが、基本的に農地の賃貸借は、農業委員会の許可や利用集積計画の決定が必要であることから、双方が合意した上で実行されるものであり、現在、「貸しはがし」が出ているという情報は把握しておりません。

また、行政が農地の賃貸借を仲介することで有効活用している事例があるが、検討したはとのご質問であります。昨年末に国の事業として、農地利用集積円滑化事業が創設され農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、市町村または、市町村の承認を受けた J A や地域担い手協議会等が農地の所有者から委任を受けて、農地の貸付け等に取り組むことが可能となりました。町としては、関係機関と協議を重ね、町担い手協議会をこの事業の実施主体とし、事業に取り組んでいく方向で検討を進めているところでありますのでご理解をお願いします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 青木議員のご質問のうち、後期高齢者医療にかかる保険料の軽減についてお答えを申し上げます。

後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり、現役世代と高齢者世代との負担ルールを明確にして公平でわかりやすい制度とするために平成 18 年に国の医療制度改革関連法の一環として成立し、老人医療制度に代わり、平成 20 年 4 月から 75 歳以上の後期高齢者を対象として開始された医療保険制度であり、この 3 月で開始から 2 年が経過するところでございます。

本制度につきましては、制度がスタートした当初から、周知不足や年金からの引き落としへの不満と、75 歳以上を切り離し後期高齢者だけの保険制度にしたことへの不信等の苦情が全国的に相次いだところでございます。昨年、民主党政権となり、厚生労働省では平成 25 年 4 月から新しい高齢者医療制度を施行するという工程を示しました。

ご質問の保険料の軽減についてであります。福島県における平成 22 年度及び 23 年度の保険料につきましては、去る 2 月 25 日に開催されました福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会において議決されたところでございます。それによりますと、保険料算定の基礎となります一人当たりの医療費が伸びていることや、後期高齢者負担率の上昇などから保険料は若干増加することになりますが、上昇幅を可能な限り抑え被保険者の負担軽減

を図るため、繰越金と基金から計 43 億円を繰入れすることによりまして、均等割は据え置かれ 4 万円ですが、所得割率が現行の 7.45%から 7.6%へ 0.15 ポイントの引上げとなったため、前年度と比較して平均で一人当たり 390 円、率にして 0.86%の負担増となりました。なお、負担増となる所得割を負担していただくかたの割合は、県全体では約 30%、本町では 15%となる見込みであります。

保険料の軽減制度は、被保険者と世帯主の所得に応じて均等割の 9 割、8.5 割、5 割、2 割と 4 種類の軽減がありますが、そのほか、社会保険等の被扶養者であったかたは、2 年間所得割は賦課されず、均等割が 9 割軽減されます。また所得割が賦課されるかたでも所得額が 58 万以下のかたは所得割額が 5 割軽減されます。

以上のような低所得者のかたへの負担軽減制度の適用を受ける本町での被保険者数は、平成 21 年度では 1,571 人おりまして、被保険者全体の 74.6%のかたが何らかの軽減を受けております。このような制度上の軽減のほか、災害や病気などによる減免制度などがあること、また保険料の決定は、保険者である県の広域連合が行うことから、町独自の軽減策は考えておりません。なお、町では保険料以外の負担軽減策といたしましては、健康診査を受診する際に、本来は自己負担金として負担していただく個人負担分 1 千円を全額町が負担し、高齢者の健康保持と疾病の早期発見のため無料で受診出来ることとしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 3 番、青木照夫議員のご質問のうち、生活困窮者とはいえない保護者の給食費未納についてお答えいたします。

生活困窮者とはいえない保護者が、支払い能力がありながら、給食費をわざと納入しないという、いわば悪質なかたは、他の市町村ではまみられるようですが、本町においては見られない状況でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、町長に質問いたします。

まず地域主権改革についての考えについてですけれども、改めてお尋ねしたいと思います。私は、いろんな今、同僚議員からもいろんな面でまちづくりの考えは、意識はどうかというようなお話を聞かせている中で、私はまさしく、今、地域主権改革が必要であるということを深く認識しました。その中で、町長は今年の新年号の 1 月号でも、地域主権という紙面をトップであいさつされておりました。また、提案理由の説明の中でも、同じく地域主権改革が大切であるということを述べておられます。その、今なぜ地域主権が大切なのかということを改めてもう一度、町長の気持ちを伺いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 重複するようなことは避けて答弁したいと思いますが、地域主権というのは、その地域の住むかたが、あるいは住民のかたがたが、自分で考え自分で行動する、そういうところの、やはりこれからの自治体運営については、非常に大切なことだということとでありますので、私はそういうことを尊重しながら、やはり住民の皆さんの積極的な参加を促してまいりたいというふうに思います。

ですから、いわゆるこの地域主権というのは難しく、そう考えることではなくて、地域

の皆さんが主役であるという思いの中で、まちづくり全体でそういうものを取り組んでまいりいと、こういうことの基本的な考え方であります。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　まさにそのとおりだと思います。地域のことは自分たちで責任を持って決定して、これからやらなくてはいけないということでもあります。今これからいろんな面で地域の、地方の財政がいろいろ行き詰っていると、その最初の町長の答弁の中にありましたが、地方分権が進まなかった理由は、税の移譲が達していなかったというようなことを述べておられます。そういう流れの中で、今まで 2000 年 4 月から地方分権推進一括法実施され、その中で途中、小泉内閣が 7 年前ころ三位一体ということで交付税の見直し、国庫負担金の廃止、また税源の移譲ということを片山当時の大臣から発せられたわけですが、その中身もなかなか、一部の税源の移譲はあったものの実施できなかったと。そういう中で、さらに今回は地域主権ということが打ち出されたわけです。

今、私も話は前後なりますが、地元の空き地を利用しようとか、いろんな形で述べましたが、やはり大事なものは、みずから、今までは上からの流れで中央集権から地方分権となったわけではありますが、それができなかった理由というのは、やはりわれわれがその意識改革、先ほどいわれた話の中でもありましたが、意識改革がなかなかできない。9 月の一般質問の中でも町長に申し上げたまちづくり基本条例についてのただしをいたしました。その中では私は何を申し上げたかという、今、町民の皆さんは主役といってもわかりません。町長みずから言葉として、何べんも何べんも繰り返さない意識は伝わりませんということを述べました。その中での答弁では、私は口に出さなくても、私は理解しているんだということいろいろと問答がありましたが、私はさらに、その中での、もちろん総合計画の中でもつながり、すべてつながりがあります。そういう中で、これは必ず地域主権もつながることです。そういう中での覚悟ということで、今、町長も言われたとおりであります。すべての、話がとびますが、いろんなそういう滞納されて累積の金額も多額になっていることから、すべて網羅している中身だと思いますので、もう一度、町長のその取り組み姿勢ということをもっと聞いておきたいと思います。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　非常に高度な話でありますので、なかなかどう申し上げていいかわかりませんが、私は意識改革とか、地域主権というのは、まず町民の皆さんがどう参画をするかということを保証しなければならぬと思うんですね。もう一方は行政の役割ということも明確にしなければならぬんです。ただこの言葉だけで、本来行政でやるべきことが転嫁されて住民のほうにいくというようなことであってはならないと私は思っているんです。

ですから、その方法とか、その中身について私は大事にしていきたいというふうに思っているんです。例えば、一つのものをやろうとする場合において、これは住民のかたがたから、多くのかたがたから意見をいただいたほうがいいということについては、積極的に町はその方法について、住民の皆さんに声をかける、あるいは対応について求めようとするわけです。受けた町のほうではそれを尊重しなければならないということをしっかしってやっていかなければならないと思うんですね。ただ、そういうことが形式上であってはならない。そのことを明記をするということが、これから住民意識の中で大事なことで

ありますし、そして地域主権をこれから唱えて行っていく行政としても、しっかりそのことは認識として持っていかなければならないと思っておりますので、これらのことを総合していえば、やはり住民本来が果たすべき役割というものがちゃんとあるわけですから、先ほどいいましたように税の公平性というものをきちっと確保するには、お互いにそういうことを認識をしながら、公平な負担を求めよう、あるいは納める、こういうことも私は大事なことかと思っておりますので、そういう役割というものをしっかり私は行政側としても認識を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　　税のことで質問していきたいと思いますが、累積滞納額が今1億円を超えているという内容であります。そういう中で、ここ数年、5年以内で増加しているような統計かなとみさせてもらっているんですけども、それは経済の低迷とか、いろんな個人の所得の問題とか、上がらないとか、あるわけですが、今、一般質問の中でも申し上げましたが、それだけの累積になるようなことがどうして解決できないのかと、今、町長が筆頭に特別対策室、別な意味での正式な意味があるだろうと思いますが、対策をされているということでありますが、矢祭町、視察に行かせもらった5、6年前の話ですが、全職員が徴収ができるように交付、授与させて、そしてそういう滞納のかたにまわって徴収されたというお話があり、実績を上げておられるということがあります。もちろんそういう国税徴収法みたいなルールがあろうかと思いますが、わが町でも、そういう大きな負債が抱えているとしたならば、町民に対して役場職員のかたが、徴税の担当者以外のかたであっても、やはり時間以外であっても努力をして、入れ代わり立ち代わり、やっぱりそういう方法をとっていただくならば、その金額も減少するのではないかと思います、その点いかがでしょう。

○議長　　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　　滞納の問題につきましては、非常に難しい問題の一つではございますけれども、われわれ税、それから使用料手数料、こういった滞納されているかたに対して、一番はやはり自主的な納税、あるいは使用料手数料を納めていただくというのが基本でありますけれども、なかなかその今の経済情勢の中で、納めたくても納められないというかたもいるのが事実でございます。ただ、だからといってそれでいいということではございませんので、われわれとしては所定の手続きをとりながら、その徴収事務に当たっているということでございます。

今、議員からおただしございましたように、職員が一丸となって徴収対策に当るべきではないかというご質問でございますけれども、われわれ、例えば暮れ、12月の暮れ、それからお盆のころと、その節節に、全課長を筆頭として班態勢を組んで、その昼間も行きまですし、また夜も徴収に当たっているというような取り組みも、またやっているのも事実でございます。その成果もございまして、昨年の12月の一斉徴収に当たりましては、約120万という滞納の額も解消されたわけでありまして、それはあくまでも滞納額の一部でございますので、これからも職員一丸となって、その滞納解消に向けて努力していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　今の滞納関係の努力されたことは理解できますが、これからは、それだけでは本当に改革がというか、できるのか。先ほど述べましたように、いろんな人間が立ち代わり入れ代わりすれば、あるそういう滞納しているかたが、また同じ人だと、じゃこういう言葉を使って切り抜けようとか、そういう慣れっこになっている可能性はありはしないかと、そうではなくて、いろんなかたがこの人が来た、あのかたが来たということで、それで出すというような結果もあると聞いております。そういう体制づくりというのは、これからは変えないでやっていくつもりでありますか。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　先ほどお答え申し上げましたように、町では税等の徴収対策本部というものを設けておりまして、その中で税等、使用料手数料関係、すべて職員が同じ情報を持って、町民の皆さんに滞納があるものについては解消に向けて取り組んでいくということとやっておりますので、先ほど申し上げたような形で、職員それぞれがその滞納という大きな問題について取り組んで、その解消に向けてやっていきたいというふうに考えております。

議員から今ほどお話ありましたように、それぞれ班に分かれてやっているわけでありまして、それでも、それを繰り返し行う、あるいは場合によっては状況が好ましくないようなものについては、場合によって差し押さえだとか、そういった手法も用いながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長　3番、青木照夫君。

○青木照夫　これに関連することではありますが、子ども手当のほうも、当町にはそういう対象者がいないというお答えであります。それでは安心はありますが、答弁される課長、いろいろ後期高齢者の課長、それからそういう手当の、定額給付金の答える課長といろいろ違うわけではありますが、それは当然であります。私は地域主権といったならば、国から来る、例えばお金であればいろんな立場で、これは範囲が違う、これは私の範囲ではないというのではなくて、やはり職員がこれからのそういう窓口を一つにして、このことに対しては一つの窓口として全部取り組んでいくということが、私は一つの地域主権の姿勢ではないかなとかがいますが、町長その点はどうですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それぞれごちゃ混ぜにしてやられているんですが、違法なことはできないんです、やはり行政としては。ですから、例えば議員がおっしゃりたいことは、定額給付金をやはりそういったところに積極的にあてがうことが、やはり行政もできないのかとこういうことを率直にいわんとすることだと思っておりますけれども、そういうことは、やはり通達によって、それはまかりならんということとありますので、町がそういうことを法を犯して、定額給付金を滞納に振り分ける、あるいは差し押さえをするというようなことは、これはできないことになっておるわけですから、当然そういうことについては行政としてはやるべきものではないと。

それからもう一つは、税の滞納の件ではありますが、総務税政課長の答弁にもありましたけれども、これは積極的に取り組むという姿勢でありますので、だから私は町長を本部長にして、どうぞやってくださいということです。その中身については、いずれ議員の皆さま

んにもその内容等について精査をしてもらってもいいんではありますが、やはり多くの皆さんとどうしても限られたかたがたに集中しておるんですね。ですから、町民税、県民税、国保税、使用料、こういうことが件数はあっても、個別にみるときほどではないわけがあります。

したがって、この西会津町の小さな町でありますので、その内容等によって分類し、分析もできるわけです。ですから、そのかたについては、このことについてどうか、この納めていただきたいとか、そういう指導を含めて、この徴収対策に当たっておりますので、それは今まで何もそういうことをしてこなかったのかということではなくて、それをよりきめ細かく対応しているというのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 私は今、町長がいわれたように、何もその法律を犯してまでお金を取るとか、徴収しろという内容の話ではなかったわけですが、というのは、なぜそんなことをいいましたかというのと、私の質問の提案、最初の一般質問を提出したときに、その他の問題について2、3は一緒だったわけですね。一緒の項目にあげたわけです。それで、いやこれは、もちろんそれは間違いないんだけど、これは担当課長の答弁が違うから、これは分けたほうがいいですよと、そういう中の説明があったもんだから、私はこれは国からくるお金なら全部同じではないかというふうに捉えて、あえて対策をするならば、同じそういう考えで、一つの考えでやれば、またいろんなそういう滞納に対する姿勢とか、そういう取り組みの考えももっと前向きにできるのではないかという一つのことがありましたので、そういう意味で町長にごちゃ混ぜな質問みたいなといわれたけれども、私のいわんとしていることはそういうことであります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 簡単に申し上げたいと思います。定額給付金、例えば限定していいますと、これは違法なことはできないということでもありますけれども、しかし町としては、そのあとに具体的な対応などについて税を導入していただだけませんかというようなことも、より具体的なことでいろいろ対応しているわけでありますので、それ以上なことはできないということでもあります。

したがって、これとは別個でありますので、それに関連付けをして取り組むということとはなかなか表面上できないわけでありますので、いろいろ方法の中で町民の皆さんにご協力をいただいてきたところもあったというこでご理解をいただきたいと思います。

○議長 暫時休議します。(14時47分)

○議長 再開します。(15時00分)

7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7番、五十嵐忠比古でございます。今定例会において、通告に従いまして2点ほど一般質問をさせていただきます。また、本日最後の質問でありますので、よろしく申し上げます。

まず、保育所統合による今後の運営と見通しについてでございます。まず、わが町も全国的な少子高齢化現象により、児童数が減少し、新郷、奥川、群岡小学校3校においては、

複式学級を編成している現状であります。保育所についても例外ではなく、近年ではすわ保育所の閉鎖と、平成 19 年度からは奥川、新郷を統合しており、今春 4 月からは、新たな児童数の減少で、新郷、群岡保育所を統合する予定であります。こうした中で、今後の児童数の減少に伴う保育所運営の見通しについて、本町のお考えをお伺いします。

また現在の町で考える保育士の必要定員数と、統合、児童数の減少により過剰となる保育士の今後の配置動向についての現段階での町のお考えを併せてお伺いいたします。

次、2 点目でございますが、一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄対応についてであります。町は昨年、雇用創出の対策事業の一環として、新たな雇用を創出して町全体の一般廃棄物及び産業廃棄物の回収作業を実施しておりますが、その効果と回収状況についてお伺いいたします。また、新聞報道等によると、福島県は、これは 2008 年度の検知された量であります。全国で 2 番目に産業廃棄物の不法投棄が多く、4 万 4 千トンにのぼるとされております。そのような中で、町における一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄の現状についてと、本町の監視員の数についても併せてお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7 番、五十嵐忠比古議員の質問にお答えをいたします。

私からは、児童数減少に伴う保育所運営の見通しと、保育士の配置動向についてであります。来年度の保育所入所児童数は現在のところ、野沢保育所 68 名、芝草保育所 18 名、尾野本保育所 39 名、新郷と統合する群岡保育所で 21 名、全体で 146 名の予定であり、入所人数は年々減少してきています。年間の出生数から推測しますと、今後は 130 人前後で推移していくものと予想しております。

保育士の配置動向につきましては、新郷・群岡保育所の統合と入所児童数の減少によりまして、若干名の保育士を削減できる見込みでしたが、来年度からの新たな子育て支援策として、現在、午前 8 時から午後 4 時までとしております通常保育時間を保護者の勤務時間に合わせ、午前 7 時半から午後 6 時までに延長することや、また、保育所に入所していない幼児や出産のため里帰りしている家庭で、出産、病気など、緊急的に家庭での保育ができなくなった場合に保育所で一時的に預かる一時保育事業を実施するための保育士の配置。さらに、今年度まで教育課で実施してきました保育所入所前の幼児と母親などを対象とした子育てサークルや、小学生の放課後対策として実施しておりますひだまり子どもクラブの指導をにしあい福祉会に委託し、保育の専門家である保育士が実施することとしましたことから、来年度も現状の保育士数で運営することになりました。

なお、次年度以降につきましては、入所児童数の動向や、休日保育など新たな保育ニーズに対するため、今後検討が必要となりますことから、保育士の配置についても、今後改めて検討をしていくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 7 番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、廃棄物の不法投棄の対応についてお答えいたします。

町では昨年、福島県緊急雇用創出基金事業を活用し 7 月から 9 月までの間、さらには町

単独緊急雇用対策事業により 11 月から 12 月までの間、放置された廃棄物の所在地の把握と可能な限りの撤去作業を進めてまいりました。これにより、国道をはじめすべての道路を巡視した結果、265 カ所に放置されたと思われる廃棄物を確認しました。この内 119 カ所から 8.17 トンの廃棄物と 236 本の古タイヤを回収、処分したところであります。

この事業効果としましては、撤去により環境美化が図られたことはもちろんのこと、原因者を確認できたことから自主的な撤去作業につながったケースや、自治区長さんやクリーン推進員の皆さんに不法投棄の現状把握の調査に協力いただいたことにより環境保全の意識向上につながったものと感じております。

ご質問にありました福島県における 2008 年度中の 4 万 4 千トンに及ぶ産業廃棄物の不法投棄は、いわき市 1 カ所で新たに発見されたもので、内容は建設廃材であります。本町ではテレビ、冷蔵庫などの廃家電類を中心にトタン類、ふとん類、古タイヤなどが主なものであり、明らかに産業廃棄物と思われるものは確認できませんでした。

町では、所有者が不明な廃棄物について、新年度も環境美化に向け撤去作業に取り組む考えであります。本来廃棄物はその所有者が責任をもって処分するのが基本であり、不法投棄は違法行為でもあることから、町民の皆さんへモラルの徹底も含めて、不法投棄のないまちづくりに向け、注意喚起を行ってまいります。

また、監視体制については、県では産業廃棄物不法投棄監視員 1 名を委嘱し、定期的に町内の巡回を行っております。町では特に不法投棄の監視員を委嘱しておらず、クリーン推進員の皆さんなどにご協力をいただいているところでありますが、さらに監視体制の強化を図る上から町独自の監視員の委嘱について検討するとともに、県緊急雇用創出基金事業などを活用した監視撤去体制の強化を進めるなど、町の生活環境の保全に努めていく考えであります。

○議長 7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ答弁いただきましたが、明確な答弁で、どうもありがとうございます。また、保育所がなくなるというのは地域の過疎化にますます拍車をかけると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 本来でありますと、統合すれば保育所の保育士の配置についても、当然見直しを図っていかなければならないし、あるいはそのことによって余剰が生まれるということもでてくることであります。しかしながら、今回、新たな事業として、先ほど申し上げましたとおり、一時保育とか、あるいは時間延長ということになりますと、これはどうしても交代で行わなければなりませんので、そうした対応への保育士への活用ということを持ちまして、今回につきましては、現状のまま推移できるということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 次に質問を変えますが、このことによって保育士のひだまりクラブの指導と答弁なされておりますが、今までひだりまクラブで指導していたその人たちはどこに行く予定ですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長　　ひだまり子どもクラブについてのご質問でございますが、先ほど町長のほうからご答弁がありましたように、ひだまり子どもクラブにつきましては、本来、厚生労働省所管の事業でございますが、これまで教育委員会が所管をしておりましたが、平成 22 年度から子育て支援の一環ということで、健康福祉課のほうに移管をすることとなりました。

教育委員会といたしましては、所管替えをするということで、これまでのお勤めいただいたかたがたには、教育委員会としては雇用の継続はできませんということでお伝えをしたところでございます。以上です。

○議長　　7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　それによって、課長みずから説明をしたんですか、それは。本人たちの意見を聞いて辞めてくれとなったんですか。

○議長　　教育課長、高橋謙一君。

○教育課長　　お答えいたします。

ひだまり子どもクラブで現在働いていただいております職員のかたがたには、私が直接お話をさせていただきました。その上で、教育委員会としては所管が替わることから、雇用の継続はできませんということでお伝えをしたところでございます。

○議長　　7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　質問を変えます。これは理解できました。

まず、町内小学校の耐震診断の結果が出ておりますけれども、保育所の耐震はどうなっているのでしょうか。耐震は大丈夫でしょうか、お伺いいたします。

○議長　　質問の通告にないけれども、ついでに。この際だから。

○五十嵐忠比古　保育所の問題だから、耐震。

○議長　　私が言っているのは、通告がなかったけれどもと。

○五十嵐忠比古　耐震は通告はしていないけれども、保育所の関連だから。

○議長　　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　通告になかったわけでありまして、耐震の診断につきましては、基本的には鉄筋コンクリート 2 階建て以上の建物を実施するということでございまして、保育所につきましては、野沢、群岡、芝草については木造であると。それから、尾野本については寄宿舎を利用した一部階がありますけれども、基本的には 1 階の建物でございますので、耐震診断はしなくていいということになります。

○議長　　7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　そのことはわかりました。理解できました。

それで、スクールバスの件であります。現在、小学校と保育所、混乗しておりますが、その辺はどうなんですか、新郷。

○議長　　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　スクールバスを小学生と保育所の子どもが一緒に乗るというバスもございますし、単独というバスもございます。今度、一緒になります新郷の子どもたちは、単独の新郷の保育所の子どもと、一部奥川もございますが、保育所の子どもだけを乗せて群岡のほうに向かうというタイムスケジュールになっております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その場合は、当然、添乗員はつくと思うんですが、どうなんですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 今回、保育所の保育士が若干余剰になるということの中に、かつてはバスの中は保育士ではなくて一般のかたをお願いして添乗したということがございますが、今はすべてのバス、朝晩、保育士が添乗ということになります。当然、今回の新郷のバスについても保育士が添乗ということになります。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 最後にこの件に関しまして、保育所のこれからの基本的な運営計画について伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 今、来年は町で4カ所の保育所を運営するわけでございますが、そのうち野沢保育所だけが国からの指定している認可保育所でございます、残りの3カ所についてはへき地保育所ということで認可保育所ではございません。しかし、町はすべての保育所を保育士の人数、それから床面積、認可保育所と同じ基準で運営しておりますので、これから先ほど町長がご答弁申し上げましたように、130人くらいで推移するだろうという中であっても、2人、例えば0歳児では3人に1人、1歳児は6人に1人、2歳児も6人に1人でしたか、そういうふうに国の基準がございますので、1人になろうが2人になろうが、そこには保育士がちゃんと基準通りつかなくてははいけませんので、その辺を精査しながら今後運営していくということと、新たな保育サービス、例えば休日保育も保護者のアンケートの中ではお願いしたいなというような話もございますので、これからの保育ニーズの拡大についても勘案しながら、保育士の配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 保育士の人数はどのくらいいるんですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 保育士は、町職員が1名、福祉会の職員として24名、臨時が6名、合計31名です。それから、野沢保育所の調理員2名、これも臨時でございますが、保育士としては31名、調理員が2名でございます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは質問を変えます。

一般廃棄物と産業廃棄物についてであります。昨年、雇用対策の一環として、一般廃棄物の回収をしたんですけれども、また今年度もやる計画はあるんですか。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 ごみの回収処分について、来年度ということですね、新年度についてもということですね。これについては、新年度予算におきましても、現在要求したところでございます。これについては、県の緊急雇用対策事業を使いまして、一応、2名ほどの雇用をして回収処分に当たりたいというふうに考えております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　それですね、見受けるところ、不法投棄の看板があることはあるんですけども、ちょっと少ないかなと私は思うんですけども、その辺、担当課長としてどう考えているんですか。そういうあれば。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　不法投棄防止の啓発看板のことだと思うんですけども、去年の、今年度ですか、平成 21 年度の事業の中でも、いわゆる緊急雇用のそういった回収と処分もやったわけですけども、そのほかとしまして、それぞれの自治区にそういった防止の看板を必要と思われる箇所について要望を出しまして、要望のあった自治区については設置していただくように、そういった事業をしたところでございます。

○議長　7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　それで、監視員の答弁もらいましたけれども、ここに 1 名の監視員ですか、各集落ではないんですよね。それで監視員は定期的に巡回するということですけども、それは 1 カ月何回と決めて巡回しているんですか。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　先ほどお答えしました不法投棄の監視員は県の監視員でありまして、県から委嘱されているわけですけども、県の話ですと 4 月から 11 月の間、月 2 回から 3 回ほど巡回しているということでございます。実際にそういった産廃など発見した場合には、やはり県のほうでそういったその物について、所有者がわかる場合には指導をしたりして処分しているという、そういったことで実施しているそうでございます。

○議長　7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　県の監視員ということですけども、じゃ町の監視員はいるんですか。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　町の監視員については、先ほど答弁の中で、特に不法投棄監視員というようなことでは委嘱していないということでございますけれども、ただ、クリーン推進員さんについて、今町の中に 120 名のかたに委嘱しているわけですけども、その業務の一つとして、いわゆる環境美化の指導ということもお願いしているところであります。不法投棄の防止とか、そういった不法投棄が発見された場合には、町のほうに通報していただくとか、そういったことでクリーン推進員さんのかたにはそういう環境美化の指導をお願いしているところでございます。

○議長　7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　これで質問を終わります。明確な答弁、ありがとうございました。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15 時 26 分)

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月16日（火）

開 議 10時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	11 番	長谷沼 清 吉
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	12 番	長谷川 徳 喜
3 番	青 木 照 夫	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
4 番	荒 海 清 隆	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
5 番	清 野 佐 一	10 番	大 沼 洋 平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
地域整備課長	杉 原 徳 夫	農業委員会事務局長	新 田 新 也

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第5号）

平成22年3月16日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 清野 佐一 | 2. 渡 部 昌 | 3. 佐野 悦朗 |
| 4. 武藤 道廣 | 5. 長谷沼清吉 | 6. 長谷川徳喜 |
| 7. 清野 邦夫 | 8. 清野 興一 | |

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。12 番、長谷川徳喜君から遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 おはようございます。5 番、清野佐一でございます。まずはじめに、質問をさせていただく前に、一言お話をさせていただきたいと思えます。

昨年暮れ、大雪によりまして耐雪型パイプハウス 12 棟が倒壊するという災害が発生いたしました。この件につきましては、町当局はじめ、JA 会津いいでなど、関係機関の皆さまや、町民の皆さまがたに多大なるご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことに対し、被害を受けた一人といたしまして申し訳なく感じているところでございます。またこれらの事態に対し、被害拡大防止への対応や倒壊したパイプハウスの撤去作業など、迅速な対応をしていただき、心より感謝を申し上げます。さらには、一日も早い災害復旧のために支援策を町当局はじめ、議会、そして町民の皆さまの寛大なるご理解のもと、ご配慮いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第であります。

今後は、二度とこのようなことのないように適切な対策、対応をしまいたいと思えます。本当にありがとうございました。

それでは、早速質問に移りたいと思えます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

去る 1 月 21 日の議会臨時会において、総合計画案が議決されたところであります。策定に携わってこられた委員の皆さまがたには、2 年間の長きにわたりご尽力いただきましたことに対し、敬意と感謝を申し上げる次第であります。今後は実施計画に基づいたスピーディな対応が望まれるところであります。そこで、今後の進め方について伺いをいたします。

総合計画の基本構想では、まちづくりの方針として三つの分野に分かれております。まず 1 番目の心豊かな人間を育むまちづくりについてであります。ひとづくりについては、いろいろな施策を行っても一朝一夕に成しえるものではありませんし、終わりはないと思っております。

その中で、芸術、文化活動の推進ということで、新たに創作和太鼓の創設をするとのことですが、その目的と経緯、さらに具体的な内容について伺いをいたします。

次に 2 番目の、豊かで魅力あるまちづくりの中の雇用対策について伺いをいたします。伊藤町長が就任後、緊急雇用対策として 1,000 万円を計上し、20 名を 3 カ月間雇用するという見込みで実施した事業の成果、そして実績はどのようなものであったのか伺いをいたします。

また、22 年度実施される雇用対策の内容はどのように計画、また検討されているのかを

お伺いをいたします。

次に、3番目の人と自然にやさしいまちづくりの中の快適な環境づくりについてお伺いいたします。今や環境問題、特に地球温暖化の防止は、人類全体の喫緊の課題であります。異常気象による自然災害の多発や、動植物の生態系の変化など、地球規模での影響が問題となっております。昨年は鳩山首相が国連において演説をし、2020年まで温室効果ガス、CO₂を1990年比25%削減をすると表明し、世界に向けて発信しているところであります。国内においては、車や住宅、家電製品など、身近なものにも環境にやさしいものには減税や補助金、エコポイント制度などによりCO₂削減を図り、よりよい環境づくりを呼びかけているところであります。

また本町においても、混ざればごみ、分ければ資源を合言葉に、ごみの分別を進め成果をあげています。このたび町では、環境保全にかかる施策を総合的に推進するための基本計画策定に取り組むとのことですが、一日も早く実施できるよう望むものであります。いつごろを目途に考えているのかお伺いをいたします。

また、雪解けが進む今日、特に目につくのが、道路に捨てられている空き缶やごみです。これらが町を汚し、景観、美観を損ねています。近隣町村では実施しているポイ捨て禁止条例の制定などをする考えはあるか否かをお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、5番、清野佐一議員のご質問のうち、快適な環境づくりについてのご質問にお答えをいたします。

近年の環境を取り巻く状況は、水質汚濁や大気汚染、ごみの減量化などのほか、温暖化防止に代表される地球的規模での環境問題が盛んに取り沙汰されております。国においては、良好な環境を次世代に残すため、温室効果ガス排出量の大幅な削減目標を掲げるなど、一層の温暖化対策に取り組むこととしております。

このように今日の環境施策は、公害対策やごみの減量化はもとより、地球温暖化防止対策や循環型社会形成など、環境保全に関する総合的、計画的な推進施策が求められていることから、新年度においては町の環境保全に対する理念や目標などを定めた基本方針や、実施内容を盛り込んだ基本計画を策定するとともに、快適な環境づくりに向けて、実践可能なものから取り組んでいく考えであります。

なお、町では役場の施設や事務事業を対象に、地球温暖化対策の一環として、二酸化炭素の排出削減に向けた地球温暖化対策実行計画を策定し、4月からの実施に向けて現在作業を進めているところであります。内容といたしましては、電気使用量、冷暖房使用や公用車走行に伴う燃料使用量、紙使用量の削減、その他ノーマイカー通勤デーの定期的な実施など各種エコ対策に取り組むこととしております。

また、おただしのごみ等に関する「ポイ捨て禁止条例」につきましては、生活環境の保全や街中の景観保持対策として、有効な抑止力の一つであると認識しており、今後これらについても検討していくこととしております。

その他のご質問等につきましては、教育長及び担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 5 番、清野佐一議員のご質問のうち、実施計画の「こころ豊かな人を育むまちづくり」芸術文化活動の推進についてお答え申し上げます。

本町には野沢草刈踊りや野沢甚句、黒沢早乙女踊り、屋敷人形などの民俗芸能があり、伝統文化を後世に伝承していくことが重要であると認識しております。また、民俗資料や埋蔵文化財などの整理保存、西会津町史の刊行のほか、町民の皆さんに芸術にも触れていただけるようコンサートや絵画展などを開催するなど、伝統・芸術文化の薫り高いまちづくりを推進しているところであります。

さらに、本町独自の新しい文化を創造するために、町内から和太鼓に関心を持つかたを募り、男性や女性を問わず、子どもから大人まで楽しめる「西会津和太鼓」を創設したいと考えており、平成 22 年度予算に和太鼓の購入費等を予算計上したところでございます。立ち上げにあたっては、公民館事業として専門家のご指導、ご助言をいただきながら和太鼓講座を開設して進めてまいりたいと考えております。

日本太鼓は、古来より神事や祭礼におきまして、または伝達手段として重要な役割を担う楽器として伝えられてきましたが、最近では伝承、伝統音楽としての太鼓のほか、新たに創作太鼓が加わり、音楽の一分野として確立されているところでございます。また、日本独自の楽器として全国津々浦々に配置されていることから、その演奏や形は地域性豊かな表現をもって、郷土色を色濃く伝える伝統芸能として、多くのかたがたに親しまれております。

現在、本町には山車や祭囃子はございますが、祭りの時節でしかないことから、この創作和太鼓は、年間を通して活動しながら、各種行事やイベント、さらには観光事業などの様々な機会に披露できるものと考えております。これによりまして、会津地域はもとより県内外の多くのかたがたとの交流も図れることから、西会津町を広く P R することができ地域間交流にもつながり、本町の地域活性化へ結びつける大変期待できる事業であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 5 番、清野佐一議員のご質問のうち、雇用対策についてお答えいたします。

全国的に厳しい雇用情勢が続く中、本町は平成 21 年度、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業を活用し、失業されているかたの雇用対策にあたっております。その実績についてであります。ふるさと雇用再生特別基金事業はふるさと自慢館案内事業など 2 事業で 4 人を雇用し、事業費 797 万 4 千円の見込みとなりました。また緊急雇用創出基金事業は、中学校情報教育支援事業、銚子の口整備事業など 13 事業で 27 人を雇用し、事業費 1,798 万 3 千円の見込みとなりました。

一方、昨年 10 月より町単独の雇用対策事業も実施し、現在まで公共施設環境整備及び交通路網整備事業や町公図情報整理事業など 10 事業で 22 人の雇用を創出し、事業費 702 万 1 千円の見込みとなったところであります。

このことから補助、単独合わせまして事業費総額 3,297 万 8 千円、53 人の雇用を図ってまいりました。短期間の雇用ではありますが、厳しい雇用情勢の中における失業者対策として一定の成果があったものと考えます。

平成 22 年度におきましても、依然として続く厳しい雇用情勢の中で一人でも多くのかたの雇用を図るため、ふるさと雇用再生特別基金事業では、平成 21 年度から引き続き実施するふるさと自慢館案内事業など 2 事業で、4 人の雇用、事業費 797 万 6 千円で実施する計画であります。

また緊急雇用創出基金事業では、放置された廃棄物の撤去を進める事業、森林管理担い手育成事業などの 4 事業で 11 人の雇用、事業費 1,963 万 8 千円を県に事業申請をしたところではありますが、今後、平成 21 年度のように追加の要望があれば積極的に事業要望していく考えであります。

なお、その他の雇用対策としましては、4 月から新たに組織される商工観光課において引き続き雇用促進対策窓口を配置し、従来の相談業務に加え新たに無料職業紹介所業務を開始し、町内企業等からの求人情報の紹介など、企業と求職者との仲介業務を積極的に展開し、雇用の安定を図るとともに企業支援等にあたってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 まず町長にお尋ねしたいと思います。私のポイ捨て禁止条例については、前向きな回答をいただいたと思っております。そうして、やはり町長がかねてから申されております、とにかく交流人口を増やそうということのグリーンツーリズムとあるわけですが、それらを踏まえたときに、やはり環境というか、きれいな町をつくろうという、そういう大きなテーマを持って環境に取り組んでいただきたいなというふうに考えております。そしてやっぱり、かつて湯布院なんかは、やっぱりもう一度行ってみたい町というような、日本一になっているわけですね。そのような、これだけまわりが緑に囲まれ、自然環境豊かな西会津でございますので、先ほどのごみについては、やはり地域のかたのモラルなり、またここを通行するかたがたのモラル等もありますけれども、そういうことも含めて日本一きれいな町にしようというような、何か日本一を目指してやっていただきたいと思うわけですが、その辺の考えはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おっしゃるとおり、環境というのはその町の顔でありますし、当然、西会津町が一番大事にしなければならない施策の課題だと思っております。最近私も通勤するのに少し歩いたりしておりますけれども、やはり一番目立つなと思うのは、空き缶がやはりあちらこちらに捨てられているということが、今、雪解けと同時に明らかになってまいりました。なぜこういうことになるんだろうかと思うながらも、一つ、二つ拾ってはみたものの、やはりもう一つモラルの問題もあるのかなと、確かにおっしゃられるとおりに感じてきたところでもあります。

さて、この西会津町の環境問題を考えるときには、まず行政がやるべきことというのも、これから国が地球温暖化防止対策もそうありますけれども、環境対策ということについても、これは各自治体ごとにきちっとその体制を定めなければならなかったわけでありまして、そのことの計画性が西会津町は遅れていたと私は思っています。

したがって今、取り組んでおりますので、この環境問題に対する基本計画、これをきっちり策定をしながら、その中で条例として定めていくべき内容があるのかどうなのか、

このことについてもこれから議会の皆さんと検討してまいりたいと思います。例えば議員が指摘をされましたポイ捨て禁止条例、これなどについても、これは町独自で、あるいは自治体独自で対応しているわけでありますので、このことについてもやはり検討してみたいなと思います。

これからまた町としてできることはどういうものがあるかということでありますが、例えば環境問題で一生懸命取り組んでおられる自治体もあります。そこに行けば必ず、議員も、このあるいろんな自治体をまわってこられてわかるとおり、ISO14001を取得しているところがあるわけです。やはりそういうところについては、これはきちっと対応しているんですね。そして各事業所ごとにも、これは整理整頓をきちっとしている、そしてまたその社内の顔だというところについては、このISOの環境を取得しているわけでありますので、こういったことについても、これから具体的に町として取り組める状況にあるかどうかを含めながら、検討してまいりたいと思っております。

まずその基本計画について策定をされ、そしてできあがった時点については、議会の皆さんにご提示を申し上げたいと思っております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それから、私が思っておりますのは、ふるさとという歌がありますね、兎追ひしかの山、小鮒釣りしかの川という、やはりここを離れた人たちが、生まれ育ったふるさとが、帰ってきたときにきれいな環境であってほしいという願いはみんな持っていると思います。そういうことからして、やはりきれいな川を取り戻す、その一つとしては、やはり下水道関係の、早目に進めるというようなことも一つの策ではないかというふうにも思いますが、それらについての考えはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確におっしゃるとおりであろうと思います。ふるさととは遠きにありて思うもの、そしてまたこの懐かしいものであるわけでありますから、そのふるさとを、やはり先人のかたがたの残してくれた、この大事な環境というものは、しっかり守っていくというのは、私たちが果たさなければならない役割の一つだと思っております。

したがって、そういうところにやはり行政としてしっかり携わっていかなければならないと思っておりますので。

また、下水道につきましては、農業集落排水事業は、これは22年度で終わってしまいましたので、これからは、私は戸別排水をもって、そしてこの下水道事業に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後、これから普及率をそういった面で高めながら、きれいな水、そしてきれいな川、そして緑豊かな西会津、これは他に誇れる町として、この環境問題に、議員おっしゃるとおり取り組んでまいりたいと思います。

(「今、発言の中で、22年度終わりましたとい

う町長の発言であつたんですけれども、これ

訂正してもらえないですか」の発言あり)

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 農集排の終わって年数について、少し間違った答弁をしていたので、21年度で、今年で終わったということでありますので、訂正をしたいと思います。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 それと、先ほどのポイ捨てについてもお話したわけですが、それら、昨日の同僚議員の質問で、それは粗大ごみというか、廃棄物関係であったわけですが、クリーン推進員、県の監視員もいるというようなことで、あとそのほかはクリーン推進員が逐次見回りというか、見てもらっているという話でありました。こういうポイ捨てについても、改めて監視員というようなものを、条例を定める前に監視員であれば、委嘱をお願いしますというようなことで簡単にできるわけですが、そんなことの考えはありますか、どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 クリーン推進員というのは、まさにそういう意味を持って町として委嘱をしているところでありますので、また昨日の質問にありました監視員というのは、現在、この不法投棄の監視員というのは県から 1 名しか割り当てがないということで、町として 1 名ということあったわけですが、これからこういう広範な町の、いわゆる自然との関係の中での監視というものについては、これはある意味では専門的に見てまわるような対応を取ることが必要なというふうに思いますので、この県の監視員とは別に、町として具体的に組み立てる状況にあるかどうか含めながら、これから検討していきたいと思っておりますし、またポイ捨て関係については、これは地域の皆さんで十分語り合っている対応だと思っておりますので、監視員というよりもクリーン推進員の皆さんや、自治区の中で十分に対応していただければいいのかなと思います。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 あと、今まで広域のごみ処理場が今年撤去されました。それで今までのダイオキシン関係、心配されたわけですが、それらも一つの心配要素がなくなったというようなことで、それは一つ安心をしたところであります。

それで、次、質問を変えます。教育長にお尋ねをしたいと思っております。このたびの創作和太鼓であります、町長の提案理由の説明の中に、たった 1 行なんですね、和太鼓という。そして、何を目的というか、そういうことがあまり、それを事細かに書けば提案理由の説明が延々と長くなってしまうというようなこともあったでしょうが、やはり予算としては 500 万の予算を付けるという中で、説明不足であったかなというふうには思いますが、その辺の、あとはこれから募集するんだということではあります、どの程度の規模を考えておられるのか、何人くらいの規模で、例えば今 500 万の予算で太鼓いくつ買って、ある程度メンバーとしてはどのくらいの人数を想定しているんだというようなことありたら、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 ご質問にお答えをいたします。

先ほど教育長から答弁をさせていただいたところでございますが、その和太鼓に関心のあるかたがたを募ってやるということでございますが、人数につきましてはより多くのかたに、町内全域から関心のあるかたに集まっていいただいて、その上で西会津和太鼓同好会といったようなものを立ち上げて、そこの中でいろんな、さまざまな活動をし、また検討をしていきたいということで考えております。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 私は、和太鼓もいいですけども、ここの教育長の答弁の中にもありましたが、野沢草刈踊りとか、黒沢の早乙女踊りですか、そういうところで皆さんが保存されてやってきているわけです。だからそういうのも、今、なかなか後継者不足というか、そういう部分もあるようでございますが、そういうかたがたの今一生懸命やっているところに支援をし、またさらなる発展的な取り組みをしていただくということが、ないものをつくるよりあるものをまず大事にすることが大切じゃないかと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 ご質問にお答えをいたします。

先ほど教育長から答弁申し上げましたとおり、野沢の草刈踊り、それから野沢甚句、黒沢の早乙女踊、屋敷人形、現在それぞれの団体で活動し、いろんな行事等、イベント等で発表する機会がございます。それに対してまして、公民館事業としましては、記録映像として残すことでありまして、例えば野沢草刈踊りににつきましては、野沢小学校の高学年に総合の学習の中で指導をお願いしたりということで、後継者対策についても公民館事業として取り組んでいるところでございます。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろやっているかたに聞きますと、今までは補助があったとか、それはたぶん前の公民館事業とか、あるいは一地域一ふるさと起こしですか、というようなのを使った中での補助でやってきたというようなことだと思います。そういう人たちが、やはり今、若い人たちを育てていくにも、それ相応の経費というのかかかると思うんです。ですからその辺を、やはり今ここの太鼓 500 万使うのであれば、そういう人たちにやって、もう一度頑張ってもらおうというふうなことにしていただきたいなというふうに思うわけです。

というのは、これも町長にお話したいんですが、これもやはりグリーンツーリズムにつながることで、ということは、体験型で来た場合に、田植えをすると、田植えの農道のところで早乙女踊を披露してもらおうとか、いろんなそういう、ちょうどそういうのは私なりの考えですと、画になるんじゃないかなというふうな考えを持っているんです。

だから、やはり今のこの状態では、だんだんだんだん寂しくなっていくんじゃないかというふうに思っています。ですからその辺のてこ入れ策というか、太鼓にこだわらずに、そういうところに目を向けていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 野沢の草刈踊りとか、大山甚句とか、古くから歌い続け、踊り続けられてきた文化があるわけですね。最近ふるさと自慢館等々の中で商工会などが、このまちづくりの一環として行って、その中でいろいろと伝承されているかたがたの踊りとか、歌とか聞きました。非常に西会津にもこういうちゃんとした民俗芸能が伝承されているんだなというふうに思っていたところであります。

したがって、公民館活動というだけではなくて、立派に伝承されておるんです。ですから、こういうかたがたがやはり中心となって、これからどういうふうに後継者づくりをしていこうかと、こういうことにつながってくる場合において、私たちはこういうところに

もっと力を入れたいということで、その要望等があった場合については、私は民俗芸能、あるいはそういう育成というものについて、予算がないとか、そういう金の問題だけではなくて、ちゃんと必要なところについては必要な経費を充てながら、西会津の伝統芸能、民俗、こういったものについては、しっかり残していくことが大事だと思っておりますので、どうかそういう施策をこれからもとっていきたいというふうに考えております。

それからせっかくでありますので、和太鼓よりもそういうところが大事だということからでありますから、私のほうからも申し上げておきたいと思いますが、この和太鼓創作についていろいろ協議をいたしました。500万では到底これを全部揃えるというのは、どんなことをしたって無理です。ですから、単年度で500万をあげました。これは準備期間だと私は思っておりますので、これからどういうふうにしてこれを発展的にしていくかということで、今回は備品購入費などと、こういうふうな文言でありますから、これから継続していく場合については、やはり私は1千円以上は、あるいはそれ以上かかるかもしれません。しかし、新しい文化をどうして創造していくかということも、これから大切なことだと思うんです。

なんでもそうでありますけれども、最初からできあがるなんていうことはありえないと思う。ですから、一つずつしっかりとして、あるいはまた一つの目を出していく、そういうことがこれからの西会津の文化にも必要なことではないかと思っております。ブラスバンドでもそうですが、初めてやるかたは音を出すところから始めるということでもありますので、この和太鼓でもそうでありますけれども、まず太鼓をたたくところから、やはりしっかり対応していかなければならない。そこには、作曲、あるいはどのくらいの規模、そしてどういう人たちがそこに参画をしていくか、こういうことは町主導だけではなくて、やはりその興味を持ち、あるいは参画をしたいというかたがたについて、これからしっかり対応をしていくことが必要ではないかなと、そういう文化を育てていくことも大切だと、こう思っているところであります。

○議長　　5番、清野佐一君。

○清野佐一　これにきっかけというか、その発想の原点というか、それはあれですか、例えば町民提案制度とか、そういうところに投函されたとか何かということではなくて、新たな町長のお考えで始められたということですか。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　各いろんな意見の中から、町民提案制度ではありません。いろんな意見の中から、これから西会津の文化の一つとして、近隣の市町村ではこういういろんな催し、伝統もあると、やはり西会津もひとつこういうところに参画してみてもどうかということから、やはりそうだなと、これからみんなで取り組めるような内容というものについて、こういうことも私は必要だということで今回予算に、まずどの程度かかるかということも含めながら、予算に計上させていただいたということでもあります。

○議長　　5番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、次の質問に変えまして、雇用対策であります。これからの雇用もある程度人数的なことも示されたということでございますが、今、西会津町の中で、私もちょっとハローワークに聞いてみたんですが、西会津だけの雇用保険受給者というのは

ちょっと把握できませんで、喜多方管内では 634 名のかたが雇用保険の需給を受けているというようなことで、あとは失業されている、職を求めているかたが 1,805 名で、有効求人倍率が 0.23 ですか、であったということです。そういうレベルからして、西会津町はどのくらいの位置にというか、数字的にどのくらいだか、わかっている範囲で結構ですから。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしの西会津町の失業されているかた等の数でございますが、今、清野議員さんおっしゃったとおり、喜多方管内の数字はハローワーク等で把握はできるわけですが、西会津だけの失業者数とかそういった数字につきましては把握できないのが現状でございます。ただし、西会津町内の中にもかなりのかたが失業されているという現実ではあると認識しております。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 あと、これから当初予算が議決されれば、新年度からまた事業が始まるわけですが、やはり職を求めているかたがたが、相当数というか、今の話でも、私もはっきりした数字がわからないからいえませんが、そういうかたがたのためにも、やっぱり早くいろんな事業なり、そういうことをはっきりしていただいて、皆さんの今後の不安解消に努めていただきたいなというふうに思いますが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 先ほど答弁でもお答えしたところでありますけれども、平成 22 年度の当初予算におきまして、ふるさと雇用創出基金事業で 4 名、約 800 万の予算計上でございます。緊急雇用創出基金事業につきましては、4 事業で 11 名、事業費 1,960 万ほどの計上をしたところであります。合わせますと平成 22 年度当初では 15 名のかた、2,760 万ほどの予算計上したところでございます。

町としまして、まだはっきり県の採択はございませんけれども、採択の通知がありましたら、早急に雇用募集の手続きをして、できるだけ早く雇用できる体制を整えたいと考えております。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 ただいまご答弁いただきましたけれども、これは各課にわたり同じことがいえると思います。ということで、新年度になりましたら、一日も早い、そのような発注、できる限る早い発注をして、それぞれのかたがたにお願いをするというようなことで、これはお願いでございますが、それをお願いして一般質問を終わります。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 6 番、渡部でございます。1 カ所訂正する箇所がございますので、よろしく願いします。教育効果を上げるための 2 番目のところですが、昨年度に文科省から少子化校は統合するよう通達されておりということですが、教育委員会で調べてもらったら、通達されておらないということで、これは新聞等で報道されておりますということに訂正してください。

それでは、一般質問通告書に基づき、質問事項 2 項目について質問いたします。

今日のような経済の低成長というよりも、不景気が長く続いております。雇用も全県では下から 3 番目ということでございます。その中で、22 年度予算編成には、大変苦勞され

たことと思います。国も、昨年の9月には、政権も自民党から民主党に交代しました。今、日本も大きく変化しようとしております。

また、わが町も24年ぶりに首長が交代しました。それで町長、あなたは新しい町長となって初めて22年度の当初予算を編成して提案されました。多くの町民の皆さんは期待をしました。私も期待した一人でございます。22年度の予算は力強く提案されましたが、予算の中身をみる限り、伊藤カラーというんですか、そういうものは全然なく、また目玉となるような施策等、事業ありません。少し私ものがっかりした一人でございます。

それで、21年度の予算とみますと、あまり22年度は代わり映えしません。これは21年度の予算を踏襲されたようにしか私にはみられません。伊藤町長は、あなたは、西会津町総合計画の10年間の基本構想について、前回答弁いただいたんですけれども、大変あいまいでありました。それで、あなたは町長になりまして、この西会津町をどんな町に、将来像ですか、どんな町につくろうとしておりますか。それを町民や議会の皆さまに対して、その姿勢を示していただきたいと思います。

それで、総合計画の中には、現況課題が山ほど提示されております。今こそ町長としてリーダーシップが必要ではないかと私は考えております。

それでは質問に入ります。22年度の予算編成と姿勢について4点ほど伺います。

24年ぶりに首長が交代しました。22年度の予算は西会津町総合計画の基本構想、基本計画、実施計画に配慮したという予算ですが、具体的な政策事業がみえてきません。町民の声を反映した事業とはいったい何でしょうか。そして目玉は何ですか。

今年度予算に町内の活性化のため、商工業の振興とか、農業の振興とかと、そして活性化とたくさんうたわれております。町内の活性化のため、景気浮揚対策としては、そういう対策とする事業はいったいどんなものがありますか。

それから町長は、前町長が実施した事業を一旦リセットして、続けていくものとやめるものを選別していくと明言しているが、その判断基準とか、そういうものはありますか、あったら示してください。なぜかという、予算は議会で議決されたものである、ある程度は議会に諮るべきではないかということでございます。

それから、町長交際費について前年度は400万円を300万円にしたと、その理由と根拠は何ですか。減額することで円滑な町政の執行に支障はありませんか。

教育効果を上げるためにということで、去る2月5日の第4回小学校適正配置審議会の席上におきまして、まちづくり政策室長が審議に水を差したような発言は、私はどうしても許せないと思っております。今、審議会が第4回目で、一丸となって足並みが揃ってきたところに対して、学校の建設には10億から20億かかりますと、また期間も10年から20年くらいの時間がかかるという説明をしたわけです。私は教育行政に大変熱心な町長が、そのような指示をするとは考えられません。町長の考えはどうか。

昨年度に文科省から少子化校は統合するよう、新聞等で報道されております。国の有利な補正予算を利用してでも、これから21世紀を担う子どもたちの人づくりに、すばらしい教育環境を整えるため、一日でも早く統合小学校を推進すべきだと思います。町長は答申が出ましたら、すぐ判断して実行しますか、どうですか、お尋ねします。

以上をもって一般質問とします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、6番、渡部昌議員のご質問に関係するところでお答えをいたしたいと思います。

まずはじめに、私が町長になってから今日までの姿勢等々について冒頭、議員からおただしがございました。伊藤カラーが出ていない、目玉がない、がっかりした、代わり映えがしない、総合計画があいまいだと、いろいろご指摘をいただいておりますが、しかし、私は今次議会の中で、冒頭、所信表明という形を持ちながら、今回の予算全般にわたって、この内容について説明を申し上げたわけであります。

したがって、これらについて理解ができないと、はじめからそういう思いを持って聞くことについては、私はこれは致し方ないことだと、こう思っているところであります。具体的内容についておただしがありましたので、お答えをしたいと思います。

はじめに町長交際費に関するご質問についてお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、町長交際費につきましては、町政の円滑な運営を図るために、町長等が町を代表して外部の個人または団体との交際にかかる経費であります。また、交際費につきましては、その性格上、より透明性が求められていることから、私は町のホームページを活用し、使用状況の公開をはかっているところであります。

ご質問の町長交際費の減額につきましては、これまでの執行実績と限られた財源の中で、私みずからが改善改革を率先して実行するために削減したものであります。これによって町政の執行に支障を生じるというようなことはございません。今後も町長交際費の執行につきましては、町長交際費支出基準を厳格に守って、適切に執行してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、教育効果に関するご質問のうち、西会津町小学校適正配置審議会の答申に対して、町長はどう考えているかということですが、まず、本審議会につきましては、議員もその委員の一人でありますからご承知のとおり、小学校教育の教育環境及び教育水準の向上を図るため、小学校の適正配置に関する重要な事項を調査審議いただくために設置したものであります。その委員といたしましては、公募によるかた、識見を有するかた、児童生徒の保護者のかた、そして、地域の代表のかたがたなど幅広いかたがたからなる33名の委員の皆さんで組織されております。

私は、この審議会に、子どもの目線に立った理想的な教育環境をつくっていくために、小学校の適正配置のあり方について諮問をしたところであります。現在、委員各位には、慎重な上に審議を重ねていただいているところであり、審議会の総意として提出していただく答申については、私は、これを強く受け止めて尊重をしていく考えであります。

なお、ご質問にありました「少子化校は統合するように」との文部科学省の通達については、先ほど委員がご指摘されましておりましたが、こういうことについては存在をしないということでありました。小学校の適正規模の基準によりますと、小学校は、1学年2～3学級が望ましいというようにいわれているところであります。ただし、実際には、地域の実情などもございますので、最終的には、これは自治体の判断に基づいて進められていることとなっております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　22年度の予算編成方針と姿勢についてのご質問のうち、はじめに、平成22年度の具体的な施策・事業についてお答えをいたします。

平成22年度の主な重点事業につきましては、1番、目黒一議員へお答えしたとおりですが、西会津町総合計画の体系に基づきながら3年間の実施計画により調整をいたしました。その体系に基づきながら、町民の声を反映しました新たな取り組みを中心にご説明を申し上げます。

まず、「こころ豊かな人を育むまちづくり」では、保育所においては、要望として出されおりました声を反映し、新年度からは緊急的に保育所で児童を預かる一時保育や通常保育時間の延長を行うことで、保育サービスを充実していくことといたしました。また、子育てサークルや放課後児童クラブについては、保育士を配置するなど、子育て支援の充実を図ってまいります。芸術文化活動の推進といたしましては、新たな文化を創造していくために、本町独自の創作和太鼓を創設していく考えでございます。

次に「豊かで魅力あるまちづくり」では、多くの町民の皆さんから、地域経済を活性化してほしいという要望が出されております。そこで、道の駅を拠点とした商店街の活性化を進めるとともに、雇用促進のため、町といたしましても職業紹介所の開設を進めてまいります。また、都市部などとの交流を促進していくため、昨年、設立をいたしました西会津元気グリーンツーリズム協議会を核として、体験・滞在型のグリーンツーリズムを推進してまいります。また、情報化の推進としましては、携帯電話が入らない、それを解消してほしいという声がございます。それにつきましては、携帯電話の通話エリア拡大のために施設整備を図ってまいります。

次に「人と自然にやさしいまちづくり」では、町民バスが運行をされていない地区、これを解消していくため、新年度から新たに三集落におきまして、町民バス幹線までの連結バスを運行してまいります。また、快適な環境づくりとしては、地球温暖化対策の実行計画に基づき、排出されます二酸化炭素の削減を、まず役場庁舎から取り組んでまいります。このように、総合計画に基づきながら、新しく取り組んでいく事業、これらについては新年度予算の特徴でもあり、また町民の皆さんからの声を反映させるように調整をしてきたところであります。

次に、「リセットの判断基準は」とのご質問にお答えをいたします。新年度の予算編成にあたりましては、予算編成方針に基づきながら、事業を検証し、また精査をいたしました。その基準によりまして、これまでに大きな成果をあげてきた施策等については継続することとし、一方、地域活性化の観点や費用対効果の面から、見直すべき施策等、例えば国際芸術村などにつきましては、国内からの芸術家を招致するなどの改善・改革をすることといたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

次に、教育効果に関するご質問のうち、1点目の西会津町小学校適正配置審議会での町財政の説明に関する発言についてお答えをいたします。

第4回の審議会の中で、私から、新しく学校を建設する際のおおよその費用やその財源についてご説明を申し上げました。その内容といたしましては、学校の建設には10億から30億円程度の費用がかかること。現在の補助制度では、半分が国からの補助であり、

残りは町の負担となること。町の一般会計予算の規模は、50 億円程度であること。現在は、ケーブルテレビのデジタル化の工事や町縦貫道路の整備などの大規模事業があること。このような状況の中におきまして、学校の建設は、短期間ではなかなか難しい状況にあり、ここ数年の間に完成できるような状況にはないことを説明申し上げたところでございます。

前回までの審議会の中で、すでに理想的な児童の教育環境を整えるためには、できるだけ早く、5校が1校に統合すべきとの方向性が出ておりました。そのような中、新しく学校を建設するには、財政的な部分はその時期を大きく左右することから、財政面もある程度ご理解いただいた上で討議していただきたいとの考えで説明を行ったものでございます。

なお、学校建設の期間につきましては、参考といたしまして、中学校の統合の際には、審議会でご討議をいただいてから、開校するまでに 10 年程度を要したとのご説明を申し上げました。ただ「何年かかります」という形の期間を限定した説明ではございませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 6 番、渡部昌議員の町の活性化についてのご質問にお答えいたします。

一昨年来の世界的な金融危機に端を発した景気の低迷に伴い、経済情勢の悪化が現在も続いております。このような中において、町といたしましても平成 22 年度予算において農林業、商工業など、各種施策を展開しながら各種産業の活性化を推進してまいっている考えであります。

その具体的な事業であります、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、まず農林業の振興としましては、栽培指導専門員の指導強化等による健康な土づくりの推進と農産物の産地化・ブランド化の推進、道の駅「よりっせ」、園芸パイプハウスリース事業等を利活用した農産物生産・販売の支援、さらには、農林産物の高付加価値化を目指した加工施設の検討など、農業所得の向上に向けた取り組みを行ってまいります。また、林業においてはパイプハウスリース事業等を活用した菌床シイタケなどのキノコ類の生産額向上を目指してまいります。

商工業の振興につきましては、道の駅やふるさと自慢館などを拠点とし、既存商店街への誘客を図り、商店街の活性化につなげるための各種事業を商工会等の関係団体と連携を図りながら進めてまいっている考えであります。

雇用対策としては、新たに組織される商工観光課において、引き続き雇用促進対策窓口を配置し、無料職業紹介所業務の資格を取得し、緊急雇用対策と併せて雇用情勢の改善や企業支援の充実を図ってまいっている考えであります。

また、新たな経済政策としまして昨年 12 月に設立された西会津元気グリーンツーリズム協議会を核とし、体験・滞在型のグリーンツーリズムを推進することにより、都市との交流人口の拡大を目指し、地域経済の活性化を図ってまいっている考えであります。

また、銚子の口などの観光資源の整備・発掘や、大山祇神社・鳥追観音など既存観光資源の情報発信に努め、観光の振興を図ってまいります。

さらには、住宅団地の分譲促進や町営住宅・定住促進住宅の利用促進により、定住人口増加を図ってまいります。また、若者定住対策として結婚祝金の支給や出逢いの場の創出など結婚対策を推進します。

これら施策を積極的に展開しながら、本町の経済振興及び活性化に努めてまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、交際費について伺います。

私は、地方財政小事典から読んでみたんですけども、交際費は、一般的には対外的に活動する地方公共団体の長、その他執行機関等が当該団体を代表して、当該団体の利益を図るために外部との公の交際を進めるもので、必要とされる経費であります。だから、交際費は、対外的な折衝のために公用として支出されるものであるから、また予測できない経費でもあるわけですよ。

それで、まだ町長は就任されて8カ月ですよ、これから大いに振興局とか、県とか、また中央の官庁とか、省庁とか、そして大学とか、そして産業界とか、そういう人たちと何度も西会津町の財政的な施策を明示して、いろんな情報を収集しまして、町の利益を図るために使う交際費なんですよ。だから、ぼくは遠慮しないで300万じゃなくてとも、400万でも500万でも、例えば、小学校をつくるのに10億ぐらい足りないなら、そういう官庁、省庁に行きまして、あらゆる面に幅広くして、それをアドバイス受けて、それを1億でも2億でも持ってくるように、私は町長としては、そういうことをやるべきではないですか。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 非常に議員の励ましをいただくような、またご理解をいただいております。したがって、今回、私たちの、単年度でありますから、私は今回行ったみずから100万を減額したということで300万であったわけですが、議員がおっしゃられる内容を精力的に行ったときに、この300万円ではやっぱりきつかったと、こうみずから判断した場合については、また来年度予算については、この内容についてどうであったのか踏まえながら、増額をするとか、あるいはまた現状でよかったか、1年間対応してみて、その判断をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議員のそういう積極的な発言に対して、そのように私も、これから、みずから活動してまいりたいと思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今、大変、町長から積極的に、これから町のために交際費を使ってやるんだという力強い声を聞きました。それで、前町長のことを出して悪いですけども、前町長は、かなり自分の持ち出しがあったと聞いております。だから、やはり伊藤町長も町の利益になるようなために、1回や2回じゃなくて、とにかく顔を出して、人脈を広げて、とにかくできるだけ情報を収集して、キャッチして、その予算でも何でも獲得できるようにしてほしいと思いますが、その点はどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに議員のおっしゃるとおりでありますので、今後ともご指導をお願いいたします。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌　それでは、今、町長からそういうことでやってみますということですから、私は十分に期待をしております。

それでは、学校について室長ですか、じゃこれは、新聞でみられたと思うんですけども、統合小学校について、これはうちの町じゃないんですよ。3月7日の福島民報新聞の記事をお読みになったと思います、町長も。内容は南会津の南郷一小と南郷二小、それから針生小学校、檜沢小学校が児童数の減少から統合すると、3月5日に南会津の定例議会で施政方針で町長が明らかにしました。理由としては、このいずれの学校も児童数の減少で、将来的には複式学級を避けることができないと、そういう見通しであるということがわかったと。それで、児童に良好な学習環境と生活環境を提供するために、南郷一小、南郷二小、平成24年の4月にやりまと。それから、針生小と檜沢小学校は、平成25年の4月に統合を予定していますというふうに明言しているんですよ。それと、昨日の一昨日の新聞ですか、喜多方市の山都小学校、これも統合しますよというふうに新聞に書いてあります。

西会津町としましては、複式学級を解消するために、一日でも早く学校をつくるべきだと思うんですよ。というのは、もう新郷小学校なんかは10年以上の複式学級をやっているんですよ。これはいくらなんといっても、そして私も前に質問したことがあるんですけども、井谷の子どもが高目まで生徒がいらないで、遊びに行くという、2人くらいしかいないわけですね。それで、5年生、6年生いないものですから、片方は自習授業と。今は対策のために先生を付けているといっておりますけれども、いろんな点で、子どもたちは被害を受けているわけですよ。その法律で定められた教育を受けていないということなんです。それで、町長はどう思いますか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　たたいま統合された内容については私も拝見をいたしましたし、また、中学校でありますか、坂下等においても1校にするというようなことで、現在進められているようであります。したがって、これから少子化になって、適正な規模校で勉学をするということについては、これはもう常識になっているわけでありますので、そういう機運については、十分私も承知しておりますので、現在の適正配置審議会等で出されました答申について、これから町としても尊重して実行に移していく考えであります。

やはり、議員、それぞれのところについては、私はこの順序、段階を踏んで、そして町長がこういうことをきちっと議会で答弁をされているというふうに認識しているわけです。したがって、今その段階や順序にあるわけでありますので、これをしっかりと踏まえながら、それに基づいて町は判断をしていきたいということでもあります。その判断の基準は尊重するということでもあります。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　はい、わかりました。それでは、私も中学校の適正審議委員だったわけですよ、中学校をつくる時は、だいたい12年間かかっている、先ほど10年といいましたけれども、私の記憶では12年間審議にかけているわけですよ。それだけ時間がかかるから、議会としましては特別委員会をつくって、早急にやらなければならないというわけで立ち上がってやったわけですよ。そのとき町長も一緒にございましたけれども。例えば、これか

ら今月中に答申が出るという予定だったんですけれども、ちょっと遅れていますけれども、答申されたら、だいたい2、3年内にそういうものを立ち上げるという気がございますか、どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 答申を受けた時点で、仮の話ではありますがけれども、これはやっぱり延ばすということ、ずるずる延ばすということよりも、適切に対処するというのは私は当然だと思っております。しかし、最初もいいましたように、順序、段階もありますので、まず一番大事なのは、やっぱり今、今年の新郷、奥川でしたか、入学生、小学校1名というところがありましたよね。奥川ですね。奥川で今年の入学生が1名です。そういうことを考えたときに、統合という、学校ができなければ統合できないのかということもあるわけです。しっかりとそれが受け入れる場所として確保されれば、そういうところから順序立ててしっかりと対応していくということも、私は必要なことではないのかと、こう思いますので、これから学校を建てて、それから何年先になるか、今、私ははっきりとわかりませんが、そういうこと以前に対応すべき内容については、これは教育委員会等も含めながら、町として十分に判断をしていきたいと思っています。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 一応、答申が出た時点で、なんとかやりたいと、いろんな財政上とか、さまざまなことがあると思います。それで私は、それで交際費のことをいったわけですよ。そういうところが足りなければ、もっと人脈とかいろんな人のアドバイスを受けて、そういうことをやって、いくらかでも町の利益のために、交際費をうんと使ってほしいという要望でございますが、それでいいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 うんと使えと言われてもですね。議員の発言の趣旨については十分理解をいたしました。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 室長ですか、ちょっとお尋ねしますけれども、あなたは審議会の席上で、10年から20年かかると、それはどういう観点からものをいったんですか。お尋ねします。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 お答えをいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、前の統合中学校を例にいたしまして、その際、だいたい10年かかったということでお話申し上げました。今回の小学校については、はっきり何年という形では申し上げなかったと思います。ただ、そういう形で、前の中学校が10年というのがあり、また財政的にもなかなかすぐにはできるような状況にはないということでお話を申し上げたところでございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 室長、あなたのところを憎くて言っているわけじゃないんですよ。あなたがいったのは、20年かかるというようなことをちゃんとみんなの前で言ったわけですよ。せっかく審議委員としてみんな一丸となってやろうとしているとき、水を差したわけだ、早くいえば。そういうことを言われたのでは、審議会としても、どうしてつくる2、3年前に

審議会をおこせばいいじゃないかというふうになってしまいますよ。それで、実際は、10億から30億といますけれども、今、町長からありましたけれども、これからは児童生徒も少なくなって、130人体制が続くんじゃないかなという、昨日の答弁でございました。それに対して、概算でもいいんですが、それは積算はしているんですか。

(「議事進行」の声あり)

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 質問者は、小学校適正配置の委員の一員なんでしょう。それであれば、今、終わったことを蒸し返しているよりは、その審議会で意見は出さなかったんですか。みんなの総意となり、そういうこと、あるいは渡部委員の個人的な見解としてそういうことはないだろうというような。

(「出しております」と発言あり)

○清野興一 委員会で審議するべき問題じゃないんでしょうか。

○議長 暫時休議します。(11時28分)

○議長 再開します。(11時31分)

6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、町長に同じようなことですが、早急な話なものですから、やっぱり小学校というものは、10年以上も複式やっているわけですよ。新郷、奥川、群岡も複式やっているわけですよ。この提案理由にもありました子どもの目線でやるんだということであれば、もっとこれから1、2年後までにはやりますよというような話を引き出したかったわけですよ。だから、その考えはおありですかと、そういうことです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず答申を、仮の話ですけれども、答申を受けます。これを尊重するということですから、これが統合すべきだと、あるいは新しい学校をつくるべきだということになれば、やっぱりこれは計画を立てなければならぬわけ、当然のことですけれども、ですから、それにはやはり1年くらいは十分に慎重に検討しなければならないと思います。

それからいよいよ予算を付け、場所をどこにするかということも含めながら、今度は具体的な形をとっていかなければならぬわけでありますので、その猶予期間がどのくらいかかるかということは、想定をするだけで、何年度といわれるとなかなかこれは難しいことでありますので、まず計画を立てた時点で何年度を目途にやるということはしっかりと判断をしていきたい、それは1年くらいかけて十分検討していきたい、それは1年くらいかけて十分検討していきたいというふうに思っています。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今、前向きな回答ありがとうございました。

それでは、もう1点あれですか、雇用促進対策窓口と緊急雇用対策と、こういうのできますけれども、現在の不景気の間で、こういうものの範囲はどこまで広げる考えですか、雇用対策の窓口というのは。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 雇用促進対策窓口のご質問にお答えをいたします。

昨年11月に雇用促進対策窓口を経済振興課内に設置いたしまして、その業務といたし

まして、今までやってきた業務でございますが、失業者のかたに対する仕事の斡旋、これについてはハローワークとの連携なり、情報収集によりまして行っております。

それから二つ目としましては、失業に伴う生活相談ということで、納税相談、あとは借入金の紹介、あと公共料金の納入等の相談であります。そのほか町内企業の現状把握等を行ってまいりました。その業務に加えまして平成 22 年度から職業紹介所の開設ということでありまして、この無料職業紹介所につきましては資格が必要でございます。その資格を職員が取りまして、県に登録をしまして初めてできる紹介所業務でございます。その内容につきましては、町内の例えば企業さんからの求人募集、それから今、町内で職を求めているかたの要望、それをすり合わせまして、雇用のあっせんをしていくと、そういった業務でございます。それを 22 年度から資格を取り次第、新たに開設する予定でございます。以上です。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、もう 1 点、これは町長にお尋ねしますが、前町長がいろんな事業をしましたね、でも一旦リセットして、続けていくものと止めるものとが選別されたわけですよ。そういう基準というのはおありですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私がリセットをするということの基準、これについては、まず一つは、いわゆる事業の公益性、それからインフラ整備、これによって町民生活とどうかかわりがあるか。そしてこれが継続しているのかどうかということが一つあります。

あと二つ目は、無駄だとか判断、直感的に判断をするということについては、これはやっぱり止めるべきだろうと、あるいはそれに類するようなものについては、やっぱり止めていくべきだと。それから費用対効果です。これは貴重な税源をあてがっていくわけがありますから、当然、費用対効果というものも含めていかなければならないわけです。今回の予算編成にあたって、各課に私はこういう基準に基づいて、いろいろ各ありますよ。どういうものをどう見直していくべきなのかということ、ことこまめに各課に指示をいたしました。各課は各課なりに、それに基づいて精査を、すべての事業を精査をしたわけです。

そして、総務課長査定にあがり、そしてそれが最終的に町長査定のときに、各課の課長と面談をしながら、一つ一つの事業について、この内容に沿っているかどうかということをはきちと対応しながら、予算付けを図ってきた結果が今回の予算編成にあがってきた内容であります。したがって、それぞれすべての事業については、全体的にそういう基準の中に基づいて行ってきたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 そういう評価基準というのはあるわけですね。そしたら、これは議会側にもそういう基準表みたいなものは出してもらえるでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは基準表とかということではありません。方針として、もし新たな、最終的に町長査定で何をするかというのは、こういう私の基準でもって、いわゆる査定をしますよということでありまして、一つ一つの事業が今ほどいいました、三つの中

で十分にこれが果たしているか、あるいはそういうものがないかということの査定をしたということでもありますので、このきちっとした標準書なんていうことには記載はされておられません。

○議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　それでは、偏ることがあると思うんですよ。やっぱり公平な基準がなければ、偏った基準でこれはいいとか悪いとかという直感的とか、そういうものに陥りやすいんじゃないかと思うんですけれども、そういうものはつくるべきではないですか。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　一つの事業にあげる場合については、私は、標準書というのは分かりませんけれども、各それぞれの予算に計上するための、その基準というものは確かに私はあると思います。それは、やはりさっき言ったように、公益性にどうつながっていくか、町民生活とどう結びついていくか、それによってインフラ整備がどう拡大されていくかということがあります。そしてまた、あまりにも個人的なものに分類するものではないのかということについては、これは予算計上ということは難しいでしょうとか。いろいろこれから要望を出されてくる段階において、各課がどういう判断に基づいてこれに予算付けをしたのかということでもありますから、これについては、やっぱり私は的確にやってきたのかなと思われるのは、いわゆる国が仕分け作業で行った、ああいうことが、いいか悪いかは別ですよ。しかし、まるっきりそれと同じように踏襲したわけではありません。私がリセットという話をしたあとに、ああいう仕分け作業をして、その内容をみたときに、どこか共通するところがあるなど、こう判断をしたところでもあります。

○議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　それでは、もう一回伺いますけれども、一旦リセットする事業に対しては、判断をしなくては行けないと、やるかやらないかと、そういう判断もなくて、これがいいか悪いかというのは偏るんじゃないかという一つのあれで、そういう場合は、なんていうか公平なる基準をつくるべきではないかと私は考えています。それでつくる気はありませんか、そういう基準を。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　これは各、これを主管する課と、これから詰めた話をしてまいりたいというふうに思いますので、今、明確に私のほうに出されていないものですから、私は今、申し上げたとおりであります。詳しく、あるいはその取り組みの基本的な考えであれば、担当課より説明させていただきたいと思います。

○議長　　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　事務事業の見直しの関係につきまして、今ほど町長からいろいろと話、お答え申し上げたわけでございますけれども、町のこれまでやってきました事務事業の全体的な見直しにつきましては、新年度、議員からもお話ありましたように、基準をしっかりと定めて、その全体的な見直しを図っていきたいということで、これにつきましては先の組織の見直しの際にも、そのようなことを若干申し上げた経過もございますけれども、新年度に入りまして、しっかりと基準を定めて対応していきたいというふうに考えております。

○議長　　6 番、渡部昌君。

○渡部昌　それではもう 1 点、違う観点からですけれども、昨日の町長の答弁では、提案理由が 59 件ありますと、あったというわけですね。それで予算に反映するようなものがまずなかったような話であったですね。それで、そういう提案された場合も、ある程度、一定のこれはやるんだと、仕分けじゃないんですけれども、そういうやっぱり基準というものはあってもいいんじゃないんですかということです。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　なかなかその難しい基準だと思いますが、私はできる限り、高所からいろんなご意見をいただいているところについては、これは意見としてしっかり受け賜っておきますという回答などについても申し上げておりますし、あるいは、より具体性のあるもの、例えば中にはごみを回収する場所が、もう少し細かく集荷する場所、できないかというようなことも中にはありました。それはすぐに予算に反映されなくとも、これは各課でしっかり対応できればいいんじゃないかというようなこともありますので、そういう予算措置によらない対応の方法ということも実はあるわけです。ですから、そういうことについては、しっかり年度内でやるべきこと、やれるものについては、精査をしながら各課においてそれをきちっと実行してくださいと、こういう指導をしてまいりたいと思っています。

○議長　　6 番、時間をオーバーしますので、集約して質問してください。

○渡部昌　それでは、今、大変、町長からも前向きな姿勢を聞きました。伊藤町長の小学校の統合問題も、これ一つの目玉になると思いますので、促進していただきたいということです。

それともう 1 点本当は聞いたかったんですけれども、マニフェストによるタクシーですか、それがちょっとあまり載って出てこないようであったもので、これは今後詰めていくのかどうかということでございます。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　私の提案理由の説明でも申し上げましたように、このことは、福祉タクシーというのは、あくまでも仮定の話、あるいは仮称だというふうに申し上げてまいりました。そこに付随することは、あるいは内容的なものは、公共交通機関がまったく通っていない、あるいは要望してあっても無理な箇所についてどうするかということで、小型化を目指した場合に、こういう方法もあるんじゃないかということでもあります。

しかし、これをずっと検討して、内部でいろいろ対応して、バス、交通体系の見直しの中にもご提起申し上げましたけれども、10 人くらいのワゴン車を、週 1 回を目途にして通せば、そういうところの解消が図れると。それは本路線とドッキングすることで十分対応できるのではないかとということで、いろいろ協議した結果、そういうふうに事業の名称の変更も含めて、対応の変更になったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　6 番、渡部昌君。

○渡部昌　それでは、頑張ってくれるようお願いしまして、これで一般質問を終わります。

○議長　　暫時休議します。(11 時 48 分)

○議長　　再開します。(13 時 00 分)

8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 皆さん、こんにちは。8 番、佐野悦朗でございます。私は、今定例会に二つの質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年の 9 月に 3 番、青木議員から防災のハザードマップについてご質問をしております。それに基づいたものではありませんけれども、私は、私なりに防災についてのご質問をいたします。

昨年は災害から身を守るため、防災対策ガイドブック、こういうものですね。こういうものが各家庭に配布されました。それぞれの家庭で活用していると思うんですけども、一朝有事の際、本町から指定された場所、さまざまな場所がありますけれども、そこにスムーズに行動ができればいいんですけども、本町から指定された場所に行けない人もいるわけですね。そういうことがこの町の課題じゃないかなというふうに思います。

この、今日のお昼休みの 12 時 21 分に、福島県沖で地震がありましたというようなメールが入っております。そういうようなことからかんがみれば、非常に 13、14 と、また今日というように自信が発生しておる中身を思えば、私たちの町では高齢化がずんずんずんずん進んでおります。自分の行動が、手足が不自由になって、なかなか自分自身でも思うように行動が取れないと、そういうような、思うような行動が取れない人が、町が避難場所として指定した場所に、なかなか行くことができないと思うんです。

それで、私は町民の安全と、町民の安心、それから財産を守るためには、本町として、これからどのような対応を取っていくのか、人命の確保を図るのか、この点について伺います。

また、本町では自治区長連絡協議会というものをもっておりますが、災害が起きたなら、その自治区長連絡協議会の長たるものが、各自地区長に連絡網を活用して、いち早く町民に伝達し、災害から一刻も早く逃れるというような、的確な指導を行ったかどうか、そういうように私は思うんですけども、町民が右往左往する前に的確な自治区長の指導や、そしてパニックにならないために、落ち着かせて行動を取れるような、徹底した指導を図ったかどうか、そういうことで本町に一つお聞きしたいと思います。

また、NPO の組織が確立されてはいると思うんですけども、それに対して、それらの組織に対し、本町では協力の要請をなされているのかどうか。また今後は、先ほども言ったんですけども、高齢化が進み、自分で自分の体を思うようにならないかたが、じゃ NPO のような法人組織の存在があるとするなら、それらに一朝有事の際は、手を借りて、そして安全な場所に避難するというようなことも、本町では今後考えていかなければならないのではないかと、私は思うんですけども、本町の考えをお伺いするものです。

それから、防災無線の声が聞こえないという集落が、自治区があります。それらの集落がどれほどあるのか、本町では集約されていると思うんですけども、また、それらの集落に対し、本町としてどのような指導をなされておったのか、防災無線の果たす役割は、大変大切であります。地域や集落を守るためには、音声機能はその集落の隅々まで届かないようであったんでは、防災無線とはいいいがたいものがあります。今後、この防災無線の活用を最大限に図るには、また、先日もチリ地震の教訓が活かされるような本町の対応をお伺いするものです。

次に、本町の臨時職員のことについて伺います。本町においては、多くの臨時職員を採用されておりますが、その勤務体系もさまざまであると思います。現在は何人ほどの臨時職員を採用しているのか。大別すれば事務系と技術系に分かれているんじゃないかという具合には思いますけれども、職員では、作業量も多く、そのために臨時職員を使う羽目になっていると思うんですけれども、それはお産や病気で休むかたも多いでしょう。そのほかにも定数である本町の職員数を臨時職員でまかなっているようであるとするなら、これはこの現在の不況のような時代には、やはり本採用を図って、本町の将来に備えるべきという具合に私は考えるのですけれども、町としてはどのような、今後、本採用について考えているのかお聞きしたいと思います。

二つ目には、緊急雇用対策について伺います。政府方針による緊急雇用対策事業を本町では受け入れて、幾人かの雇用創出を実施しておりますけれども、この事業によって、雇用が先ほどの答弁では、多くのかたがたが雇用されたというようにお話、質問者に回答しておりますけれども、どんな課が、どんな人を必要としているのか、その技術職なり、事務職なり、その内容によって、これからもどんどんと緊急雇用対策の経済対策として雇用するのか、この辺についてもお伺いするものです。

また、昨年の9月ですか、緊急経済雇用対策事業として、この町では1千万の緊急雇用経済対策費を計上しております。この対策を今後どのように、また景気雇用対策を果たしていくのか、これらについてもお伺いし、私の質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、8番、佐野悦朗議員の防災計画のご質問がございましたけれども、その中で、今後の方針についてお答えをしたいと思います。

議員おただしの、最近、国内においても地震が頻繁に多発しておりますが、こうしたことに対する、町では地域防災計画を策定しております。この災害対策基本法第42条の規定に基づいて、各種災害に対処するために、総合的な対策を定めたものであります。町ではこの計画書に基づきまして、災害時において被害の軽減を図り、町民の生命、身体及び財産を守るために、実効性のある適切な対応体制の確立、あるいは減災対策の強化、身近な地域の危険箇所情報の把握・共有を図ることをしております。

このため、町では計画的に具体的な行動マニュアルや災害予測図を策定することとしておりまして、昨年度は防災対策ガイドを作成いたしまして、各家庭にお配りをしたところでございます。

今年度は、土砂災害に関する危険地域や避難場所などに係る情報を、地図情報等により提供いたします土砂災害ハザードマップを現在作成しているところであります。配布にあたっては該当区域を対象とした説明会をこれから開催をして、災害に備えた日頃からの心構えと、同時に有効な活動ができるよう周知徹底を図っていく考えであります。

新年度におきましては、災害時に迅速かつ的確な対策が図られるよう、避難勧告等判断基準・伝達マニュアルなど具体的な対処マニュアル等を策定する計画でございます。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 8番、佐野悦朗議員のご質問のうち、町長がお答えしました以外の防災

計画に係る自治区長、NPO等との協力体制及び防災無線についてのご質問にお答えいたします。

まず、自治区長さんへの指導、NPO等ボランティア団体との協力体制についてであります。災害時における地域住民の安否・生活情報の収集や住民に対しての呼びかけなどについては地域の代表者である自治区長さんのご協力が不可欠であります。

また、各種救助活動、災害応急対策などの災害対応などに際しては、町社会福祉協議会やボランティア活動サポートセンターなど関係する機関等の協力も必要であることから、自治区長さんをはじめ、各団体、機関と十分協議を重ね、協力内容や協力方法について対応マニュアルの作成や相互応援協定の締結などにより、より一層の連携を図っていく考えであります。

さらに、防災活動の中核を担う消防団、支援隊、女性消防隊においても、災害時には大きな役割を果たすことから、円滑な災害対応に備えて、今後も継続的に防災訓練などを実施することとしております。なお、本年6月には福島県主催の土砂災害防災訓練を本町で実施する予定であります。

次に、防災行政無線についてであります。ご質問の集落によっては、聞きづらいとの声を聞くということで、数箇所の集落でそういった声を聞いております。これらの聞きづらいという声につきましては、これまでも音量や、角度の調整など可能な限り対応してきたところであります。

防災行政無線は、建設からすでに20年余りを経過している地区もあることから機器の故障や修繕などのケースも増えており、また、地形的な問題などにより聞こえづらいことから、今後、防災情報システムの全体的な見直しを検討しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 8番、佐野悦朗議員のご質問のうち、緊急雇用対策事業を除く町臨時職員に関するご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、町臨時職員を雇用する場合の基本的な考え方について申し上げたいと思います。町臨時職員は、町職員が出産休暇や育児休暇、病気休暇等を取得する場合や、専門的業務の補助、または国県等の補助事業の実施に伴う事務事業などであり、必要な期間を限って雇用することとしております。先ほど議員からおただしのありました定数削減分を単純に臨時職員の雇用に振り替えているということはありませんので、まずご理解をいただきたいと思います。

現在、雇用しております町臨時職員の内訳を申し上げますが、一般事務8名、看護師2名、保健師1名、学校用務員1名の計12名でありまして、雇用の主な理由といたしましては、町職員の出産休暇及び育児休暇で6名、専門業務の事務補助で3名、国県補助事業等の事務補助で3名となっております。

また、臨時職員の賃金につきましては、一般事務で6,700円、資格を有する専門職で8,500円を支給しております。通勤手当についてはその距離に応じて支給を行っているところであります。雇用期間につきましては、その事由により異なりますが、雇用する条件といたしましては、社会保険及び雇用保険並びに厚生年金への加入手続きを行うなど適切な対

応をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 8 番、佐野悦朗議員のご質問のうち、緊急雇用対策事業における本町の臨時職員雇用についてお答えします。

緊急雇用対策事業につきましては、5 番、清野佐一議員にお答えしたとおりであります。このうち、民間等への委託事業を除いたものが町直営事業の臨時職員雇用分であります。

まず、補助事業においては町道の美化・維持管理のための作業を行う事業、サル生息地調査事業、銚子の口整備事業などの 10 事業で 20 人の雇用、事業費で 1,173 万 5 千円の見込みであります。また、町単独事業では、公共施設環境整備及び交通路網整備事業や町公園情報整理事業など 10 事業で 22 人の雇用、事業費で 702 万 1 千円の見込みであります。

このことから、補助事業、単独事業合わせまして、事業費 1,875 万 6 千円、42 人の雇用を図ったところであります。

平成 22 年度当初予算におきましては、補助事業で 6 事業、15 人、2,761 万 4 千円を予算計上したところでありますが、町単独の雇用対策予算につきましては、今後の雇用情勢を見極めながら、検討してまいる考えでありますので、ご理解をお願いします。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今、町の正職員は 132 名だと思うんですけれども、そこに今の臨時職員が 12 名ですか、おるんですけれども、正規職員は私の定数の中身で調べてきたら、164 人が正規職員にしても、この町では、地方自治法からいってもいいというように私は思うんですけれども、この数で間違いございませんか、まずお聞きしておきます。

○議長 総務税制課長、伊藤要一郎君。

○総務税制課長 お答えをいたします。

条例上の定数につきましては、議員おただしのとおり 164 名でございます。現在の町職員の現員数でございますが、132 ではなくて 128 名でございます。以上です。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 128 名が今の町の職員数だということになれば、164 名に 128 を引いたら、やはり 20 何名ですか、まだ定数に満たないというように私は感じるんですけれども、こういう具合に、こういう不況の時期に臨時で、民間企業と違って、こういう情勢である以上は、やはり定数に近いような人を採用し、そして町の将来に考えていくべきではないかなという具合に私は思うんです。日々雇用は原則としてその中で 6 カ月と、ただし町長が認めた場合は 11 カ月という具合に、11 月を超えない期間という具合になっておるんですけれども、この中で、どうして日々雇用の中で 11 カ月とするのか、この労働基準法なり、何かがあって 12 カ月じゃなくて 11 カ月とするのか、その辺がわからないものですから、お答えを求めるものです。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 臨時職員の雇用につきましては、地方公務員法第 22 条の第 5 項で、われわれ雇用手続きをとって採用をしております。その中で 6 カ月を超えない雇用と、さらに 6 カ月を超えない範囲で再雇用ができるということでございますけれども、なぜ 11 カ

月なんだということでございますが、これが 12 カ月になってしまいますと、町の一人の定数と、定数の中にその数が入ってくるという形になりますので、あくまでも臨時職員、短期雇用でございますので、正規職員とはまた違うということで、そういう扱いになるということでございます。

それから、ただいまの質問の最初の前段の中で、164 から 128 を引いた差の、その差といますか、人数の差の 36 名になりますけれども、その人数だけ雇用してはどうかということでございますけれども、われわれ町民の皆さんの税金、あるいは国県等からの交付金で事業をやっておりますけれども、その中で、やはり事務事業の効率化という視点からも、今、定員の適正な見直し、削減、そういったことが求められているのも事実でございます。

議員がおただしのありました、そういう部分も雇用してはということですが、その部分につきましては、先ほど経済振興課長のほうからもありましたように、今の緊急経済対策だとか、緊急雇用だとか、そういう違った視点で、また雇用機会の拡大を図ることが必要であるのかなというふうに考えておりますので、そういったことで、ひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今度は町長にお伺いいたします。町長は、現在町長職となっているんですけれども、町長職になる前は、ある大企業の職員とし、そしてその労働組合がある中の出向役員というような役職を持っていたという具合にお聞きしております。そのような観点から、町長自身はこの臨時職員について、あなた自身の考え方はどのように、私の質問内容を聞いていてお思いですか、お答えください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、臨時職員という観点からと、もう一つは定数ということについても私なりの考え方を述べてみたいと思います。

事務事業の見直し等々によって、これからの職員の定数の適正化計画ということについて、私はこの問題についても取り組んでまいりたいと思います。現在の計画については、平成 26 年度までに、いわゆるひとつの定数の目安として、120 名体制を実は考えてございます。現在、8 名、128 名でありますので、このことについては、ある日突然 8 名を削るとかということではなくて、緩やかに交代、あるいは退職、その他の補充というものが繰り返しながら、段階的にこの 120 名体制に持っていきたいというふうに考えてございます。

それと、臨時職員の対応についてですが、これはあくまでも臨時的でありまして、職員の、先ほども担当課長から申し上げましたとおり、出産育児休暇、あるいは県国事業における事務内容がきた場合の対応について、それぞれ臨時職員で対応しているというところでもありますので、言葉どおり、あくまでも臨時という形態でございますので、このことについては、やはりきちっと対応していくべきではないかと思います。

なお、現在の雇用状況によって、こうした対応のしかたについては、るご指摘あることについて、十分理解はしているわけではありませんけれども、しかし、なんといっても、町そのものが雇用する受け皿になるということについては、やっぱりこれはあくまでも緊

急措置でありますので、本来でありますと、やはり企業がこれから活発化になるとか、あるいはみずから職をみつけて就職をするとかというのが本来の姿ではないかというふうに思っておりますので、今回の臨時職員及び緊急雇用の場合については、あくまでも短期雇用という考え方で対処しているところであります。

○議長　　8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗　地方自治では、営利を目的としない、民間企業みたいに営利を目的としない自治体であるわけですがけれども、営利を目的とする民間企業では、どうしても、やはり今いわれているような正規雇用、非正規雇用というようななかっこうで、大企業はその中で組とか班とかというように設けて、孫請けらしいような人たちを雇用し、そして企業の生き残りをかけているわけなんですけれども、この地方自治体は、あくまでも住民サービスの団体であります。自治体であります。だから、今、私はあなたが町長になるとき、非常に多く人が期待をもって、そしてあなたに委ねた点が多々あると思うんです。だから、これだけのまだ、町としては採用枠があるようだったら、もう一度考え直して、若者のこの町に対する考え方をちょっとでも近づけるような考えはありませんか、またお聞きします。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　私が、当初この1,000万円を付けながら、これから年を越す段階において、相当厳しい生活対応というものも、救わなければならないという意味において議会のご議決をいただいた経緯がございました。それはあくまでも臨時でありまして、そして短期契約でありまして、そして短期契約でありました。それから今日にいたっても、経済の情勢はそう大きく変わったものではございませんけれども、当時、各課にまたがって、どういう事業があるかということについて、すべて出していただきました。そういう中で、最低限こういう仕事がありますということでありましたので、それに当てはめながら最終的に人員の確保をしたことであります。

今回の場合もそうでありますけれども、ただ、先ほどいいましたように、最初から頭で何名ということであってはならないとは思っているんです。ですから、これから緊急、臨時に、あるいは緊急雇用で町はどう対処するかということでありまして、まず各課において、緊急雇用で対応する事務事業はないのか、あるのか、まずこのことを精査をして、そしてそこで最低限こういったことに対応していただきたいということが出てくれば、その範囲の中でしっかり対応していくということであると思います。

したがって、今、即決して何名枠で、なんぼなんぼだというようなことについては、なかなか出てこないわけでありまして、これから新年度にいたりまして、この具体的な内容については各課でそれぞれ詰めていただく話をしたいと思います。

○議長　　8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗　質問を今度、緊急雇用対策についてお伺いしたいと思います。緊急雇用対策というようなことで、さまざまな人員の中身になっておるんですけれども、今も町長からお話があったように、短期の雇用と、それから町単独で去年の9月に1,000万円のものを計上し、そして皆さんの働く場を確保していこうという考え方が述べられているんですけれども、じゃ実際に、短期のかたがたはこれから雇用するとなれば、6カ月くらいが目途なんですか、それとも1年というようなくらいの雇用を考えているのか、緊急雇用対策に

についての人員と、それから期間と、その中身についてを説明を求めるものです。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 緊急雇用対策事業についてお答えいたします。

まず、はじめに緊急雇用対策事業につきましては、基本的には、現在失業されているかたが別の仕事に就くまでの間の期間、先ほどから申し上げましたとおり緊急的な措置でございまして、この雇用されている間にきちんとした仕事をみつけていただくと、それが基本でございます。平成 22 年度につきましては、それぞれ事業があるわけでございますけれども、基本的に雇用期間でありますけれども、緊急雇用につきましては、1 年未満ということが原則でございます。すみません 6 カ月です。6 カ月未満が原則であります。平成 22 年度当初事業で計上しました緊急雇用創出事業が 4 事業ございます。

まず一つ目につきましては、放置された廃棄物の撤去を進める事業ということで、これにつきましては、4 月から 8 月までの 5 カ月間、雇用予定人数が 4 名でございます。

次に町道等の美化事業ということで、これにつきましては、5 月から 9 月までの 5 カ月間、雇用予定人数が 4 名であります。

それから三つ目としましては、耕作放棄地の現地調査ということでありまして、これはちょっと事業が重点事業ということで、これにつきましては、4 月から 3 月までの 1 年間の雇用となっておりますが、これにつきましては 1 名。

それからもう一つにつきましては、これも重点事業、地域人材育成という重点事業であります。森林管理担い手育成事業ということでありまして、これにつきましては 4 月から 3 月まで、1 年間でございますが 2 名の雇用ということで、延べ 11 名の雇用。事業費にしまして、すべて合わせますと 1,800 万ほどでございます。以上です。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 先ほど何番議員だったですか、6 番議員ですか、5 番議員ですか、失業者はどのくらいになるんだというような質問を繰り返しておったと思うんですけども、それはハローワークに行けば、その失業者数はわかるかもしれないけれども、この本町においては、どれくらいの人か今仕事がなく、右往左往というか、苦しんでいる状況なんだということは、的確な数字はわからないんですけども、おおよその町として、現在どのくらいの人たかが今失業に苦労しているのか、まずその辺の数字がわかったらお知らせしてください。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 先ほども 5 番、清野佐一議員にお答えしましたが、西会津町における正確な失業者数、これにつきましては把握するすべがないということでございますので、ご了承ください。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 確かにそういわれれば、それであるかもしれないですけども、昨今の現状は、非常に失業者があふれて、本当に仕事がなく困っている状況が今の本町の実態であると思うんです。これからこの 22 年度の事業をこの推し進めるにあたっても、やはり失業者が多く、そして企業としても受け入れ態勢がないと、そうすることによって、やはり町の税収も、法人税も、個人の税収もやはり厳しいものになってくると思うんです。昨日

も税収が上がらないときにはどうしているんだというようなことでも質問になっているんですけれども、やはり景気をつけるためには、やはり心に響く町だけで、本当に太鼓を打てば響くのかもしれないけれども、失業や雇用を守ることはできないと思うんです、なかなか。ここはもう難しいところだと思うんです。だから、もっと本気で、町として今の現況をどのように打破していくのかということを町長、ひとつお答えをお願いします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　太鼓は打てば響きますけれども、なかなかこういうところにおいて、すぐに響くということについては、私は非常に厳しい、難しいというふうに思っています。繰り返すようでありますけれども、いくら町としても、救ってあげたいという気持ちはあります、失業者。例えば、どのくらいの失業者がいるのか、把握できないのかということでありまして、はっきりとした数字で表すからなかなかいえないんですけれども、前回、町で数名の臨時職員、この募集をいたしましたところ、集まって、応募されたかたが 24 名おられたんですね。そのかたすべてが失業かどうか、それはちょっとわかりませんが、やはり町で何か事業をやって、公募する場合においては、そのぐらいの人がやはり、これは老若年齢問わずですよ。集まってくるわけですから、相当これは雇用形態も厳しいのかなというふうに思っております。

しかし、なんといっても、町はいろんなことを救いたいと思っても、仕事がないのにあてがうことはできないんです。今、緊急雇用で県のほうにいろいろ事業枠を拡大するために、いろいろ計上してお願いしておりますけれども、最低限、町はこれだけは確保したいということで緊急雇用の対応をしているわけでありまして、ですから私、先ほどいいましたように、これからもそれぞれの各課において、仕事が、あるいは短期雇用でできるものはないのかということをもう一度精査をしてみたいと、その中で本当に仕事が必要だという箇所については、私は対応してみたいと思いますけれども、いや現在で 1 名分ありませんとか、あるいはそういうことをいくら探しても、それに対応できる作業がございませんという場合については、なかなかこれは町としても対応できないというふうに思っておりますので、そのところについては、ご理解をいただいて、最大限各課で努力をしてみたいというのが現在の率直な気持ちであります。

○議長　8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗　今ほど町長から胸の苦しいうちを明かされて、言葉も詰まるんですけれども、私は議員という職業をしている以上はいいんですけれども、本当に今、町で、今年は雪が余計だったから仕事はなんとかあるんじゃないかというようなことも噂されていたんですけれども、ほとんどの家庭では雪下ろしの作業なんかはなかったように思われますが、そんなことで雪下ろし、除雪作業もなし、そしてまた、今、春に向かって雪解けが始まってもまた仕事なしと、非常に困っている家庭が多くあります。今の町長の苦しい答弁の中では、救ってあげたいんだけど、これは機関としてはできないような状況になっていると、そういう中でも、なんとしてもおれは町長になったんだから、よし頑張ってそこらへんに歩いて雇用の場を確保しようというような思いではいるかもしれませんが、これからの町が暗くならないように、みずからあちこち出歩いて職業を探し、そして町の皆さんが安心して暮らせるような対応を取っていきたいとお願いして、私の要望意見とし

て最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 9 番、武藤道廣であります。私も 3 項目にわたり通告しておりますので、順次質問いたします。当局には明確で前向きな答弁を求めるものであります。

まず 22 年度予算について質問いたします。前回 12 月定例会において、私は予算編成の基本理念、財政全般や財源の見通し及び重点事業の選択や優先順位の付け方と、予算編成の方法と進め方について質問をしました。そして、今回の定例会で予算についての町長の提案理由の説明を受けたわけであります。内容を聞きまして、正直なところ大変安心しております。町長就任後、ことあるごとに思い切った町政の転換と事務事業については、すべてを一旦リセットして見直すと繰り返されてきました。22 年度予算編成及び予算の策定がどのようなものになるか、今まで重点事業として進めてきたものが、町政担当者の交代によってどのように、また価値観そのものも変化するのか、大変不安を感じていました。

結果として重点事業や施策が見直し後も、ほとんどが継続され、事業促進が図られることになり、またいくつかの事業や施策が、今のニーズや社会状況に合わせて、改良、改善された内容になったことを評価するものであります。町民の安心と幸せのための施策として取り組んできたほとんどが継続と推進ということになり、町民の福祉とサービスの向上により効果が発揮されることを望むものであります。

そこで、方向性の再確認を含めて、従来の各施策がどのように見直され、評価され、継続推進となったのか、確認のために施策決定の理由をお伺いします。

次に、診療施設勘定について質問いたします。本年度の医薬品費として、当初予算では 1 億 7,624 万 7 千円があり、12 月に 3,700 万円補正、決議されました。また、今次の補正で 3 月定例会での補正では 3,160 万円計上されております。過去におきましては、18 年 3 月で 600 万円の補正が決議され、18 年度の決算額では 1 億 7,314 万 3 千円、19 年度は 19 年 3 月に 2,257 万円補正され、決算額で 1 億 8,889 万 4 千円、20 年度、20 年 3 月、949 万 3 千円が補正され、決算額では 1 億 7,964 万 7 千円となっております。例年、3 月補正の医薬品費の説明としては、次年度 4 月からの準備を、医薬品の準備を含めてというようなことで理解をしておりました。今年度は 12 月で補正し、また何カ月もしない 3 月で補正と、金額も 6,860 万円と、例年にない額となっております。診療収入との関係でも医薬品費が突出しております。加えて 22 年度の予算では 1 億 9,167 万 7 千円と、今年度比 1,534 万 1 千円の増と、その運営費補てん分として 2,000 万円が計上されていることになっております。

これらを踏まえ考えますと、この医薬品費に関しましても会計処理は不自然なものがあります。そこで 21 年度の診療施設運営状況と多額の薬剤費の理由の説明を求めるものであります。

続いて、22 年度の運営費補てん分 2,000 万円の内訳、使途目的と今後の経営改善や見直し、経営の見通しについてお伺いするものであります。

次に、結婚祝金制度の予算内容と結婚定住を促進するための環境整備や、担当課や部署の取り組み計画と具体的方策について伺います。これは 12 月にも、その環境整備が大切であると、そういうことは申しておきましたけれども、結婚や定住促進というものは、働

く場となる基幹産業の振興や、商工業とリンクし、雇用の場の創出が重要であるということから、今度、担当課や部署が同じであり、専門になるということから、大変期待できるものでありますが、その計画等をお聞きするものであります。

次に、同僚の質問にもありましたが、町長交際費について質問します。ただ、内容的には違う見方をしてみたいと思います。町長交際費の組み方として、従来は町長交際費として町全体の交際費を含んでいたように理解しております。今次の予算では、町長交際費を減額し、各課、各事業に使うような目的なものは食糧費として計上されている部分もあるように見受けられます。

そこで、22年度町長交際費の全体総額はいくらほどになっておりますでしょうか。それと今後、町長交際費は町長直接の交際費、つまり真水の使用分としてはそのまま減額を続けるのか、それとも各課、各事業に関する分は食糧費として計上する方向で考えていくのかお伺いします。また併せて、食糧費というように計上された場合の全体の把握、あるいは内部のチェック体制はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、観光費と交流人口増にかかる方策について質問いたします。観光に関しては、従来、観光会津の中にあって町としては新しい形での交流人口の増加を模索してきたと理解しております。観光やツーリズムに重点的に力を入れる姿勢が示されているわけですが、専門部署を設置し、人員を配置し取り組むことだと思います。しかし、この分野では、近隣市町村の中で、わが町は遅れをとっていると、そのように感じております。新しい形といわれているツーリズムや、体験型宿泊、滞在額宿泊にしても、取り組みには数年の開きを感じております。

そのような中で、この町が存在感を示すには、それなりの心構えと足元の宝を発見するというような意味でも、町の優位点の評価や、何よりも町民自身が町の良さを認識し、それを発信する姿勢を、それと加えて観光等に対しての意識の啓蒙が大切だと思います。いくつかの提言を踏まえ例をあげて質問しますが、交流人口増加に対する町の取り組みと戦略をお伺いいたします。

その交流人口増加のための方策としましては、私なりには例をあげて提言したいと思います。まず独自の人的交流や施設を活かした取り組みとしまして、芸術村芸術展や文化と産業祭に作品出品のための町外からのスケッチツアー等を計画なされてはいかがでしょうか。

2番目としまして、町の良さ、名所旧跡の再確認と新観光スポット発掘のための西会津10景、あるいは20景というような写真展や、それを選定し、それを観光、あるいはポスターに利用するなど、発展を利用した観光情報の発信はいかがですか。これらの町民自身が良さを再発見するためと、情報の発信、あるいはイベント企画に町民が参加することにより、観光に対する啓蒙になるものと思います。

また、組織取り組み強化のために、観光協会の活性化と関連団体の協議会開設等の考えをお伺いいたします。

次に、地域活性化、再生、地域おこし、限界集落対策、これら全般に取り組む地域団体等に対する支援や育成のあり方をどのように進めていくか、これについてお伺いします。

協働のまちづくりを目指す町にとって、地域や民間や団体とのかかわりや取り組み方法

はどのように考えておられますか。組織的なことも含めて担当課の指導や職員の参加の考えはありませんか。これらの活動や方策を行う上で、モデル地域やモデル団体を認定し強化し、図る考えはありませんか。人の配置を考え、支所や連絡所を地域活性化のために、町振興部局的な出先機関としての活用方法の考えはありませんか。町としての支援や育成強化のために、指導や活動や資金に関する情報の紹介や、一地域一ふるさとおこし補助金等の充実や、新制度の創設は考えておられませんか。協働のまちづくりの中で、目指す町、地域とのあり方、取り組みについての考え方や担当部署をどこに設置し進めるのか、具体的な方策を説明願いたいと思います。

以上、質問を申し上げましたが、端的で明解な回答を求めます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、9番、武藤道廣議員のご質問にお答えをしたいと思います。

はじめに議員の冒頭のご意見については、今般、予算編成にあたりまして、全体的な内容の評価をいただいたところではありますが、重点的、また継続的な事業について、安心型の予算であったということではありますが、それらについてありがたくお受けをしておきたいと思います。

さて、22年度の予算編成のご質問について、その施策の見直しと22年度の具体的な内容などについてお答えをしていきたいと思います。

はじめに、新年度の予算編成にあたりましては、1番、目黒一議員、6番、渡部昌議員にお答えしたとおりでございますが、西会津町総合計画の体系に基づきながら、3年間の実施計画により調整をいたしたところでもあります。各課におきまして精査をいたしまして、これまでに成果をあげてきました諸施策については継続をし、費用対効果などの点から見直すべき施策については、改善・改革をしたところでもあります。

例えばその一例として、国際芸術村事業につきましては、地域に根ざした事業とするために、外国だけでなく国内からも招へい芸術家を募集するよう、改善をすることといたしました。また、ふるさとまつりなどのイベントにつきましては、さゆり公園での開催だけでなく、他の地域でも行うなど、地域の特色を十分に活かしながら、地域の活性化を図れる事業内容に改善することとしております。また、沖縄宮古島市との長期滞在型保養基地構想につきましては、相手方の受け入れが整っていないということなどから、事業を中止したところでもあります。

いずれにいたしましても、平成22年度の施策につきましては、新たに策定をいたしまして、町総合計画の中での実施計画に基づきながら、住民福祉の向上と地域経済の活性化に重点を置きながら編成をいたしたところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、交流人口増加のための方策についてご質問がありました。近年、旅行者のニーズは、団体での物見遊山的なものから個人的や、あるいは小グループでの参加・体験型の観光に変わりつつあります。

このような中であって、本町におきましても地域をあげての体験型観光を推進するため、グリーンツーリズムに取り組んでいる個人や団体、さらにはこれから取り組みたいと思われるかたがたを会員とした西会津元気グリーンツーリズム協議会を昨年12月に設立

したところであります。

議員ご指摘の、西会津ではこの取り組みが他の市町村よりも遅れていたということも事実でありまして、今後これらを中心に活用、あるいは対応してまいりたいということでもあります。この協議会は、農家民宿・民泊の推進やさまざまな体験プログラムの計画・立案を通して、多くのかたが体験型観光をメインとしたグリーンツーリズムに取り組むことによって、交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的としたものであります。

現在は、西会津ならではの体験プログラムのアイデアの集約をしているところでありますが、新年度におきましても体験プログラムの立案、あるいは企画などを進めていくとともに、首都圏等からのモニターツアーについても実施する予定であります。また、会員相互の研修や勉強会を重ねるとともに、農家民宿や民泊などの受け入れ体制の整備を図り、地域間交流の推進に努めてまいる考えであります。

なお、議員のご提案についてであります。国際芸術村につきましては、関係するNPO団体が自主的に取り組んでいただくように積極的に呼びかけていきたいと考えております。他のいろいろなご提案がございましたけれども、これらについては、十分参考にさせていただきながら、交流人口の拡大を図ってまいる考えであります。

次に観光協会の活性化についてであります。観光協会は、現在町が事務局を担当し、商工会や農協、振興公社などの関係団体及び町内各地区の個人会員によって運営されているところであります。町といたしましても、交流人口の拡大を図り町の活性化を図るためには、観光協会の役割は重要であると考えております。今後、関係団体等との活性化に向けた協議を進めてまいる考えでございます。

次に、地域活性化に取り組んでいる、地域・団体等に対する支援と対応についてであります。

はじめに、町の基本的な考え方といたしましては、地域づくりに取り組む団体等は、積極的に支援をしていきたいと考えております。これまで、地域づくりへの主体的な取り組みをしている団体等に対しましては、一地域一ふるさとおこし推進事業や、集会所建設への補助を行うコミュニティ育成事業、集落の維持・活性化のための中山間地域等直接支払制度など、町は、財政面での支援をしてまいりました。今後も引き続き、積極的に支援をしてまいりたいと思います。

次に、地域づくりの支援の窓口に関しては、行政組織の見直しによって、新年度からは商工観光課等で積極的に取り組んでいくこととしております。

次に、支所・連絡所のあり方についてであります。そこに配置された職員は、地域づくりへ積極的に関わっていくよう指導していく考えであります。

一方、資金面や指導などの支援については、広域の市町村圏組合やまた民間企業などでも行っていることから、積極的な情報提供やアドバイスを行っていく考えであります。近年になり、地域の活性化のために組織された例えば奥川地域づくり会議や、業種を越えて組織をされた西会津元気グリーンツーリズム協議会、またNPO法人など、町民が主体となった地域づくりへの取り組みが活発化しております。今後は、これらをモデルとして、他の地域でも取り組みがさらに広がることを期待しております。

その他のご質問については、各担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 診療施設勘定についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、町では、町民への医療の提供などを目的に西会津診療所、群岡診療所、新郷診療所、奥川診療所の4施設に係る運営を行っております。

はじめに運営状況につきましては、診療収入はここ数年横ばい状況ではありますが、診療報酬の改定による影響のほか、他の診療所と比べ専門職種が多く、また職員の年齢が年々高くなっていくことなどの要因もあり、運営は厳しい状況下にあります。診療所は専門職である薬剤師や臨床検査技師、また、レントゲン技師等がいなくても運営することは可能であります。しかし本町の診療所では、薬や血液検査等の専門知識を有する職員を配置することで、より正確な診断及び疾病の治療ができる体制を整えているところでございます。

また、CTスキャナーなどはじめとした病院なみの医療機器を整備し、正確に使いこなす専門職員がいることで、本来であれば町外の病院まで出かけ受診しなくてはならないところを、地元の診療所で正確な診断と治療を提供していることは、町民の皆さんの負担軽減につながっていると考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

また、薬剤費につきましては、仕入価格の上昇やインフルエンザの流行など特殊要因のほか、ここ数年、適切ではありませんでした、不足した薬剤費の支払を翌年度にまわすということもございまして、平成21年度は約2億4,400万円と大きく伸びる見込みであり、また、薬にかかる診療報酬の引き下げと仕入れ価格の上昇により差益が少なく、薬で大きな利益を上げていた時代は終わり、経営的にも影響をおよぼしている状況であります。

次に、「見直しと経営の見通しは」とのご質問にお答えいたします。診療所の運営が厳しくなる中、平成22年度においては、レセプトコンピュータを導入したことによるレセプト点検の省力化や、薬剤の在庫管理の適正化が可能になることなどによる経費節減を図るほか、薬剤の院外処方なども検討し、安定した経営に向けた取り組みを行ってまいります。

また、平成22年度の当初予算編成の際、新たに医師1名の確保のための人件費、また現実的な薬剤費を見積もった結果、収入不足が見込まれることから、今後も含め、診療所の安定した運営のため、一般会計から毎年一定程度の繰り入れを行ってもらうこととなりました。平成22年度予算では2,000万円を計上したところでございます。

町直営国保診療所は、町民への医療の提供及び予防医療及び疾病の早期発見など、地域医療の中核的な役割を担っていることから、中・長期の医療計画を策定し、町民の医療機関として安定した運営をめざしてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、はじめに結婚祝金制度の予算内容と結婚を促進するための環境整備や取り組みについてのご質問にお答えします。

結婚祝金制度は定住促進と町の活性化のため町内に居住する新婚夫婦に祝金を支給する制度であり、支給方法は現金10万円の支給と「定住促進住宅等の家賃6カ月分」のいずれかを選択していただくものであります。

平成22年度の予算内容につきましては、平成16年度から20年度までの5年間の本町における婚姻届の状況を踏まえ、平成22年度では23組の婚姻があるものと見込みました。このうち、3組程度が定住促進住宅等の家賃6カ月分の支給を選択するものとし、祝金と

して合計 268 万 4 千円を計上したところであります。

次に、結婚を促進するための環境整備や具体的な取り組みについてであります。結婚対策は、定住促進と、町の活性化を図る上では重要であると認識しております。このことから今後、独身男女の出会いの場、交流のできる機会の創出について早急に検討してまいりますのでご理解をお願いします。

次に、観光費の予算の内容と取り組み内容についてのご質問にお答えいたします。

平成 22 年度観光費の予算の主なものとしましては、一つ目として、銚子の口や安座おとめゆり群生地などの整備賃金として 50 万円を計上いたしました。

二つ目として、観光案内板を計画的に整備するため、修繕や新規設置に係る経費として 100 万円を計上いたしました。

三つ目として、交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的として昨年設立されました西会津元気グリーンツーリズム協議会への活動費補助金として 90 万円を計上いたしました。

四つ目として、安座おとめゆり群生地の道路補修等の整備に約 40 万円を計上いたしました。

五つ目として、新たな観光パンフレット作成費として 42 万円を計上いたしました。

このほかにも、会津全域の市町村で取り組む極上の会津プロジェクト協議会への負担金や、会津・米沢地域観光圏整備推進協議会への負担金などを計上いたしました。

限られた予算を有効に活用し、町内の観光振興はもとより、会津全域及び米沢圏など広域的な連携にも取り組みながら、交流人口の拡大を推進し、町の活性化を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 9 番、武藤道廣議員のご質問のうち、町長交際費及び食糧費に関するご質問にお答えをいたします。

町長交際費につきましては、先ほど町長が 6 番、渡部昌議員にお答えしたとおり、町政の円滑な運営を図るために、町長等が町を代表して外部の個人または団体との交際にかかる経費といたしまして、支出するものであります。その支出にあたりましては、町長交際費支出基準に基づき、行っているところであります。

ご質問のありました交際費の予算の組み方ではありますが、交際費はその性格上、支出する際の用件、金額、件数等があらかじめ決まっているものではありませんので、例年、過去の実績等を勘案して計上してきたところであります。

次に、町長直接の交際費と各課の食糧費との考え方についてのご質問であります。各課の食糧費につきましては、個別事業の実施に伴い支出しているもので、これまで国・県関係者との打合せ会や臨時的な来客、道路の開通式等に伴う昼食会の経費などとして支出してきたところであります。その支出にあたりましては、真に必要最小限なもので、社会通念の範囲内で支出してきたところでございます。

一方、これまでの町長交際費の支出額の中には、各種総会や集落での懇談会等の開催にあたり、町長とともに担当課長等が出席した場合、懇親会費として町長分のほかに、課長等の分も支出しておりましたが、これからは町長本人にかかる経費と課長等にかかる経費

を明確に区分するため、これらにかかる食糧費につきましては、総務税政課において一括計上することとして、これまでの実績等を踏まえ、新年度に 30 万円を計上したところであります。

なお、食糧費の支出にあたりましては、これまでも 5 千円以上は総務税政課長決裁、1 万円以上は副町長決裁として、予め食糧費使用伺いにより事前に内容を十分に精査いたしまして、適切な支出に努めているところでありますので、今後もその執行にあたりましては社会通念上、必要最小限の支出として抑制していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 まず診療所の施設勘定についての再質問といいますか、そちらに質問を移したいと思います。今の答弁によりますと、22 年度はいろんな事情があって、そして何よりも会計処理が不自然だということに対しましては、不適切な会計処理が今まであって、それを今年度の医薬品費で解決するというか、処理したというような内容でよかったのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 今、22 年度というお話でございますが、21 年度の医薬品費でございますが、先ほど申し上げましたように、年度末になりまして医薬品の費用を支払う際、財源が不足しておってその支払う薬品費を次年度会計にまわしておったということが、ここ数年来続いておったことが現実でございます。

今年度につきましても、4 月の医薬品費に昨年分の 2 月、3 月分を含めて支出したという経過がございますので、医薬品が例年よりも多く伸びた結果だというふうになっております。またこれは不適切な会計だったということで、申し訳なく思っております。

なお、22 年度からは、このようなことを解消するために、一般会計から相応の繰り入れをいただくということで安定した運営に努めてまいるということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、そういった理由で、この不適切な医薬品費が異常に突出したという理由と、こういう原因だということがわかりました。こういうことに対して、再発防止にはどのような考えがありますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 診療所は特別会計でございまして、原則は独立会計でございます。私もいろいろ経費節減等を非常に重視して行っておりまして、薬品代につきましても、毎月毎月の管理をしております。さらに、先ほど申し上げましたように、今度レセプトコンピュータが入りまして、毎月医薬品の管理がきちつとなるようになります。しかしそれでも、最終的にどうしても、また若干、もし不足が出るというような事態になれば、これは町の一般会計のほうと協議をして解決していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 内容はわかりました。町長に伺います。こういう事態が発覚して、一応そう

いう対応をされたわけですが、町長としてのご意見を伺いたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　このことの、いわゆる内容的なものについては、実は私も町長に就任して、はじめてこの事実遭遇をしたところでもあります。つまり、医薬品代が過去数カ年にわたり、この次年度の予算をそのためにくってしまったと、合計で処理をする場合において、約 6,000 万円の財政が必要となったということの報告を受けたわけです。まさに私は、こういうことがなぜ発覚しなかったのかということとは、やっぱりそれは、これを審議する審議会の中で、真実を語り、そしてその内容等についていろいろと審議会の皆さんのご意見を聞くなどしながら、赤字的になった場合しょうがないわけです。そういうことを明確にしないで、このままずるっときたということがあります。ですから、私はある意味ではリセットしたんです。そしてゼロから出発をする。そしてそういうことをきちっと対応して、次年度以降の課題はなんなのかということを考えたときに、やっぱりこれは財政的に厳しいと、この、いわゆる施設勘定を行う場合に、どうしてもこれだけの予算が必要だということで、こういう結果にならないということを、これからの課題としながら、まず一般財源から対応しようということで、今回の予算に計上いたしましたのは、一般財源から 2,000 万円を投入をしながら、安定した運営というものを行っていかうということに、実はしたところでもありますので、今後はそういうことのないように、十分に精査をするとともに、そしてこの課題については十分、関係する審議会、国保審議会でもこれからも協議していただくことにしたいと思っております。

○議長　9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　質問を変えます。今までの町長の、そんなに力強くなくてもよかったんですが、その方向で進めていただきたいと、そう思います。

まず予算に関してでありますけれども、いろんな選択されて、継続がということで、その中で同僚の質問に対しまして、選択理由の一つでありました直感で選択したというような言葉が使われておりました。その直感で選択したということはどういうことを意味するのかということと、あとは、いろんな計画の中で、基本計画、基本構想があつて基本計画があつて実施計画という流れのもとで予算、あるいは事業が計画されているわけでありまして、教育委員会の太鼓の件に関して、今後、1,000 万近くもかかるというような説明を受けたわけなんです、これが実施計画等には出てこなくて、いきなりぽこっと出たような感じを受けておりますが、どういった取り扱いでこのようになったのでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず、予算編成にあたっての査定の中での直感的な観点ということですが、例えば、芸術とか文化とかということについては、これは費用対効果ということについては、あまりなじまないところもたくさんあります。そうした場合に、例えばですよ、芸術村を行って、ずっと外国の芸術家を招へいしてきたわけです。これについての評価とか、あるいはこれが費用対効果がどうかということはなかなかできないわけです。しかし、私は今回の問題についても、これは私が町長になる前に、もはや国と国、交友関係でちゃんと定まっておったわけですから、これはやっぱり招へいをするということになりました。しかし、行ってわずかの期間でありましたけれども、1 名の男性のかたはもはや帰国をし

てしまいました。何のために西会津まで来て、外国人のかたが来て、本当に芸術を行おうとしているかということについて、直感的にですけれども、無駄じゃないのかと私はそう思ったわけです。だって西会津町の費用をかけて、ある意味での何の行動も、あるいは活動の中身もさほどないままに帰国してしまったということでもあります。その事実を知らされたときに、私はこれからは、やっぱりもっと同じ芸術活動をするならば、外国に限らず、国内的な芸術家でも私はいいんじゃないかということを考えたときに、ある意味ではそういうことを判断をするということも、これは直感性も私は必要じゃないのかなというふうに思っています。例えばの話を申し上げました。

ですから、そういう意味においては、これから本当にリスクもあるんです。例えば、今、女性のかたでありますから、それだってやっぱり安全安心的な対応をしなければなりませんよということで、各課のほうにも厳しくそのことを言っております。これがもし、万が一事件でもあれば、国際的な問題になってしまうわけです。いったい西会津町の対応は何をやっていたんだというようなことにもなりますので、こういうリスクというものを背負いながら、果たしてこれでいいのかどうなのかということを見直してきたということでもありますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

それから、実施計画になかった太鼓の問題、和太鼓の問題であります。先ほどいいましたとおり、それは確かに実施計画とか、実施計画には入っているんですね。実施計画には入っています。長期計画には個別なものが、長期計画に載る、あるいは載らないということ、多々あると思いますので、今回の実施計画については載っておりますので、これから長期計画、5年間の計画に載っていないじゃないかといえばそれまでであります。今回の実施計画の中には載らせていただきました。理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、実施計画ということですが、1,000万もかかるというのも載っていませんか。それ確認したいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回、500万を計上した際に、どの程度かかるかということは、実際にはこれからいろいろ精査してみないと分からないわけです。ある意味ではパンフレットの太鼓1台いくらかかるかということは、これはもうインターネットとか何かで調べますと分かります。1台の太鼓はやはり100万円以上かかるんじゃないかというふうに思います。ですから、この500万ではどうしようもないんです。今後どういう財政を見つけ出していくか、あるいはどういう対応があるかということ、この1年間かけて準備期間でもありますし、これを実施する段階においては、私は単年度でなかなか難しい問題もあるので、これから準備期間をかけて2年、3年という中で、やはり一つの事業として、西会津町が誇れる一つの和太鼓政策というものを考えていく必要があるんじゃないかと、こういうふうに思いますので、これからの新しい事業に向けて、ある日突然半日でやれとか、半年でやれとかということではなくて、長い目で見て、本当に西会津町に根付く文化をつくりたい。そういうふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 質問を変えます。予算について戻りますけれども、その予算の説明、あるいは

は町からの説明の中にも、ちょっと気になっていた部分がありまして、お尋ねします。と
いいますのは、今年度、22 年度の、次年度ですね、22 年度の予算編成の中で、従来の重
点的な事業そのものは内容的にも、またそういった必要性からみても継続、そして推進す
るというようなことになっております。ただ、説明文書やいろんな言葉の中で、今まで従
来、その事業、あるいはその活動そのものを表すように使用されてきた、例えば健康をキ
ーワードとして、一連の事業をやってきたわけではありますが、その中でのトータルケアの
まちづくりとか、あるいは I C T のまちづくり、それからミネラル野菜は結構使われてお
ります。ただ、その中で百歳への挑戦、事業目的は同じだと思えますよ、ただ祝金が 100
万から 30 万に減って、それから老人の生活対策といいますか、そういった形でなったと
いうことだけでありますから、主旨そのものは同じだと思います。町民にとってもわれわ
れにとっても、こういう、それからアントレプレナー事業もそうですが、慣れ親しんでき
た言葉がなぜか使われなくなった、急に。ということでもありますから、何もそういったこ
とでこだわって、中身が同じならば、今後ともこういった事業を表すものであれば大いに
使って結構だと思えますが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 22 年度の政策並びに事業のご質問についてお答えを申し上げたい
と思います。

ご存知のように 22 年度以降、新たに 3 カ年ということで、今回実施計画の策定をいた
しました。新しい総合計画、10 年でございますが、これに基づいて 3 カ年を策定し、今回、
新たに三つの柱ということで、柱に基づいて体系化をしているところでございます。それ
で、その柱に基づき、各々新しく項立てをしたもの、これが基本計画。それを元に実施計
画という形でやっておりまして、その中で、言葉が新しい総合計画を策定したときに、ご
討議いただいたもの、そういう言葉の中でこの項目をまとめてございます。

したがいまして、例えばトータルケアという言葉があったわけですが、これについては
よりよく分かりやすいように、健康づくりなり、また医療体制なり、福祉の充実といった
ような形の言葉になってございます。やはり新しい計画でございますので、言葉について
も、このような形で、新しい形になっても私はよろしいんではないかというふうに思っ
ていますし、ただ、内容につきましては、確かに同様の内容をやっておる、それはもちろん
ございます。以上でございます。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今の答弁もらったんですが、基本計画うんぬんじゃなくて、そういった言葉
は別にこだわる必要、使ってもいいんじゃないかと申し上げているんですが、使いたくな
いとなれば、それは見解の相違ですから仕方ありませんけれども、それほどこだわる必
要はないんじゃないか、事業そのものを推進していくことが目的でありますので、その辺
はもっと寛容でいいのではないかと思います。

時間でもありますので、いろんな質問をしました。そんな中で、新しい課、新しい部署
に対しては大変期待するものがあります。そういった意味で、この町がよくなるように、協
働のまちづくりをより一層進めるように、一生懸命頑張って、お互いに頑張っていきたく
いと思いますので、よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時40分)

○議長 再開します。(15時00分)

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 11番、長谷沼であります。通告に基づきまして一般質問をしてみたいです。

伊藤町長が誕生いたしました9月の定例議会、12月と、今回と3回、定例議会が開かれておるわけですが、回を追うごとに、一般質問、充実した内容で町側と議員とでやり取りをしているなど、うれしく思っております。これの一つは、議会側が特別委員会をつくりまして、議会の活性化を図っていく、まず議会の活性化を図っていくと、その表れでありますで、大変喜んでおるところであります。

それでは、質問に入ります。

最初に町長の政治姿勢について伺いをいたします。マニフェストへの取り組みでございます。12月議会でもお尋ねをいたしました町長公用車についてであります。約1,670万円削減するとのこととあります。これを年に直せば約417万になります。それが本当に可能なのかどうかということをごたしまして、その根拠を示していただきいたと、数字的なことなのですぐに答弁は難しいでしょうから、間違いがあるならば次の議会の場で町民に訂正すべきであろうと、12月の議会でも申し上げておきましたので、まず1,670万円削減の根拠についてお答えをいただきたいのであります。

福祉タクシーの実現について伺いをいたします。今議会に、3集落に週1回バスを運行するとのことと、まことに喜ばしいことであります。しかし、このことは、その集落に住む人々の足の確保対策であります。福祉タクシーではありません。私の考える福祉タクシーとは、車椅子やストレッチャーなどを利用といいますか、使用できるタクシーと思っておりますが、町長の描く福祉タクシーとはどのようなものなのでありましようか、伺いますとともに、今後の福祉タクシーへの取り組みについてお答えをいただきたいのであります。

雇用促進対策室、通告では雇用対策室と書きましたが、私の思い違いであり、正確には雇用促進対策室のこととありますので、よろしくお願いを申し上げます。さて、4月からは役場の行政組織が変わりますが、雇用促進対策室が設置されておられません。なぜ設置されなかったのでしょうか。いつ対策室を設置するのですか、お答えいただきたいと思ひます。

マニフェストの最後は、振興公社の社長の件であります。あなたははっきりと権限の分散化を図り、振興公社や福祉会などのトップは民間人に委ねますと言っておられます。事情があり、社長に就任なされたとの12月で説明を受けました。速やかに民間人に委ねるべきだと私は思ひますが、この民間人に委ねるといふことは、いつ実現をするのでしょうか、伺いをいたします。

政治姿勢について二つ目の質問に移ります。協働のまちづくりを進めていく中での議会との関係であります。

伊藤町長になって、町政が身近になったと何人かの人にいわれました。町民提案制度や町民懇談会、あるいは企業訪問など、町民との対話の姿勢が評価されておるのだと思ひております。もちろん町民との対話は大変大事なことでありますし、また議会、あるいは

議員との対話も大事であります。町と議会は車の両輪のごとくとよくいわれますし、議会での議決がなければ執行できないのであります。情報の量は全体的に行政側、執行側が多いのであります。それらの持っている情報は、求められて公開するよりも、積極的に情報を提供することにより、議会議員と執行側とが共有できると思っております。このようなことを考えるならば、よくよく議会議員とは対話を深めていくことが肝要だと思います。町長は議会との対話、議員との対話にどういう姿勢で臨んでまいりましたか、これからもっともっと対話を深めていくためにどのように考えておられますか、お答えをいただきたいと思います。

対話を深めていく一つの方策として、議員全員協議会の活用が考えられますが、町長は議会全員協議会についてどう考えておられますか、ということをお尋ねしますのでお答えをいただきたいと思います。

教育問題に移ります。理想的な教育環境を実現するため、早急に1校にするということではありますが、教育委員会が考えておられる理想とする小学校を具体的に述べていただきたいのであります。

まだまだ教育委員会の理想とする小学校が町民の間に浸透していないからであります。特に小中一貫教育についてもお考えのようでありますので、現在の西会津中学校、これは教科教室型の中学校であります。その中学校との関係で配慮することなどはないのでございましょうか。そのことをお尋ねいたしまして、私の一般質問といたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それでは、11番、長谷沼清吉議員の町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の町長公用車についてであります。私は町長選挙立候補にあたり、限られた町の財政状況の中で、みずから改善・改革を実行するために、前町長車の廃止を掲げ、そこで削減された財源を町民の皆さんの暮らしに役立てていきたいとの思いから、マニフェストとして訴えたところであります。

経費の節減につきましては、前町長車をもとに任期4年間の中で試算したものであらうと思います。新しく町長車にした車は、排気量が小さく、経済性に優れ、また環境にも優しい車にしたところであります。新しい町長車については、購入から間もないために、修繕料や燃料費等について、まだどの程度必要となるか判断しかねることから、全体の削減見込額を算出するにはもう少しばかり時間がかかる状況であります。

いずれにいたしましても、当初の目的であります経済性に優れ、また環境に優しい公用車の活用により、今後も町民の皆さんの福祉向上に努めていきたいと考えております。

次に、福祉タクシーについてのご質問にお答えをいたします。

福祉タクシーは、私がマニフェストの中で町民バスが運行されていな集落、いわゆる未運行集落の交通手段の確保の観点から提唱したものであります。この未運行集落の町民のバスの運行につきましては、高齢化等による通院や買い物の支障など、集落の実態を把握するとともに、地域住民との話し合いにより早急に対応が必要と考えられる弥生、弥平四郎、小杉山、大滝の4集落について、本年4月から週1回、1日1往復を運行することといたしました。

具体的な運行方法といたしましては、10人乗りの小型車両により、集落から幹線の停留所までの連結型運行とするものであります。

このことから、私がマニフェストの中で福祉タクシーとして示しておりました施策は、今後、町民バスの連結運行として実施してまいりたいと思います。今後も地域の要望や利用状況などを踏まえ、町民バスの運行体系全般にわたり検討を行い、交通弱者対策や地域間交流の促進に取り組んでまいる考えであります。議員おただしの、いわゆるこの福祉タクシーのお考えの内容につきましては、今後十分検討させていただきたいと思います。

雇用対策室につきましては、経済振興課長が5番、清野佐一議員にお答えしたとおりであります。この4月から新しく組織される商工観光課におきまして、引き続き雇用促進対策窓口を設置し、求職者からの相談や情報提供などの業務を行ってまいる考えであります。

また、このほかにも、職員が研修を受けて、無料職業紹介所業務の資格を取得し、企業等の求人と職を求めるかたの申し込みを受け、双方の雇用関係の成立をあっせんするとともに、ハローワークとの連携により、求人に関する情報も提供することとしております。

現在の厳しい経済情勢と雇用情勢の中で、町が独自に地元企業等の求人情報を収集、提供し、地域の雇用ニーズに合わせたきめ細かな雇用対策を進めることは、大変重要であると認識しております。このことから、雇用促進対策窓口では、地域産業の振興や町内への定住促進なども視野に入れながら、雇用に対する仲介業務などを積極的に展開し、雇用の場の拡大及び企業支援等に当たってまいる考えであります。

次に、西会津町振興公社の社長職はいつまでやるのかという質問にお答えをしたいと思います。私は、町長に就任するにあたり、多くの有為な人材がその能力を遺憾なく発揮し、活躍できる機会の創出のために、他団体の長の職には就かないという考え方でありました。議員ご承知のとおり、振興公社に当たっては、昨年8月に代表権を有しておりました前社長と、前副社長の両氏が辞任したために、会社法により新しく代表取締役の選定が必要となっておりました。その後に開かれた取締役会議において、私は筆頭株主であることから、代表取締役に就任したところであります。

以来、今日まで振興公社の代表として、イベントの開催や観光ツアー業務、管理受託施設を活用しての事業運営、さらには農業振興のための事業等を展開してございますが、しかしながら、振興公社の経営状況は、近年、単年度では黒字で決算をされておりますが、今なお累積欠損を抱えている現状にございます。このことから現在、さらなる事務事業の効率化や経営改善、社員の意識改革を進めているところであります。

これらすべてが軌道に乗り、安定した経営状況、さらには後任に目途が立った時点を見定めながら、この去就について判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、協働のまちづくりを進める中で議会との関係についてのご質問がありました。ご承知のとおり、日本国憲法及び地方自治法では、地方公共団体に議事機関としての議会と、執行機関としての長を設置することとされており、議会の議員と首長はそれぞれ住民の直接選挙によって選ばれる二代表制をとっているところであります。

これからの新しいまちづくり、いわゆる協働のまちづくりを進めるにあたっては、議会

と執行機関である首長は、まちづくり基本条例の趣旨を体しながら、まちづくりの主役である町民が充実した生活を送ることができるよう、二元代表制のもと、それぞれの役割と責任を的確に果たして行くことが求められております。

そのためには、議会と首長が、それぞれの立場で、多様な町民の意向をくみ取り、相互に連携・協力して町民本位の行政運営をしていくことが、重要であると考えております。また、現在政府が進めようとしております地域主権では、二元代表制を前提とした地方自治法の改正を行おうとしている中、今後も議会と首長とがチェックとバランスの関係をもちながら、公平で民主的な政策運営を果して行くことが大切であると考えております。

ご質問の議会との対話についてであります。私は町政を執行するうえで議会との対話につきましても、大変重要なことであると認識しております。議案審議や町政を運営する中で、調整や説明が必要と認められる案件については、その都度、本会議や全員協議会などを通じて、議員の皆さまにご理解をいただくよう十分な説明をしてみたいと考えております。

また、全員協議会の位置付けにつきましても、平成 20 年に地方自治法が改正され、正式な議会活動として位置付けられたことから、町といたしましては、これまで以上に重要な公式協議の場として認識しておりますので、重要事案等が生じた場合については、その都度開催についてお願いし、その中で出されましたご意見・ご要望等については、十分に尊重してみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、議員からいろんな情報の提供についてのご質問がございましたけれども、必要な情報、あるいは求められる情報については公開をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましても、教育長より答弁をいたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 11 番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、教育委員会が考えている理想とする統合小学校についてお答えいたします。

子供たちは、望ましい人間関係のもとで、教師の指導力に加え、友達と考えを出し合い、学習課題に対して解決のために練り上げたり、切磋琢磨をしたり、競争したりしながら学ぶことによって確かな学力を身につけていくものでございます。さらに、教科等の学習はもとより、集団での諸活動、ドッジボールなどの球技やゲームなどの遊びを通して、豊かな心を培っていくものでございます。

本町の将来を担うかけがえのない子どもたちに、こうした理想的な姿で学ばせていくためには、1 学級あたり、20～30 人の児童数が望まれるところでございます。

一方、中学校に進学いたしますと、5 校から入学して、また新たな人間関係が生じます。また教科担任制や部活動など、今までと環境が大きく変わって、中学校生活になかなか適応できにくい、いわゆる中 1 プロブレム、あるいは中 1 ギャップといわれる問題が全国的に生じているところでございます。

本県が全国に先駆けて実施いたしました小学校 1・2 学年、中学校 1 学年の 30 人学級の効果をさらに高めていくためには、生徒の主体性の育成や学習意欲の喚起をねらう教科教室型運営の西会津中学校との連携が極めて大切でございます。そこで、小学校 5・6 年

生においては、例えば教科担任制を実施するなど、小学校と中学校の連携を密にした教育、すなわち小中連携教育を強力に推進いたしまして、スムーズに中学校生活に適應できるようにして、確かな学力、豊かな人間性・社会性を遅滞なく順調に身につけさせていくことが大切であると考えております。

以上のことから、教育委員会といたしましては、小学校5校を1校に統合し、校舎の位置は西会津中学校に隣接した場所にしたいと考えているところでございます。教育委員会といたしましては、このことが子どもの目線に立ったベストな教育環境であると考えているところでございます。なお、児童の発達段階に十分配慮するため、遠距離通学児童を専用のスクールバスで送迎したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、教育長から答弁をいただきました。私も今までかなりの学校を訪れまして、いろいろこう勉強をしてまいりました。その中で、私が感銘を受けたのは、今の会津美里町、高田町におじゃまをして、会津高田町の小学校の統合についておじゃまをしてお話をうかがったときであります。説明をしていただいたかたは係長ともうお一人だと私は思っています。その人のお話では、会津高田の小学生全員は同じような環境条件で学校教育をしていくんだと。そのために高田の小学校、よりよい小学校をつくるために教育委員会としては、その観点で小学校の統合のために協議をしています。財政に関しては、私の考えるところでありませんが、考慮はしなければなりません、財政に関しては教育委員会の管轄外であります。担当する部署がありますので、私らは高田の小学生が同じような条件下で小学校教育ができるようにしてまいりたいと思っています。という説明を受けました。

私はその係長も偉いと思いましたが、そのときの教育長も偉いと思いますよ、そういうような係長。またその首長も、財政はおれたちだから立派な学校のために教育委員会であることがあったので、自信を持ってその係長がそういう説明をしたなと思っています。

ですから、それに負けないお気持ちで統合の小学校について、これから取り組んでいていただきたいということと、いろんな学校を訪ねて歩いていたときで、一つだけ心に残っているのは、教科教室型の中学校に学ぶときに、その場合は小学校、三つか四つあった学校ですが、なかなか教室がなじめないと、なじめる生徒となじめない生徒の学校をみてみたら、小学校の校舎が、いわゆる開放型の教室、各学年が集まってロビーといいますか、サロンといいますか、そういう教室といいますか、場所があるんだと、そういうところで学んだ生徒はすぐに教科教室型の学校になじんでいると。そういうこともありますので、そこら辺も考慮して、本当に立派な小学校のために、専門家でありますので、やってほしいということではありますが、このことについて所見があればお伺いをしたいと思えます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいま議員がおっしゃられたとおりでございます、教科教室型運営の西会津中学校でございます。私もときどき拝見しておりまして、長所を活かして頑張っていると思います。短所も少しみられるわけではありますが、それにつきましては、学校の校長先生はじめ先生がたでご努力をいただいて、逐次改善を図っていただいていると

ころでございます。ますます教育効果を高めていただきたいものだというふうに、今、ご期待申し上げているところでございます。

小学校で議員がおっしゃいましたように、オープンスペースの学校で学んだ子ども、比較的、自主性とか、主体性だとか、というところが意識化されている、ちょっと表現は正しくないかと思いますが、そういう部分も育てっているわけでございます。本町の場合、それに近い学校もないわけではございませんが、中学校に、全国的には連携、接続なんていう言葉を文科省あたりも使っておりますけれども、そこの部分を大事にしていけば、十分に人間関係も図られながら適用を早めることができるというふうに、今、私も信じているところでございます。

なんといいましても、先ほどご答弁の中で申し上げましたが、申し上げたときに触れさせていただきましたが、小学校1年は保育所あるいは幼稚園から入学するわけでございます。中学校1年は小学校から入学するわけでございますから、生活環境ががらりと変わってしまう、そういう大きな問題がございまして、本県が全国に先駆けてうんぬんということになっているわけでございますので、そこで平成14年から実施されて、着々と年々効果をあげているところでございますので、本町におきましては統合を機に、その小学校と中学校の連携、接続を密にし、将来的には議員がおっしゃられますように小中一貫、そのような、十分に最大限の効果が期待できるような教育環境を考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは、マニフェストに移りますが、マニフェストに対する考え方であります。昨日もマニフェストについて出ておりました、いわゆるマニフェストを約束と町長も捉えておられたようであります。しかし約束であれば、選挙公約も約束であります。それで、なぜ選挙公約ではなくてマニフェストということが出てきたのだろうか、それはやっぱりそれだけの時代の変化があるわけでありまして、私は、選挙公約というのはやっぱり約束だと、それはこうこうしたいということであって、マニフェストとはなんだと、それは契約だと、有権者との契約だと。これは北川先生もそうおっしゃっているようであります。契約ということになれば、これはしたいということではなくて、しますという強い意志の表明であります。このマニフェストということについてどうお考えでありましょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、選挙公約であり、あるいは捉え方によっては、中にはそうした、いわゆる契約というようなことも含まれるかと思いますが、私の捉え方としては、公約というふうな捉え方を持ちながら、このマニフェストということについて考えておりました。

したがって、このマニフェストそのものについても、必ずこれでなければならないと、一歩たりともこれから完全に出ては駄目だというようなことでは決してないと思います。その時代の変革、4年間が経てば、その1年1年で目まぐるしく変わる今の政治のご時世の中で、あるいは財政的な中で、こういったことについても、その本質を忘れず、そして正しいことについては、町民の皆さんのご意見等を拝借しながら、このマニフェストであっても、その本質に沿って対応するということが、私は町民の皆さんとの公約であると、

このように思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 約束と契約以外はまったくそのとおりでと思います。私もマニフェストで掲げたからってそれに縛られたんでは、身動きができなくなってしまう。それは理解をします。また理解をしなければならない。今、民主党がマニフェストを掲げて選挙をしましたが、あの様という大変失礼ですが、毎日叩かれております。これは政権を取ったことがないから、一つはだと思えますよ。あなたは、伊藤町長も現職であってマニフェストをつくったならば、やっぱりこういうマニフェストにならなかったと、それも私らも理解をしていかなければならない。私も契約だから守ってもらわなければ駄目だといいますが、それに縛られては駄目だということで、これから申し上げますので、お答えをいただきたいと思えます。

いわゆる黒塗りの高級車ですが、私はこれは素直に、認めるっていったらちょっとおかしいんですが、これは間違っていると思うんです。なぜかと、あなたが示した根拠がリースが年 200 万から 250 万なんです。自動車税が 6 万 6,500 円かかりますと。燃料費は 335 万円、年 20 万キロ乗るからだということでありますが、実際は、これは私が答えるよりも総務税政課長、前の町長の黒塗り車、年間どの程度、つかんでいけば私よりも正確な数字ございましょうから、では私がいいますから、間違っていたら訂正をしてください。

リース料は年約 131 万円、自動車税は負担なし、車の燃料代は 50 万から 60 万くらい、年だいたい 2 万 5,000 キロとうかがっておりますが、この数字大きな間違いがありますかどうか、総務税政課長お答えください。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ただいまおただしのありましたリースの金額につきましては、今、議員がおっしゃったように 131 万 4,180 円ということでございます。自動車税につきましては、リース契約ということでございますので、リースの中にそれが入っているという状況でございます。それも間違いございません。あと燃料費でございますけれども、これはその年によっていろいろ距離は違うとは思いますが、おおむねこれまでの実績等からいたしますと年 2 万 5,000 キロくらいかなというふうに捉えておりますけれども、金額に換算いたしますとおよそ 50 万程度かということでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 以上のような数字であります。とやかくいいません、それはさっきいったみたいに、その場でいたら正確な数字をつかめるんですが、つかめなかったわけですから、やはりこれはマニフェストに具体的に掲げたわけですから、そこら辺は訂正すべきところは、私は訂正したほうがいいのではないかと思います、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、いわゆる走行距離数とか、あるいはかかる経費がということについては、これは補完的な立場の中で、いわゆる黒塗り高級車を廃止した場合についてはどれだけの効果性があるかということだと思えます。本質は、私のマニフェストで掲げていたものは、高級車と一般的といわれる車については廃車をしたいと、こういうことであつたわけですから、このことについて町民の皆さんと、いわゆる選挙公約をしたということ

でご理解をいただきたいと思います。

そして、今、議員からいろいろと現実的な数字が出されまして、積算根拠そのものについていろいろありましたけれども、それは当時の中でいろいろスタッフが対応された、あるいはそういうことでいろいろ比較の中から出てきた数字だと思いますけれども、私としては、それがどういうところから出てきたのかと、自分自身で根拠性を求めてこれを書いたということであれば、ちゃんとした数字を発表できるのかと思いますが、いわゆる補完的な中で、説明の中において出てきたものであるんじゃないかと、本質とは少しかけ離れているんじゃないかこのように思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私もそんなにこだわるつもりはないわけではありますが、片方の報酬のカットは正確な数字なんです。高級黒塗り車を町長がするがために、こういう数字を用いたのではないかと疑いたくなるわけです。それは正確な数字をその時点でつかめなかったらつかめないで私はしょうがないと思っていますから、1 年間で、1 台の車を黒塗りから普通の車に変えただけで、417 万円もの差が出るのかと、そういう誤った数字は、やはり訂正すべきであろうということではありますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何回も言うようですが、私が書いたものであれば、その積算根拠ということについて正しく言いたいと思いますけれども、それは、あくまでも補完的な、あるいはいろんなことから積算されたんでしょう。当時のいわゆる情勢にあった見方とか、あるいは4 年間かければどのくらいになるとか、それぞれの立場の判断の中で出てきたものでありますので、私はそれが正しいとか正しいんじゃないくて、そのことによって私の選挙のうんぬんというものが大きく左右されたとは思っておりません。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 水掛け論になりつつあるわけではありますが、しかし、伊藤勝という人が町長選挙に立候補して、マニフェスト、政策ビラを配ったという、その責任は書いた人ではなくて、立候補した人にあるということだけは申し上げておきます。そうでなければ、次のところに進めません。私はこのような根拠のない数字は、素直にお認めになったほうが、これからの町政運営が円滑にいくのではないかなと心配をしていっているのです。

次に、福祉タクシーに移りますが、福祉タクシーという概念をどう捉えておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は福祉タクシーという、あの当時、いわゆる今ほど議員に説明を、答弁をしたわけではありますが、交通弱者が、未運行でなかなかその公共交通の恩恵にあずかれない、こういうかたに対してどういう対応の仕方があるんでしょうかと、こういうことでいろいろ考えた結果、名称は当時から私は言っているんです。名称はこだわらないでくださいと、今、はっきりとこういう名称の使い方を仮称として用いるならば、こういう対応の仕方をしたいということであったわけです。それが、いわゆる福祉タクシーとしての考え方でありまして、そのことが今回のバス運行体系の中で、いろいろ各課協議をした結果、こういう体系でどうでしょうかということがありましたので、じゃその内容について十分協議をし、もしそういうことで、この未運行されている地域の皆さんが納得し理解をして

いただけるならば、それでいいでしょうということから、今回のバス体系の、交通体系も一部変えながら、これに対応してきたということでもありますので、本来、議員が質問されておりまして、いわゆるストレッチャーとか、そういうものを自由に積み込め、そして障がい者も車椅子ごときちっと乗れるような、そういう体制が本来の福祉タクシーではないのかと、こういうことだと思えますけれども、当初、私が申し上げてきたのは、そういうこととはちょっとニュアンスが違うということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 理解はできないわけでありまして。やったことはすばらしいことですよ。バスの運行をしていない集落にバスを運行して、足の確保をする。そういうことをするから、今の町長は身近な町政している、評価を受けているんですよ。それは私も認めている。それで、福祉タクシーとあなた訴えて、これを聞いた私だけじゃなくて、ほとんどの人は未運行部落のバスの解消とは理解していませんよ。これはやはり福祉タクシーだ。だから今は、4年間かけてこれから町政をしていく、はじめて予算を編成します。これからもう3回も予算を編成することができるわけでありましてから、その中で、やはり福祉タクシーと掲げたならば、それも実現に向けて取り組んでいきたいと、そのくらいは聞きたいわけがあります。今のバスの未運行部落にバスを運行したから福祉タクシーが終わりだという考えではなくて、もっともっとあなたの理想とする町政の進展のためには、このことも難しいが、できるかできないかもわからないが、じゃそれに取り組んでいくというようなことを、町民の皆さまにメッセージとして送っていただきたいわけでありまして。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 どういうかたが対象となるか、今、議員のおっしゃるその内容についてであります。現在、車椅子で利用されるかたについては、すべてではありませんけれども、必要とされる場所については、私はにしあいつ福祉会等々で対応しているのではないかと、こう思います。その延長線で、どうしても障がい者のかたがたが利用できない集落があれば、そういうところについて今後どうしようかということも含めて、それは考えてまいりたいと思えますけれども、いわゆる町が今、にしあいつ福祉会等々で行っている対応と、それがあある意味での福祉タクシーとダブるような形であって、そういうことについては十分調整をしていかなければならないし、そして、本来そうしたことは、本当に必要だという、これからの町民懇談会等々でお話を申し上げ、そうしたことが広く町民のかたがたから要望されているということであれば、私はそれに対して取り組むことについては、やぶさかではないとこう申し上げたいと思えます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 時間もありませんから次に移りますが、振興公社の社長であります。民間人に委ねるとははっきり言うておられます。それはこの前の 12 月の議会でもわかりました。これは事情があるから私が社長に就いたと。私のいいたいのは、一緒に寒河江のチェリーランド行ってきました。あのときの説明は、寒河江市でお金は出すが口は出さない、経営は民間人に委ねておりますと、その民間人の感覚でこのチェリーランドを経営していますから、あのときのアイスクリームだけで何億もの売上に達しているという話でありました、

1 億ですか。

そういうふうには、やはり振興公社というのは、株式会社なんです。儲けなければならぬというわけです。ですから、担当の課長がよく、そういう株式会社のことを、前の課長も今の課長もよく指導できるなと思っております。その会計の仕方が全然違うわけでありまして。私はやはり、あなたのおっしゃったように、これはもう民間人に任せてやったほうがいいなということで申し上げておりますので、その節が来たならば、やはりあなたも議員のときには私と同じような考えであったはずでありますから、今の事情は理解をしますもので、それは早い機会に民間人などに委ねるべきだと思いますが、この点についてももう一回お伺いをしておきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、基本的には長谷沼議員と変わってはおりません。したがって、その時期、いわゆるこれで体制が整い、そして、もうこれから町長はその身になくてもいいと判断をした時点で、私は社長の職を降りていきたいと思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議会との関係に移ります。さっきも申しましたが、議会は議決権であります。これで議決をしなければ町の予算の執行ができないわけであります。毎年のように、毎年だろうと思います、地方自治法が変わっております。変わるたびに地方分権と議会に関しては、議会への権限の強化であります。議会はもっともっと議会としての権限を行使しなければ駄目ですよというほうな地方自治法の改正であります。これを議決権というのは、ずっと議会に備わった権限であります。それを行使をするときに、それを使うときに、われわれが判断するときに何が大事かという、やはり正確な情報だと思います。

今、新しいまちづくり、情報の共有をしましょうといっているわけであります。さっきも申しましたが、求められて公開するよりも、やはり町がつかんでいる情報は、積極的にみずから提供していくと、そういう姿勢で議会や議員に臨んでいくことが基本条例による新しいまちづくりだと。それで、私はこれが、努力はされておられますが、まだまだ不十分だと思っているんです。町長も議会議員として7期もやってこられたわけですから、議会の重みといいますか、権能といいますか、それは十二分に承知のはずでありますから、もっともっと情報を提供するように心がけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のご指摘のとおりだと思います。私も長く議員の席でいろいろと発言をしてまいりました。特に議会の権能ということについては、私は非常に重要だとか認識しておりますし、そしてまた、この全員協議会のあり方についても、この自治法が変わり、そしてそれなりの重さがあるというふうに理解をしております。

同時に、いわゆる議員はどういう情報の提供が、あたかも拒んでいるような受け止め方をいたしましたけれども、私は、この積極的な情報提供ということについては、それは議員のおっしゃるとおり、これからも対応してまいりたいと思います。もしこれまで私が町長になって、まだ8カ月間の間でありましてけれども、何か隠しているとか、あるいは不足しているとか、そういうことがあれば積極的に、これは議会等々のご意見については賜り

たいと思いますし、また、そういうことについては、聞く耳を十分に持ちながら対処してまいりたいと思いますので、今後ともお互いの立場を尊重しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まったく力強いお話をおうかがいしましたので、課長の皆さん、今の町長の答弁を忘れないでくださいよ。じゃ言います。例えば今の議会始まって、実施計画、初めていただきました。それで、一般質問の通告の前に実施計画をもらってれば、一般質問の内容を変えるという人がかなりおられるはずですよ。われわれに知らせないわけにいかないわけですから、議会の前に出せばいいんじゃないかと、やっぱり適切なときに出していただかなければ役に立たない、効果が薄いということになってしまうわけですから、そこら辺一つ。

もう一つは、今、9 番議員ですか、国保会計でいっておりましたが、これらも 12 月の議会で 1 回補正して、今回と、そこら辺の事情は 12 月から今までに 2 回臨時会があったわけですから、そのときに全員協議会を開いてくださいと、実は、国保の会計はこうなっていますよと。そういう情報は、私らが知るといっても、あなたたちが持っているわけですから、それは積極的に、今までのことはそれじゃ分かりましたと、これから町長が、もうすべて提供しますよというわけですから、課長のトップは総務税政課長ですから、そこら辺の課長の心構えあれば、あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今、おただしのありましたように、われわれ気付かない部分も若干ありますけれども、今おただしのありましたように、情報につきましては、今後積極的に提供といいますか、情報を提供させていただきまして、また議会とともに町執行部、一緒になってまちづくりをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ありがとうございます。議決をする、それは議会が判断をすると、その判断が誤ってはならないわけでありますから、その正確な判断のためにも情報の共有というのは、本当に大事なことでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

5 分ありますので、雇用促進対策室やりませんでしたので。私は、雇用促進対策室、室という名前が付けば課長職、課長相当職だというふうに、町の行政組織で室となれば、今までそうでしたから、そう思っていたのであります。それが、私は雇用促進対策室はいらないと思っているんですよ、実は。それは今、町がやっている係で十分だと。ただ対策室となると課長相当職で、最低 3 人とか、5 人とかという部署にということ想像しましたので、この雇用促進対策室がどうなっているのかと、私はつくってほしくないわけでありますが、そこら辺をこの前の機構改革では議論できませんでしたので、今回お尋ねしたわけであります。その雇用促進対策室についてのお考えを町長からお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、やはり現在の雇用情勢ということについて、これは県のほうでも、非常に

重きをおいているわけであります。やはり町としても現在の雇用情勢ということについては、残念ながらこれまで企業の実態、実績、あるいはおかれている環境、そのつどいろいろな関係の中で、詳しくこれを分析したり対応したりすることがありませんでした。ですから、ある意味でははっきりとした数字というものは、なかなか示してこなかったわけがあります。しかしこれから、やはりそういうことであってはならないと、西会津町の雇用形態というものを考えてみると、これイコール生活をしているという大きな問題になるわけでありますから、この町民生活をどのようにして向上させるか、守るかということも、これは当然行政としての役割だと思っております。

そうした観点から、これらについてある意味では専門的にかかる部署ということを確認にしながら、現在のおかれている状況、そして一人でも多く町内の企業や、あるいは他の町村外のところに勤められるような情報の提供、そしてイコール町民の皆さんが安心して働けるような、そういう環境づくりの一翼を担う、こういうことをもって、この雇用対策の窓口を設置をして相談にあたりたい。そしてみずからも積極的にそれに携わり、取り組んでいくということをしてみたいということで、今回、ご提案をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 12 月の議会で、南会津町の例を出してお尋ねしたならば、早速課長はそれに対応して、4 月からは仲介業務まで町でしていくということであります。すばやく反応していただきまして、そういう新しい西会津町ができていくということを喜んでおるということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時59分)

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月17日（水）

開 議 10時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	12 番	長谷川 徳 喜
2 番	多 賀 剛	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
3 番	青 木 照 夫	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
4 番	荒 海 清 隆	10 番	大 沼 洋 平		
5 番	清 野 佐 一	11 番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

7 番 五十嵐 忠比古

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
地域整備課長	杉 原 徳 夫	農業委員会事務局長	新 田 新 也

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第6号）

平成22年3月17日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（全員協議会）

（一般質問順序）

1. 長谷川徳喜
2. 清野 邦夫
3. 清野 興一

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。7 番、五十嵐忠比古君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、ただいまより一般質問をいたします。

まず最初に、町政問題にかかわる伊藤町長の取り組みということで質問いたします。

町の予算編成、新年度をみると、51 億 6,800 万円となっており、その内容を見てみると、前年比で 1 億 9,300 万円の増であり、財政難の見地からもみても、疑問点が非常に多く見られる内容となっております。例えば、沖縄交流、そしてまた在京西会津会との交流などは、前山口町長のしがらみだと私は思うんですよ。こんなのは廃止すべきだと思います。伊藤勝町長の独自の政策を立てるべきと思われる。でなければ、改革ならないが、今後の町政についての取り組みはどのように行う考えなのか伺います。

二つ目としましては、昨年 9 月の伊藤勝町長の初議会において、12 名の議員の質問に対して、ケーブルテレビを見ていた町民から、今まで質問をしたことが少ない議員が、よってたかって町長いじめをしていると、こういった内容の手紙が議員各位に全部送られたわけなんです。その内容の一部には、議員はろくなものがないとか、そういうことまで書いてあったんですよ。町民は議会制民主主義の原則の理解がなされていないと私は思うことから、執行部とそして議会側、またそういう町民のそれぞれの役割についての公聴会などを開催して、そしてお互いに話し合うのが必要ではないかと、このように私は思ったので、これを質問の項目にあげたわけです。だから、そういうお考えはないものかと、このようなことを伺うわけでございます。

三つ目といたしましては、過疎対策、これは過疎対策、老人対策、若者の定住、これはみんな関連しているんですけども、嫁対策もこれに関連するわけです。西会津町の重点施策は、過疎対策と嫁対策、そして若者の定住対策、これは不可欠なんです。この重大な問題の取り組みがなされていないのは、まったくなされていないわけではない、町長の施政方針にもあったし、ちらちらとは出てきておりますけれども、これいづれ郷土、私どものふるさとの壊滅というか、なくなる、そういった恐れが非常に出てきたんですよ。

したがって、この問題に町執行者、また議会、町民が一体となって取り組むべきことが、これは当面の当局の見解を伺うわけでございますが、これはしっかりした対策の、なんといってもこれはまちづくりに欠かすこのできない不可欠な問題なので、その真剣な取り組みをなされているかどうか、その考えを聞いたわけで、これが私の質問となります。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、12 番、長谷川徳喜議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、今後の町政についての取り組みについてお答えをいたします。平成 22 年度の町政にあたっての基本的な考え方につきましては、本議会の冒頭で申し上げましたとおり、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念に掲げ、西会津の新しい時代をつくるため、まちづくり基本条例のもと、町民の皆さんが夢と希望を持って住んで良かったと実感できるまちづくりへ向けて、全力で町政運営に取り組んでいく考えであります。新年度の予算編成にあたりましては、事業の見直しによりまして、継続をするもの、改善・改革をするものの選別をしながら、さらに新規事業も盛り込んでおるところであります。

ご質問のありました沖縄県宮古島市との交流については、これまで食生活改善推進員の交流や高齢者の交流を行ってきましたが、今後は、農産物等の販売を含めながら、これらを進めるなど、経済面での交流へと広げてまいりたいと考えております。

一方、在京西会津会につきましては、これまで 28 年にわたって継続をしてきたわであります。今後はその内容について検討をしていくことが必要であると考えておりますので、これらについても見直しまいりたいと思います。

次に、「行政と議会との役割について」のおたかしでありましたが、公聴会を開催してはどうかというご質問に答えをいたします。

議員からる町民の皆さんの声などについてお話がありましたけれども、議会の審議内容につきましては、ケーブルテレビで中継がされ、町民の皆さんもご覧になっていることと思います。それらを見て、どのように感じられるかは、私としては、関与するものではないと考えております。町民の皆さんは、議会制民主主義の正しい認識をお持ちであると思っておりますので、私は、公聴会等を開催する必要はないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

その他の質問につきましては、担当室長より答弁をいたさせます。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、過疎対策、嫁対策への質問にお答えをいたします。

まず、過疎対策、定住対策につきましては、今後、重点的に進めていかなければならない課題であると認識をしております。このため、本町では出て行く町から来る町への転換を目指し、生活環境の整備や産業振興による経済の活性化に力を注ぎ、過疎対策、定住対策を進めてきました。また、交流人口を増やすことが、過疎対策にも効果的であることから、体験型・滞在型のグリーンツーリズム事業などを進めていく考えであります。

一方、これまでに交流があります、神奈川県横浜市や沖縄県宮古島市との交流につきましても、今後は、経済の交流に力を入れるなど、地域の活性化に結びつく取り組みを進めていく考えであります。

次に、後継者対策についてお答えをいたします。後継者対策は、なんと申しましても、まずは男女が出会う機会をつくり出していくことが大切であると認識しております。今後は、行政としましてもそのような場を提供するなど、結婚活動への支援を進めていく考えであります。いずれにいたしましても、このような大きな課題につきましては、行政だけで解決できるものではございません。議員もご指摘のとおり、町全体が一体となって取り組んでいくべきものであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 これから一問一答では、納得のいく、そういった質問を行いたいと、このように思っています。

簡単に公聴会については、ケーブルテレビ等を見ての町民の批判なんだから、公聴会などやる必要はないと、このような答弁でございましたが、これ人ごとではないんですよ、町長。これはあなたご存知かどうかかわからないけれども、あなたの支持者からきているんですよ、各議員にね。去年の9月の定例会を見て、あれを見て町民はあなたをかばっているんですよ、はっきり言って。今までやったことのない、そういった質問もあまりしたことのない人が、よってたかって町長いじめをしていると、こういう文書がちゃんときているんですよ。それは誤解があるないは、それは双方の間なんですけれども。この内容をみますと、非常にこの侮辱した、そういったあれがあるんですよ。

なぜ私は公聴会をやったらどうかというね、この問題を取り上げたのは、町民の皆さんの、私は軽視しているわけではないんだけど、議員の立場、そして質問の内容、どういうことに行政と議会議員の因果関係があるかという、これを知らないからそういう苦情があるんですよ。例えば、私ども議員というのは、いてもいなくてもいいとか、ろくなものがないとか、そこなんです問題、私どもは、いわゆるこういった議会議決、自治法にのっとってやっているんですから、あってもなくてもいいなんていうような、ちょっとこれは、本当に聞いて、聞き捨てならないことなんです、はっきり言って。これ私は、なぜこれここに出したかといいますと、憲法にのっとってやっているわけですから、あなた今おっしゃったように、町民がケーブルテレビを見て、質問するほうも、町民側から議会に対しての苦情なんだ、関係がないんだといわないばかりのことをおっしゃったけれども、そうじゃないんですよ。これはやはり私どもは、一般質問はどのようにやるのかとか、いろんな質問とかと、法律上定まっているんですから、いいですか、例えばこれ抜粋してちょっと読ませてもらいますけれども、「質問とは、議員がその町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めることだ」とこうなっているんですよ。すなわち、これは議員というのは、やはり行政のお目付け役、あなたがたのやっていることを見つめて、そしてそれをただしていくと、それで疑問点をただしているわけです。これ法律で認めているんですから、勝手に議員が町長はじめ職員をいびっているとか、つかかっているとか、そういう簡単な問題ではないんですよ。そういうことを知らないから、あなたかだと私どもと、そして町民の皆さんが向き合って、この関係を座談的にお話することによって、お互いの双方の理解が得られると、このような観点で私は申したんですよ。

いいですか、またちょっと抜粋しますけれども、「町村の重要な意思を決定し、住民に代わって行財政の執行を監視する権利を有する議会の構成員であると、議員が行政全般について執行機関の所信や疑義をいつでもただすことができないと、その職務を果たすことができないから、議員固有の権能として本来質問権が存在するのである」とこうなっているんですよ。やたらに議員だからといって、職員または町長に対して、こうせいああせいといふことはできないんですよ。

分かりやすくいえば、この問題は、今、大相撲やっておりますね、あれと同じで、私ど

もも3月、6月、9月、12月、年4回しかできないんです、この一般質問というのは。その間に行政に対して、今、町でやっていることはどういうことなんだと、果たしてその事業は町民のためになるのか、ならないのか、そういうこと監視しなさいと、疑問点はただしなさいと、場合によっては修正もできるんだよと、そういうその権限を私どもは法律にのっとってやっているんですから、なんでもよってたかって町長をいびりをしているんだとか、そういうのとは違うんですよ。そういう意味から、私は言っているんですから。それを簡単に町民がケーブルテレビを見ての反応だから、公聴会はやる必要はないんだと、こんなことないですよ。もっとその点について、あなたの考えを聞いてみたい。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　　どういふところからお話すれば理解をしていただけるのかなと思うんですが、まず一つは、議会の内容、これは執行者と議会の議員の皆さんとのいろんなやり取りが審議の過程においてはあつたわけですよ。ですから、そういうことを町民がケーブルテレビ等で見た場合に、どう判断をするかということは、あくまでも町民自体がその判断ということであつて、これは全般的にだれだれがそう見たからいいとか悪いとかという判断を私はくだすべきではないと、こう思っているところでありますし、そういうことについては、これは、もし私に対する意見ということであつても、私はそのことについて、何らこれについて関与するものではないとこう思っております。

それで、ただいまのお話を聞けば、それぞれの議員のかたがたに町民からいろんなご意見や話の内容を見ると、今ほど聞けば、いろんなご批判等々があつたということでありまして、そのことに対する判断は、それは議員の皆さんに寄せられたものでありますので、私はそのことについてとやかく言うつもりはまったくないわけでありまして。したがって、このことについて、もしこういうことが問題だと思ふならば、それは議会自らが議会の権能を持つて、きちつと対応すべきだと私は思ふんです。

三つ目は、私はこれまでのご意見等々について、いじめられたとか、そういうことは一切思っておりません。私に対する議会の皆さんのご発言の中では、私は、ある意味では叱咤激励であり、あるいは町政を思う町民に対する皆さんの代弁者の声だとして、私はそのことについて十分に耳を傾けているわけでありまして、この件についての公聴会等の関係については、私は公聴会にはあたらなかつた、このように判断をするわけでありまして。

○議長　　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　　だからね、議員の使命、それはあなたが関係ないというけれども、去年まで私の隣でいたら分かるんですよ、議員というのはどういうあれか。今度はあなたは質問を受ける側、私は質問をする側になつただけであつて、やはりこういう投書と申しますか、こんなのくるのは、やはりあなたの支持者には間違いないんだ、私はだいたい文面をみると出所はわかりますよ。この町の議員には、しょせん、二束三文の人間しかなくなつていないんだよ。まともな人間はあんな連中と一緒に議員なんかやりたくない。こんなことが文面に書いてある、出所は私は分かっていますよ。そういうこと誤解のないようにするにも。もう一つあるんですよ。議員を半分にしろと、そういう投書もありましたよ。それだつて、西会津議会は勝手に議員定数を決めているわけでもないんですよ。これだつて、いわゆる5,000人から1万、2万の町村には定数は18名いてもいいんですよと、こういう

法律にのっとってやっているんですよ。がしかし、町民の批判もあるし、また予算もない中で、その議員を減らそうというあれが出まして、今度から 18 名おった議員が 14 名にしたわけです、4 人削減したわけですよ。それで現在 14 名でしょう。その 14 名だって多いから半分にしろっていったって、例えば半分にした場合 7 名ですよ。議員なんかいてもいなくてもいいんだという批判があるけれども、とんでもないですよ。これは、私ども議員というのは、やはり町民の代弁者、代表なんだから、これ仮に 7 名にしたら、いいですか、90 集落あるんですよ、西会津町には。末端の声を把握できますか。やはり奥川、新郷、尾野本、群岡、野沢と、そういった広範囲の中から出てきて、その地域の問題、そしていろんなことを町に反映させるためにこうやって議会というものを設けてあるんですから、それだって、7 名にしたって、それあなた関係ないというけれども、とんでもないですよ。それで今日日は、議員の報酬は日当制にすると、日当制にしろなんて、こんなの全国で矢祭町しかないんですよ。しかも、さもさも議員がただで金くれているみたいなそんな感覚で思っておられるけれども、給料そのものだって福島県の中でも下位のほうに入っているんですよ、下のほうに入っているんですよ。そうやってみんな遠慮しているんだけど、それでもこういうことがくるということは、非常に議会と、また町とのかかわりが分からない、そういう人がこういうこと寄こすんだから、そういう意味でお互いに話し合う場をつくったらいかがですかと、私はそういう願いで言っているんですから、それでもあなた、何も三度目と言うからさ、もう一回、この点についてやる必要ないならないでいいですよ、それは。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私は議会固有の問題、あるいは議員間同士の問題については、これはやはり議会でそういうことについて十分ご議論をなさるべきだと思っております。お互いに選挙で選ばれてきているわけでありますから、それぞれの立場を侵してはならないわけであります。このことは、やはり議会と執行側の、これはきちっとした法則に基づいて対応しているものでありますので、したがって、議員にかかる問題、あるいは議会にかかる諸課題については、それぞれのところできちっと対応していただきたいと思ひますし、町長は一切そういうものにかかわりを持つべきではないと、こう思っております。

もしこのことをやれば、それこそ職権乱用であります。したがって、これらに対するアクションというものについては、法的に私はこういうことをやれば違法だと思っております。

○議長　12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　違法、違法という表現ちょっとおかしいんだよ。お互いにそういう誤解のないように話し合いをする場をつくりましょうと言っているんですから、それ違法だとか何とか、あなた勘違いしているんだよ。なんでもね、私のほうは、そういう町民に対してどうのこうの、やりこめたりなんかする、そういうことじゃないんですよ、議会の仕組み、そして執行部の役目、それらを理解してもらうためには、こんなこと怪文書、こんなことあること自体がおかしいから、もっと町民、また議会、また町の執行部の中で、こんなことのないようにやりたいと、そういう願望から私は申し上げているんですから、あなたがやらないというならいいですよ。これだけ言えば、なんともしようがない。かかわることないと言っているんだから。だけどこの内容をみると、あなたをかばっての内容なん

だから、そんな誤解のないようにしたいと、これからはやっていく上で、そういうことを私は申し上げたんだから、誤解のないように。

それで、先ほど予算関係、予算でもって、私は質問の内容は、今まで 50 億前後でやってきたけれども、すでに西会津の場合には、人口も 8,000 人を割っているでしょう。年々少なくなる中で、なぜ予算 51 億 6,000 万ですか、はっきりしたあれは書いていないから、書いてあるな、51 億 6,800 万、大幅な予算、昨年からみれば 1 億 9,000 万、約 2 億くらい増なんです。人口が減っていて、なぜ予算がこんなにプラスにならないといけないのか、それを私は、しかもこの内容をみますと、財政調整基金から 6,000 万ですか、その他なんていうか、国からくるそういったあれを借り入れてまでも予算化をしなければならないのか、その内容を見ますと、それは質問のあれには入っていないけれども、町長交際費も入っていれば、削減したというけれども、それだって私はちゃんと隣町村ちゃんと調べていますから、あなたは 100 万削減したというけれども。それにしてもなんでこの予算だけはこんなに大幅に出さなければならないのか、その中には事業仕分けじゃないけれども、無駄なことが相当あると思うんですよ、はっきり言って。

だからそれを、だいたいの目安なんだけれども、一般のあれでもって見たって、決して西会津町は財政はよくないんだから。借り入れまでしてなんでこんな増やさなければならないのか、人口は減っているんだよ年々、その経費もかからなくなっているにもつて、反比例してなんで予算だけ増えるのか、それも私は理解できないんですよ。それをもっと内容、事業仕分け、それなりなんなりやって、予算はあなたがたがつくるんだから、私も議会はそこに首を突っ込むものではないから、突っ込んで申し上げるわけにはいかないんだけれども、総務課長に言っているんですよ、なんでこんな予算だけ増えていくんだと、人口は年々減っているんだと、まして西会津の財政だってそうでしょう。一般でもって 70 億、それ特別会計なんか入れると 130 億あるんでしょう。借金も返さないでそれ以上借りているんでしょう、そんなことやらなくて、無駄なことを省いていきましょうと、そして必要なものだけやっていきましょうと、こういう私、狙いでもって、あなたがたもそれ進めていると思うから、今までこうやって黙って、黙ってというとおかしいけれども、それを期待してやってきたんですよ。なぜ予算だけが増えるか、その理由。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 平成 22 年度の予算の大きな増えた要因でございますけれども、一つは、いわゆる現政権のマニフェストによります子ども手当、それによりまして 6,200 万円ほど増えてございます。それから、大きいのは携帯電話のエリア整備事業ということで、これが 6,300 万円、この二つでおおよそ 1 億 3,000 万円ほど増えてございます。そのほか大きいものとしたしましては、除雪ドーザーの購入費、これは更新でございますけれども、1 台の更新ということでございます。これらが大きな増額の要因ということでございます。

それから、人口が減っているのに予算が増えるのはということでございますけれども、予算規模につきましては、その年に実施する事業の内容によりまして増えたり、あるいは逆に減ったりということがございますので、必ずしも人口と比例した予算の編成ということにはなりませんので、その点についてはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今の総務課長の答弁を聞くと、人口の減と予算は関係ないというけれども、関係あるよ。私はこうつかかった言い方するけれども、喧嘩売っているんじゃないよ、こういう生まれ備わっているんだから、懸念してもらっては困るよ。まして予算関係は西会津の生活をひっくるめた 51 億円なんだから、その中からみても、無駄があるんじゃないかと、たまたまあるから私は言うんですよ。

例えば、太鼓だってそうでしょう、これは質問に入っていないけれども、予算に関連していますから言わせてもらいますけれども、あんなもの、西会津の状況あなたがたどんなふうに考えているの。どこいったって年寄りばかり、若い者はいない、嫁はいない、商店街は閑古鳥が鳴いている、若い者が勤める場所がない。

税金も払えないでしょう、そのために 1 億円もの未納者があるんじゃないんですか。にもかかわらず、なんで借金までしてこんな 51 億という予算編成しなければならないの。これ返すものは返さなきゃいけないでしょう。いくら利子の安いものを借りたといったって、借りたものは返さなきゃならないんですよ。だからそういうのは、やはり事業仕分けをしてやりなさいと、やってもらわなきゃ駄目だと、こう私は申し上げているんですから、誤解のないようにね。

例えば、保育所のどうのこうのとあなた言ったけれども、これだって、子ども手当、今の民主党でやっているでしょう、昨日あたり衆議院通過しましたね。高校生の授業料無償ね。それは国でやることなだけけれども、あんなのみなばらまきというんでしょう。マニフェストだかなんだかおれは分からないけれども、自分の選挙対策みたいなものですよ。あれもとをただせば国民の税金なんだよ。あんなばかなこと国のほうで通しているからってあなた、私は容認できないと思うよ。

1 年に 3 万何千人も自殺するんですよ。例えば、中身を見れば、ある日突然の会社倒産、そして解雇、そういうかたがたが思い余って死ぬしかない、死ぬ道を選ぶんですよ。それで残された子ども、そういう支援援助だったら、私はもっともっとやっていかなければならないと思うよ。ただ一律に高校生の授業料無償化、あんなのは本当のばらまきですよ。

わが町でもそうでしょう、第 2 子からは保育料を取らない。だからそれだって私は、ちょっと疑問があると思いますよ。なんでも条件整備、この前、施政方針なんかでやったけれども、保育の時間、朝は 7 時半からやって、そして 6 時まで、いわゆる親が勤める時間から帰ってくるまでに延長保育します。それは私賛成ですよ。がしかし、2 子目からただだということはないでしょう、昔からいうんですよ、こういうふうにするから子どもは根性がないんですよ。

前は、こういうことがあったんですよ。親は食わずとも爪楊枝といってね、親は食わなくても食ったふりをして子どもに与えて、そして育てたんですよ。それ今は何でもかんでも金さえ出せばいいという考え、これ間違っているんですよ。ましてこれは、町民の皆さまからあがった税金をそういうことにやるというのは、片手落ちですよ。片っ方では老人社会、そして嫁もいない、息子もいない、こういう状況の中で、それあなたかっこいいよな、第 2 子から無償化なんていうの、それだけじゃないのよ。だから、そういう条件整備をするのはいいですよ。朝から勤めから帰るまで延長保育しますよと、お母さんがた働いてくださいと、これいいですよ。がしかし、何でもかんでも金で補えば、それがその行政

の仕事かといえ、そんなことは私は意味ないと思うよ。むしろそれより、過疎問題を取り上げて、嫁対策に重点において、一人でも多くこの西会津に残るような施策のほうがよっぽど大事じゃないですか、そういう意味で私は申し上げているんです、もう一回総務課長。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　非常に大所、高所の視点からいろいろとご意見をいただきましたけれども、まず子育て手当、あるいは定額給付金等のような話もちよっとございましたけれども、これらは国策によって、今されようということでございますので、町としてはそれに伴ってやっていくということでございますけれども、そのほかに子育て支援の関係も、保育所の保育料軽減、あるいは開所時間の延長など、そういうものについては、昨日、一昨日から一般質問等でもお答えしておりますように、金を出せばよいということではなくて、町としてはその子育てをする親の皆さんが、子育てをしやすいように、そういう環境づくりをまずやっていこうということで取り組んでいるところでございますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思います。

また、そのほかに町としては、昨日もお話ありましたように、就労支援、あるいは老人福祉対策、結婚支援、そういうものにもいろいろと取り組んでいるところでございますので、その所要の経費について新年度予算にも計上させていただいているということでございます。いろんな町民の皆さんの生活に直結する部分でございますので、一気にいろんな諸課題が解決できるとは思っておりませんけれども、徐々に予算計上しながら、町民の皆さんの生活支援をできるように、町として応援をしていきたいというふうに考えております。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　だから、これは平行線でたちごっこではないけれども、本当にどれをとっていいかわからないような状況なんだけれども、私が言っているのは、やはり財政が大変なんだ、入るところがないんだと。そういう中で、私言いましたよあなたにね、お互いの課の取り合いっこをしないで、新年度はこうこうこういうところを重点施策にあげて、それに譲ってあげたらどうかとか、そういう話し合いをなさいと言っているんでしょう。それやったの、この中身みると。

それとあと、時間がないから、こっちも聞かなければならないから、本当は1年に4回しか聞くことができないんだから無理な話なんだこれ。それで、町長の交際費だってそうでしょう。400万円あったのを300万円にしたからおれは努力してるんだなんて、そんなあれではあなた甘いよ考えが、おれは聞いたんだこれ、例えば喜多方の場合だって、喜多方の交際費は360万、これは今まで前市長のときには400万円、1割カットということで、40万円下げたと。そしてまた坂下はさらに、町長交際費100万円なんだよ。これで町長交際費下げたってあなた、あなただって分かっているでしょう、前の前町長には600万円あった時代ありましたよ。目三角にして、顔を真っ赤にしてね、なぜ坂下でもって人口だって倍もいるのに、たった200万円しかないのに、西会津町長だけ600万円取ると、私何回もいったでしょう。それでもってようやく400万円になって、それでさらに100万円下げたというけれども、そんなのおれは自分のあれでもって経費を削ったなんて、そ

ういう単純な考えでは駄目ですよ。

それともう一つ言っておきたいのは、あなたこの去年の8月か、7月かもう忘れてしまったけれども、給料を半分にすると、そして退職金も半分にすると、そのようなことで町長選に臨んで勝利した、これはまだ記憶にありますよ。がしかし、これはあなただけではないんだ、南相馬市長だって50%削減し、それで当選しているし、やっとないだあった喜多方だってそうでしょう。喜多方市長は30%カット、そして退職金は50%カット、それでもって勝利したんだから。ただ、今これブームみたいなものだから、ただ選挙のために、そういう歳費というか給料を削ったんだとか、そういう考えではちょっとね、筋道が違うと思うんです。だからそういう考えだったら、本当に私は基本的に間違っていると思うよ。

自分だけがそれまでにしても、中にはこういう人がいるんですよ。今の町長、給料半分にしてもやるというんだから、みんな応援してやらなければ駄目だべやと、その気持ち私わかりますよ。しかし、それは選挙だけに使ってもらっては困るのよ。それは大変、私は思い切った施策で取り組んだということは、それは私はひとつの理解はしておりますけれども、そういうことあるんですから、参考までに言っておきますけれども。

そういう面で予算の編成は、何回言ってもくどいようだけれども、あんな太鼓なんて買うことないんだ、太鼓打って活性化につながるの、そんならおれ明日から太鼓たたいて西会津町舞ってやるよ、ボランティアで。今、町民は何を望んでいるの、本当に大変だ。こういう人もいますよ、なぜ今年、灯油代くれないのと、そういう人、老人もいるんだよ。本当に、今、冬場ストーブもたかないで、ひもじい思いして、そういった老人、そしてまた所得の低い人を考えた場合には、51億円も予算とってね、あんな太鼓、あんなものに500万円も出すのおかしい、あんなの。これだってまだ先はあるけども、これだって、あなた、最初の予算議会でしょう。もっと真剣になって予算編成しなきゃなんないんだよ。

まして皆さん遠慮してんだよ。今度助役も県のほうから来るから、あんまりそわそわしたんでは来る者も大変だべと。そういうことで手加減してるんだけど、あなたあまり傲慢なやり方するとあれですよ、非常に私はちらちらあそこ見てんだから、修正案だってこれ出しかねんだよ。

あなた3回、議会、9月、12月、3月、それでもって修正案の2回も出したらどうなんですか。来る人だってちょっと二の足踏むでしょう。だからもっとその新事業についても、せめて住民の皆さんに諮るとか、こういう考えあんだけど町では、いかがでしょうとか、そういう打診の必要なことなんですよ。

ある人に言われた。あなた、伊藤勝町長の応援団長だからしっかりやれと。困ったよ。じゃ、お前副団長やってくれと言ったら、おれやんないと言った。こんだ別人頼んだら、おれもやんないと言うんだもの。副団長もいなけりゃ、団員もいないんだ、あなた。今ここに14名いるけども。そういうことを考えた場合には、私は町のためにやってんだ、そして今までのあれをして、何ですか、行政改革してんだって。あんた、してるか分かんないけども、どうのこうのと言ったって二束三文しかないなんて言ったって、この議会通さなけりあなた執行できないんですよ。

そういうことを考えた場合には、私はいいとしても、議員の皆さんに相談するなり、自

分で顔やメンツがあるんだったら、総務課長行ってこいと、頼んでこいと、そのくらいの配慮必要ですよ、あなた。その考えないんですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　何から答弁していいかさっぱり分からなくなってしまってますね、新年度予算よりも応援団のほうに行ってしまうって、なかなかこれ答弁もどう組み立てていいかさっぱりこんがらかっちゃって、私も何か戸惑うわけですが、非常にバラエティーに富んだご発言だと思っております。

総合的に言いますと、私は質問者の議員の言うとおりに、おもしろおかしく予算編成をしてるわけでも何でもないわけです。これはやっぱり町民の皆さんの声や、あるいは町民生活というものを十分に考えながら、少しでもこういうところに反映して、現在の情勢が、あるいは経済情勢が立ち直るようにということの意味を含めながら、あるいはこれまでマニフェスト等出してきましたけれども、皆さんのご議決をいただきながら、そのことが予算の編成の中に盛り込まれているということで、今回はそういう積極的な予算編成の現れであると私はそう思っているわけです。

したがって、町にはいろんな課題がありますよ。それこそ議員が指摘されましたようにお年寄り皆さんの課題もあるし、あるいは嫁不足の問題、農業を取り巻く環境、いろいろ、いろいろありますけれども、しかしそういうことを羅列したって何の解決にもならないんです。一つ一つどういうところに具体的なものをどう対処していくかということを考えていかなければならない現状にあるわけです。ですから、農業の問題だって新しくまた取り入れなければならない課題も出てくるわけです。

時代とともに内容も変革しているんです。そういうことに適切に判断をしなければならぬというのがわれわれ執行部の考え方なんです。したがって、今回はそういう対応を取りながら、今回の予算編成にいろんな角度でこれらについて対応したということでありま

す。

そして、私は町民の皆さんに、何といいますが、良いところを見せようとして50%カットとか、あるいは交際費を100万円削ったとかという問題ではないんです。こういうところに現れて、その削減した内容がもっとあなたが言われようなどころに対応すべき内容だと思っておりますし、同時にこのことは予算の中にだって配分されているわけです。

そういうことを含めながら、自らやはり削減すべき内容、あるいは自ら率先してどういうところに財政的な課題があるかということ进行分析した結果、私は50%の削減と今回の交際費100万円を減額をしたわけでありま

す。

これから医療費の問題、あるいは個々ありますよ。そういうことを考えながら総合的に判断をいたしました。先回だってある議員から言われましたよ。50%をカットすれば、私は職人ならば仕事半分しかやらないという人もいたんですよ。そんなことやったらどうなりますか。そういうことをしっかり自分なりに認識を持って今回の予算編成にあたり、責任と確信を持ちながら与えられた責務を全うしてまいりたいと、こう考えているわけでありま

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　だいぶ力んで答弁しているけども、私は心配しているのは、あなたがいく

ら町民にとけ込んだ予算を編成したとか、どうのこうのと言ったって、私さっき申し上げたように、何だかんだと言ったって議会が通らなきゃあんた執行できないということは町長として私は再度言うておきますよ。

今、副町長が県からくるような直前でもって、修正案が出されたとか、あなた3回議会中2回も修正案出したなんていったら大変でしょう。こんな揉めごとあるところ誰も来たくない。それを心配してるから私言ってるですよ。あなたがそう思っても議員の立場どう思ってるか分かんない。その前に根回し下手だな、前の町長より。

応援団誰いないんだも。何だかんだと言ったって自分のあれがね、通るようなそういうことをしなさいと私はあなたに要請、要請といっちゃおかしいけど、忠告してんだから。

もう一つは嫁対策、さっきの担当課が言ったけどもね、それは結婚御祝儀だっけ、10万円なんていうの。そういう政策もとったと。10万円でなかったっけか。祝い金、結婚祝い金ね。それは本当の一部でしょう。問題はそれよりまだ掘り起こして今の現状を見た場合にですね、やはりその前に嫁対策を、祝い金10万円もいいことですよ。

がしかし、今一番何だといえ、やはり過疎問題でしょう。年寄り問題でしょう。今、さっきの成田課長か、この前、いま25年たてば西会津の人口は40万になると、こういった報告もあったよな。今8,000人でしょう。いま25年たてば4,000人になると言ったね。言ったでしょう。私の考えでは25年もたないよ。20年そこそこで今の半分の人口になる。そして90集落はもう50になるか60になるか分かんない。そういう追い込まれた状況の中でね、まだまだ真剣にやんなきゃなんないと、私こう申し上げているんですよ。

まちづくり委員会の中に鋭意検討してます。そんなぬるまっこいというか、手ぬるいというか、そういう対策は駄目だと。今の課の編成にして何でもね、過疎対策、嫁対策、課ができなければ係でもいい。専門にしてそれをわが西会津町の重点施策は、老人対策、嫁対策、そして若者定住対策、その3点でたくさんだ。

あと太鼓も要らない、笛も要らない。そんなの。それに重点を置いてしっかりしてやってもらわなきゃ駄目だよ。

そういうわけで、まとめ、委員会のまとめじゃないけど、行政というのはやはり町民生活の向上と安定をサポートする、それが目的なんでしょう。それをあなたがた、そういう認識でいると思うんですよ。おのおのの立場をしっかりと見つめてね、自分のポジション、何々課長だの何々課、西会津町長は西会津町長はどういうことするのか、あなた言うように、町民の声がひびきわたる町、太鼓ならひびくということあつけどね、町民の声、町政に反映させるというそういう表現しなきゃ駄目だよ。

なんでもへらへらって言ってるね、知らない人がそれまともに聞いてっけど私はおかしいと思うんだ、そういう表現は。修正案が出ない根回しをしっかりともらわないと駄目だと、そういうこと最後になりますけども、いいですか。自分はやはり過信をなくして前向きになんきゃ駄目ですよ。おれは何でもできんだと、おのおの誰に対して言ってるか分かんないけど、感じる人もいるでしょう。

やはり謙虚な気持ちで町民生活安定・向上、そのための行政だということを常に頭に入れてやってもらわなきゃ駄目ですよ。昔からよく言われるでしょう。50、60鼻たれ小僧というんだから、そういう言葉があるんだから、しっかりした気持ちで、そして取り組んで

もらわなきゃ困ると思いますよ。

修正案など出ないように、そういった心がけというか、そういう準備をしておく必要があると思うから、それを付け加えてこれで質問終わります。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 私も今議会におきまして 1 点、町長の政治姿勢について、特に議会に対する基本的な考え方と姿勢について通告をしておきました。

このことについては昨日の 11 番、ただいまの 12 番からも質問等がございまして、その町長の答弁の中で議会に対する基本的な考え方、そういったものがある程度理解できたというようなこともございます。また、その町長の答弁の中で議会を尊重しながらやっていきたいということが示されましたが、町長就任以来 3 回目となった今議会はそれが一段と私は感じられるようになったというふうに思っております。

私があえて今町長の政治姿勢、議会に対する基本的な考えと姿勢について、このことだけをお尋ねするのは、先ほどの 12 番の話の中にもありましたけれども、町村長の選挙の後のときには、ややもすれば感情的なしこりが残り、町村長と議会がぎくしゃくしたという事例が日本の全国の各地で見られるからであります。そんなことになっては町勢発展のさまたげでしかなく、町民のためにもならないと思うからであります。

伊藤町長が就任以来、8 カ月目となり、今互いに冷静になり、互いに誤解がないように、真に町勢の伸展のために、町民福祉向上のためにそれぞれの役割、十二分に発揮していけるような機会になればという思いで一般質問でお尋ねするものであります。さらには町民のかたがたにもこのことと併せて西会津町議会の真の姿を理解していただければと願っているところでございます。

今さら私が申し上げるまでもなく、国と地方の政治の仕組みは違っております。国は議員内閣制をとっておりまして、多数の議員が所属する政党が総理大臣を選出し、選び、政府をつくっております。

一方地方自治体は、首長と議員はそれぞれの選挙で選ばれます。憲法、地方自治法でも首長には行政の執行権を与え、議会には議決権と監視機能等の役割を与えている。ゆえに、地方自治体の首長と議会は車の両輪の如くあることが望ましいといわれるゆえんであると思います。

西会津町議会は活発であります。議論だけではなく、これまでもさまざまな改革を実施してまいりました。また、全国の地方議会のお手本となるようなこともその中で実施してまいっております。今定例議会も議員 14 名中、13 名の議員が一般質問を行おうとしております。

このことは、伊藤町長だからということではありません。これまでも常に議員の 6 割、7 割のかたが一般質問を行っております。過去においても新しく町長が選ばれたときは、あるいは又は予算議会、決算議会などでは正副議長を除いて全員が一般質問を行ったということもしばしばございました。このことは、西会津町議会のよき伝統というべきかも知れません。

特に私は特筆すべきことは、各議員の意見というものは活発でいろいろあっても、最後には一つの妥当な結論に至っているということであります。議会は言論の府として、また

最高議決機関としての役割を私は十二分に果たしてきたんじゃないかというふうに思っております。

もちろん先輩議員のかたがたや同僚議員の発言は、ただ選挙のしこりとか、個人的な恨みとか、そういった狭い見で発言されているのではなく、常に住民の代表としての自覚をもって、自身の信念に基づいて発言し、質問してきたと私は確信しているところであります。

一方で、そのときどきの町長も選挙が終われば、全町民のために全力で対処され、議会に対しても対等な関係の中においても常に議会を尊重され、真摯な態度で臨まれ、十分な説明と努力をされてきたことがこれまでの西会津町、あるいは議会の姿であったのではないかと私は思っております。

さて、伊藤町長どうでしょうか。今8カ月目を迎えまして3回目の議会を迎えております。今の率直な気持ちをお尋ねいたしまして、私の一般質問といたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　13番、清野邦夫議員のご質問に、お答えをいたします。

早いもので私も町長に就任をいたしまして8カ月、3回目の議会を迎えることになりました。やはり当時の議員としての立場、そしてまた町長としての立場、それぞれ立場は違うにしてもこの議場における緊張感や、あるいは議場における発言等々については、非常に重く受け止めなければならないし、また、個々の発言においても責任ある立場で対応しなければならない。そういう言論の府の一番重要なところに位置づけられているというふうに感じているところでございます。

したがって、いろんなご意見はご意見として拝聴するにしても、やっぱりそのことは町民の皆さんの声として私も率直に受け止めなければならない点は率直に受け止め、そして責任ある立場でご答弁を申し上げる、そんな気持ちを持ちながら今回まで議会に臨んできたところであります。

さて、昨日、11番、長谷沼清吉議員にお答えいたしましたように、議会と町との関係は、議員と首長がそれぞれ住民の直接選挙によって選ばれる二元代表制の中で、まちづくりの主役である町民の皆さんが充実した生活を送ることができるよう、それぞれの役割と責任を的確に果たして行くことが必要であると考えております。

そのためには、議会の本会議や全員協議会などで十分な議論を行うとともに、そこで出されたご意見、ご要望等につきましては、町政の運営にあたり十分に尊重していくことが重要であると考えております。

ただいまいろんな角度で清野議員からのご発言がございましたけれども、私は非常にもっともなご発言だと拝聴をいたしました。今後ともご指導をお願いを申し上げまして、ご答弁に代えさせていただきたいと思っております。

○議長　13番、清野邦夫君。

○清野邦夫　町長に、町長になる前、それから町長になった直後、そして現在の心境に何か変化とか、考えとかそういうことがございましたらお願いいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　非常に難しい質問でありますけれども、やはり緊張感というところについては、

これは毎日、毎日、実は常勤をするというのが首長の日課になっているわけであります。それだけにいろんなかたがたと接する、そしてその都度、その都度やはりいろいろなかたがたに対してお話をしなければならないということについては、やっぱり議員のときよりも人との接し方の中で、発言の一つ一つがやはり考えながら緊張感を持って対応しなければならないというふうに実は心がけているところであります。

ときたま、やはり一人の首長の発言がある意味では町民の心を逆なでしたようなこともあるなんていうことになれば大変なことでありますので、私はそういうところについては十分に注意しながら対応しているつもりでございます。

しかしこれ、なかなかそうは言っても非常に難しいことでございますけれども、日々、ある意味では自分なりに努力をしているというようなことでありますのでどうぞ今後ともご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 今、町長から議員と議長との立場の違い、あるいは町長としての発言の重みがあるというようなことございましたけれども、私もまったくそのとおりであります。例えば議員と議員同士の場合でもその発言というのは、それは本会議、休憩時間でもそうですが、冗談を言っても大丈夫だと。そういうことで何気なく終わってしまう場合もあります。しかし、一方、町長ということになれば同じような発言でも、これは、町長何言ってんだ、というふうにとらえられてしまう。それだけ町長の発言というのは重いものだ。あるいは慎重にしなければならないと私は思っております。

ですから、やはりこれからそういう議会議員、あるいはそういった、あるいは町民のかたも含めてですけれども、誤解を生まないように、やはり慎重な発言ということを私は今後も必要じゃないかと思っておりますので、再度その辺を加味していただいてもう一度答弁をお願いしたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさにおっしゃるとおりであります。このことは常々意識をしても、なかなかそのとおりにならない場合も実はございます。しかし、そうは言ってもそういう立場にある以上は、そのことを常に自問自答しながら、一言一句、そして議会との関係についても十分に意を用いて対応していきたいと、こう考えてございます。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 町長の真意というのは分かりました。これはいちいち例を挙げませんけれども、今まで町長就任してからそういう事例があるんですね。それは何々と具体的には言いませんけれども、やっぱりそれは、そういうことが議員に対する心証を悪くします。何町長言ってんだと。そういうふうになりがちです。そこには誤解も産みます。ですからやはり今町長が思ってるような真に、慎重な発言、そういうことを望んでおきたいと思えます。

次に、議会に対する十二分な説明と責任ということは、これは首長に課された最大の課題というか、責任じゃないかと思えます。やはり首長は自分の思うこと、あるいはやりたいこと、それを各議会に対して理解をしてもらうと同時に、もちろん説明するのは当然説明しなければなりません、これは説明したというだけでは済まないと思う。

やはり十分な理解と協力をもらう。それを心配しての先ほど 12 番も心配したのはそういうことだと思いますが、やはり説明したからいいんだということじゃなくて、やはり十分な理解を得る、協力を得るという努力が必要だと私は思っております。

ちょっと例を上げて恐縮なんですけれども、山口町長さんが 24 年前に選挙で当選されたときに、西会津町議会と、先ほどもちょっと触れましたけれども、町の議会とそれから議員の考え方というのは、当時の中で老人保健施設、就任直後全国で 82 カ所、今みたいな国のあれは高齢化、高齢化とかそういう問題はないときでした。ただ、その当時の山口博續さんの考えとしては、何とか家族で倒れてしまったら、何とか家族介護になってしまうから、それに代わるような施設をつくりたいということがあったんですけれども、たまたまそれが国の施策の中に入っていた。それを実施したいということを全員協議会で話されました。

しかし、当時これは選挙直後ですから、これは選挙でどうのこうのとか、山口町長が駄目だとかじゃなくて、純粋に議員はそんなものつくたって誰も入る人いないから、赤字になっちゃって町の財政が大変じゃないかというのが、これは大方の議員のかたがたの意見でございました。

そこで山口博續さんはどうしたか。自分はそうしたい、町民のためにしたいという説得を全員協議会を何回もいたしました。やはり首長というものは、自分のやりたいことを熱意を持って議員のかたがたに、あるいは議会に説明し、そして理解と協力をもらっていくという姿勢が必要なんだということを私はつくづく感じた次第であります。これは誰が町長になったって、これはそういうことが必要なのでありまして、やはりその熱意がやはりそれぞれの議員を動かす。あるいは議会を動かしていくんじゃないかと私は思っております。

そういう姿勢を伊藤町長にも持っていただいて、説明したからいいんだじゃなくて、やはり理解と協力をもらう。そういうことを今後真摯に対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　大変ごもっともなお話でございます。議員の内容等については重々心にとめながら今後の対応にあたってまいりたいと思います。

○議長　13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫　町長、今回の所信表明の中でもありましたし、その中で町民との対話、みんなの声を聞く町政ということを基本理念に掲げておられます。これはいいことでありまして、これはどんどんとそういうことで実践していければいいかと思いますが、ただ心配いたしますのは、だからといって町民のかたがたが自分は町長に何でも聞いてもらえんだということを思って、すぐそれが町政に反映されるんだということを思ってしまう。

そういうことになってしまうと、やはり、何だ今の伊藤町長は、とこういうふうになってしまう。ですから、やはり町民と対話をされて、町民のかたがたの声を聞くということは非常にいいことでございますし、続ければいいと思いますけれども、やはり、これは昨日の一般質問の中にもありましたけれども、何でもすぐ、誰でも言ったように全部すぐ町政に反映できるという、そういうことではないんだということもやはり加えて説明されて、

やはり町の町政というものは、いろんな町民が百人いれば百人十色、それが今の時代でございます。議員は14人いればそれぞれ14人のいろいろな考えがございます。

それらの意見を集約する。あるいは町民の考えを集約して、それを町政に反映していく、そういうことが必要になってくるわけでありまして、これ誰が町長になってもそういうことがあるわけでありまして、ですから、町民の声を聞いて、あるいはいろいろな考えを聞いてそれを町政に反映されるという基本的な部分については、これは大いにやっていただくと同時に、やはり町民のかたがたに誤解を与えないように、いろいろ町としても公平性、あるいは今の町の方針に合うかどうか、いろんなことを検討されていいものをどんどん町政に反映されていく、そういう姿勢だということも加えて町民のかたにもご承知していただくような努力もされたらどうかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　町民の声を聞くというのは、まさにこれは町民の代表であるのは議員の皆さんですが、しかし一方ではいろんな町民個人の町政に対する意見というものがあるわけでありまして。そういうことが具体的にどのように聞いていただけるか、あるいは自分の考えていたようなことが直接町の町政の中である意味では反映できるということであれば、やはり町民の皆さんと町政というものをもっと身近になってくるんじゃないか。

そしてこれから何よりも一番大事なものは、再三にわたって質問にもありましたけれども、地域主権といわれておりますが、この本質はやっぱり町民の皆さんがいろんな分野で町政、あるいは活動にご協力をいただく、参画をするということが建前なんでありまして。

しかし、誤解をされてはならないのは、本来やるべき仕事というのはそれぞれ行政としてはありますので、それを低下するようなことは私はしたくはありません。しかし、町民の皆さんが自らの町政の中で自分たちが何ができるのかということ、やはりしっかり持っていただく。あるいはそのことによって町政もやはりしっかりそれを支えていく、あるいはそれを受け止めるという姿勢が必要ではないかと思っておるわけでありまして。

したがって、これから町民の声を聞くということの大切さ、あるいは今ほど議員がらご指摘ありましたように、すべて話せば何でも取り上げてくれる、なんでも反映できるというようなことではございません。また、そのことについてはお互いに話し合っていけば、そういうことについてはクリアできる問題だと思っております。

そういうことをしっかり自分なりに、あるいは町民の皆さんにもそれぞれご理解いただきながら、この町政を進めていきたいと思っております。

○議長　13番、清野邦夫君。

○清野邦夫　私の聞きたいというのは総じてそのようなことでございます。今までお尋ねしまして、伊藤町長の議会に対する姿勢ということが分かりました。やはり先ほどから申しましているように、町伸展のためには、あるいは町民のためには町と議会が車の両輪のごとくあるということが望ましいわけでありまして。今後とも、その姿勢を忘れないでひとつ議会に対しても謙虚に、真摯に説明責任を果たされ、議会と協力もらうような姿勢でぜひあたっていただきたい。そうすることが町民のためにもなり、町伸展のためになるわけでありまして、その辺のことを期待を申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議にします。(11時22分)

○議長 再開します。(13時00分)

14番、清野興一君。

○清野興一 日本共産党の町議会議員、清野興一でございます。私で13番目という大変二日半にわたる長丁場の一般質問であります。私も3点ほど通告しておりましたので順次質問させていただきますが、既にもう12名のかたが質問されておりますので、私の聞きたいこともそれぞれの同僚議員が聞いてくれましたので、重複を極力避けて質問いたしますので、明解なご答弁をお願いいたします。

まず、質問の第一は、高齢者や障害者など、俗に生活弱者といわれる世帯に対する支援策の一つとして2項目についてお尋ねをいたします。

明年度は後期高齢者医療保険の保険料が所得割で平均390円の引き上げで、1人あたりの保険料は21年度の4万5,083円から4万5,473円となる見込みとの説明であります。この制度はそもそも国が決めたものであり、町に言っても町がどうこうするというものではないことも私も理解はしておりますが、しかし一昨日の一般質問で同僚議員が負担の軽減、これをただしたのに対し、町はその考えのない旨の答弁がありました。

同時に保険料を決定する後期高齢者医療広域連合、それでは引き上げ幅を極力さけるために剰余金や基金を取り崩し43億円余をつぎ込んだという説明がありました。この制度が始まってわずか2カ年であります。2年の間に43億円もの剰余金、基金も含めてですけれども、それを取り崩せるということは、じゃこの2年間にあまりにも取りすぎていたんではないか。これは町の責任ではありませんけど、広域連合のほうで見積が多かったのではなかったのか、こういうふうにも思われます。この保険料の決定に際し、町はそれが妥当かどうか検証するために何か意見を申し述べる、そういう場というものはあるのかどうか、お尋ねをいたします。

で、この制度は一方的に75歳以上を線引きして後期高齢者だということで、大変国民から、そして75歳以上のかたがたから不評を買っている制度であり、今政権をとった民主党も野党の時代は野党4党そろって即座に廃止しようという提案までなされていたのですが、最近になってこの75歳で悪けりゃ65歳以上にすると、こういうような提案がされており、しかも国の負担率を今よりももっと下げることが新聞報道されておりましたが、町長はこの制度に対するご所見、評価というのはどのように考えておられるのか、私は即座に廃止すべきだというふうな考え持っておりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、地震の場合ですね、家具の転倒などが被害を大きくしている。家具の下敷きになり、お亡くなりになったり、あるいはけががされたり。特に当町のように高齢者で一人暮らし、こういう家庭が多くなっておりますが、なかなか元気な人でも自分のところの家具等の固定化というのは進んでいないようではあります。まして身体のいうことのきかないような、そういう高齢者や障害者、あるいは母子家庭、こういう人たちには何らかの手を差し伸べなければならぬのではないかと思います。その固定化がどの程度進んでいるのか、あるいはまたできない人には何らかの施策を講ずる、こういうようなことが必要ではないかと思うんですが、町の対応をお尋ねをするものであります。

次に、2項目でありますがこの実施計画、これが示されました。大変見やすい、項目別に見やすいあれで感心しましたが、要は中身でもうちょっと補強したほうがいいのではないかというのが見受けられます。誰かも言うておられましたが、この実施計画ももうちょっと早く配付になれば、十分に目を通すいとまがあったのでありますが、一般質問通告の間近になって手に入ったものですから、全部は精査しておりません。ざっと見たところで2、3希望することがありますのでご見解などをお伺いするものであります。

その一つは、診療所の充実でございますが、この計画で見ると、診療所医療体制の充実では医療器具の更新ぐらいしか書いてないんですね。診療所そのものをどうするのか、これには一言もお触れになっておりません。医師の数、狭くて老朽化した、そして交通の便がいいとは言い難い群岡診療所、西会津診療所においても交通の便、これらのことを考えると診療所そのものをどうするのか、これが3年間はどう現状でいくんだというのでしょうか、それともそこまで考える財政的な余裕がないんだということなのか、もう少し明解に示していただきたいと思います。

次に、実施計画の中でコミュニティづくり、これに触れられておりますが、具体的な事業内容というのは全く示されておりません。どういうふうなコミュニティをつくっていくのか、そのお考え、方針、これを明らかにしてほしいのであります。

さらに私は12月議会で、今大事なことは地域の活性化だということで、思い切って一地域一ふるさとおこしに力を入れて、限度額100万円ぐらい補助したらどうだという提案をされましたが、町長は十分検討するというご答弁でありましたが、予算を見てもなかなか見つけられないんですが、この検討の結果、そして予算にはどう反映されたのかご説明をお願いいたします。

次にその他としてあげておりましたが、県営事業負担金、22年度予算で2,468万6千円の県営事業の負担金が予算化されておりますが、地方財政法などを見ると、国県が地方自治体に負担を負わせるときは、一定の比率を決めてやらなければならないと。また、場合によっては地方自治体に負担を求めてはならないとまで書いてある条項がありますが、この県営事業負担金2,468万6千円、これはどういう事業にどれだけの負担を課するのか。で、それは当然町との負担割合、協議してなされたものなのか、あるいは協議しなくてもこれは県が町に負担を求めてもいいものなのか、その点についてお尋ねします。

次の町債の大幅増というのは、これは予算のところでお尋ねをいたしますので、割愛をいたします。

以上でございます。どうぞ明解なご答弁をお願いを申し上げて質問を終わります。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　14番、清野興一議員にお答えをいたしたいと思います。私からは後期高齢者医療制度についてお答えをいたしたいと思いますが、後期高齢者医療の平成22年度及び23年度の保険料につきましては、3番、青木照夫議員にお答えいたしましたとおり、一人当たり平均390円、率にして0.86%の負担となるところであります。

後期高齢者医療制度は県単位で保険料の算定を行うことから、国民健康保険のように市町村の各種施策による医療費の抑制や保険料の減税など、独自の取組みの努力が反映されない制度であることから、また年齢のみで画一的に前期高齢者と後期高齢者に分けるなど

されておりますが、これらについては私としては賛成できない制度であるというふうに考えておるところであります。

現政権はそのマニフェストに「後期高齢者医療制を廃止し、国民皆保険を守る」と記載しておりますが、その手始めとして、後期高齢者医療制度改革会議を設置されているところでもあります。

平成 21 年 11 月 30 日に開催をされた同会議においては、厚生労働省では、平成 23 年の春に法案を成立させ、平成 25 年 4 月から新しい高齢者医療制度を施行するという工程を示したところでもあります。

また去る 3 月 8 日には、同会議に 65 歳以上が全員市町村の国民健康保険制度に加入する仕組みに変えた場合の財政試算を示したようではありますが、制度の廃止に伴い、被保険者等に不安や混乱を招くことなく、幅広い国民の納得と信頼が得られて新たな制度が設計されることが私は望ましいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 14 番、清野興一議員のご質問のうち、災害等における家具等の固定の設置状況についてお答えいたします。

ご質問の高齢者や障がい者世帯等における家具等の固定の実施状況については、一般世帯も含め、現時点では実態の把握ができていない状況であります。

町では、家具等の固定は、地震発生時の家具転倒による被害防止対策として有効であることから、昨年配布しました防災対策ガイドで、日ごろから備えをしておくべき事柄の一つとしてお知らせをしているところであります。

家具等の固定につきましては、実態把握をはじめ、推進方策及び指導方法等について消防署や関係機関などと協議、指導を受けながら、周知啓発に努めてまいります。支援等については、現在支援等は行っておりませんが、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 14 番、清野議員のご質問のうち、診療所の充実についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、医師の人数についてでございますが、町の国保診療所では、本町における地域医療の中核的な役割を担っております。特に西会津診療所では、通常の診療に加え、往診や土曜診療、奥川診療所への出張診療のほか、老人保健施設「憩の森」と特別養護老人ホーム「さゆりの園」の入所者の診療なども行っているため、現在の常勤医師 2 名に過重な負担がかかっており、十分な医療サービスの提供のためには、常勤医師を 3 名体制にし、群岡診療所の医師 1 名と連携を取りながら地域医療体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、診療所の建物でございますが、西会津診療所においては、今年度事業で必要な増改築を行うこととしております。また、群岡診療所については年月が経過しており、医師と協議をしながら必要な補修を行ってきているところでございます。

町といたしましては今後、中・長期に立った町の医療計画を策定し、その中で建物も含

めた診療所の方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、「いずれの診療所も交通の便が良いとはいえないがどう改善を図っていくのか」とのご質問でございますが

ご承知のように現在、町民バスが患者の足として西会津診療所を経由し運行しておりますが、さらに患者のニーズに応えるため、児童生徒の送迎に支障を来さない日中の運行について、この4月1日のダイヤ改正時に一部改善することといたしました。

また、群岡診療所は道路の構造上の問題により、バス路線には入っておりませんが、近くのバス停を利用するなど、それぞれの手段で通院をされております。

今後さらに患者のニーズを把握しながら、利便性の向上について検討してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長　　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　　14番、清野興一議員のご質問のうち、コミュニティづくりの具体的な事業内容等についてお答えをいたします。

はじめに、コミュニティづくりでは、地域コミュニティを醸成する際の支援事業等を総合計画の実施計画には掲載しております。

具体的な事業といたしましては、自治区での集会所を整備する際の補助など、地域や集落への支援であります。ほかには、地域での広場・公園を整備する際の補助、地域づくりを行う団体への支援などが挙げられております。

今次の実施計画では、その内容がまだ検討段階であったことなどから、具体的な事業として掲載することができませんでした。これらは具体化をした時点で実施計画へは掲載をしていきたいと考えております。

なお、どのようなコミュニティを目指しているのかということでございますが、地域でのつながり、またきずなを強めていただく。これは行政が支援をすることによりまして活力ある明るい地域、こういう形で続けていっていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、集落からの要望につきましては、基本的には区長さんを通じていただいております。自治区等から要望書をいただく方法や、また座談会等で意見や要望をいただくなど、これまでも随時行ってまいりました。

今後は、町政懇談会等を通じまして、さらに、町民の皆さんから要望や意向を把握していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　　14番、清野興一議員のご質問のうち、一地域一ふるさとおこし事業についてのご質問にお答えいたします。

12月議会定例会におきましてお答えしたとおり、この事業は活力ある地域づくりを推進するため、町民が自主的に行う事業に対し、補助金を交付するもので、平成3年度から、これまでに須刈岳の山開きや登山道整備、下小島自治区の民俗芸能の保存継承など、61件のふるさとおこし事業に対して合計607万4千円の補助金を交付してきたところであります。

この補助金の限度額をこれまでの10万円から100万円くらいにまで増額すべきではと

のご質問であります。対象とする事業内容や町民の皆さんの意向などを早急に把握し、真に地域の活性化が図られる事業であれば補助金の額にこだわることなく対応して参る考えであります。また、地域の活性化を目指して頑張ろうとする自治区や各種団体等に対しましては、一地域一ふるさとおこし事業に限らずコミュニティ育成事業や地域づくり支援事業など国県等の補助事業の活用についても支援してまいる考えでありますのでご理解をお願いします。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　14番、清野興一議員のご質問のうち、県営事業負担金について、お答えをいたします。

平成22年度の県営事業負担金につきましては、林道大山美坂高原線開設事業で1,225万円、中山間地域総合整備事業で675万円、県総合情報通信ネットワーク更新事業で568万6千円の3事業、合計で議員からおただしのありましたように2,468万6千円を計上したところであります。

議員からご質問のありました県営事業の実施にあたっては、県が費用のすべてを負担し実施すべきではないかとのことでありますが、不特定多数の人が恩恵を受ける県道等の整備事業につきましては、現在負担金を支出しておりませんが、林道整備事業や、農道・水路整備を行います中山間地域総合整備事業につきましては、一部特定地域の利便性向上のために実施をされる事業でありまして、地方財政法第27条第1項、又は土地改良法第91条第2項の規定に基づき、市町村や受益者が費用の一部を負担することが定められております。

また、これらの事業の実施につきましては、事業計画の策定段階から町が深くかわり、事業費の一部負担を前提として事業の採択の申請をしていることから、これらの負担は止むを得ないものと考えております。

次に、県総合情報通信ネットワーク更新事業についてであります。本事業は県からの災害情報などに係る通信システムといたしまして、平成10年から運用を開始したものでありますが、老朽化等により更新するものでありまして、林道整備事業や中山間総合整備事業のように法に基づいて地方負担が求められている事業ではありませんが、県と市町村がその整備費の2分の1ずつを負担する協定書を締結いたしまして、負担しているところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　おおかた分かりましたが、しかし県営事業負担金ですね、これは私がまだ議員に成り立てのころは県道の負担金10%程度、それから5%になり、今は0と、そういう経緯がありますので、あくまでも県営事業なんであるから、県が全額負担してやってくれと、こういう声を大きくしない限り負担というの求められる。

ましてや情報通信ネットワークなんて、半分こずつ持たなければならぬ事業でしょう、50%町が持つなんて。こういうのは仮に2,468万6千円が負担しなくてもいいとなればもっともって町民一人一人のところに使えるという金でありますので、議会としてもこういうのは意見書などを上げながら頑張りたいと思いますので、町のほうでもぜひ頑張ってもらいたい、このように思いますが何かあればお答えをいただきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　県営事業負担金のおただしでございますけれども、ただいま議員が申されましたように、行政執行部のほうといたしましてもできるだけ負担軽減ができるよう、図られるようにですね、今後機会あるごとに県のほうと協議を進めていきたいというふうに思います。

それから総合行政情報通信ネットワークの関係でございますけれども、災害から地域住民の生命、身体、財産を保護する責任というのは市町村にありまして、市町村と県が一体となって災害対策にあたるということでございますので、本来であれば町が独自にそのシステムを構築するということも必要かと思っておりますけれども、その内の半分は逆に県が持つというような今のシステムになっておりますので、県が2分の1、町2分の1という協定を現在結んでおりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　後期高齢者医療保険の問題ですが、一人当たりになると390円という引き上げで大した負担にはならないであろうと思われませんが、しかし保険料を納める人はその保険だけじゃないんですよ。すべて公共料金で今、年間54万円ですか、青木君の答弁には、健康福祉課長は年間54万円の所得以下の人は所得割が免除されているんだというようなお答えですが、年間54万円と言えば月に4万5千円です。そういう人らからもこの保険料を取らなくちゃならないという。

だからこういうのはね、例えば390円の引き上げであれば西会津全部で2,100人くらいですか、被保険者は。すると80万円もあれば済むことなんで、それともう一つは県の広域連合に、あんたがた過大見積りしてんじゃないのかと。それは43億円も2年間でプールできたんだから、22、23年度の保険料だって危ないもんだと、1回問い合わせる必要があるんじゃないかと思っておりますがどうですか。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　後期高齢者医療制度の件についてでございますが、まずはじめに今回この保険料の改定にあたりましては、この間ご答弁申し上げましたように、2月25日の県の広域連合の議会、各市町村長が構成員になっておりますけれども、そこで決定いたしました。

議会のある前には各市町村の課長たちで組織している協議会がございます。そこでこの案が示されましていろいろ説明を受けてまいりました。その中では各市町村の課長からはその保険料の上昇については意見はございませんでした。

広域連合から説明があったのは、今回の新保険料の算定にあたりましては均等割を据え置くために余剰金と基金を合わせて43億円が必要だという判断をしたということです。ですから均等割は4万円、所得割は0.15ポイント上がったわけですが、そういう説明でございました。

この余剰金でございますが、県の広域連合はこの保険料を定める場合、厚労省と何度も協議をして保険料を定めているわけです。その保険料の基本は、やはり医療費なんですね。医療費について平成20年、21年度の医療費が国では、福島県も含めて、厚労省が見込んだよりも間違いなく伸びなかったということであつたそうでございます。

しかし、厚労省は国は普通調整交付金として見込んだ、余計見込んだ増額交付した調整交付金、これを返せと言わなかったんですね。それが 20 年度で 20 億円、21 年度で 10 億円あって、福島県では 30 億円、これが余剰金として残ったそうです。

さらにもう 13 億円は基金なんで、これは財政安定化基金でございまして、国と県と広域連合が毎年 3 億円ずつ拠出して、年間 6 億円、これは町は関係ございません。20 年度 6 億円、21 年度で 6 億円、計 12 億円、来年 22 年度でまた 6 億円積みますからその分の 1 億円、合計 13 億円の基金を崩して、さっき申し上げましたように国の余計にきた調整交付金 30 億円と合わせて 43 億円を減税財源に充てるという話でございました。

実は今後の福島県の後期高齢者医療の医療費の 22 年 23 年の推計もございすけれども、まず一つは被保険者数が増えていくと。さらに医療費についても 22 年度は 6 % 伸びるであろうと。25 年度はさらに 5 % 伸びるだろうと、そういう試算をした結果、本当は保険料はもう少し必要だったんだけど、極力抑えるために今言ったような 43 億円の基金と余剰金を活用したという話でございました。

それからもう一つ、その 390 円かける 2,000 人、80 万円弱を出せばいいのだろうという話でございすが、実は今回引き上げになるというのは、390 円平均上がるというのは、所得割のかかるかたなんですね。この間も青木議員のご質問にご答弁申し上げましたが、本町では約 15% のかたがその対象になるわけです。ですから 85% のかたはこの所得割にはまったく関係ないわけございまして、均等割なんですね。均等割うちの町ではおよそ、正確に申しますか、所得割のかかっているかたが 15%、かかってないかたが 85%。

さらに均等割だけで軽減されているかたは 1,469 人、9 割、8 割 5 分、5 割、2 割と、ほとんどのかたがうちの町では軽減をされているわけです。そういうことから、保険料に関しては県内でも本町は軽減措置を受けているかたが多い割合の町村だということになっております。

もう一つは保険料を国保の場合は町独自で、例えば別な会計から補てんして下げるということできますけれども、広域ですから町の金をどこに入れるというわけにいきませんので、もしそういう策をするとすれば一人一人補助金か何かを考えるしかないわけですが、そういうことは現実的でございせんので、町としてはこれだけの軽減がございすので、町としては軽減策は考えておりませんということで答弁したわけでございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 町長もこの後期高齢者医療保険は賛成できないということで、大きな立場から見ればそのとおりだと思うので、これ以上質問はやめます。

次に、細かな話なんだけど、地震の場合、それから私は一番先にこの質問で取り落としましたけれども、家庭用火災報知器、これも 23 年度から義務化されるんでしょう。法制化になって。こういうのはね、なんぼチラシで付ければ有効だよとお知らせしてもなかなか、われわれ元気な者でさえ対面倒くさがったり何かするんだから、例えば町がそういうボランティアさんでもいいだろうし、あるいは専門の大工さんや建具屋さんやら、そういう支援体制をつくって、希望者には斡旋するよというようなことまでしないと、なかなか進まないものじゃないかと私は思うんですが、転倒防止の器具なんていうのは安いんでしょう。

そして家庭用火災報知器なんていったって5、6千円も出せば買えるやつだと思ひ、
そういうことで災害時から命を守ることが有効であるということを認めているんで
あれば、早急にそういう方策をとるべきだと思うんですが、再度お尋ねをいたします。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 まず家具等の転倒についてでありますけれども、確かに地震発生の際に負
傷されるかたの話を聞きますと3割から5割近くはやはり家具の落下とかですね、転倒に
よって下敷きになってけがをするというようなそういったことをお話を聞いております。

先ほども答弁で話しましたように防災ガイドの中でもそういった形で周知していくとい
うようなこと、それから今後ケーブルテレビ、それから広報紙、それからホームページ、
そういったことで、こういったことに注意してくださいというような、そういった周知も
十分していきたいというふうに思っています。

また、おただしのようにそういった支援体制をとって、そういった高齢者のかた、そう
いった本当に弱者のかたが、実際こういう家具付けろといっても、そういったかたが本当
につけられるのかというのは本当に甚だ難しいのかなというふうには思っております。

ですからそういった体制などもとれるのかどうかも含めて今後の課題として検討させて
いただきたいというふうに思っております。

それからあと火災警報器につきましてでありますけれども、これについては平成 21 年
度にいわゆる消防団のかたがたなども共同購入によって各分団で各家庭を歩きまして、そ
れぞれ周知、それから設置までやったような経緯もございます。

それから町でも国の交付金事業を活用いたしまして、町民税非課税の高齢者世帯 660 世
帯に対して無償で配布するということで希望を取りましたら 537 世帯のかたに設置したと
いうふうになっております。これで今町の火災警報器の設置率がだいたい 65% というよう
なことで、県の平均が 35% ですので、西会津町は設置率的には高いのかなというような状
況になっております。

またあと現在消防団も、今現在火災予防月間なものですから、それに合わせまして現在
各地域を歩きまして、まだ設置していないかたがたに設置していただくような啓発活動を
やっております、また、1 台あたり 3 千円というようなことで、取り付けも込みで、そ
ういったことであっせんしてるというようなことで呼びかけているような状況でございま
すので、今後そういった形で普及に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 分かりました、コミュニティづくりなんですが、時間的にいとまがなかった
というお答えでありますので、今後どういうふうに、どういうふうな地域コミュニティの
醸成を図るんだと。どいう支援をするんだと決めるには、これはあれですか、何か自治区
からの意見を聞いたりするということにお答えになったのかね、それとも計画を練るだけ
は練って、それでもって地域に入っていくということなのか、その辺はどちらですか。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問にお答えをしたいと思います。コミュニティーづくりとい
うことでございまして、これまでの支援につきましては、先ほど申し上げましたように集
会所をつくったときの補助、また、そういう地域づくりを行ってる団体、また、その自治

区に対して補助を行うなど行ってまいりました。

全体的な計画ということでございますが、町といたしましては基本的には地域が主体となりまして、行政としてはそれらを支援をしていくというのが基本として考えてございます。

したがって、現在コミュニティづくりということで各地域でさまざまな団体、例えば奥川ですと、奥川地域づくり団体、会議というような形で、地域ごとに新たな動きが出ております。そういうものにつきましても行政としては積極的に支援をしていくというようなことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 だから、その支援と言っても、私よく分からないんだけど、ややもすると行政というのは口だけ出して金出さないなんていうのがあれだけでも、ある一定の補助を出すのかね、それだって支援の一つ。口は出さないけど補助は出すんだというのか、今一番大事なことは、ここにもちゃんと書いてあるけども、高齢化による集落機能の低下が懸念されると、ちゃんと役場も承知してるんですよね。

じゃ、高齢化による集落機能の低下が懸念されてんだから、じゃ、それを引き上げる、この集落機能を引き上げるには、どうしたらいいんだということを、率直に議会あたりに呼びかけて協議しませんかというようなことだって一つの方策だと思うのね。だから集会所つくるとき補助金出したからとか、何か、今までやってきたと胸張っておっしゃっておられるけど、機能低下を起こしてるというのが私は一番最もこのとおりだと思うんで、その改善策を今答えろと言ってもすぐに出てくるもんじゃなかろうから、その辺を引き上げるための努力なり、知恵を出すことを希望して一般質問を終わります。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

議員の皆さんに申し上げます。この後 2 時 15 分より全員協議会を開催します。開催時間までに議場にお集まりください。

本日はこれで散会します。(13 時 51 分)

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月18日（木）

開 議 10時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	11 番	長谷沼 清 吉
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	12 番	長谷川 徳 喜
3 番	青 木 照 夫	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
4 番	荒 海 清 隆	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
5 番	清 野 佐 一	10 番	大 沼 洋 平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教育委員長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
地域整備課長	杉 原 徳 夫	農業委員会事務局長	新 田 新 也

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第7号）

平成22年3月18日 午前10時開議

開 議

日程第1 議案第1号 西会津町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

日程第2 議案第2号 西会津町本町財産区管理会条例

日程第3 議案第3号 西会津町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第7号 西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

散 会

（全員協議会）

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。13 番、清野邦夫君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号、西会津町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、通常の契約は単年度予算主義の原則に基づき、一年ごとに契約を取り交わすことが必要であります。長期継続契約につきましては、商慣習上、複数年にわたって契約を締結することが一般的な契約について、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、各年度における予算の範囲内で支出することを条件に、複数年にわたる契約を締結することができるようにするものであります。

この制度を導入するメリットといたしましては、契約期間を単年から複数年にすることにより、全体の契約額を抑え、経費の削減が図れるようになること、また毎年更新のために契約事務を行っていたものを初年度だけの事務処理で良くなり、事務の効率化を図ることができること、さらに 4 月 1 日から契約が開始される機器等の保守管理や施設警備等の事務処理がスムーズに行えるようになることなど、全般的に事務改善の推進に大きな効果が期待されるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

まず、第 1 条は趣旨であります。ただいま申し上げました内容を趣旨としております。

第 2 条は、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を定めるものでありますが、第 1 号は機械、装置、機器、この機器には当該機器において使用するソフトウェアを含むものであります。これらの借入れ又は保守に関する契約で、具体的にはコピー機やパソコンなどの物品にかかるリース契約や保守管理契約などであります。第 2 号は車両の借入れ又は保守に関する契約で、公有自動車のリース契約などあります。第 3 号は建物附属設備の保守に関する契約で、エレベーターや自動ドアなどの保守管理契約であります。第 4 号は施設警備に関する契約で、公共施設における警備にかかる契約であります。第 5 号は町長の特認事項の規定でございます。

次に、第 3 条は長期継続契約を締結することができる期間でありまして、5 年を上限とするものでありますが、特に必要があると認める場合は、最大 7 年を上限とすることができるようにするものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、

議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　この条例を施行することによって、該当する契約件数はいかほどが可能と
いますか、対象といますか、なるのかということと、それをするによって契約金
の削減が図られるということですが、どの程度という予測といますか、どの程度
削減可能かつかんでおれば、実際契約結ばないと分からないでしょうが、おおよそどのよ
うな試算を持っているか、この2点についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　お答えをいたします。件数でございますが、おおよそ 50 件程度ござい
ます。その削減額でございますけれども、議員おただしのおりまだ契約の行為は行って
おりませんので、現在の契約合計額をちょっと参考までに申し上げますと 1 億 600 万円ほ
どございます。ここに役場庁舎内で使っておりますコンピューター、総合行政システム、
職員に 1 台ずつパソコンを配置しているものでございますけれども、これらを含めまして
1 億 600 万円ということでございますけれども、この今回の条例を議決をいただければ、
ある程度の金額の削減は期待できるというふうに考えております。

○議長　14 番、清野興一君。

○清野興一　2 条でお尋ねしますが、1 項から 4 項までは分かりましたが、5 項の町長へ
の委任で、これでどのようなものが今現在考えられるのであればどのようなことが考えら
れるかということと、契約の期限、5 年を上限とするというこの 5 年、あるいは 7 年、こ
ういうのはどういうことから出てきたのかということが一つ。

それと、例えば土地の貸借、これなどは 5 年や 10 年じゃないと思うんですけど、一応
はこの規定によって、例えば裏の駐車場として借りてる土地なんていうのは一旦借りたら
舗装はするしね、そうすると 5 年だということで借りて、じゃ返すぞって、また舗装剥が
して元況、田だか畑だったか定かじゃないんですけど、そういうふうにするというのはか
なり無理だと思うんですけど、そういう土地の貸借の場合なんかはどうなるんですか。以
上です。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　まず第 1 点目の 5 号の町長の特認事項でございますけれども、これにつ
きましては現時点は想定するものはございません。1 号から 4 号までの中で該当にならな
い、かつこの法の趣旨に沿って契約ができるものが仮に出てくればここでお願いをしたい
ということでございます。

それから期間の 5 年でございますけれども、これについては一般的にリース、機械、機
器のリースについては 5 年が一般的な商慣習上の契約期間という形でございますので、そ
の 5 年を一つの基準としまして、最大 7 年ということですが、その最大 7 年という
のは、今回総合行政システム使っておりますけれども、これらも当初は最大 5 年の契約の、
単年度で契約しながら最大 5 年間の形でいたわけでありまして、結果的にそれが再
契約しまして、現在 7 年ぐらいまで引っぱってるといような状況もございますので、そ

れはちょっと特殊な場合がありますけれども、基本的には商慣習上5年という部分を基本としております。

それから土地でございますけれども、これは従来から地方自治法の中で、土地、それから電気、ガス、水道、こういったものについては複数年の契約ができるということになってございますので、それに基づいて財務規則もそういう形で整理をして契約をさせていただいているということでもあります。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町本町財産区管理条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第2号、西会津町本町財産区管理条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、本町財産区は明治28年に設置をされまして、昭和30年から議会制により運営を行ってまいりました。昨今の木材需要の減少等により、本町財産区の財政状況が厳しくなり、基金もほとんどなくなってきたことから、本年度をもって議会制を廃止し、簡素で効率的な運営が可能となる管理会制に移行するため、制定するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

第1条は、目的であります。この条例は、本町財産区管理条例の設置と、組織及び運用に関し定めるものであります。

第2条は、設置及び組織で、本町財産区に管理会を置き、委員は5人をもって組織するものであります。

第3条は、委員の選任であります。委員は本町財産区の区域内に住所を有し、町議会議員の被選挙権を有する者の中から、町長が議会の同意を得て選任するものであります。また、委員が欠けたときは、速やかに補欠委員を選任するものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするものであります。なお、町長が補欠委員を補充する必要がないと認

めるときは、管理会の同意を得て、補欠委員の選任をしないことができるとするものであります。

第4条は、委員の失職及び資格の決定であります。委員が被選挙権を有する者でないときはその職を失うものとし、委員が被選挙権を有する者であるかどうかは、管理会において出席委員の3分の2以上の多数により決定するものであります。

なお、この場合において、委員は、この後の第7条第2項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関する発言をできるものとしますが、決定には加わることはできないとするものであります。

第5条は、管理会に会長を置き、委員の互選により定めるものであります。また、会長は管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理するとともに、管理会を代表するものであります。なお、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理するものであります。

第6条は、管理会の招集であります。管理会は会長が招集するものであります。なお、委員の任期満了等に伴い新たに組織された管理会にかかる最初の会議は、町長が招集するとするものであります。また、管理会は2人以上の委員から招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならないとするものであります。

第7条は、会議であります。管理会は3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとするものであります。

また、会長及び委員につきましては自己又は父母等の親族に関する事件については、原則その議事に参与することができないとするものであります。委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができるとするものであります。管理会の議事については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決するものであります。

第8条は、本町財産区の財産又は公の施設の管理又は処分において、管理会の同意を要する事項としては、一つには財産の全部を処分する場合、二つ目には財産の価値を減少する処分を行う場合、三つ目には財産の全部又は一部について、その財産の形態を変更する処分を行う場合、(4)は財産の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は使用関係の変更を行う場合、五つ目には重要な管理行為、具体的には植林、伐採及び間伐を行う場合であります。六つ目には財産の管理計画を定め、又は変更する場合、七つ目には使用料、加入金又は分担金に関する場合、八つ目には予定価格10万円以上の売買契約、供給契約又は請負契約を結ぶ場合、九つ目には予算及び決算に関する場合、10番目にはこの条例の改廃に関する場合、の10項目とするものであります。

第9条は、委員に支給する報酬の額を1回あたり3,200円とするものであります。また、委員が公務のために旅行したときは、当該旅行に要する費用を支給するものであります。なお、これらの支給方法につきましては、西会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例と西会津町職員等の旅費に関する条例の支給例により行うものであります。

第10条は委任の事項でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成22年4月1日から施行するも

のであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　管理委員の定数なんですけど、これ自治法上では最大 7 名を置けることになっているんですが、現行の財産区の議会議員というのは定数いくらで、5 名としたというのはどのような理由からなのか、それが第 1 点。

それと、第 8 条でこの予定価格 10 万円以上というこの 10 万円というのは法的な根拠があるのか、それともこの町だけの条例としたのか、その辺の関係を説明してください。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　第 1 点目の定数の関係についてお答えをいたします。法令上では、議員おただしのとおり 7 人が最大の財産区の管理委員といたしましては 7 人以内という形になっております。今回 5 人という定数にいたしましたのは、現在本町財産区の議会議員の定数が 5 名ということでございまして、この 5 名の議員の皆さんの中で本町財産区の管理運営に携わっていただいているということでございますので、引続きその同じ人数のもとで管理運営に携わっていただくことが妥当かなということで 5 人ということでございます。

それから 8 条の予定価格 10 万円という部分につきましては、これは法令には特に規定はございません。これは本町財産区の組織の規模、あるいは財産の所有の状況等からかんがみまして 10 万円程度が妥当なのかなということで今回はこの独自に 10 万円という金額を設定させていただいたところであります。

○議長　14 番、清野興一君。

○清野興一　これは言うまでもないことでしょうけども、現在の財産区の議会とは十分な審議をされたと思うんですが、その経過などについても少し教えてください。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　これまで議会制をずっととってきておりまして、財政上の観点から議会制から今回管理会制に移行するということで、これまで本町財産区の議会の皆さんと昨年から具体的には話をさせてきていただきました。

議会の皆さんに一定のご理解をいただいた上で、本町財産区の区民の皆さんに対しましても説明会を開催してご理解をいただいたということでございます。

その後具体的な手続を踏んできたわけでありまして、この議会の廃止の条例の提案権については県知事にその提案権がございますので、県のほうとも協議を進めながら作業を進めてまいりまして、本年の 1 月に議会の同意を得た上で県知事から 2 月に議会の廃止の提案をいただきまして、臨時会を開催してその議決を得たということでございます。

それに基づきまして今回一連の作業をさせていただいているということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第２号、西会津町本町財産区管理条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、西会津町本町財産区管理条例は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第３号、西会津町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第３号、西会津町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、急速な少子化やライフスタイルの変化に対応して、育児を行う職員が職業生活と家庭生活、育児の両立を、より一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始まる時期に達するまでの期間、育児短時間勤務を導入するため、関係する条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の１ページをご覧くださいと思います。

改正条例案は３条で構成しております。まず第１条は、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

同条例第１条は、条例の趣旨を規定するものでありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律、いわゆる育児休業法の改正に伴い、育児短時間勤務制度等の導入により、同法が条例に委任している条項番号を追加し、併せて文言の整理を行うものであります。

第２条は、育児休業をすることができない職員を規定するものでありますが、主語を明確にするため改正するものであります。

第３条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情について規定するものでありますが、第１号は新設する本条例案第８条との整合を図るものであります。第３号は、負傷等により、子を養育することができなくなった職員が、育児休業の承認を取り消された後に、当該負傷等から回復した場合には、再度、育児休業を取得することができる特別の事情として規定するものであります。第４号は、両親が交代で育児休業等を取得できる規定を新たに設けるものであります。

第５条は、育児休業の承認の取消事由について規定するものでありますが、第２条と同じく主語を明確にするため文言の整理を行うものであります。

第８条は、部分休業の承認の取消事由について規定するものでありますが、準用条文の条番号の変更に伴い改正するもので、併せて本条を第２０条とするものであります。

第7条は、部分休業の承認を規定するものでありますが、取得要件を緩和するための改正であり、併せて本条を第19条とするものであります。

第6条は、部分休業をすることができない職員を規定するものでありますが、新たに育児短時間勤務をしている職員を追加したほか、育児休業法の改正に伴い、文言と条番号の整合性を図るものであります。併せて、本条を第18条とするものであります。

第5条の2は、任期付採用職員の任期の更新を規定するものでありますが、育児短時間勤務制度の導入に伴い、本条が育児休業に係る規定であることを明確にするため、見出しを改めるとともに、本条を第6条とし、その次に新たに11の条文を追加するものであります。

追加条文の第7条は、育児休業法第10条第1項において、育児短時間勤務をすることができない職員を条例で定めることとされていることから、育児休業の場合と同様に、非常勤職員、臨時職員、正規職員の育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、定年退職後引続き勤務を延長した職員、配偶者が育児休業をしている職員など、育児短時間勤務をすることができない職員の規定を加えるものであります。

第8条は、育児短時間勤務については、その終了後、1年を経過する日まで、再度同じ子については育児短時間勤務を請求することができないとされておりますが、本条では1年を経過する日以前に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定するもので、第3条の再度の育児休業をすることができる特別の事情とほぼ同じ内容を規定するものであります。

第9条は、育児短時間勤務職員の勤務形態を規定するものでありますが、1週間当たりの勤務時間を、まず一つ目としては、19時間25分、二つ目として19時間35分、三つ目としては、23時間25分、四つ目として、24時間35分、この四つのいずれかの勤務形態から選択するものでありまして、第1号は通常勤務の職員、第2号は交替制勤務の職員を規定するものであります。

第10条は、育児短時間勤務の承認や期間延長の請求手続きを規定するもので、請求は1カ月前までに行うことを規定するものであります。

第11条は、育児短時間勤務の承認の取消事由を規定するもので、第1号は子を養育している時間に配偶者が当該子を養育できるようになった場合、第2号は別の子の育児短時間勤務を承認する場合、第3号は育児短時間勤務の形態を変更する場合について、それぞれ規定するものであります。

第12条は、育児短時間勤務職員の給与条例の読み替え規定でありまして、給与・期末手当については勤務時間に応じた算出率により減額して支給。通勤手当については、勤務日数が減る職員については減額して支給。時間外勤務手当については、7時間45分までは100分の100を支給、午後10時から翌日午前5時までは、100分の125でございますが、これらを支給する規定をそれぞれ定めるものであります。

第13条は、育児休業法第17条の育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情を規定するもので、第1号は2人の職員で定数1を占めていた育児短時間勤務職員が、定数1のフルタイム勤務職員に戻るため過員を生じる場合、第2号は予定より早く育児短時間勤務からフルタイムに戻るときに、そ

の職員の代わりに採用した任期付短時間勤務職員を配置する職がない場合を規定するものであります。

第 14 条は、育児短時間勤務をさせる場合、または当該育児短時間勤務が終了した場合には、書面によりその旨を通知すること規定するものであります。

第 15 条は、育児休業法第 17 条による育児短時間勤務をしている職員の給与は、第 12 条を準用することを規定するものであります。

第 16 条は、任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なくてはならないことを規定するものであります。

第 17 条は、任期付短時間勤務職員の給与条例の読み替え規定で、給与等については勤務時間に応じて支給する内容を規定するものであります。

次に、改正条例案の第 2 条であります。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

同条例第 2 条第 2 項は、育児短時間勤務職員の 1 週間あたりの勤務時間を規定するもの、第 3 項は再任用短時間勤務職員の定義を改正するもの、第 4 項は育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の 1 時間あたりの勤務時間の規定を新たに加えるものであります。

第 3 条及び第 4 条は、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日、勤務時間の割り振りを規定するものであります。

第 8 条は、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の日直勤務、時間外勤務を命ずることができる場合を、公務の運営に著しい支障がある場合として、規則で定める場合に限りできることを規定するものであります。

第 12 条は、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等の年次有給休暇の付与日数を規定するものであります。

次に、改正条例案の第 3 条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

同条例第 18 条第 2 項の改正は、部分休業が小学校就学の始期に達するまでの子に拡大されたことから、改正するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、長谷川徳喜。

○長谷川徳喜　今総務課長の説明をだいぶ長々と聞いたんですけども、われわれ、勉強不足だと言われればそれまで分かんないけども、短時間にこれだけ出されたってなかなか納得できないのがまず第 1 点でありますので、まず最初に、第 3 号の真ん中、1 条（3）に真ん中辺にあるでしょう、（3）というの。これの育児休業をしている職員が当該職員のうんぬんかんぬんでつぶらっているんだけど意味が分からないので、あなたがたは事務屋で専門なんだから、この条文はどういうことなんだかということをもとに説明してください。具体的に、こういうわけですよというこの内容。最初のページ、議案第 3 号の真ん中辺に

あんべ、(3) というやつ。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えをいたしますが、まず議案の配付が直前だというふうなお話がありましたけれども、それにつきましては事前に配付をさせていただいておりましたのでその点のご理解をいただきたいと思います。

この一部改正の条例案でございますけれども、第3条の第3号を言っているというふうに思いますけれども、先ほどもご説明申し上げましたけれども、第3条は再度の育児休業をすることができる特別の事情ということでありまして、育児休業は1年間とれば原則その次の年は取れないということでございますけれども、それをできる特別な事情ということで第3号については負傷等により子を養育することができなくなった職員ということで、けがとか病気とか、そういうことで育児休業を取っていた職員がそういった病気あるいはけが等によって育児ができなくなってしまったという場合については育児休業は取り消しとなるわけでありまして、その後けがあるいは病気が回復した場合に再度育児ができる状況になったときにはまた育児休業を取得することができるという規定を定めるということでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 この改正は国や県に準じての改正なのか、または町独自の改正なのかとですね、休んでいる期間中の給料はじめその他の手当等などはどうなっているんですか。そんな詳しくは要らないがごさい、おおむねの概略というか、説明してください。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回の一部改正につきましては、地方公務員法の一部休業等に関する法律というものがございまして、その一部改正に伴って条例の改正をお願いするということでございます。具体的には育児をするときに短時間勤務ということで通常は7時間45分が1日の勤務時間と定められておりますけれども、先ほど説明申し上げましたように、四つの勤務時間の中から選んで育児短時間勤務ができるということでございます。

その場合、休んだ部分についてはその率合いによって給料、手当関係については減額をされるということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これは全国的な改正だと思うんですが、これによって当町において該当するであろう、4月1日からこの改定された育児休業に関する条例においてですね、どのぐらいの人が該当するのかなということが1点ね。

今度の改正で一番こういうことが改定の中心なんだというのは何なのかということと、当然これは職員団体との話し合いなんてなされて提案されたものと思うけども、その点で職員団体との合意という点ではどうだったのか。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず第1点目のこの条例の施行に際して該当となる職員の数でありますけれども、全部で25名の職員が該当になります。ただ、この中には夫婦で職員になっている者もおりますので、世帯数にすれば20組という形になります。

それから第2点目のこの一部改正の一番大きな改正点ということでございますけれども、

これはこの改正条例の第9条でございますけれども、育児をする際に1週間あたりの勤務時間を短縮してやるができるということで、いわゆる育児短時間勤務職員の勤務形態を四つ定めまして、その中から自分のその育児の形態に合わせて取得をすることができるというところが一番の改正点ということでもあります。

それから3点目の職員組合との関係でございますけれども、これは町のほうでもこういう形で上程しますということを組合のほうに申し入れておりますし、組合のほうからもぜひこの条例改正を早急にやっていただきたいというような要求がこれまでもございましたので、双方了承の上で今回の条例の上程ということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 ちなみにこれの育児休業を該当させてくれという取得率というんですか、該当者が育児休業のこれに、この条例に今まであった条例で、申し出るなんていうのはどのぐらいの比率なんですか。東京都の区長さんなんていうのは、自分が率先してやらないと取れないだろうからなんていうことでやっている例があったようでもありますけれども。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず、今回の改正に伴う短時間勤務の関係については4月からということでございまして、議員から今おただしのありましたのは育児休業という視点でお答えさせていただきたいと思いますが、かつては産前産後の休暇をとって、それで職場に復帰するという形が多かったわけでございますけれども、現在の産前産後の休暇を取った後に、ほとんどの対象職員が育児休業を取得しているという状況がございます。

この4月からその育児休業を取得している職員については4人という状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、近年の社会経済構造の変化に伴い、労働者の長時間労働が社会問

題化するとともに、就労意識が多様化していることに対応して、労働時間を抑制し、労働者の健康を確保することにより、仕事と生活の調和を図ることを目的として、労働基準法の一部が改正されたことに伴い、月 60 時間を超える時間外労働に対して 50% 以上の割増賃金を支払うことが出来るようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 13 ページをご覧くださいと思います。

第 5 条の 2 は、再任用短時間勤務職員にかかる給料月額を定めるものでありますが、文言の整理と勤務時間条例との条項番号の整合性を図るものであります。

第 13 条は、給与の減額を定めるものでありますが、時間外勤務代休時間の規定を追加するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、文言の整理と条項番号の整合性を図るものであります。

第 14 条は、時間外勤務手当を定めるものでありますが、第 4 項は月 60 時間を超える時間外勤務に係る引上げ分の支給割合を規定するものであります。第 5 項は、第 4 項の時間外勤務手当の支給に代えて、時間外勤務代休時間を取得した場合は、引上げ分については支給しなくても良いとするものであります。第 6 項は、第 2 項と同様に前項までの規定を読み替える旨を規定するものであります。

第 17 条は、勤務時間条例における条項番号との整合性を図るものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今、これ職員の給与に関する条例だから待遇問題なんだから、私がこういうことを言うとなんか敵に回すような形になるか分かんないけども、これは原案どおり可決されると思うんですけど、ただ、言っておきたいのはですね、大変あなたがたの今までの待遇が悪いためにこういう改善というか、ここに改正する条例をつくったわけなんだから、がしかしですよ、今この不況、参考までですよ、これに何関係あんだというかわからないけども、今この不況の最中に仕事もない、またいろんなちまたを見てみると、勤務手当なんて、時間外あったってね、もうこき使われて、例えば課長、係長何とかという役職手当ぐらいで、全然給料なんかもない例もあるし、また、町長運転手なんて、話聞くと 3 時ころ家出ていく人もいるんだよ。

だからあなたがた、私から言わせれば恵まれ過ぎてると思うんだよ。二言目には人事院勧告だの、また県と国のあれに準じてんだと。私から言わせれば甘え過ぎてているよ。それだけだ言っておきたいのは。

○議長　ほかにありませんか。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　それじゃお尋ねしますが、この条例の改正することによって、職員にとってどの程度のプラスがあるのか、あるいはマイナスなのか。そこら辺はつきり説明して

いただきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　ご質問にお答えをいたします。この一部改正にあたりまして一番大きな改正点ということでございますけれども、労働基準法の一部が改正されまして、これまでは 60 時間を超えた時間外勤務手当、これについても通常の午後 10 時前までについては 100 分の 125 ということでございました。10 時を越えれば 100 分の 150 ということでございますけれども、これがこの条例の改正に伴いまして、60 時間を超えた分については、10 時前であっても 100 分の 125 から 100 分の 150 にその支給率を引き上げるということになりますので、職員にとってはいろんな健康等の保護の面からもこの引き上げによって職員のためにはなるというふうに考えております。

この労働基準法並びに今回の条例の改正については、いわゆる労働者の保護の視点から改正するということでありますので、その点、そういう面では改正によって職員にとってはいい方向に向かうということでございます。

○議長　11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　分かりました。職員の定数よりも少ない職員の数で皆さんが勤務をなされておりますから大変だなと思ってますし、だからといって時間外勤務を何といたしますか、簡単にといたしますか、やっぱりそれではなくて日常の勤務時間の内でやはり自分に与えられた仕事は原則こなしていくと。突発的な特別なことが起きたならば時間外勤務もやむを得ない。日常的に恒常的に時間外勤務というのは特殊な、何といたしますか、部署といたしますかはあるでしょうが、一般的に言えばそれは好ましくないわけですから、そこら辺を気をつけて時間外勤務を認めていると思いますがいかがですか。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　ただいま議員が申されたとおり、まったくそのとおりでございまして、まず恒常的な残業というものについてはしないようにということで常々申し上げているところでございます。

その取得にあたりましては、事前にその時間外勤務をやる際の事前に、今日は時間外勤務をしたいんですがということであらかじめ上司の、課長の決裁をもらった上で実施するということでございまして、その実施にあたりまして必要最小限でやるように指示をしているということでございますので、今ほど議員がおっしゃったとおり、そういった恒常的な残業というものはさせないようにしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗　今ほど課長の何ていうんですか、11 番に対してのお答えの中で分かったんですけど、本町において 60 時間を超えるような時間外をやっている例はあるんですか。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　最近の統計といたしますか、集約状況からすればそういう実態はございません。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

職員の特殊勤務手当につきましては、これまで税務担当職員や医師、診療所の業務に従事する職員など、勤務の特殊性を考慮し支給してまいりましたが、社会情勢や業務態様の変化に伴い、支給方法の見直しを行うため、改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せまして、条例改正案新旧対照表の16ページをご覧くださいと思います。

第3条第1項第1号は、特殊勤務手当の種類のうち、税務事務に従事する職員の特殊勤務手当について、第4条は税務事務従事者として対象となる職員について、第6条第1項第1号は税務事務従事にかかる特殊勤務手当の額について、それぞれ規定するものでありますが、税務事務につきましては昨今の社会情勢や業務態様の変化と、併せまして出張徴収を行った場合についても特殊勤務手当の支給規定があることから、重複支給となるため、県の給与実態調査等において見直しを行うよう指導がありましたことから、今次改正において削除をするものであります。

第8条は手当額の特例を定めるものでありますが、第1項は短時間勤務職員に対する特殊勤務手当の額について、通常勤務時間と短時間勤務の時間の比率に応じて支給する規定であります。

第2項は、勤務しない日数が、町長が定める日数以上である場合、日割り計算で支給する規定であります。なお町長が定める日数といたしまして、規則のほうで月の勤務日数の半分を超える日数と規定する予定でございます。

第3項は、月の中途において新たに特殊勤務手当の支給を受けることになった場合と、逆に受けなくなった場合の支給についても、日割り計算で支給する規定であります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　議案第6号、西会津町民バス運行条例の一部改正についてご説明いたします。

はじめに改正の概要についてご説明いたします。

町民バスにつきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、町民の皆さんの利便性の向上に配慮した運行体系の検討を進めてまいったところであります。

この結果、本年4月1日からの夏ダイヤの運行から、次の改正を行うことといたしました。

まず、一つ目でありますが、未運行地区の解消であります。これは、今まで町民バスが運行されておらず、通院や買物等に支障のあった弥平四郎・弥生・小杉山・大滝の集落について週1回、1日1往復、集落から幹線の停留所までの間を連結運行するものであります。

二つ目は、野沢坂下線の平日便の増便であります。これは、現在、平日3往復運行しておりますが、新たに野沢駅発12時30分と会津バス坂下営業所発13時15分を増便することにより、西会津高等学校の生徒及び通院等で利用されるかたの利便性の向上を図るものであります。

三つ目は、野沢坂下線の縄沢地区内の運行であります。これは、利用されるかたの利便性の向上を図るため、現在、国道49号を通っている運行経路を変更し、縄沢集落内を運行するものであります。

四つ目は、奥川出張診療に合わせたダイヤ改正であります。これは現在、高陽根や小綱木方面につきましては、枝線運行として毎週火曜日に、日中運行しておりましたが、これを奥川出張診療のある月曜日に変更するとともに、運行の時間帯につきましても、診療時間に合わせたものとするものであります。なお、弥平四郎・弥生方面につきましても、月曜日に出張診療に合わせた新規運行を行うこととしました。

以上、主なダイヤの改正点を申し上げましたが、今後も地域の要望や利用状況などを踏まえ、町民バスの運行体系全般にわたる検討を行い、町民の利便性の向上を図ってまいる考えであります。

それでは、条例の改正内容について申し上げます。議案と一緒に条例改正案新旧対照表の20ページをご覧ください。

議案第6号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例。西会津町民バス運行条例の一部を次のように改正する。

別表第1の改正であります。まず、野沢坂下線において、運行経路を変更し、縄沢地区内を運行経路とすることから、主な経由地を縄沢入口から縄沢に変更するものであります。

次に、路線の追加であります。今まで未運行であった弥平四郎・弥生・小杉山・大滝集落において、本年4月から町民バスを運行することになったことから、新たな路線として別表に追加するものであります。

次に附則であります。この条例は路線の変更について、国土交通省東北運輸局の許可のあった日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　この議案第6号は、大変私は改良したことに対しては大いによかったなど、一言で口で言えばですよ。なぜならば縄沢部落内を通せという要望は何年も前からあったんですよ。私も前に言ったことあるんですけど、そのときの執行部としては、何とか委員会あると言ったでないの、路線の何とか委員会と警察署とどここの何と、そういったあれがあつてなかなかそういうことはできないんだと、そういうこと言っていながら、今、伊藤町長になってわずかの間に、できるものなんであなたがた今までやってこなかったの。

そして住民の代表している議員のそういったあれを取り上げてこなかったの。結局この前の舛添参議院議員じゃないけどなめてっから今までそういうやってこなかったんだべ、はっきり言って。ただ、4日とか5日とか議会の日数だけ終わればいいんだと、そういう安易な考えとそして議員の皆さんの言うことを今後十分町政内に入れてやりますなんて口ばかりで腹の中は何言ってんだとそういう考えでしょう。顔見ると分かるよ。

こういうことはね、やっぱり、今まで喜んでいた、そして西会津高校から坂下までのあの路線を日中もう1本通してください。それも同じだったんだよ。できない、できないと言って、今簡単にできんじゃないですか。できないのとやる気がないのとは違うんですから、これは大変いいことだと思いますよ。

それでもう一つは、これはいいことはいいことなんだけど、日中空バス走っていると非常に目立つ。あれバス、水で走ってんじゃない。高い燃料を、大変なあれだと思うよ。地球環境、今CO₂にもかかわってくるんだから、何であんな人も乗ってないバス、あの見直しもやったのかどうか。

そして夜、どこどこと言わないよ、何だおらほうさ来るバスの運行邪魔してるなんて言

われるから。見てみなさいよ、夜遅くの何ていうか、どこどこ行きなんて一人も乗ってな
ば。ああいう見直しをやるべきだと私思うんですよ。その辺どうなんですか。

○議長　今の質問は、この条例と関係ないから、答弁は必要ありませんか。改めて質問の
機会を設けてください。

3番、青木照夫君。

○青木照夫　確認で質問します。利便性の向上を図る。これは大前提でお話するんですけ
ども、落合の大滝、これを町民バスということなんですけども、こっちから見ると大変狭
いところであって、バスというと何人ぐらいのバス。また向こうにたどり着くとUターン
するところがないと思います。だからその点について、途中で車とすれ違ったり、いろん
な問題があった場合に、またUターンの場合、人の送迎のときに問題はないのかなと、そ
れ危惧します。

○議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　ただいまの青木議員のご質問にお答えいたします。今回未運行であった
4集落について、対応していくということでございますが、使用するバスにつきましては
10人乗りのワゴン車で対応する考えでございますので、大きなバスではないということで、
道路は非常に狭いんですけども、対応は十分できると考えております。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　今未運行の四つの集落の提案ですけども、これによって町内での未運行とい
うことはなくなるのかどうかということが一つ。1日1往復ということですが、これによ
って新たな負担というか、町の負担はどの程度だと見込んでおられますか。以上です。

○議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　お答えいたします。まず1点目の未運行はこれでなくなるのかというご
質問でございますが、西会津町には90集落、自治区がございまして、今回4集落につい
て未運行解消ということでご提案申し上げましたが、バス停のない集落はまだございます。

例えばバス停からその集落まで500メートル離れているとか、1キロ弱離れているとか、
そういった集落についてはまだ何集落かございます。今回ご提案申し上げました四つの集
落につきましては、バス停からもう3キロから4キロ以上離れている集落をとりあえずご
提案申し上げまして、今後そういった、最初に申し上げた集落についても、地域の実情等
十分検討しながら今後必要があれば運行を検討してまいりたいと考えております。

二つ目のこの対策にかかる費用でございますが、一応坂下線の増便、それから未運行集
落への対応合わせましておよそ300万円程度かかる予定でございます。以上です。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　それは例えば未運行という定義をどこに置くかということもまず問題でしょ
うけども、バス停から最低何キロくらいまでは自力で行ってほしいとか、そういう定義も
一応町として持つべきだと思うし、そしてまた、集落と十分に協議を整えて、うちのほう
はいいですよという集落もあるかもしれんし、いやぜひ来てくださいという地域もあるし、
そういうものを早く、町の方針を出して詰めていくべきだと思うんですが、この運行に合
わせて早くそういう不公平感のないバスの運行を望むわけですけども、担当としてはいか
がですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この件についてはまさに議員おっしゃるとおりですね、私はこれを対応するとき担当課と話したときの基本は、未運行地区の地域の皆さんの声を聞いてくださいと。区長さんだけでは駄目ですよ。それで例えばの話です。大舟沢集落もあります。橋立もありました。小杉山、いろいろこれありまして、担当者はそれぞれの集落に行きながらその実情等、あるいは集落の人たちとお話をいたしました。

それで最終的にこの地域についてはどうしても通していただきたいということで選定をされたところであります。したがって地域間でカバーできるというところについては、じゃ、そういうことで対応していただけますかというようなことでいろいろ地域間の不公平感をなくすような段取りはこの間してまいりましたし、今後、また実情が変ればまたこれに加わる地域も今後出てくるんじゃないかというふうに思います。

そして今回のバスは、11 番の質問にもありましたけれども、ストレッチャーとかそういうものを積み込みできるようなバスではないわけです。今後そういうことがやはり地域的に今後どうしても必要だということについては改めてそういうことも含めながら検討していくことが必要なのかなと、この前の議員の質問の中でも、実はそう感じたところでありますので、今後対応していきたいというふうに思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 議案第 7 号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は町長が提案理由の中で申しあげましたように、現在、休校中の尾野本小学校軽沢季節分校及び群岡小学校徳沢分校につきまして、地元自治区並びに県教育委員会との協議が整いましたことから、本年 3 月 31 日をもちまして廃校とするため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 21 ページをご覧いただきたいと思います。

西会津町立小学校及び中学校条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

第2条関係でございますが、第2条は、小学校及び中学校の名称及び位置についての規定であります。尾野本小学校軽沢季節分校及び群岡小学校徳沢分校の項を削除し、別表、各学校の項を学校番号順に並べ替え、改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　気になったからお尋ねしますが、耶麻郡というの除きました。これ何らかの理由があるわけですか。名称、位置ですか。場所が以前ですと、現行ですと耶麻郡入っていますが、今回耶麻郡抜いてありますが、これ何らかの理由があるわけですか。

○議長　教育課長、高橋謙一君。

○教育課長　お答えを申し上げたいと思います。この条例の中でございますが、町にある多くの条例の中で、耶麻郡西会津町という位置の名称を使っているものはあまりありません。西会津町からということで、ほかの条例に合わせたような形で位置、西会津町からということでさせていただきましたので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

議員の皆さんに申し上げます。

この後、午後1時より全員協議会を開催します。開催時間までに議場へお集まりください。

本日はこれで散会します。（11時26分）

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月19日（金）

開 議 10時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	12 番	長谷川 徳 喜
2 番	多 賀 剛	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
3 番	青 木 照 夫	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
4 番	荒 海 清 隆	10 番	大 沼 洋 平		
5 番	清 野 佐 一	11 番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

7 番 五十嵐 忠比古

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
地域整備課長	杉 原 徳 夫	農業委員会事務局長	新 田 新 也

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第8号）

平成22年3月19日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第8号 | 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第9次） |
| 日程第2 | 議案第9号 | 平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第3 | 議案第10号 | 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第5次） |
| 日程第4 | 議案第11号 | 平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第5 | 議案第12号 | 平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第6 | 議案第13号 | 平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第7 | 議案第14号 | 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次） |
| 日程第8 | 議案第15号 | 平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第5次） |
| 日程第9 | 議案第16号 | 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第4次） |
| 日程第10 | 議案第17号 | 平成21年度西会津町水道事業会計補正予算（第4次） |

散 会

（各常任委員会）

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会……〔議員控室〕(第1会議室)

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

7 番、五十嵐忠比古君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 8 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 8 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、各種事務事業の精査を行うものであります。

主な補正内容であります。歳入では、現在までの収入の状況を勘案し、固定資産税、地方道路譲与税、寄附金等を増額補正いたしました。自動車重量譲与税、自動車取得税交付金については、今後の見込みにより減額いたしました。また、国庫支出金では地域活性化・公共投資臨時交付金及び子ども手当準備事業費補助金を新たに計上したほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が増額交付される見込みとなったことから追加することいたしました。

歳出では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増額に伴い、さゆり公園など公共施設修繕工事等を追加計上したほか、国保特別会計、診療施設勘定への繰出金、子育て医療費サポート事業、子ども手当システム改修委託料などについて追加を見込んだところであります。

一方、減額の主なものは、現年度災害の発生がなかったことから災害復旧費を減額するほか、ケーブルテレビ高度化事業、町道改良舗装工事、新型インフルエンザワクチン接種事業、睡眠モニター健康管理システム導入事業などについて、事業費の決定見込みにより減額するものであります。

この結果、今次の補正総額は 3,860 万 3 千円の減額となります。本年度予定いたしました事業につきましては、国の平成 21 年度補正予算関連事業など繰越明許費をお願いする事業を除いて、ほぼ計画どおり執行することができる見込みでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の一般会計補正予算（第 9 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,860 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 5,736 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の補正は「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の補正は「第3表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。12ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。1款町税、1項2目法人町民税 251 万円の減は、景気の低迷による税割の減などです。2項1目固定資産税 597 万 7 千円の増は、大規模償却資産の増によるものであります。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税 300 万円の減、3項1目地方道路譲与税 230 万円の増は見込みによるものであります。また、7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金 530 万円の減につきましても今後の見込みによるものであります。

11款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金 126 万 4 千円の減は、中山間地域総合整備事業の確定による減であります。2目災害復旧費分担金 17 万 6 千円の減は、農地農業用施設災害の発生がなかったことによる減であります。2項1目総務費負担金 30 万 2 千円の増は、ケーブルテレビ及びインターネット加入負担金の増であります。2目民生費負担金 71 万 2 千円の減は、野沢保育所にかかる運営費負担金の減などです。

12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料 60 万円の減は、インターネット使用料の減であります。2目民生使用料 64 万 3 千円の増は、へき地保育所使用料の増であります。4目土木使用料 314 万 7 千円の減は、町営住宅使用料の減などです。5目教育使用料 128 万 9 千円の減は、教職員宿舍使用料の減であります。2項2目民生手数料 11 万 3 千円の減は、老人福祉手数料の減であります。

13款・国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金 202 万 9 千円の減は、児童手当にかかる各種負担金と国民健康保険の保険基盤安定負担金の減などです。2目災害復旧費国庫負担金 707 万円の減であります。道路河川災害の発生がなかったことによる減です。2項1目総務費国庫補助金 2,031 万 6 千円の増は、いずれも国の平成 21 年度補正予算事業でありまして、それぞれ決定による額の調整であります。2目民生費国庫補助金 356 万 4 千円の増は、子ども手当にかかる準備事業費補助金の新規計上などです。3目農林水産業費国庫補助金 27 万 8 千円の減は、担い手アクションサポート事業の減です。6目衛生費国庫補助金 44 万 9 千円の減は、女性特有のがん検診推進事業確定による減です。3項1目総務費委託金 4 万 9 千円の減につきましては、外国人登録事務費の減です。2目民生費委託金 2 千円の増は、特別児童扶養手当事務取扱交付金の増です。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金 284 万 2 千円の減は、児童手当にかかる各種負担金と国民健康保険の保険基盤安定負担金などの減によるものであります。2目衛生費県負担金 37 万 1 千円の減は、老人保健事業の減です。2項1目総務費県補助金 163 万 1 千円の減は、電源立地地域対策交付金の減などです。2目民生費県補助金 188 万 9 千円の減は、重度心身障がい者医療費助成事業や乳幼児医療費助成事業、地域の子育て応援交付金の減などです。3目衛生費県補助金 162 万 5 千円の減は、新型インフルエンザワクチン接種助成事業の減です。4目労働費県補助金 421 万 8 千円の減

であります。緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の減であります。5目農林水産業費県補助金400万4千円の減であります。農産振興事業や森林病虫害等防除事業、森林環境交付金事業の減であります。7目教育費県補助金14万3千円の減であります。放課後子どもプラン推進事業の減であります。8目災害復旧費県補助金221万4千円の減であります。農地農業用施設及び林道の災害がなかったことによる減であります。3項4目教育費委託金34万8千円の減は、学校支援地域本部事業委託金の減であります。

15款財産収入、1項1目財産貸付収入2万3千円の減は、パイプハウスリース事業にかかる減であります。2項1目不動産売払収入215万1千円の増であります。徳沢駅前の土地売却代であります。2目物品売払収入159万9千円の増は、公有自動車の売払い収入であります。

16款寄附金、1項1目一般寄附金231万7千円の増、2目ふるさと応援寄附金205万1千円の増であります。実績による増であります。

17款繰入金、1項1目住宅団地造成事業特別会計繰入金556万9千円の減であります。住宅団地の分譲が2区画予定しておりましたが1区画の分譲でございましたので減をするものであります。4目後期高齢者医療特別会計繰入金15万9千円の増は、精算による増であります。

19款諸収入、3項2目土地改良事業貸付金元利収入400万円は、元金収入の減であります。5項4目雑入1,037万8千円の増は、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度分精算による増などあります。

20款町債、1項1目辺地対策事業債880万円の減は、携帯電話等エリア整備事業の減であります。2目過疎対策事業債1,990万円の減であります。町道改良舗装事業、携帯電話等エリア整備事業の減などあります。4目災害復旧事業債480万円の減は、災害の発生がなかったことによる減であります。

次に、21ページをご覧くださいと思います。

歳出でございますが、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費2万5千円の減は、議員期末手当の減などあります。

2款総務費、5目財産管理費1,875万8千円の追加であります。庁舎等整備工事を減額する一方で、今次補正の財源調整をした結果、剰余分を財政調整基金に積立する追加であります。なお、補正後の財政調整基金残高は、3億3,763万円となる見込みであります。次に、7目支所出張所費260万円の追加であります。奥川支所屋根防水工事であります。10目ふるさと振興費8万3千円の減であります。国の補正予算事業で行う温泉施設及びさゆり公園施設にかかる改修工事等の調整を行うものであります。11目ケーブルテレビ運営事業費985万7千円の減であります。ケーブルテレビ高度化事業の確定による減などあります。次に、2項1目税務総務費105万円の追加であります。住民税にかかるシステム改修費であります。3項1目戸籍住民登録費7万4千円の追加は、機械器具の修繕料であります。4項2目選挙常時啓発費であります。事務費の組替えであります。5項2目各種統計調査費につきましても、統計調査にかかる調査員報酬や事務費の組替えであります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費 2,495 万 2 千円の追加であります。国民健康保険特別会計事業勘定の繰出金を減額する一方で、診療施設勘定への繰出金を追加するものであります。3目老人福祉費 741 万円の減であります。介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金減などあります。5目障がい者福祉費 113 万 3 千円の減であります。各種障がい者対策にかかる事業費の調整であります。2項1目児童福祉総務費 189 万 1 千円の追加は、子育て医療費サポート事業にかかる追加などあります。2目児童措置費 108 万 4 千円の追加は、子ども手当にかかる電算処理業務委託料と児童手当などの事業費の調整であります。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費 180 万円の減であります。保健センター改修工事と簡易水道等事業特別会計への繰出金などの調整であります。2目予防費 737 万 1 千円の減であります。新型インフルエンザワクチン予防接種助成事業にかかる減などあります。4目健康推進費 1,673 万 7 千円の減は、各種検診委託料の精査による減などあります。2項清掃費については、喜多方地方広域市町村圏組合へのごみ処理負担金や資源ごみ処理委託料、個別排水処理事業特別会計繰出金などの減であります。

次に、5款労働費、1項1目労働諸費 512 万 8 千円の減であります。緊急雇用創出基金事業にかかる各種事業費の減であります。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費 160 万 3 千円の減であります。園芸ハウス整備工事の減などあります。5目農地費 293 万 4 千円の減であります。土地改良事業貸付金や農業集落排水処理事業特別会計繰出金などの調整であります。2項1目林業総務費 429 万 4 千円の減であります。森林病虫害等防除事業委託料や森林整備推進事業の減などあります。

次に、7款商工費、1項3目観光費 77 万円の減であります。観光施設整備費の減などあります。

次に、8款土木費、1項1目道路橋りょう総務費 215 万 1 千円の追加であります。土地開発基金繰出金であります。2目道路維持費 200 万円の追加であります。除雪委託料であります。3目道路新設改良費 892 万 5 千円の減であります。町道改良舗装工事の確定による減であります。4目橋りょう維持費 200 万円の追加であります。橋りょう修繕工事であります。4項1目住宅管理費 108 万 4 千円の追加であります。町営住宅街路灯整備工事などあります。

9款消防費、1項1目常備消防費 481 万円の減であります。喜多方地方広域市町村圏組合負担金の決定による減であります。3目消防施設費 103 万 6 千円の追加であります。消防施設修繕料であります。

10 款教育費、1項2目事務局費 107 万 7 千円の追加であります。小中学校交流基金積立金の追加と、各種賃金の調整であります。次に、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費の減は、それぞれ各種事務事業の精査に伴う調整であります。

次に、11 款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費につきましては、本年度災害の発生がなかったことによる減額調整であります。

次に、12 款公債費、1項2目利子 420 万円の減は、見込みによる減であります。

次に、6 ページに戻っていただきたいと思います。

6 ページは、第 2 表繰越明許費補正であります。今次の補正でございますけれども、国の平成 21 年度補正予算（第 1 次）の地域活性化・経済危機対策交付金事業に採択されたものと、事業の遂行上、年度内に事業の完了が見込めない事業につきまして、翌年度に事業を繰り越して実施をするため、繰越明許費の設定をお願いするとともに、本年 2 月議会臨時会でご議決をいただきました国の平成 21 年度補正予算（第 2 次）の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきまして、交付金の増額に伴い、事業費の追加が生じたので、その変更をお願いするものであります。

まず、（1）の追加であります。1 款議会費、1 項議会費の公共施設デジタル化整備事業 20 万円であります。議員控室のデジタルテレビ購入事業であります。2 款総務費、1 項総務管理費のうち、公共施設内トイレ改修整備事業 1,377 万 9 千円あります。役場本庁舎のトイレ改修工事であります。次に、公用車更新整備事業 356 万 9 千円あります。次に、公共施設デジタル化整備事業 162 万 8 千円あります。役場及び温泉健康保養センターにかかるデジタルテレビ購入事業であります。次に、携帯電話等エリア整備事業 5,496 万 8 千円あります。井谷・滝坂・軽沢・青坂地区の鉄塔整備事業であります。次に、温泉宿泊施設改修整備事業 3,909 万 2 千円あります。温泉施設内のジャグジー及び配管設備の改修事業であります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費のうち、国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金 1,919 万 6 千円あります。西会津診療所増改築事業であります。次に、介護老人保健施設改修整備事業 1,011 万円あります。同施設内の改修事業であります。次に、2 項児童福祉費の子ども手当用システム改修事業 352 万 3 千円あります。平成 22 年度から実施されます子ども手当支給のためのコンピューターシステム改修費であります。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費のうち、在宅健康管理新システム導入事業 1 億円及び睡眠モニター健康管理システム導入事業 1,700 万円あります。システムの開発・導入にかかる経費であります。次に、温泉リハビリプール修繕事業 310 万円あります。同施設の配管交換工事費であります。次に、新型インフルエンザ接種助成事業 110 万円あります。新年度においても引続き迅速な接種ができるようにするものであります。次に、水道事業会計繰出金 573 万 3 千円と簡易水道等事業特別会計繰出金 496 万 7 千円につきましては、それぞれの会計における管路施設台帳作成のための繰出金であります。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費のうち、園芸ハウス復旧補助金 370 万円あります。本年 2 月議会でご議決をいただきました同補助金につきましては、現在、年度内復旧に向け作業を行っておりますが、不測の事態に備えて繰越明許費の設定をお願いするものであります。次に、農業集落排水処理事業特別会計繰出金 352 万 5 千円あります。同会計で行う管路施設台帳作成のための繰出金であります。次に、公共施設デジタル化整備事業 63 万円あります。さゆりオートパーク内のデジタルテレビ購入事業であります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費の町道改良舗装事業 5,570 万円あります。町道野沢柴崎線の橋りょう整備事業であります。次に、3 項都市計画費の下水道施設事業特別会計繰出金 327 万 5 千円あります。同会計で行う管路施設台帳作成のための繰出

金であります。

次に、9款消防費、1項消防費の全国瞬時警報システム整備事業 605 万 1 千円ですが、同システムの機器整備事業であります。

次に、10 款教育費、1 項教育総務費のうち、老朽化文教施設解体撤去事業 3,621 万 4 千円は、旧奥川中学校校舎と旧群岡中学校のプール解体工事であります。次に、耐震診断事業 340 万円は、旧奥川中学校体育館と旧群岡中学校校舎にかかる耐震診断事業であります。次に、2 項小学校費のうち、耐震診断事業 105 万円ですが、奥川寄宿舍にかかる耐震診断事業であります。次に、理振法購入事業 25 万 8 千円ですが、小学校の理科教材購入費であります。次に、4 項社会教育費の耐震診断事業 210 万円ですが、公民館にかかる耐震診断事業であります。

次に、(2) の変更であります。2 款総務費のうち、支所庁舎修繕工事事業の限度額を、260 万円追加いたしまして 710 万円とするものであります。次に、公園施設修繕事業の限度額を、554 万 5 千円追加しまして 954 万 5 千円とするものであります。次に、4 款衛生費の保健センター施設改修事業の限度額を、200 万円追加しまして 640 万円とするものであります。次に、8 款土木費のうち、りょう高欄修繕工事事業の限度額ですが、200 万円を追加いたしまして 700 万円とするものであります。次に、4 項住宅費の町営住宅団地修繕工事事業の限度額を、100 万円を追加しまして 400 万円とするものであります。次に、9 款消防費、1 項消防費の消防施設修繕工事事業の限度額ですが、これも 100 万円を追加いたしまして 1,520 万円とするものであります。

次に、(3) の廃止ですが、4 款衛生費、1 項保健衛生費の水道事業会計繰出金 530 万円ですが、水道事業会計における施設修繕事業について、年度内完成が可能となったことから廃止をするものであります。

次に、第 3 表地方債補正であります。まず (1) の変更ですが、辺地対策事業費であります。これは携帯電話等エリア整備事業に地域活性化・公共投資臨時交付金の充当が可能となりましたことから減額するものであります。限度額 2,670 万円を 880 万円減額いたしまして、1,790 万円とするものであります。次に、過疎対策事業費ですが、町道改良舗装事業等の事業費の確定見込みと携帯電話等エリア整備事業につきまして辺地対策事業費と同様に、地域活性化・公共投資臨時交付金の充当が可能となりましたことから減額するものであります。限度額 3 億 7,580 万円を 1,990 万円減額いたしまして、3 億 5,590 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に (2) の廃止ですが、災害復旧事業費であります。現年度の災害の発生がなかったことによりまして廃止するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君

○長谷沼清吉　盛大に雪国まつりが行われたわけですが、最初予算を組んだときには花火も事業計画にあったと思いますが、その花火をやめたということですが、そ

ういう点では今次の補正でその花火の減額分くらいは表れるのかなと思いましたが、表れていません。そこら辺、花火がなくても皆さんがたからご協力いただいて賛同してもらったということを聞いてますので、そこら辺を分かりやすく、この予算に表れているかいなかと併せて詳しく説明をしていただきたいと思います。

もう一つは、土地改良事業貸付けのことでありますが、500 万円のうち 400 万円ということで実際 100 万円というこの差があまりにも大きいような気がしますのでこれも併せて説明をしていただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。まず 1 点目の花火の協賛をやめたことによる予算の減額というようなおたかしでございすけども、毎年当初予算で、21 年度も雪国まつりの負担金としまして、町で 180 万円の予算を計上してございす。その 180 万円の負担金につきましては、雪国まつりのイベント本体に充てる負担金ということで毎年予算を計上してます。

昨年まで行ってました花火の経費につきましては、町内の各企業さんとか、あと個人のかたからの協賛金によりまして花火の経費として充ててございしましたので、今回花火を雪国まつりで中止しても、町の負担金の予算とすれば変更はございせんということございす。

それからもう 1 点、土地改良区の貸付け金、当初予算で 500 万円計上いたしまして、今次の補正で 400 万円の減額と、500 万円予算を取って結果 100 万円の貸付けで終わったということでございすが、この貸付け金につきましては、年度当初改良区の財源として賦課金がかなり占めてるわけございすけども、賦課金が入るまでの間の運営資金ということで毎年予算計上してるわけございすが、今年度につきましては 500 万円見込んでおりましたが、100 万円で運営できたということで 400 万円の減額となったところでございす。以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 9 号、平成 21 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 議案第9号、平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明いたします。

はじめに、補正の概要について申し上げます。住宅団地の分譲につきましては、新聞・雑誌等への広告をはじめとして、将来、福島県への定住や二地域居住等を考えているかたが訪れる福島ふるさと暮らし情報センターにおける情報提供や世田谷区等で開催される物産展でのチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいりました。

その結果、平成21年度の方譲見込みは1区画となり、当初2区画の方譲を予定しておりましたことから、歳入では財産売払収入を減額するとともに、歳出では一般会計への繰出金をはじめとした関係する経費を減額するものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思ひます。

平成21年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、785万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の主な内容であります、事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

まず、歳入であります、2款財産収入、2項1目不動産売払収入785万9千円の減額であります。これは、当初2区画の方譲収入を見込んでおりましたが、1区画の方譲見込みとなったことから、減額するものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金8千円の増額であります。これは、前年度繰越金を追加計上するものであります。

次に7ページをご覧ください。

歳出であります。1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費785万1千円の減額ですが、これは、事業費の確定見込みによる需用費、役務費等の減額及び一般会計繰出金の減額であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 2区画分譲を予定していたけど、1区画しか売却できなかった。この計画どおりにいかなかったという最大の原因というのはどういうふうにとらえておられますか。

私どもも分かるんですよ。景気が今よくないということで、なかなか土地を買って家までつくろうという人がいないということは分かりますが、その景気のほかに何かもっと理由があるのかね、もしあるとするならばそれをどのように改善を図っていくか。今何区画だっけ、あれ残っているの。

（「19区画」の声あり）

19 区画、500 万円としても約 1 億円近いお金がただ残ってるんですよね。この原因をどのように見ておられるか、そのことをお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実は企業訪問で、名前は控えたほうがいいのかな、住宅関係のメーカーさん、西会津にありますのでいろいろ意見交換をしてまいりました。担当して若松のほうでも相当手がけてやってらっしゃる会社でありますので、率直に住宅団地がなぜ売れないのか、専門的な見地からぜひいろいろご意見をいただきたいと、率直にお話させていただきました。

その中で言われたことは、今清野議員がおっしゃったとおり社会的、経済的情勢というのは第 1 番にあるでしょうと。あとは価格の問題と言うんですね。価格、それから場所ですね。それから造成された向きが悪いと。ですから、埋まっているところは埋まってしまったというふうに実は見ることもできるわけです。そういうことを率直にお話を聞いてきて、じゃこれを具体的に今後どういうふうにするかということについて真剣に考えなければならぬというふうに思っておるところです。

一つは社会的情勢というのはこれはどうしようもありませんので、これは町でどうこうできる問題ではないと、経済情勢については思いますが、一つは価格の問題というのは、じゃ、どうなのかということであれば、これはもう少し分譲の広さとか、そういったことについても考えていく必要があるのかなと、こんなふうに思っておりますし、あるいは価格の問題を今後どういうふうにこれを検討すればいいのかということも課題の一つにあります。

それからもう一つは造成を、じゃ、何をどういうふうにしたらいいのかということも含めて、例えば道路を一本入れることによってその向きも北向きを具体的な解決方法にどうするかということも必要であるというふうに考えておりますので、やはりだんだんと具体的な内容というものは、ある意味では絞られてきているのではないかなと、こんなふうに思っておるところであります。

したがって、もう少しこれはただ企業訪問していったときの一つのアドバイスの話しでありましたので、じゃ、これを本格的に将来的にもっと多くの皆さんにこの住宅団地を買っていただくためには、具体的にそういう課題をどういうふうに克服するかということを実際に考えていかなければならないなというふうに考えてきたところであります。

したがって、来年度以降についてはこうした与えられた課題というものについて、町のいわゆるスタッフだけではなくて、そういう専門的な見地からいろいろアドバイスを受けながら対応してみることが必要なのかなと、こんなふうに思っているところであります。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 そうであれば、22 年度予算で、それは予算編成してしまってから今町長がおっしゃられた経過であろうと思うので、私等もそういう課題があるということであれば、その課題解決のために 22 年度は努力するから、売なくても文句というか、売れるというような方針は掲げないから、課題を整理してすぐに売れるような条件づくりに専念したいと、率直に、これまだ 22 年度予算審議やってないからあれですけども、そういうところで方針なり何を明らかにしたほうがいいんじゃないですか。

われわれだって計画していたものが、計画すればなぜ売れないんだと、お前ら努力した

のかということ言わざるを得ないんですよ。だからその辺も含めて努力してほしいと思うし、もう一つはやっぱり診療所なり、買い物へのアクセスね、あそこ町民バスなんて走ってるのかな。

お年寄りのかたなんか非常に静かでいいところだけでも、日々の日用品の買い物どうするんだということが、前なんか私あっせんした人なんかはそういうようなことを言われたので、そういう中心部あるいは医療機関へのアクセスも含めて検討していただきたいと思うんです。これは要望にとどめておきますから、ぜひ検討してください。以上です。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 住宅団地のことは前々から毎年話題になってるんですけども、さっき町長が言ったように、インフラ整備というか、道路整備とかもろもろのこと考えてると言ったけど、私は何で前々から墓地が引っかかっていると思うんですよ。

地元のかたもあそこに入っておられますけども、まったく縁もゆかりというとおかしいけども、他町村から来ておられるかたもいるんですよ。そうした場合、高齢化もなさっているし、じゃ、亡くなった場合どうするんだということになれば墓地のあれはなぜ真剣に取り組んでくれないのかと、そういうふうに思ってるんですけど、町の考えはどうなんですか。そういった計画にあるんですか、考えているんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 墓地の具体的な取り組みとかってというのは長期計画にも、あるいは実施計画にも具体的なことは書かれては実はおりません。じゃ、内々的に、これは仮定の話として聞いていただきたいと思うんですが、例えば今の工業団地のわき、一部を会津いいでに葬祭場として特別にあれを売ったわけであります。

やはりあそこの場を、すぐに、じゃ、工場団地としてすぐに工場が来るかというふうになってくると、なかなかこれ厳しいのかなというふうに実は思っているわけです。これは土地があるから来るというわけではなくて、今度は環境の問題も出てくるんじゃないか。

そうした場合にああいうところを一つは墓地としての有効的な活用方法なんていうのはないものかどうなのかというようなことも、これは決まったわけでも何でもありませんし、ただ、私の考えたげけの話ですから、聞き流していただきたいと思いますが、こういうことも含めていろいろ話の過程でやったんですが、しかし今、いろんな話の中で、墓地公園をやったときに相当やはりそれが売れなくて空いているところがたくさんあるみたいだというようなことも聞いているわけです。

ですから、そういうことを今町で行ったときにいったいどれだけの人がそれを求めているのか、その実情を調査をしないで安易にこれはできないじゃないかというようなことでいろいろ意見交換を職員とした経緯もあります。したがってそういうところについてはまだ具体化しておりません。

もしそういうことが、町民全体が、またあるいは今住宅団地に住んでおられるかたがたのご要望が最もそういったところに多いということであれば、これはぜひ議員から、あるいは多くのかたがたから町に今後の課題として提供してもらえばいいんじゃないかなと思いますが、今そういう状況で、具体的なことには至っておりませんでした。

やはりこれから、今までのことはなぜだ、なぜだと言われてもなかなか答弁に苦し

むので、これからは新たな視点でいろんないい考えであればどんどんと町に対して、こういうふうにしたらいんじゃないかということで、もし議員の皆さんから発案があれば、やはり十分に参考として聞いて、取り入れるものについては検討していきたいと、率直な私たちの考え方であります。

したがって、今あの住宅団地が売れない課題というのは分かっているけれども、じゃこうしたらいい。先ほどの提案も一つだろうと思いますので、十分にそういうことを踏まえながらこれから検討して、みんなで一緒に対応していけばいいのかなというふうに思っております。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の説明を聞いておりますと、そういうことを考えておったんだと、こういう内容ですが、その墓地公園なんて大々的なものじゃなくてもですよ、先ほど言ったようにあそこは工業団地なんですから、工業の関係の会社とかそういった誘致をするのが目的なんでしょうけども、これ J A であそこへ葬祭場をつくるから売ってくれということで、特別それは譲りましょうというような形で譲ったんですけども、だからそんな大々的じゃなくてもあそこに葬祭場あるんですから、そして工業団地にするといったって、あなた言ったようにあれ高速道路の残土をどんどん入れてあのとおりになってるんですよ。そこら辺に雑木なんか置いたりなんかして。

あれは町のああいったこと自体も過去には大きなミスと言えばミスでしょう。あんなに荒れ放題みたいにして土砂が積まって。あれは使うのは今ある住宅団地の造成に使うからあそこに一時はストックするんだと、そういうことから始まったんですよ。

あれ今撤去するといったって大変な金かかるんだから、だから大規模なことは決して望んでないと思いますから、人口からいっても。葬祭場あるんですから、あのわき、わきって言うてはおかしいけど、横っちょな、あの辺でもちょっと目安にして、そこで小規模なやつでもいいから、それをやはり整備したほうがいいと私は思うんです。参考までに、いいですから、答弁要りません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、平成 21 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 21 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 10 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 5 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 10 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 5 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第 5 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 138 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,347 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条、繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条、地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。7 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 58 万 5 千円の減額です。これまでの調定実績に照らしますと、当初予算計上額の確保は困難な状況となってまいりましたことから、減額補正をさせていただきました。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 80 万円の減額です。町単独工事費が減額となったことによる減額でございます。

8 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 52 万 5 千円の減額です。施設管理にかかる各種経費、宅地内配管工事費利子補給補助金等の不用額については減額をさせていただきました。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費ですが、85 万 9 千円の減額です。工事費・委託料・事務費等は精算見込み額に合わせて調整をさせていただきました。

4 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費の補正について説明いたします。

追加でございますが、款の 1 総務費、項の 1 総務管理費、事業名、管路施設台帳作成業務、金額 327 万 5 千円につきましては次年度に繰越しして事業を行いたいため、繰越明許費に追加計上するものであります。

本業務につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業として認められましたことから、昨年 9 月に予算を計上させていただきました。本業務は水道・下水道の管路図を作成し、パソコンにより検索やコピー、書き込みができるよう作製するもので、配管経路を正確に把握するための現場精査作業が必要となりますことから、年度内完成は困難でありますことから、委託料の全額について次年度に繰越しをし、作業を行うも

のでございます。なお、事業完了は、9月30日を予定しております。

次に、第3表地方債の補正について説明をさせていただきます。

変更でございます。下水道事業費補正前限度額2,590万円から80万円減額し、2,510万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わりますが、原案の通りご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　使用料で減額補正ですが、これは加入が、思ったほど加入者が少なく減額補正としたものなのか、あるいは収納率を下げざるを得ないという見通しで下げたのか、どちらですか。

そして、この下水道の加入率というのはだいたい今現在でどの程度になっているんですか。以上です。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　ただいまの質問にお答えします。

まず、使用料減額の要因でございます。当初、30件ほどの新規加入を見込んでおりました。本年度の加入は15戸というようなことでございました。それも大きな要因でございます。それから野沢小学校の接続がなされるということで、かなり大きな料金収入を見込んでいたところでありますが、耐震補強と時期が重なりまして、今やっております、実際には4月からの使用になってしまうというようなことがございまして、それらもちょっと誤算だったということでございます。そういった理由でございます。

それから接続率でございますが、今現在、野沢処理区につきましては932戸の升が接続対象戸数がございます。加入が433戸ということで46.5%、それから大久保地区につきましては53戸のうち51戸、96.2%、総体で985に対して484ということで49.1%の加入というような状況でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第5次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第5次）は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第11号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 11 号、平成 21 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）の調製についてご説明を申し上げます。

本会計につきましても、年度の終盤を向かえ、整備事業が完了したことから所要額の調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 497 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,231 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条、地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。7 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 205 万円の減額です。昨年 4 月から野尻地区の一部で供用が開始されましたことから、119 件の新規加入があったところでありますが、これまでの実績に照らしますと、予算計上額の収入確保が困難となってしまいました。減額補正をさせていただきました。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 107 万 6 千円の増額です。使用料を減額補正したことにより、管理経費の不足額について一般会計繰入金の増額により補いをいただきました。

8 款町債 1 項 1 目下水道事業債 400 万円の減額です。野尻地区の整備事業が完了しました。町単独工事費が減額となりましたことから調整するものでございます。

8 ページをご覧いただきたいと思います。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 75 万円の減額です。施設管理にかかる各種経費、宅地内配管工事費利子補給補助金等の不用額につきましては減額させていただきました。

2 款施設整備費、1 項 1 目農業集落排水処理事業費 422 万 4 千円の減額です。委託料、工事請負費、補償費とも工事費が確定したことによる減額でございます。

4 ページにもどらせていただきます。第 2 表繰越明許費について説明いたします。

款の 1 総務費、項の 1 総務管理費、事業名、管路施設台帳作成事業、金額 352 万 5 千円につきましては次年度に繰越しをして事業を行いたいため、繰越明許費に計上するものでございます。

下水道特別会計同様に本会計でも管路台帳の電子化事業を予算化しております。本事業

につきましても年度内完成が困難でありますことから、委託料の全額について次年度に繰越しをするものでございます。なお、本事業も事業完了は、9月30日の予定でございます。

第3表地方債補正につきまして説明させていただきます。変更でございます。下水道事業費の限度額7,210万円を6,810万円に400万円減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第12号、平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　議案第12号、平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）の調製についてご説明を申し上げます。

本特別会計につきましても、年度末を迎え所要額の調整を図ったものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,093万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の補正は「第2表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。7ページをご覧いた

だきたいと思います。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 14 万 5 千円の減額です。本予算にありましても、当初予算計上額に対し不足の見通しとなってまいりましたことから、減額補正をさせていただきました。

2 款国庫支出金、1 項 1 目汚水処理施設整備交付金 232 万 4 千円の減額です。2 目循環型社会形成推進交付金 72 万 7 千円の増額です。本年度は 9 月補正で事業費を追加し、35 基の処理施設整備を実施したところでありまして、計画どおり事業が終了いたしました。事業執行の結果、補助対象事業費が 552 万 6 千円の事業費減となりましたことから、交付金総額も 160 万 1 千円の減額となったところであります。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金 40 万 2 千円の減額です。これも事業費の減に伴う減額でございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 30 万円の減額です。事業費が減額となりましたことなどから、一般会計繰入金につきましても 30 万円の減額となりました。

8 ページをご覧くださいと思います。

6 款諸収入、1 項 1 目消費税還付金 3 万 1 千円の減額です。決定額に合わせて調整をしました。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債 300 万円の減額です。工事費確定による減額でございます。

9 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 19 万 8 千円の増額です。ブローアー修繕料、汚泥処理手数料が不足の見通しとなりましたことから追加計上いたしました。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 567 万 7 千円の減額です。事業費の確定により、工事請負費等の不用額を削減いたしました。

4 ページに戻らせていただきます。第 2 表地方債補正です。変更です。

下水道事業費の限度額を 1,370 万円から 1,070 万円に 300 万円を減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

これをもちまして、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明を申し上げます。

今次の補正は年度最終ということから、歳入歳出ともこれまでの実績等必要額を精査し調製をいたしたところでございます。予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 927 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 284 万 4 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

6 ページをご覧いただきたいと思います。はじめに歳入であります。1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 683 万 2 千円の減額であります。これにつきましては、本算定による減額、それから若干特別徴収から普通徴収への対象者が割合が変わったということでございます。2 目普通徴収保険料 141 万 8 千円の増額でございます。これにつきましては、現年度分の増と滞納繰越分の増額でございます。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 8 万 4 千円の増額でございます。2 目保険基盤安定繰入金 272 万 3 千円の減額でございます。これは確定による減額でございます。3 目健康診査事業繰入金 47 万 1 千円の減額でございます。これも健康診査の確定による減額でございます。

3 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入、補正額 106 万 4 千円の減額でございます。これも広域連合から受託事業としてくる費用でございますが、実績によりまして減額となりました。4 項雑入、1 目雑入 15 万 9 千円の増額でございます。高齢者医療制度臨時特例基金事業補助金ということでございまして、制度周知に対する補助金ということでございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金 15 万 9 千円の増がであります。20 年度分の繰越金でございます。

次に 8 ページでございますが、歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 33 万 7 千円の追加でございます。主なものは帳票等一括作成業務委託料の追加ということでございまして、納付書の追加でございます。2 項 1 目徴収費 9 万 4 千円の減額であります。事務費等の減額でございます。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 100 万 4 千円の減額でございます。これは健康診

査の委託料の減額でございまして、保健衛生協会へ支払うものでございます。なお、本町の平成 20 年度の検診率でございまして、75 歳以上の検診率は 35.6%ということでございまして、県の平均見込みが 19%でございますから、およそ倍以上の検診率があったということでございます。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 866 万 8 千円の減額でございます。これは後期高齢者医療の広域連合に納める納付金でございますが、主な減額の要因といたしまして保険料分、保険基盤安定分、検診負担金分でございます。

4 款諸収入、2 項 1 目一般会計繰出金 15 万 9 千円の追加でございます。これは事務費としていただいております一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　保険料のことではありますが、本算定の結果ということもおっしゃられました。当初予算を組むときに見込んだ人と実際これを締めたときのその人数の差というのは何人ぐらいおられるのかということと、保険料で、単純じゃないと今分かりました。保険料で 541 万 4 千円が減っていますが、納付する額が 866 万 8 千円ということでありまして、これは必ずしも一致しないという今説明でありましたので、保険料のほかに保険基盤安定何とかとおっしゃっていますが、この納付金と保険料の差、そこら辺はもっと分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　被保険者の人数でございますが、当初 2,050 人を見込んでおったんですが、現在 2,105 名ということで、被保険者は増えております。

それから、広域連合に支払う負担金 866 万 8 千円が減額になると。この内容のうち、さっき申し上げましたように保険料、保険基盤、それから健診負担分。保険料は最初に歳入で申し上げました 541 万 4 千円、これはそのまま返納ということになります。

ちなみに保険基盤安定では 272 万 3 千円、それから健診負担分では 53 万 2 千円ということでございます。

○議長　11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　だんだん分かってきました。当初の見込みで 2,050 人、実際に締めてみれば 2,105 人ということで増えておるのに保険料が 541 万 4 千円のマイナスというのはちょっと分からなくなってきましたので、そこら辺の関係を説明をしてください。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　この後期高齢者の保険料につきましては、非常に国のほうでも軽減策をとりまして、9 割、8 割 5 分、それから 5 割、2 割ということでございまして、昨年の所得によって当初予算を組むわけです。そうしてそれによって軽減の人数をも出しておるわけですが、実際に所得が確定して、6 月に所得が確定しますから、それから本算定をします。そうしますとその結果保険料が低くなるというかたが多くなったという結果でござい

ます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 14 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第 14 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）についてご説明を申し上げます。

今次の補正は年度最終となることから、歳入歳出ともこれまでの実績と年度末における必要額を精査し、調製をいたしました。

その主な内容であります。事業勘定では療養給付費及びシステム改修費の追加でございます。なお、療養給付費につきましては、退職者分の増加によるものであります。

次に施設勘定であります。21 年度診療所に新たに医師 1 名を採用する予算を計上しておりましたが、採用できなかったということから、歳入ではそれによる診療収入を、歳出ではその人件費等を減額するものであります。

また、医薬品についても不足が見込まれますことから今後の必要額を追加計上いたしました。なお、この不足分の財源につきましては、歳出の内容を精査し、財源を確保するとともに、一般会計からの繰入金を経上したところでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,822 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 8,662 万 6 千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 985 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,322 万 1 千円とする。

2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

9ページをご覧くださいと思います。

はじめに事業勘定の歳入であります。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,196万6千円の減額です。この内訳は現年分で1,457万6千円の減額、滞納繰越分では261万円の増額でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税245万3千円の増額でございます。内訳は現年分で213万6千円、滞納繰越分で31万7千円の増額でございます。

次に10ページをご覧くださいと思います。3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金429万円の増額でございます。2目高額医療費共同事業負担金27万1千円の増額です。3目特定健康診査等負担金16万2千円の減額でございます。これは実績によるものでございます。2項1目財政調整交付金74万3千円の減額でございます。主な減額につきましては特別調整交付金の減額でございますが、これはレセプト点検等に対する特別調整交付金でございましたが、今度県の調整交付金のほうへ移るということで国の調整交付金が減額になったということでございます。3目出産育児一時金補助金10万円の減額でございます。4目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金3万8千円の増額でございます。システム改修の補助金でございます。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金1,183万4千円の増額でございます。退職者医療にかかる交付金の増額でございます。

6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金27万1千円の増額でございます。2目特定健康診査等負担金16万2千円の減額でございます。これも実績によるものでございます。2項1目県財政調整交付金581万3千円の増額でございます。これは医療分と、先ほど申し上げましたレセプト点検等に対する調整交付金の増額でございます。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金251万1千円の減額でございます。これは80万円以上の高額医療費に対する交付金でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金1,279万8千円の増額でございます。これは30万円以上に対する高額医療費に対する交付金でございます。

8款財産収入、1項1目利子及び配当金9千円の増額でございます。支払準備基金の利子でございます。

次に12ページでございます。9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額390万4千円の減額でございます。一般会計の繰入金が208万5千円の減額、これは出産育児一時金、それから特定健診、それから子育て医療等の精査したものでございます。それから2の保険基盤安定繰入金につきましては、これは実績によるものでございます。

次に13ページの歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費445万5千円の追加でございます。主なものはシステム改修の委託料482万7千円でございますが、二

つございますけれども、一つは 70 歳から 74 歳までのかたの高額受給者の個人の負担割合が来年度も法律では 2 割でございますが、1 割の継続ということでシステム改修。それからもう一つはリストラ等のかたに対する保険料の軽減というシステム改修にかかる委託料でございます。3 項 1 目運営協議会費 23 万 4 千円の減額でございます。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 690 万 1 千円の追加、2 目退職被保険者等療養給付費 1,000 万円の追加でございます。なお、一般療養給付費 690 万 1 千円の追加となっておりますが、実は本算定のときに見込んだ医療費とほぼ相違なく現在支出しております。ここで 690 万 1 千円を追加したのは、実は退職分の医療費が予想よりも多くなりまして、12 月及び 1 月分が不足したために、一般のほうから流用させていただきました。流用した額をここに 690 万 1 千円を計上させていただきました。なお退職医療費につきましては月 150 万円くらい見ておったんですが、12 月 500 万円、1 月 600 万円と非常に多くの支出があったということでございます。

次、14 ページでございますが、2 項 1 目一般被保険者高額療養費 240 万円の追加でございます。2 目退職被保険者等高額療養費 100 万円の追加でございます。4 項 1 目出産育児一時金 286 万円の減額でございます。見込みよりも少なかったということでございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金、これは財源の移動でございます。

5 款老人拠出金、1 項 2 目老人保健事務拠出金 1 万 1 千円の追加でございます。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金、これも補正がございません。財源の移動でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 108 万 5 千円の追加でございます。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 380 万 5 千円の減額でございます。これはそれぞれ支払基金のほうから確定ということでまいりました。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 109 万 6 千円の減額でございます。これにつきましては特定健診にかかる費用でございますが、平成 21 年度の特定健診の受診率でございますが、本町では 66.4% の受診率でございます。なお、県は 36.3%、国は最新のデータで 30.6% でございますから、本町では国県のおよそ 2 倍の受診率であったということでございます。

次 16 ページでございますが、8 款保健事業費、2 項 1 目疾病予防費 23 万 6 千円の減額でございます。これは食生活改善推進委員が高齢者水泳教室にかかる謝礼の減額でございます。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金、補正額 9 千円でございます。この結果、現在基金は 2 億 724 万 9 千円ということになります。

10 款諸支出金、2 項 1 目診療施設勘定繰出金 59 万 9 千円の追加でございます。これは新郷、奥川の診療所に対する追加でございます。

次に 19 ページをご覧くださいと思います。診療施設勘定でございます。はじめに歳入であります。1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 760 万円の減額、2 目社会保険診療報酬収入 780 万円の減額、4 目後期高齢者医療診療収入 67 万円の減額、5 目一部負担金収入 1,190 万円の減額、6 目その他の診療報酬収入 273 万円の増額ということで、診療収入では 2,524 万円の減額というふうになりました。これは先ほども申し上げ

げましたように、21年度新しくドクター1人を確保するために収入を見込んでおったんですが、その分が減額ということでございます。なお、この収入合計3億6,922万円でございますが、20年度の決算よりも1,500万円程度収入としては増額になっているということでございます。2項1目諸検査等収入496万円の増額でございます。インフルエンザ予防接種等がございまして増額となりました。

2款使用料及び手数料、1項1目文書料40万円の増額でございます。

3款財産収入、1項1目物品売却収入205万円の増額でございます。これはこの度CTスキャナーを新しく更新しましたので、今まで使用しておりましたCTを売却した費用でございます。

次に20ページでございますが、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額2,938万2千円の繰り入れでございます。2項1目事業勘定繰入金59万9千円の繰り入れでございます。これは新郷、奥川診療分にかかるものでございます。

7款町債、1項1目過疎対策事業債230万円の減額でございます。これは医療用機器、器具等の減額でございますが、CTスキャナーのほかに超音波診断装置、いわゆるエコー、大腸ファイバースコープ、これらについての減額でございます。

次に歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費2,008万7千円の減額でございます。これは需用費や役務費のほか新たに予定しておりました医師1名分の人件費等が主なものでございます。2目連合会負担金3万2千円の減額でございます。

次に22ページでございますが、2項1目研究研修費43万円の減額でございます。主な内容は医師会負担金等の減額でございます。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費87万3千円の減額でございます。2目療養消耗機材費13万7千円の減額でございます。3目医薬品衛生材料費3,160万円の追加でございます。医薬品の追加でございます。これによりまして今年度の予算上は、医薬品として2億4,484万7千円という結果になります。

3款諸支出金、1項1目老人保健診療報酬返還金19万円の減額でございます。

次に6ページに戻っていただきたいと思います。

はじめに第2表繰越明許費でございます。事業勘定であります。1款総務費、1項総務管理費、資格・賦課システム改修事業の459万9千円でございます。これにつきましては非自発的失業者、いわゆるリストラ等で職を失った失業者の皆さんの保険税について、失業時からの翌年度末までの間、前年度所得の給与所得を100分の30として判定することとなるためのシステム改修でございます。なお、この財源につきましては平成22年度に特別調整交付金として交付されるということになっております。

次に診療施設勘定でございますが、1款総務費、1項施設管理費、西会津診療所増改築事業ということで1,919万6千円でございます。これにつきましては、西会津診療所の待合室、検査室、職員用廊下などを広げるための事業でございますが、設計が完了いたしまして、これから発注することから繰越明許費をお願いするというものでございます。

次、第3表地方債の補正、変更でございます。起債の目的は過疎対策事業費でございます。補正前の限度額が3,250万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。これを、限度額3,020万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の

方法は補正前と同じでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、診療所の医療機器、CTスキャナー、エコー、大腸ファイバースコープに係る起債でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願いを申し上げます。

暫時休議にします。(11時50分)

○議長 再開します。(13時00分)

○議長 これから質疑を行います。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 一つお尋ねいたします。6ページでもって、総務費でもって施設管理費、西会津町診療所増改築工事となっております、1,900万円なにがしとなっているんだけど、これ、見積を取って計上したと思うんだけど、見積は1社というか2社というか、その関係をひとつ、どんな見積取ったんですか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 施設整備につきましては、地域整備課のほうで担当するというようなことで、今発注に向けての準備をしております。当初この予算に組んだ時点では業者さんから見積をもらって予算を計上してあるというようなことでございますが、工事発注にあたりましては設計監理のその業者さんに委託を出しまして、委託設計が終わりました。それで今工事入札の準備をしているわけですが、それにつきましても入札で当然業者を決めていきたいというふうに考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 だから1,900万円がし、膨大な金なんだよ、簡単にあなたがた言うけども。ちっちゃい家一つぐらい建つんだよ。だからそうするのには、見積を立てるのには1社でやったのか2社でやったのか、それを聞いてんですよ。

もう一つ、これによっていろんなあれが出てくんだよ。だから1社か2社か、相見積もりみたいに取ったのかどうか、それを聞いてんだよ。予算さ上がるんだから見積とんなねべした。町の職員勝手に見積もったのかい。見積取らないでこんなの上げられないべした。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 この1,919万6千円には建物のほか備品等もございますけれども、この予算につきましては、昨年の定例議会で議決をいただいた予算であります。そのときにいただいた見積は参考見積として1社だけいただきました。それに基づいて地域整備課のほうで入札をして設計業者を決めるということになります。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 だから、今あなたも言うのはそれは分かりますよ。私が言うのは1社に見積頼んだと。そうなりますと、これはまだ見積設計も何も、入札のときには当然何社かでやりますと言ってつけども、見積1社に頼んだ場合、この辺のしきたりというか何といひかな、人情味あるから、その頼んだ人にいかないで、やっぱりよその人に行ったら、見積立ち会う人何だというようなことにもなるし、その事例があるんだから、だからこういう

真剣に取り組まないと駄目よ。ただ、そういうただし書きというとおうかしいけども、これは見積りだけなんですよとか、見積りでも相見積りもりってね、同時に出さないと駄目なんだよ。Aという人出したから、Bと。Aが1,000万円、結局Bという人は900万円出すんだから。そんなのじゃなくてやっぱり公平な発注、そういうこと考えた場合には、そういうこと気を配ったそういうあれをしてもらわないと困ると思って質問したんですよ。

そういうことが素直に癒着とか談合につながるんだから、こんないいかげんな1社頼んであと入札は別にやるんだなんて、そんなの通るもんじゃないよ。まして今この不況なときに、大工みな仕事にあぶれているんだから。駄目だよ、こんないいかげんなことでは。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 この診療所の増改築にあたりましては、まず、われわれは素人でございますので、どのぐらいこれかかるかまったく積算はできないわけです。そこで、あの診療所を当時設計していただいた設計屋に、こういう方法で増改築をしたいんだけど、仮の、これから入札するんですけども、設計の入札をするんですけども、そのための一つの参考の設計書をつくっていただけないかということで計上したのが9月の議会なんです。

その後、それを基にして正式に地域整備課のほうで設計書を組んで設計の入札をした。そしてその後、これから今度ははいよいよ建築業者に入札を図るわけです。これからこの建物については入札をしていくということになります。

○議長 ほかにありませんか。

14番、清野興一君。

○清野興一 事業勘定の歳入で1点お尋ねしますが、国保税ですね、これ当初では2億5,100万円なにがしで組んだ予算ですが、最終的には951万3千円を減額して2億900万7千円というふうになったんですが、その減額の要因というのは被保険者が減ったのか、あるいは景気の低迷による所得割が減ったのか。で、被保険者はだいたい当初では何人と見て、今次補正では何人と見たのか。当初に比べると約83%くらいの予算額なんですよ。こういうことは要因は何なのか。

あともう1点は、施設勘定のことでどうしても聞いておかなければならないというのは、21年度も、あと10日くらいしかないですよ。医薬品3,100万円の追加計上、10日ぐらいで3,100万円も必要とするのか、それについては何ら説明がなかった。十分に説明する責任があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 国保税についてお答えを申し上げます。

まず昨年の当初予算で国保税全体では約2億5,000万円計上させていただきました。その後6月の補正で本算定を行いまして、そのとき繰越金から2,000万円を減税財源として繰り入れいたしましたので、それらの関係もありまして今回補正前の額であります2億1,800万円、これが本算定後の国保の税という額になります。

今回、951万3千円という減になるわけでありましたが、この大きな要因といたしましては、この予算書を見ていただいたとおり、現年度分で大きく減額となるということでございますけれども、その大きな要因の一つには被保険者の人数が107人ほど減ったということが一つございます。

それから議員からおたдаしありましたように、この景気の低迷によりまして徴収の収納率が例年よりも上がらないということでございまして、本算定では94%ほど見させていただいたわけでございますけれども、今回の補正予算の中では収納率は90%ということで見えております。

なお、最終的な徴収率の見込みでございまして、現在、最後の第6期の納期の再振り替えの手続をやっておりますので、それらが最終的に終わりますとおおよその収納率が出てまいりますけれども、現在の見込みでいきますとだいたい91から92くらいかなというふうに考えております。

被保険者数の動向でございまして、昨年当初の算定時の人数についてはちょっと手元に資料がないので、後ほどご報告申し上げたいと思いますが、本算定ときには2,623人で算定をしております。今回107人が減って2,516人という状況でございましてご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 診療所の医薬品代の3,100万円の追加でございまして、これからあと3月分が支払に残っているわけでございまして、実は現在この医薬品代が不足しております、1月分の若干と2月分の薬代、これも現在支払を保留しているというところございまして、この3,160万円をご議決いただければ1月の若干分、2月、そしてこれからの3月分を支払えるということでございまして計上したということでございまして。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第5次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第15号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第5次)についてご説明を申し上げます。

今次の補正は年度最終となることから、歳入歳出ともこれまでの実績と必要額を精査し、調製したものでございます。

今年度につきましては、3年を1期とした第4期介護保険事業計画の初年度でありまし

たが、保険給付費等についてはほぼ計画どおりの見込みとなりました。

それでは議案書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 5 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 278 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,872 万 7 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは 6 ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに歳入でございますが、2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 7 万 5 千円の減額でございます。見込みによるものであります。2 項 1 目調整交付金 312 万 9 千円の増額であります。これは調整交付金が当初見込んでいたよりも率合いが余計になったという結果から増額になって国庫から入ってきたものであります。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 293 万 9 千円の減額であります。これは見込みによるものでございます。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 170 万 7 千円の減額でございます。これも見込みによるものでございます。

5 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金、補正額 3 千円の増額でございます。これは介護給付費準備基金の利子及び臨時特例基金利子の増額でございます。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 25 万円の減額でございます。これは一般会計に係る介護給付費の減による減額でございます。4 目その他一般会計繰入金 79 万円の減額でございます。事務費繰り入れ、介護予防支援事業の繰入金の減額でございます。2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 15 万 8 千円の減額でございます。これによりまして基金は現在 3 億 3,008 万 1 千円というふうになる見込みでございます。

次に 8 ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1 款総務費、3 項 2 目認定調査費等 39 万円の減額でございます。認定調査に係る臨時職員の賃金の減額です。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 1,930 万円の追加でございます。ホームヘルプ、デイサービス、居宅サービスに係る介護サービス費の追加でございます。2 目地域密着型介護サービス給付費 400 万円の減額でございます。グループホームに係る給付費でございます。3 目施設介護サービス給付費 1,700 万円の減額でございます。これは施設介護サービスに係る給付費でございます。6 目居宅介護サービス計画給付費 280 万円の追加でございます。ケアプラン等の作成費です。次に 9 ページ 2 項 1 目介護予防サービス給付費 270 万円の減額です。これから申し上げますのは介護予防に係る予算でございます。2 目地域密着型介護予防サービス給付費 75 万円の減額、3 目介護予防福祉用具購入費 10 万円の減額、4 目介護予防住宅改修費 15 万円の減額、5 目介護予防サービス計画給付費 21 万円の減額でございます。3 項 1 目審査支払手数料 7 万円の追加でございます。次 10 ページでございますが、4 項 1 目高額介護サービス費 74 万円の追加でございます。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 2 千円の追加でございます。2 目介護保険臨時特例基金積立金 1 千円の追加でございます。これは利子の積立金でございます。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費 93 万 8 千円の減額でございます。これは生活機能評価委託料、理学療法業務委託料、これらの減額でございます。2 目介護予防一般高齢者施策事業費 93 万 8 千円の追加でございます。介護予防事業の委託料の追加でございます。

次に 5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費 40 万円の減額でございます。これは理学療法士委託料の減額でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 5 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 5 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 16 号、平成 21 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　議案第 16 号、平成 21 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）の調製についてご説明を申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤というようなことでございまして、所要額の調整を図るものでございます。ご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 500 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 636 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の補正は「第2表繰越明許費補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書7ページにて説明させていただきます。まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料100万円の減額でございます。簡易水道事業会計では簡易水道7カ所、それから飲雑3カ所ということで10地区の施設管理をしているわけですが、これらの地区につきましては人口の減少が著しい地区でございます。給水人口につきましては、年度当初1,616人から1,541人ということで75人もの減少をしているというような状況でございます。当初見込み使用料の確保ができなくなりましたことから減額とさせていただきました。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金400万円の減額です。予備費の減額により歳出金額が減額となりましたことから、一般会計繰入金を減額し調整させていただきました。

8ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1款水道費、1項1目一般財源内訳のみの補正でございます。

3款予備費、1項1目予備費500万円の減額です。本会計で人件費支出を予定していました職員が、4月より育児休暇を取得したことから、人件費に多額の不用額が生じました。その金額につきましては第3次補正時に予備費に振り向けていたところですが、特に使途がございませんことから、今次補正で減額をさせていただきました。

4ページに戻ります。第2表繰越明許費補正について説明します。追加でございますが、款の1水道費、項の1簡易水道費、事業名、管路施設台帳作成業務、金額496万7千円につきましては、下水道施設事業等と同様に、次年度に繰越しして事業を行いたいため、繰越明許費に追加計上するものでございます。

これをもちまして、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 17 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 17 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）の調製についてご説明を申し上げます。

本会計につきましても、年度末を迎え、所要額の調整を図るものでございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第 1 条、平成 21 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 21 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入でございます。第 1 款水道事業収益、既決予定額 1 億 6,947 万 8 千円から 553 万 3 千円を減額し 1 億 6,394 万 5 千円とします。その内訳であります、第 2 項営業外収益につきまして、同額 553 万 3 千円を減額し、6,042 万円といたします。

次に支出でございます。第 1 款水道事業費ですが、既決予算額 1 億 6,947 万 8 千円から 553 万 3 千円を減額しまして 1 億 6,394 万 5 千円といたします。その内訳であります、第 1 項営業費用ですが、475 万 1 千円を減額し、1 億 1,604 万 2 千円とし、第 4 項予備費につきましては、78 万 2 千円を減額し 119 万 7 千円とします。

第 3 条、予算第 4 条本文中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,380 万 9 千円は減債積立金 2,912 万 7 千円、建設改良積立金 2,893 万 4 千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 144 万 7 千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,430 万 1 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,088 万 8 千円は減債積立金 2,912 万 7 千円、建設改良積立金 1,662 万 9 千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83 万 1 千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,430 万 1 千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入でございます。第 1 款資本的収入であります、既決予定額 500 万円に 718 万 3 千円増額しまして合計額を 1,218 万 3 千円といたします。その内訳であります、第 1 項補助金につきましては 544 万 3 千円増額しまして 1,044 万 3 千円とし、第 2 項工事負担金につきましては 174 万円を新たに計上します。

次に支出でございます。第 1 款資本的支出であります、既決予定額 9,880 万 9 千円から 573 万 8 千円減額しまして合計額を 9,307 万 1 千円とします。その内訳であります、第 1 項建設改良費について同額 573 万 8 千円を減額し 2,964 万 3 千円とします。

2 ページをご覧いただきたいと思います。

第 4 条、予算 6 条中、6 条は他会計からの補助金額を定めてる条項でございます。7,083 万 3 千円を 7,074 万 3 千円に改める。

3 ページをご覧いただきたいと思います。補正予算実施計画により補足説明をさせていただきます。

まず収益的収入及び支出の中の収入です。1 款水道事業収益、2 項 2 目他会計補助金 553

万3千円の減額です。上水道につきましても地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し管路施設台帳の電子化事業を計画したところでありまして、その費用573万3千円は、一般会計より9月の補正予算で繰り入れいただき収益的収入に計上し、その委託料は収益的支出に計上したところでありますが、下水道会計でも説明いたしましたように、本業務は現地精査などを経ての図化作業となることから、年度を越えての作業が必要となります。企業会計は、収益的収支予算については予算繰越ができませんことから、資本的収支予算に組替えて実施することといたしました。したがってその費用の全額について減額をさせていただきました。なお、説明には553万3千円の減と記載してございますが、給水工事にかかる補助金20万円が含まれていることに伴うものでございます。

次に支出でございます。

1款水道事業費、1項2目配水及び給水費77万7千円の増額です。漏水量が多くなっていますことから、専門業者によります漏水調査委託料を新たに計上させていただきました。

1項3目受託工事費20万円の追加です。新たに森野地区において水道加入の申し込みがありました。総額40万円を超える工事であったため町受託工事として事業を行いました。20万円は町の加入補助金として追加繰り入れをいただきましたので、追加計上をいたしました。

1項4目総係費572万8千円の減額です。管路施設台帳作成業務委託料については全額を削り資本的収支予算に組み換えをいたしました。

4項1目予備費78万2千円の減額です。漏水調査委託料等に充当するための減額でございます。

4ページをご覧くださいと思います。次に、資本的収入及び支出の中の収入でございます。

1款資本的収入、1項1目他会計負担金544万3千円の増額です。一般会計繰入金573万3千円増は、管路施設台帳作成費用を収益的収入からの組み換えしたものでございます。配水管移設工事にかかる他会計繰入金29万円の減額は事業費確定による調整でございます。

2項1目工事負担金174万円の計上です。県の実施する中山間総合整備事業において水道管の移設が必要となり移設工事を実施しました。これは、県の費用負担金でございます。

次に支出でございます。

1款資本的支出、1項2目上水道施設整備費ですが、73万3千円の増額です。管路施設台帳作製委託料573万3千円をここに追加させていただきました。配水地整備計画調査委託料は、老朽化が進む大久保配水地移設工事を国庫補助事業として申請するための費用を計上していましたが、施設の移設事業にあつては整備費用の10%程度しか補助金がなく、莫大な町費負担が必要となることが判明したことから、計画の抜本的な見直しを行うこととしたもので、今次の予算は削除することとした次第であります。

1項3目施設改良費417万1千円の減額です。ろ過砂入れ替え工事140万9千円の減は事業費確定による減であり、取水ポンプ更新事業の276万2千円は本年度の事業を見送ったことによる減でございます。同ポンプは本年度更新を計画し予算化しておりましたが、

その他機種の改修工事と重なり本年度施工が困難となり工事を見送ったところでございます。

次に1項4目配水管布設費230万円の減額です。配水管移設工事にかかる費用でありまして、不用額を減額するものでございます。

5ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉

○長谷沼清吉　漏水調査の委託料でお尋ねしますが、この金額の根拠ということでありまして。ケーブルテレビ等で漏水の激しい集落名等おっしゃっていただきましたので、この対象となる集落の戸数といいますね、加入戸数でこういうふうに出てるのかという私なりの理解ですが、これは全般的な見直しでなくて、そういう対象の集落を決めているのではないかなと。そしてその対象となる戸数で出てるのかなという思いであります。正確なところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　漏水調査委託料77万7千円の根拠でございますが、今回、漏水しているという地区につきましては、おおよそその限定がついているということで、芹沼から上野尻方面に向かってのところで異常に流量が多いというようなことでありまして、上野尻、下野尻地区に限定した漏水調査というようなことで見積をいただいたところこういった金額が出てきたということでございます。

これにつきましては、夜間、皆さんが寝静まったところで機械を使いまして漏水箇所を特定していくといった本当に専門家による調査をしながら漏水箇所を特定していくといったそういった作業をさせていただくということであります。実質3日ないし4日くらいの作業で終わるというようなことでございます。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　これいつものことだと思うんですけども、滞納者数と金額を大雑把に教えてください。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　まだ、3月決算段階になってないというようなことで、そういった資料につきましては、今回議会に用意してございません。毎月滞納、滞納というような形で出てくるわけでありまして、今、水道会計につきましては、3月31日で会計期間が終わるということで今滞納処理にあたっているところでございます。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　月々その何しているって今そういう説明なんだけど、決算に聞くしかないのか、これは。滞納者と滞納金額は。常に頭になくはしょうがいと思って聞いたんだ。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　まだ3月分の請求はしてないわけでありまして、ここまでの集計ということであれば直ちに調査をしまして提示をしたいというふうに思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

皆さんに申し上げます。

この後、各常任委員会を開催し、請願・陳情等の審査を行ってください。

委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室（第一会議室）、経済常任委員会、議会委員会室であります。

なお、来週火曜日、23 日は各小学校の卒業式です。会期日程表のとおり 23 日は午後 1 時より議会を再開いたします。

本日はこれで散会いたします。（13 時 45 分）

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月23日（火）

開 議 13時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	11 番	長谷沼 清 吉
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	12 番	長谷川 徳 喜
3 番	青 木 照 夫	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
4 番	荒 海 清 隆	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
5 番	清 野 佐 一	10 番	大 沼 洋 平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会事務局長	新 田 新 也
地域整備課長	杉 原 徳 夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第12号）

平成22年3月23日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第31号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第2 | 議案第32号 | 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第3 | 議案第18号 | 平成22年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第19号 | 平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第20号 | 平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第21号 | 平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第22号 | 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第23号 | 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第24号 | 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第25号 | 平成22年度西会津町老人保健特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第26号 | 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第27号 | 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第28号 | 平成22年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第29号 | 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第30号 | 平成22年度西会津町水道事業会計予算 |

延 会

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員会長、斎藤太喜男君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 31 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 議案第 31 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、説明を申し上げます。

本計画書につきましては、事前にお配りをしておりますので、本日はその概要につきまして、本日お手元のほうにお配りをいたしました説明資料によりまして、説明を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

説明資料をお出しいただきたいと思います。

まず、1 の計画を策定する目的及び効果についてでございますが、本計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、通称辺地法と申しますが、この法律によりまして策定をするものでございます。

その目的としましては、辺地区域での生活・文化水準等の格差の是正を図るために策定をするものであり、このため、交通通信体系・教育文化・生活環境の整備、産業の振興などの公共的施設の整備についてを掲載し、計画的な整備を促進するものであります。

この計画を策定します最大のメリットは、これら公共的施設の整備を行う際に、財政上の支援措置として、辺地対策事業債を借りて整備することができることにあります。この辺地対策事業債は町負担額の 100%を借りることができ、しかもその 80%が地方交付税に算入される、町が借りることのできる起債の中では最も有利な起債であり、これにより財政面からも効果的に事業を進めることができるものであります。

次に、2 の新しい計画の策定についてでございますが、本計画の期間は 5 年間でありまして、現行の計画は、平成 17 年度から 21 年度までとなっており、本年度で計画期間が満了いたしますことから、今回、新たに平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の計画を策定するものでございます。

次に、3 の区域の見直しでございますが、今回の策定にあたりましては、まず、辺地に該当するかどうかを、辺地度点数の試算を中心に町内の全域を調査いたしました。

そうしましたところ、これまで辺地でありました上谷・青坂辺地は、人口が減少をしたことによりまして、中心部での人口の下限であります 50 人を確保できなくなり、このままでは辺地から外れてしまうことから、引き続き辺地として該当するよう再編を行いました。

現在、本町の辺地は、集落や大字を単位といたしまして 15 の区域を設定してあります。しかし、先ほどの理由から、このままでは上谷・青坂が辺地から外れてしまうこととなることから、隣接をしている黒沢・小杉山辺地と統合をすることにより、引き続き

辺地区域となるように再編の見直しを行いました。

また、この再編を機に、わかりやすくなるように他の区域につきましても、できるだけ統合をすることとし、大字単位であったものを地区単位にまで区域を拡大する再編を行いました。これによりまして、15 ありました辺地区域は、6 区域にまでまとめることができたところであります。この区域の見直しにつきましては、県とも協議を行い同意をいただいたところでございます。

なお、今回の見直しによりまして、区域の数は減少をいたしますが、面積等の増減はございません。

次のページをご覧くださいと思います。

辺地区域の見直しの状況であります。区域の設定は、基本的には町内の 5 地区にまとめることといたしまして、名称についても 5 地区の名称をできるだけ使用することといたしました。ただし、新郷地区につきましては、一つにいたしますと、辺地度の点数の関係上、辺地区域として確保ができないことから、二つの辺地区域としたところでございます。

次に、現行の辺地が、見直し後にどのようなかをご説明いたします。

まず、安座辺地は、野沢辺地と名称が変更になります。次に、上谷・青坂辺地と黒沢・小杉山辺地は、統合し尾野本辺地といたしました。次に、徳沢辺地から屋敷辺地までは統合し、群岡辺地といたしました。

次に、富士辺地と呼賀・原辺地は、統合し新郷辺地といたしました。一方、井谷・八重窪辺地は、新郷三河辺地と名称を変更いたしましたところでございます。最後に、元島・豊島辺地から大綱木辺地までは、すべて統合し奥川辺地といたしました。

この結果、見直し前の辺地数は 15 辺地、面積で 166.5 キロ平米でありましたが、見直し後の辺地数は 6 辺地と、面積については同じになったところでございます。

次に 3 ページでございますが、3 ページは今ほど説明をいたしました新しい辺地区域の位置図でございます。このような形になりましたので後ほどご覧いただければというふうに思います。

次に 4 ページに移らせていただきます。4 ページは見直し後の辺地の状況でございます。辺地ごとの区域・人口・面積・辺地度の点数等につきましては、記載のとおりでございます。

4 の計画の内容でございますが、今次の計画は平成 22 年度からの 5 年間でありまして、以上のように、全辺地におきまして計画がございます。

それぞれ、消防施設の整備や移動通信用鉄塔施設整備、また、町道、林道の整備の事業を予定しております。実際の実施にあたりましては、実施計画の中で調整を図りながら進めていくことにしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 31 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 32 号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第 32 号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げたところでありますが、今次の変更は、福島県市町村総合事務組合に加入しております郡山地方広域市町村圏組合が平成 22 年 3 月 31 日をもって同組合から脱退し、また公立小野町地方総合病院組合が平成 22 年 4 月 1 日をもって公立小野町地方総合病院企業団に名称を変更することに伴い、同規約の一部を変更するものであります。

それでは議案書の記をご覧いただきたいと思いますが、併せまして、条例改正案新旧対照表の 23 ページをご覧いただきたいと思います。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 に規定されております郡山地方広域市町村圏組合を削除し、公立小野町地方総合病院組合を公立小野町地方総合病院企業団に改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成 22 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 32 号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 18 号、平成 22 年度西会津町一般会計予算から日程第 15、議案第 30 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 (議案朗読)

○議長 議案第 18 号の説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 18 号、平成 22 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

平成 22 年度の当初予算編成にあたりましては、施行 3 年目を迎えます、町の憲法でありますまちづくり基本条例に基づき、町民・議会・行政の三者が、それぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを進めていく協働のまちづくりを、より一層推進するとともに、本年 4 月からスタートいたします総合計画の 3 本の柱であるこころ豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくりを実現していくため、効率的で効果的な事務事業の執行と、しっかりとした行財政運営を進めていくための予算づくりが求められたところであります。

また、西会津町の新しい時代を創っていくために、その基本理念である町民との対話、地域経済の均衡あるまちづくり、みんなの声を聞く町政を推進し、町民の皆さんの意見や提案などを各種施策や予算に反映し、「みんなの声が響くまち、にしかいづ」の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが求められているところであります。

このような中、地方自治体の予算編成の指針となります平成 22 年度の地方財政計画がありますが、国では昨年 9 月の政権交代により、民主党連立政権が発足し、選挙戦で出された各種公約・マニフェストを実現するために、概算要求で 95 兆円と前年度を大きく上回る要求額が出されたところであります。

このため、全体事業費の圧縮を図ることを目的として、国の行政刷新会議による事業仕分けが行なわれ、対象となった事業のほとんどは、見直し・減額・廃止と判断されるなど、新年度予算に与える影響が懸念されたところであります。

一方、地方自治体、とりわけ市町村の財政運営を大きく左右する地方交付税については、民主党連立政権が内閣発足時に定めた基本方針において、地方が自由に使える財源を増やし、地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換を図るため、別枠で地域活性化・雇用等臨時特例費 9,850 億円を創設し、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税を過去最高となる 24 兆 6 千億円、前年度比では 3 兆 6,316 億円、率にして 17.3% の増額を確保したところであります。

しかしながら、普通地方交付税にあつては、地域雇用創出推進費 5,000 億円が廃止されるとともに、別枠の特例費については配分方法が決まっておらず、また、本町の特殊要因として、公債費が順調に償還されていることから、地方交付税への公債費分の算入が大幅に減額となる見込みであり、地方財政計画の伸び率をそのままあてはめることはできず、普通地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額は、前年度をやや上回る額を確保するにとどまる見込みであります。

このようなことから、新年度予算におきましては、経常経費の節減に努めながら、各種補助事業や有利な起債の効果的な活用と、財政調整基金をはじめとした各種基金からの繰入れを行うなどにより、町民の皆さんの目線に立って、健康増進と福祉の向上、さらには経済の活性化等が図られるよう、その編成作業に努めてきたところであります。

この結果、平成 22 年度の一般会計の総額は 51 億 6,800 万円で、前年度比 1 億 9,300 万円、率にして 3.9% の増となったところであります。

なお、今後の財政運営について若干申し上げますが、本町の財政状況を申し上げますと、国の財政健全化法に基づく各種財政指数といたしまして五つの基準がありますが、直近の指数となります平成 20 年度決算におきましては、まず実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の 3 項目につきましては、一般会計、特別会計とも黒字決算でありましたので、該当はございませんでした。また、全会計及び広域負担金等に含まれる公債費を対象とした実質公債費比率は、17.6 と前年度と比較いたしまして 0.6 ポイント改善したところであります。地方債の許可基準となります 18.0 を下回ったことから、平成 21 年度以降の地方債の借入れは届出制でできるようになったところであります。さらに、将来の財政圧迫度を示す将来負担比率についても、適正值の範囲内で推移しているところであります。

また、年度間の財源調整や急を要する事業、災害発生時への迅速な対応等に対処するため設置されております財政調整基金につきましては、本年度の特別地方交付税が確定したことに伴い、平成 21 年度末においては約 5 億円が確保できる見込みであり、新年度に 6,000 万円を取り崩したとしても、緊急時への対応は十分可能な状況となっております。

いずれにいたしましても、健全財政の維持は、町政運営の基本であります。今後も、国の動向、地方交付税の動向等に留意しながら、基本条例の理念に基づき、本格的に行財政改革を進めながら、引続き健全財政の維持に努めていくことにしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、平成 22 年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 22 年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 51 億 6,800 万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当、共済費、賃金に係る共済費を除くものであります。これらに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容についてご説明を申し上げます。説明にあたりまして事前に予算書と一緒に配付しておりました参考資料、平成 22 年度西会津町一般会計予算の概要で説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

皆さんのお手元のほうにこの一般会計予算の概要がいつていると思いますが、こちらをご覧いただきたいと思います。

それでは、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出歳入であります、1 款町税 5 億 8,811 万 8 千円の計上であります。個人及び法人町民税の減額、たばこ税の減額等によりまして前年度より 640 万円ほど減少してございます。

2 款地方譲与税 9,100 万円の計上であります。地方揮発油譲与税が地方道路譲与税と一体化したことによりまして増額、また、自動車重量譲与税につきましては総務省の試算によりまして減額ということでございます。

3 款利子割交付金 170 万円、4 款配当割交付金 20 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 15 万円、6 款地方消費税交付金 5,700 万円、7 款自動車取得税交付金 1,800 万円の計上ありますが、これらにつきましては前年度の交付見込額及び国県等の予算編成指針を考慮いたしまして調製したものであります。

次に、8 款地方特例交付金 1,740 万円の計上であります。新年度から子ども手当の支給が開始されますが、この職員に係ります支給分については地方特例交付金で交付されることから新規で計上をしてございます。また、自動車取得税の減税補填分として減収補填特例交付金が増額ということでこれら合わせまして 1,150 万円の増ということであります。

それから 9 款地方交付税 24 億 1,800 万円の計上であります。1 の普通地方交付税であ

りますが 22 億 2,800 万円、前年度に比較して 2 億 1,200 万円の減を見込んでございます。これにつきましては単位費用の関係については先ほど申し上げましたように総体で伸びるわけですが、それと新たに雇用対策地域資源活用臨時特例費が創設されたことに伴いまして増額する要因がある一方で 21 年度に創設されました地方再生対策費の廃止、それから公債費関係の減少、さらに臨時財政特例債への振り替えが大幅に増える見込みでございまして、総体で減額となる見込みでございまして。なお、普通地方交付税と後ほど説明申し上げますが臨時財政対策債 4 億 6,700 万円を合計いたしますと、26 億 9,500 万円になりますが、対前年度に比較いたしますと 3,900 万円の増ということでございます。

(2) の特別地方交付税でございまして 1 億 9,000 万円を計上したところであります。頑張る地方応援プログラムが平成 21 年度で廃止になることから 3,000 万円の減額を見込むとともに、交付税全体の伸び率を勘案いたしまして前年度比 2,000 万円の減とするものであります。

それから 10 款交通安全対策特別交付金 110 万円の計上であります。前年度交付見込額を考慮いたしまして同額を見込んでございます。

11 款分担金及び負担金 2,435 万 4 千円の計上であります。主な内容であります、電気通信格差是正事業の分担金で 583 万 7 千円、次の 3 ページにまいりまして保育所運営費負担金、これは野沢小学校の保育料であります 1,342 万 8 千円などが主なものであります。

12 款使用料及び手数料 1 億 3,136 万 7 千円の計上であります。ケーブルテレビ使用料 4,766 万 8 千円、インターネット使用料 2,187 万 7 千円、へき地保育所使用料 1,047 万 6 千円、町営住宅使用料 2,924 万 2 千円などが主なものであります。

13 款国庫支出金 3 億 1,390 万 8 千円の計上であります。子ども手当交付金が新年度から開始されることに伴いまして 7,358 万 3 千円を計上するものであります。それから一つおきまして障害者関係に係ります各種国庫補助金等でございますけれども、合わせますと 4,009 万 9 千円となるものであります。

次、4 ページでございまして、地域活力基盤創造交付金、これは町道整備に係る交付金であります 1 億 4,190 万円であります。それから除雪機械整備事業であります 1,300 万円、それから消防防災施設整備費補助金で 1,060 万円などが主なものでございます。

次に 14 款県支出金 3 億 8,444 万 8 千円の計上であります。こちら子ども手当の交付金で 1,027 万 3 千円、それから国民健康保険の保険基盤安定負担金で 2,444 万 4 千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で 2,907 万円、それから電源立地地域対策交付金で 3,903 万 4 千円、携帯電話等エリア整備事業補助金 4,253 万 3 千円、下のほうにまいりまして緊急雇用創出事業ふるさと雇用再生特別交付金事業で 2,710 万円、中山間地域等直接支払事業 5,014 万 2 千円であります。

次に 5 ページでございまして、林道整備事業で 2,016 万円、森林環境交付金で 991 万 4 千円、森林整備過疎化林業再生基金事業 953 万円、それから平成 22 年度の選挙の関係でございまして、県知事選挙 900 万円、それから県議会議員選挙 278 万 4 千円、参議院通常選挙費で 920 万円を計上するものであります。

このほか各種統計調査交付金で 22 年度国勢調査が実施されますので、それらを含めまして 595 万 7 千円、国県道の除雪委託金で 1,374 万 8 千円などが主なものであります。

次に 15 款財産収入 749 万 8 千円の計上であります。土地建物貸付収入で 466 万 4 千円などが主なものであります。

16 款寄附金であります。30 万 1 千円の計上であります。ふるさと応援寄附金 30 万円などが主なものであります。

17 款繰入金 7,445 万 7 千円の計上であります。住宅団地造成事業特別会計からの繰入金 1,000 万円、財政調整基金からの繰入金として 6,000 万円などが主なものであります。

18 款繰越金 6,000 万円、前年同額でございます。

19 款諸収入 4,759 万 9 千円の計上であります。中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、それから次のページにまいりまして大きいものといまして水力発電施設等立地地域振興支援事業助成金 319 万円などが主なものであります。

20 款町債 9 億 3,140 万円の計上であります。辺地対策事業債で 3,890 万円、過疎対策事業債で 4 億 1,570 万円、地域活性化事業債で 500 万円、臨時財政対策債で 4 億 6,700 万円、補助災害復旧事業債で 480 万円でございます。なお、臨時財政対策債につきましては、対前年比 2 億 5,100 万円の増額となるものであります。

次に歳出をご覧くださいと思います。

1 款議会費 8,181 万 4 千円の計上であります。これは議会運営に係る経費でございます。

2 款総務費 12 億 5,603 万 1 千円の計上であります。(1) の総務管理費で 11 億 1,651 万 1 千円でございますけれども、主なものといまして財政調整基金への積立金が 4,026 万円、携帯電話等エリア整備事業で 6,381 万 7 千円、温泉施設管理業務委託料で 3,314 万 1 千円、さゆり公園管理業務委託料 4,239 万 9 千円、ケーブルテレビ運営事業 7,244 万 5 千円、それからケーブルテレビ高度化事業整備工事、第 2 期の工事ですが 2 億 2,863 万 1 千円、生活バス運行事業で 4,840 万 6 千円、生活バス購入費で 1,650 万円、インターネット運営事業費で 2,559 万 6 千円などが主なものであります。

それから (2) の徴税費でございますが 6,213 万 2 千円の計上であります。主なものといまして土地の評価替えに伴います標準宅地鑑定評価業務委託料 450 万円などが主なものであります。

次に 8 ページをご覧くださいと思いますが、(3) の戸籍住民登録費 4,934 万 7 千円の計上であります。戸籍総合システムに係ります保守管理及び使用料の計上であります。

(4) の選挙費であります。2,158 万 1 千円の計上であります。先ほど歳入で申し上げました参議院議員通常選挙費、県知事選挙費及び県議会議員の選挙費に係る所要の経費でございます。(5) 統計調査費 592 万円でございますが、国勢調査をはじめ各種統計調査の経費でございます。

次に 3 款民生費でございます。9 億 3,377 万円の計上であります。(1) の社会福祉費で 6 億 3,413 万 3 千円でございます。主な内容といしまして国民健康保険特別会計事業勘定繰出金といまして 6,859 万 6 千円、同じく国民健康保険特別会計の診療施設勘定に対する繰出金 3,636 万 8 千円でございます。下にまいりまして結婚祝金 268 万 4 千円、敬老会の経費 277 万 4 千円、それから特別敬老祝金で 90 万円、ずっと下のほうにまいりまして介護保険特別会計への繰出金が 1 億 4,145 万 1 千円。それから次のページをご覧くださいと思いますが、後期高齢者医療療養給付費負担金で 9,605 万 4 千円、同じく後期

高齢者医療特別会計繰出金で 4,273 万 8 千円、重度心身障害者医療費給付事業で 1,475 万 3 千円、知的障害者施設訓練等支援費 2,417 万円、障害者就労継続支援訓練等給付費 2,994 万 6 千円などが主なものでございます。

(2)の児童福祉費 2 億 9,927 万 5 千円の計上であります。子育て医療費サポート事業、国保と社保の分合わせまして 1,350 万円、それから子ども手当といたしまして 9,412 万円、保育所業務委託料で 1 億 6,292 万 7 千円などが主なものであります。

次に 4 款衛生費 4 億 978 万 9 千円の計上であります。(1) 保健衛生費 2 億 8,373 万円でございます。トータルケア就学資金貸付金で 172 万 8 千円、次の 10 ページにまいりまして水道事業会計繰出金で 5,480 万円、簡易水道等事業特別会計繰出金で 5,906 万 9 千円、高齢者インフルエンザ予防接種事業委託料 1,098 万円、各種検診委託料としまして 2,104 万 3 千円などが主なものであります。(2)の清掃費 1 億 2,605 万 9 千円での計上であります。主なものといたしまして喜多方地方広域市町村圏組合へのごみ及びし尿等の処理負担金 6,106 万 9 千円、それからごみ収集委託料で 3,440 万円、個別排水処理事業特別会計繰出金で 1,657 万 3 千円などが主なものであります。

5 款労働費 2,734 万 7 千円の計上であります。緊急雇用創出事業ふるさと雇用再生特別交付金事業で 2,710 万円の計上であります。

6 款農林水産業費 3 億 8,916 万 7 千円の計上であります。(1)の農業費でございますが 2 億 6,619 万 4 千円であります。主なものといたしまして中山間地域等直接支払事業で 6,697 万 3 千円、園芸ハウス整備工事で 1,640 万 8 千円、県営中山間地域総合整備事業負担金で 675 万円、次の 11 ページにまいりまして、農業集落排水処理事業特別会計繰出金で 6,661 万 3 千円、農地・水・環境保全向上対策地域協議会への負担金 1,198 万 6 千円などが主なものであります。

次に(2)の林業費でございますが 1 億 2,297 万 3 千円でございます。菌床栽培ハウス整備工事 1,260 万円、森林整備地域活動支援交付金 487 万 7 千円、間伐対策事業委託料 750 万円、林道開設舗装改良事業 2,913 万円、県営林道大山美坂高原線開設事業負担金 1,225 万円などが主なものであります。

7 款商工費 5,447 万 6 千円の計上であります。(1)の商工総務費でございますが主なものといたしまして中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、観光費で 845 万 4 千円などが主なものであります。

8 款土木費 5 億 7,705 万 1 千円の計上であります。(1)の道路橋梁費で 4 億 5,651 万 5 千円であります。除雪機械の購入費で 2,000 万円、除雪費で 1 億 1,119 万 9 千円、道路新設改良費で 2 億 5,964 万円、これらが道路橋梁費の主な内容であります。

12 ページをご覧いただきたいと思います。(2)の河川費 86 万 5 千円の計上がありますが、河川維持管理委託料等でございます。(3)の都市計画費 1 億 677 万 6 千円の計上があります。まちづくり交付金事業計画策定業務委託料 120 万円、下水道施設事業特別会計繰出金 1 億 537 万 3 千円などが主なものであります。(4)の住宅費であります 1,289 万 5 千円でございます。住宅管理費で 223 万 5 千円、それから耐震診断委託料で 26 万 6 千円などが主なものであります。

9 款消防費 2 億 1,265 万 5 千円の計上であります。(1)消防費であります、喜多方地

方広域市町村圏組合消防費の負担金としまして1億3,070万1千円でございます。それから消防団員の報酬470人分で1,508万9千円、防火水槽の新設で2,120万円、県総合情報通信ネットワーク更新事業負担金で568万6千円などが主なものであります。

10款教育費3億8,832万9千円での計上であります。(1)の教育総務費で1億8,316万7千円であります。外国語指導助手招致事業2人分で918万7千円、町小中学校各種大会出場補助金で300万円、小中学校交流事業補助金で225万3千円、スクールバス運行費で4,594万5千円などが主なものであります。(2)の小学校費6,011万2千円であります。緊急時地震速報システム購入費150万円、特別支援教育事業603万9千円、教育用コンピュータ使用料684万2千円、13ページにまいりまして複式学級緩和対策事業で1,351万4千円などが主なものであります。(3)の中学校費4,450万6千円であります。特別支援教育事業591万4千円、教育用コンピュータ使用料1,145万3千円などが主なものであります。(4)の社会教育総務費であります。9,302万6千円の計上であります。西会津創作和太鼓創設用備品500万円、放課後子どもプラン推進事業231万4千円、図書館費で281万9千円などが主なものであります。(5)の保健体育費751万8千円の計上であります。町体育協会補助金で256万円、奥川健康マラソン大会実行委員会補助金で165万円などが主なものであります。

次に11款災害復旧費2,939万円の計上であります。(1)の農林水産施設災害復旧費1,134万2千円、(2)の公共土木施設災害復旧費1,804万8千円はいずれも現年災害の見込みによる計上であります。

12款公債費8億318万1千円であります。地方債償還元金で6億9,320万円、地方債償還利子で1億948万1千円でございます。前年度に比較いたしますと公債費で2,388万7千円の減となる見込みでございます。

以上、歳入歳出予算の総額を、それぞれ51億6,800万円とするものであります。

それでは、予算書の7ページにお戻りをいただきたいと思います。

予算書の7ページでございますが、「第2表債務負担行為」でございます。平成22年度から将来にわたりまして支出の義務を負う行為をする場合、地方自治法第214条の規定によりまして、債務負担行為として設定するものであります。

まず第1点目でございますが、ケーブルテレビ高度化事業第2期工事であります。これにつきましては平成21年度で第1期工事が完了いたしましたことから、新たに第2期工事といたしまして経費の削減と工事期間の短縮等を図ることを目的といたしまして、期間を平成22年度から平成23年度までの2年間、限度額を2億1,459万9千円とするものであります。次に、集落営農推進利子助成事業補助金・牛尾地区であります。平成21年度に牛尾集落営農改善組合がミニライスセンターを整備しましたことから、借入金の利子について、利率1.75%のうち0.5%相当分の利子を補給するため、期間を平成22年度から平成31年度までの10年間、限度額を25万7千円とするものであります。次に、道路改築事業・町道野沢柴崎線橋立2号橋上部工工事であります。こちらも経費の削減と工事期間の短縮等を図ることを目的といたしまして、期間を平成22年度から平成23年度までの2年間、限度額を1億8,000万円とするものであります。

次に、「第3表地方債」であります。平成22年度における各種事業実施の財源の一部

として充当するため、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、地方債を起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額 3,890 万円で、林道開設事業、消防施設整備事業、携帯電話等エリア整備事業、町道改良舗装事業に充当するものであります。次に、過疎対策事業費であります。限度額 4 億 1,570 万円、町道改良舗装事業、林道開設事業、消防施設整備事業、バス交通体系整備事業、園芸ハウス整備事業、菌床栽培ハウス整備事業、除雪機械整備事業、地域情報基盤高度化事業に充当するものであります。次に、一般単独事業費の地域活性化事業であります。限度額 500 万円とするもので、総合情報通信ネットワーク整備事業に充当するものであります。次に、災害復旧事業費であります。限度額 480 万円で、農林業施設及び道路河川災害の復旧費に充当するものであります。次に、臨時財政対策債であります。限度額 4 億 6,700 万円で、一般財源として充当するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 18 号、平成 22 年度西会津町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 19 号から議案第 21 号までの説明を求めます。

経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 議案第 19 号、平成 22 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲であります。町では定住促進と町の活性化を図る上で、当該分譲は重要な課題であると認識しております。

このことから、依然として厳しい経済情勢が続いておりますが、県などの関係機関と連携を図りながら、さまざまな情報収集や情報発信を行っていくとともに、今後の景気の動向や企業の業績等を見極めながら、早期分譲に向け努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の 8 ページをご覧ください。

平成 22 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,867 万 6 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 131 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款財産収入、1 項 1 目不動産売却収入、8,867 万 4 千円の計上であります。これは、未分譲地の売却収入であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 千円の計上であります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、1 千円の計上であります。

132 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目事務費、25 万 4 千円の計上であります。これは、企業誘致活動に係る旅費及び需用費であります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費、8,842 万 2 千円の計上であります。

以上で、議案第 19 号、平成 22 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 20 号、平成 22 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

商業団地につきましては、町経済の活性化はもとより地元商店街の活性化を図る上で重要な役割を担う施設であると認識しております。

このことから、現在未分譲地となっている区画について、町商工会等の関係団体と連携を図りながら、真に町経済活性化に寄与する活用方針を早急に決定し、整備してまいる考えであります。

それでは、予算書の 11 ページをご覧ください。

平成 22 年度西会津町の商業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,180 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 135 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目商業団地使用料、4 千円の計上であります。これは、商業団地内の電柱及び支線の使用料であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1,180 万円の計上であります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、1 千円の計上であります。

136 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目事務費、3 万 7 千円の計上であります。これは、旅費及び需用費であります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費、1,176 万 8 千円の計上であります。

以上で、議案第 20 号、平成 22 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 21 号、平成 22 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

はじめに、事業の概要について申し上げます。

住宅団地につきましては、平成 21 年度に 1 区画を分譲いたしましたことから、分譲全 68 区画のうち 19 区画が未分譲となっております。

平成 22 年度におきましても、新聞・雑誌等への広告をはじめとして、将来、福島県への定住や二地域居住等を考えている方が訪れる福島ふるさと暮らし情報センターへの情報提供や首都圏で開催される物産展におけるチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいる考えであります。

また、現在の厳しい経済情勢において、住宅団地の 100 坪を超える土地を購入することは、なかなか困難であると考えられることから、区画の分割についても検討するとともに、

大半が未分譲となっている北側の区画についても土地の形状等の変更により、分譲促進が図られるのであれば、併せて検討してまいいる考えであります。

それでは、予算書の14ページをご覧ください。

平成22年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,439万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の139ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1款使用料及び手数料、1項1目住宅団地使用料、1万8千円の計上であります。これは、分譲地以外の土地の電柱及び支線の使用料であります。

2款財産収入、1項1目財産貸付収入、1万1千円の計上であります。これは、分譲地の電柱及び支線の土地貸付収入であります。

2項1目不動産売払収入、1,420万5千円の計上であります。これは、2区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金、1千円の計上であります。

4款諸収入、1項1目雑入、16万円の計上であります。これは、団地内の街路灯電気代の受益者負担分であります。

2項1目町預金利子、1千円の計上であります。

141ページをご覧ください。歳出であります。

1款事務費、1項1目住宅団地分譲事業費、1,439万6千円の計上であります。これは、分譲促進謝礼2区画分100万円、旅費、需用費、広告料、及び一般会計への繰出金1,000万円などであります。

以上で、議案第21号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第22号から議案第24号までの説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第22号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計予算のについてご説明を申し上げます。

はじめに事業概要の説明をさせていただきます。

まず、現在実施中の野沢処理区事業の状況についてご説明させていただきます。本事業につきましては、平成5年度より事業を開始し18年目の事業年度となっております。野沢処理区事業につきましては、農業集落排水事業を大規模に展開してきたことなどにより、ここ数年は大幅に事業費を縮減して進めてまいりましたが、野尻地区事業が終了したことから、22年度事業につきましては補助対象事業費を前年度までの2倍、1億円に拡大し事業を推進してまいいる考えであります。

本年度予定しております主な事業は、芝草新田から堀越地区への管渠設置工事、芝草新田地区内のマンホールポンプの設置工事、堀越集落内の管渠実施設計業務、舗装本復旧工

事などがございます。22年度事業の実施によりまして、事業費累計額は39億4,000万円となりまして、認可区域の全体事業費43億3,500万円に対しての進捗率は事業費ベースで90.9%となる見通しでございます。

次に、公共下水道事業の接続状況についてであります。21年度新たに15件の接続がありました。現在の下水道使用件数は489件となりました。なお、現在の下水道接続率でございますが、一般家庭に公共施設・事務所などの無人施設を含めた整備総数985戸でございます。うち接続いただいたのが、484戸であり、接続率は49.1%となっております。しかしながらこれを人口比率に換算しますと、整備済人口2,059人に対しまして加入済人口は1,235人となりまして、加入率は60%となっております。いずれにしても、まだまだ満足のいく数値には至っていません。22年度も引き続き加入の促進を図ってまいりたいと思います。

なお、公共下水道・農業集落排水事業・個別排水処理事業に個人設置の合併処理浄化槽を含めた、汚水処理普及率、全人口のうち何らかの汚水処理施設が使用可能となった人口の占める割合でございますが、20年度末時点で54.6%でございます。県内59市町村中47位でありました。21年度において野尻地区の全事業が完成となったことなどから、大きく数値が上昇する見通しでありまして、普及率は65%前後、県内順位も40位くらいまでアップするものと予想しております。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。17ページをご覧くださいと思います。

平成22年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,375万2千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の144ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目 下水道使用料2,797万8千円の計上です。使用戸数の増加により前年度に比較し3%の増で計上させていただきました。

2項1目下水道登録手数料18万5千円の計上です。設計審査及び指定業者標示板の交付手数料の総額です。

2款国庫支出金、1項1目未不普及解消下水道補助金5,000万円の計上です。事業費1億円の50%が国から補助されます。本年度から事業メニューが変わりました。また事業費を倍増させて計上いたしました。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金 250 万円の計上です。事業費の 2.5%が県から補助されます。

145 ページをご覧くださいと思います。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 1 万 2 千円の計上です。1 項 2 目財産貸付収入 2 千円の計上です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 537 万 3 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源につきましては、一般会計から繰入をいただいております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。

7 款諸収入、1 項 1 目町預金利子増目 1 千円の計上です。

146 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目弁償金これも増目 1 千円の計上です。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 4,720 万円の計上です。これは 22 年度工事に係る下水道事業債です。

147 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,102 万 8 千円の計上です。これは、野沢処理区・大久保処理区の各処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でありまして、修繕工事の一部を本年度の繰越事業で前倒して予算化したことなどにより、前年度に比較し 117 万円の減額計上となりました。職員 1 名の人件費のほか、11 節では光熱水費 560 万 4 千円、修繕料 105 万円、汚泥処理手数料 276 万 5 千円、浄化センター管理委託料 900 万円が主なものでございます。

149 ページをご覧くださいと思います。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 1 億 1,029 万 1 千円の計上です。これは、野沢処理区の施設整備にかかる経費であります。補助対象事業費を本年度から倍増しました。よって前年に比較し 4,768 万 2 千円の増額計上となりました。

本款にも職員 1 名にかかる人件費を計上したほか、管渠拡大工事に向けての測量設計委託料 2,200 万円、管渠等の工事のための工事請負費 7,690 万円等が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金 6,416 万 5 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年に比較し、2,730 万 7 千円減額計上でございます。

1 項 2 目利子 2,816 万 8 千円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子でありまして、前年度比 130 万 5 千円減額計上でございます。

151 ページをご覧くださいと思います。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものでございます。

予算書 20 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 22 年度から 27 年度までの 6 年間になります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利息相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、4,720 万円でございます。

す。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で下水道施設事業特別会計についての説明を終わります。

続きまして、議案第 23 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について説明を申し上げます。

説明の前に、事業の概要を説明させていただきます。

まず野尻地区整備事業につきましてであります。本地区事業につきましては、これまで 6 年間にわたり事業を進めてまいりましたが、平成 21 年度事業をもって全工事が完了となりました。

また、本地区の完成により、平成 4 年から本年まで 18 年間にわたり進めてまいりました本町の農業集落排水処理事業につきましても全事業の終了となったところであります。

したがって、本特別会計につきましては、施設整備費を廃款として予算編成をしたところであります。予算総額につきましても、対前年比 73.2%減と大幅減の予算編成となったところであります。

次に、農業集落排水施設の管理運営状況につきまして、主な点を説明させていただきます。農業集落排水事業の処理施設につきましては、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の 6 処理施設を管理運営しております。現在の使用件数は、12 月時点で 596 件となりました。野尻地区の一部供用が可能となりましたことから、昨年度の同時期に比較し 110 件の増加となりました。

野尻地区あつては全事業が完了し、本年の春から全世帯で接続が可能な状況になりました。加入率向上を図るため、本年度も野尻地区を中心に積極的な加入促進活動を展開していきたいというふうに考えているところであります。

それでは予算書の説明をさせていただきます。21 ページをご覧くださいと思います。

平成 22 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,982 万 3 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

内容につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

162 ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 3,156 万 6 千円の計上です。野尻地区等の供用開始をにらんで前年度に比較し 347 万 8 千円増で計上いたしました。

2 項 1 目下水道登録手数料 10 万 5 千円の計上です。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入、存目 1 千円の計上です。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6,661 万 3 千円の計上です。本会計につきまして不足財源は、一般会計から繰入をしているところでございます。施設整備費がなくなっ

たことにより、昨年度に比較し 1,946 万 9 千円の減額となりました。

163 ページをご覧くださいと思います。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金 30 万円円の計上です。

5 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、存目 1 千円の計上です。

2 項 1 目弁償金、これも存目 1 千円の計上です。

2 項 2 目消費税還付金 123 万 7 千円の計上です。これは 21 年度事業にかかる消費税還付金の見込み額でございます。

国庫補助金・県支出金・町債につきましては、施設整備が終わり今後計上の見込みがないことから廃款といたしました。

165 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,346 万 1 千円の計上です。これは、本会計の管理運営にかかる経費でございます。本年度から野尻地区処理施設がフル稼働となるため、前年度に比較し 108 万 5 千円の増額で計上いたしました。職員 1 名の人件費のほか、需用費では光熱水費 707 万 4 千円、修繕料 131 万円、役務費では汚泥処理手数料 381 万 2 千円、13 節の委託料では、処理施設管理委託料 736 万円、19 節の負担金補助及び交付金では、宅地配管工事利子補給補助金 127 万 5 千円が大きな金額をしめているところでございます。

167 ページをご覧くださいと思います。

2 款公債費、1 項 1 目元金 3,683 万 6 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年度に比較し 140 万 7 千円増の計上でございます。

1 項 2 目利子 2,942 万 6 千円の計上です。同じく過年度事業の地方債償還にかかる利子でありまして、こちらは前年度より 13 万 9 千円の減額計上でございます。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上でございます。

予算書 24 ページに戻っていただきます。24 ページの説明をさせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 22 年度から 27 年度までの 6 年間となります。

以上で農業集落排水処理事業特別会計についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 24 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本予算につきましても事業概要を説明させていただきます。

個別排水処理事業につきましては、事業開始から 7 年度目となります。これまで 6 年間で 184 基の施設整備を行い、ご利用いただいているところでございます。本事業につきましては、これまで地区単位での整備を基本に事業を行ってきたところでありますが、これらにつきましては今後も継続してまいります。平成 22 年度事業からはフリー枠での整備も併せて実施することしました。

このフリー枠整備と申しますのは、住宅の新築等により地区単位での整備を待てない人を救うための措置でありまして、設置基数の 2 割程度を配分していきたいと考えているところであります。

なお、22 年度の整備計画であります。地区単位整備として奥川中央地区に 20 基、松尾地区に 7 基、フリー枠で 8 基、合計 35 基の整備を行う予定でございます。これにより、

設置基数の累計は 219 基となります。全体計画は 800 基としておりますので、事業進捗率は 27.4%となる見込みでございます。

それでは予算書の説明に入ります。25 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,208 万 4 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 178 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 852 万 4 千円の計上です。使用戸数の増加により前年度に比較し 151 万 4 千円増で計上いたしました。

2 項 1 目下水道登録手数料 5 万 2 千円の計上です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目循環型社会形成推進交付金 1,333 万円の計上です。浄化槽 35 基整備にかかる交付金で、整備事業費の 3 分の 1 が国から交付されます。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金 289 万 8 千円の計上です。整備事業費の 7.5%が県から補助されます。

179 ページをご覧いただきたいと思います。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,657 万 3 千円の計上です。不足財源を一般会計から繰入いただいております。設置基数の増、職員人件費を新たにを計上したこと等から、対前年比 1,103 万 1 千円増の計上となりました。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。

6 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、存目 1 千円の計上です。

2 項 1 目弁償金、これも存目 1 千円の計上です。

2 項 2 目消費税還付金 50 万 5 千円の計上です。21 年度にかかる消費税還付金の見込み額でございます。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債 1,970 万円の計上です。これは 21 年度工事に係る下水道事業債です。

159 ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1,816 万 2 千円の計上です。これは、処理施設の管理運営にかかる経費でございます。管理する処理施設数が増加したこと、職員 1 名分の人件費を貼り付けたことなどから、前年に比較し 936 万 2 千円増の予算編成となりました。職員人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 113 万 2 千円、12 節の役務費では浄化槽法定

検査手数料 125 万 4 千円、保守点検・清掃手数料 305 万 7 千円、汚泥処理手数料 348 万 5 千円、19 節負担金補助金および交付金では宅内配管工事費利子補給補助金 111 万 1 千円などが大きな金額の計上となっているところでございます。

182 ページをご覧いただきたいと思います。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 4,109 万 2 千円の計上です。これは、処理施設設置事業にかかる経費でございます。22 年度は 35 基の施設整備を計画しました。前年当初は 15 基の計上でありましたことから 1,761 万円と大幅増の計上でございます。

補助事業実施に係る必要事務費と工事請負費 3,969 万円が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金 85 万 1 千円、これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金です。事業 6 年目となり本年度からは元金の償還が始まりましたことから、前年度比 76 万 6 千円の増となりました。

183 ページをご覧いただきたいと思います。

1 項 2 目利子 187 万 9 千円、前年度比 26 万 7 千円増の計上です。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。

予算書 28 ページに戻って説明させていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 22 年度から 27 年度までの 6 年間となります。

第 3 表地方債の説明をさせていただきます。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、1,970 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で個別排水処理事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議にします。(14 時 34 分)

○議長 再開します。(14 時 50 分)

議案第 25 号から議案第 28 号までの説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 25 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の 29 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 20 年 4 月から老人保健制度に代わる新たな医療制度として後期高齢者医療制度が開始され、移行したことにより歳出では過年度分の医療給付費の精算分と、歳入では国県等の負担割合により積算し調製したところがございます。

なお、本特別会計は制度が移行しても平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間は過年度分の医療給付費精算のため継続して設置することになっておりますので、22 年度が最終年度となります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

事項別明細書の 194 ページをご覧くださいと思います。はじめに歳入であります。

1 款支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金 32 万 2 千円。社会保険診療報酬支払基金からの医療費に対する交付金であります。

2 目審査支払手数料交付金 1 万 1 千円。同じく支払基金からの審査支払手数料に対する交付金です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目医療費負担金 21 万 5 千円。公費のうち国の負担金であります。

3 款県支出金、1 項 1 目県負担金 5 万 4 千円。県の負担金であります。

195 ページをご覧くださいと思います。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5 万 4 千円。町の負担分であります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の存目でございます。

6 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円。

2 項雑入、1 目返納金 1 千円、いずれも在目であります。

196 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1 款医療諸費、1 項 1 目医療給付費 31 万 6 千円。過年度分の過誤調整分を計上したところであります。

2 目医療費支給費 32 万 5 千円、高額医療費に係る支給費であります。

3 目審査支払手数料 1 万円、レセプトの審査手数料として連合会や支払基金に支払う手数料であります。

2 款諸支出金、1 項 1 目償還金 6 千円、2 項 1 目一般会計繰出金 3 千円、いずれも前年度の精算に係る所要額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 26 号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の 32 ページをご覧くださいと思います。

はじめに本予算案の概要について申し上げます。

老人保健制度に代わる新たな医療制度として平成 20 年 4 月に開始されました後期高齢者医療制度は 3 年目を迎えます。

平成 20 年度の制度開始時からこの制度に関するさまざまな見直しが行われておりますが、平成 22 年度においても低所得者のかたに対する保険料の軽減など被保険者の負担軽減制度が継続して行われます。

保険料は、被保険者一人一人に賦課されます均等割と、被保険者の所得額に応じて賦課されます所得割により算定されますが、この均等割の額と所得割の率は 2 年ごとに見直されることになっており、平成 22 年度は見直しの年です。

保険料の算定にあたりましては、医療費の伸びや所得の状況、さらに前年度からの繰越金や基金からの繰入金等により、福島県後期高齢者医療広域連合の議会で決定されることになっております。

平成 22 年度、23 年度の保険料は均等割が現行の 4 万円に据え置かれ、所得割の率が現行の 7.45%から 0.15 ポイント上昇し 7.60%になることが、去る 2 月 25 日に開催されました福島県後期高齢者医療広域連合議会の第 1 回議会定例会で可決されたところでございます。

保険料の上昇の主な原因といたしましては、1 人当たり医療給付費の伸びや後期高齢者負担率の上昇等によるものでありますが、保険料の上昇を抑えるために、繰越金と基金から合わせて 43 億円を繰入することにより上昇幅を抑えた保険料となったところであります。

個人ごとの年間保険料は 7 月に行なう本算定により決定されますが、均等割が据え置かれたことにより、県内の約 70%、町内の約 85%の方の保険料は前年と変わらないとの試算がされております。

なお、今回ご提案いたします平成 22 年度の当初予算案につきましては、広域連合議会での保険料及び率の議決が去る 2 月 25 日であったことから当初予算の編成時には間に合わなかったため、広域連合で試算として示した額及び率により編成したところであります。

なお、決定された額は広域連合では均等割で 4 万円ですが、本予算編成時では 1,100 円高い、均等割 4 万 1,100 円、所得割は決定されたパーセテージは 7.6%ですが、0.16 ポイント高い 7.76%で積算したところであります。

そのため、決定されました均等割額及び所得割率と乖離がありますが、年度内の補正予算によって対応したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

以上の内容により調製したところ、平成 22 年度の予算総額は歳入歳出それぞれ 1 億 1,621 万 8 千円となり、平成 21 年度当初予算と比較しまして 4,104 千円、率にして 3.7%の増額となったところであります。なお、被保険者数は、広域連合試算でございますが、2,200 人を見込んでおります。

それでは、32 ページをご覧くださいと思います。

平成 22 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,621 万 8 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書の 199 ページをご覧くださいと思います。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 5,261 万 8 千円です。これは、保険料のうち年金からの特別徴収分であります。

2 目普通徴収保険料 1,684 万 6 千円であります。これは、納入通知書や口座振替による保険料収入であります。

この保険料につきましては、先ほどご説明いたしましたように、予算編成時点で広域連合から案として示されました額により算定しておりますので、決定されました保険料額、率とは乖離がございますのでご理解をいただきたいと思います。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 230 万円。これは、電算処理システムの保守管理等経費、また保険料徴収にかかる事務費などに対する一般会計からの繰入金であります。

2 目保険基盤安定繰入金 3,876 万円、保険料の軽減措置分にかかる繰入れであります。

3 目健康診査事業繰入金 167 万 8 千円、各保険者が被保険者の基本健診を行うこととなりますが、町では無料で基本健診を実施することにしておりますので、その基本健診にかかる個人負担分と事務費の繰入金であります。

3 款諸収入、1 項 1 目延滞金 1 千円、2 目過料 1 千円の存目であります。

次、200 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目町預金利子 1 千円の存目であります。

3 項 1 目健康診査受託事業収入 401 万 1 千円。これは、基本健診を広域連合から委託を受け町が実施するため、広域連合からの受託事業収入であります。

4 項雑入、1 目雑入 1 千円の存目であります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の存目であります。

次に、201 ページであります、歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 187 万 7 千円。電算処理システムの保守管理委託料などにかかる事務費であります。

2 項 1 目徴収費 42 万 4 千円、保険料の徴収にかかる経費であります。

202 ページをご覧ください。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 385 万 3 千円。被保険者の健康診査にかかる委託料であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 956 万 4 千円。この内訳でございますが、徴収した保険料が 6,896 万 6 千円、保険料軽減分として保険基盤安定負担金が 3,876 万円、健康診査分として 183 万 8 千円であります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 50 万円。過年度収納分にかかる還付金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 27 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の 35 ページをご覧くださいと思います。

予算の説明に入る前に、予算編成にあたっての概要を申し上げます。

平成 22 年度の国保事業の運営につきましては、今日の急速な高齢化の進展による医療費の増嵩や依然として続く景気の低迷などの社会経済情勢、さらには医療制度改革に伴う状況等を踏まえて、適正な事業運営と中期的な展望により、健全な財政運営に努めていくこととしております。

そのため、国保制度運営の根幹でございます国保税の収納率の向上対策及び医療費の適正化対策の継続実施など、収支両面にわたる対策と町民の健康保持増進を図るため特定健診及び特定保健指導をはじめとした保健事業を積極的に実施してまいります。

このようなことを踏まえ、平成 22 年度の予算編成にあたりました。事業勘定におきま

しては、国の編成方針を基本としながらも、過去の実績や医療費の動向など、十分に勘案し調製したところであります。また、平成 22 年度からの次期の第 4 期国保財政計画では昨今の経済状況や支払準備基金の残高を勘案し、3 カ年計画といたしまして、毎年、支払準備基金から 2,000 万円を繰入し税負担の軽減を図ってまいることといたします。

また、診療施設勘定におきましては、一般会計から、これまでの起債償還分のほか、新たに診療所の安定した運営と地域医療の充実にのため、2,000 万円を繰入いたしました。

その結果、事業勘定については、歳入歳出予算の総額は 10 億 1,194 万 2 千円となったところございまして、平成 21 年度の当初予算と比較して、率にして 0.5% の増となりました。

被保険者数は、一般と退被保険者合計で 2,652 人となり、平成 21 年度と比較し、45 人の減と見込みました。

また、施設勘定では、歳入歳出予算の総額は 4 億 5,594 万 4 千円となり、平成 21 年度と比較いたしまして、率にして 3.2% の減額予算となったところであります。

それでは、予算書の 35 ページをご覧くださいと思います。

平成 22 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 1,194 万 2 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 5,594 万 4 千円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書 205 ページをご覧くださいと思います。事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 2 億 1,601 万 9 千円であります。これは昨年 4 月から 10 月までの医療費をもとに算出したところであります。

なお、22 年度の国保税額につきましては、平成 21 年度の決算状況や医療費の動向を見ながら平成 22 年度の本算定により決定することになります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税 1,252 万 6 千円であります。

206 ページをご覧くださいと思います。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務手数料及び 2 目督促手数料 1 千円であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 1 億 7,800 万 8 千円であります。療養給

付費等に係る国の34%の定率負担金であります。

2目高額医療費共同事業負担金 536万8千円、3目特定健康診査等負担金 141万円ですが、特定健康診査等にかかる国庫負担分であります。

2項1目財政調整交付金 7,311万円、2目介護従事者処遇改善臨時交付金 41万6千円であります。これは2号被保険者の減税財源が交付されたものです。

3目出産育児一時金 12万円、4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金 1,373万7千円であります。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金 2億3,535万7千円、これは各医療保険者の前期高齢者の加入割合に応じて交付されるものであります。本町は前期高齢者、65歳から74歳までの加入割合が高いことから平均より多く交付されるものであります。

6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金 536万8千円です。

2目特定健康診査等負担金 141万円、これは県の負担金であります。

208ページをご覧くださいと思います。2項1目県財政調整交付金 3,141万2千円。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金 2,300万円、2目保険財政共同安定化事業交付金 1億2,206万6千円です。

8款財産収入、1項1目利子及び配当金 20万8千円であります。これは支払準備基金利子と高額療養費支払資金貸付基金利子です。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金 7,239万6千円ですが、人件費のほか国保が行う特定健診等に係る費用のうち、被保険者の自己負担分 698万5千円及び、子育て医療費サポート事業国保加入者の医療費 380万円も全額一般会計から繰入れすることとして予算計上しております。

2項1目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 2,000万円、これは先ほども申し上げましたように、国保税の減税財源として充当するために、支払準備基金より繰り入れするものであります

210ページをご覧くださいと思います。

10款繰越金、1項1目療養給付費等交付金繰越金及び2目その他繰越金は1千円の存目であります。

11款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金及び2目の退職被保険者等延滞金についても1千円の存目であります。2項1目町預金利子 1千円の存目であります。

3項1目一般被保険者第三者納付金から4目退職被保険者等返納金までについても1千円の存目であります。

次に、212ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費 2,687万3千円ですが、職員の人件費及び事務費等であります。2目連合会負担金 136万3千円であります。2項1目賦課徴収費 371万7千円。

214ページをご覧くださいと思います。

2目滞納処分費 2千円。3項1目運営協議会費 45万1千円であります。国保運営協議会委員の報酬や旅費等であります。3項1目趣旨普及費 14万7千円です。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費 5億6,400万円ですが、これ

は平成 21 年 4 月診療分から 10 月診療分までの医療費動向を勘案し月額 4,700 万円と見込み、所要額を計上したところであります。21 年度の本算定に比べますと月額で 50 万円、年額で 600 万円の減額となっております。

2 目退職被保険者等療養給付費 1,920 万円であります。これも同じく医療費動向を勘案して編成したものでありまして、月額 160 万円と見込んだところであります。

3 目一般被保険者療養費 114 万円です。4 目退職被保険者等療養費 12 万円、5 目審査支払手数料 205 万 4 千円です。

216 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費 6,600 万円であります。これも平成 21 年の医療費動向を勘案し月額 550 万円と見込んだところであります。2 目退職被保険者等高額療養費 144 万円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費 20 万円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費 10 万円であります。3 項 1 目一般被保険者移送費 10 万円、2 目退職被保険者等移送費 10 万円であります。

4 項 1 目出産育児一時金 252 万 2 千円ありますが、6 件の支給を見込みました。4 項 1 目葬祭費 100 万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 1 億 1,061 万 5 千円でありまして、これは支払基金から示される額であります。2 目後期高齢者関係事務費拠出金 3 万 6 千円です。

218 ページをご覧くださいと思います。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 34 万 5 千円、2 目前期高齢者関係事務費拠出金 1 万 6 千円であります。

5 款老人保健拠出金、1 項 1 目老人保健医療費拠出金 10 万円、2 目老人保健事務費拠出金 1 万 5 千円であります。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 4,817 万 4 千円であります。これも 2 号被保険者として支払基金から額が示されるものです。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 2,147 万 5 千円であります。これは 1 件 80 万円以上の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 2,331 万 3 千円であります。これは 30 万円から 80 万円未満の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 980 万 5 千円ありますが、町国保が行います特定健康診査等にかかる費用であります。

220 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目保健衛生普及費 2 万 7 千円、2 目疾病予防費 266 万 3 千円であります。これは保健事業にかかるものです。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 20 万 8 千円であります。支払準備基金への積立であります。

10 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 117 万円であります。2 目退職被保険者等保険税還付金 10 万円です。

次、222 ページをご覧くださいと思います。

3目償還金1千円です。

2項1目診療施設勘定繰入金 305 万円であります。これは奥川・新郷診療所に係る運営費と医療用器械器具の購入に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰出すものであります。

11 款予備費、1 項1 目予備費 30 万円です。

次に、231 ページをご覧くださいと思います。診療施設勘定です。

はじめに歳入であります。1 款診療収入、1 項1 目国民健康保険診療報酬収入 7,697 万6 千円であります。2 目社会保険診療報酬収入 4,494 万1 千円です。3 目老人保健診療報酬収入1 千円の存目であります。4 目後期高齢者医療診療収入1 億 9,221 万5 千円です。5 目一部負担金収入 5,478 万5 千円、6 目その他の診療報酬収入 1,020 万1 千円です。

これら合計で3 億 7,911 万9 千円を見込みました。2 項1 目諸検査等収入 2,796 万5 千円ではありますが、各種検診等収入であります。

232 ページをご覧くださいと思います。

2 款使用料及び手数料、1 項1 目文書料 165 万6 千円、これは診断書料等の収入であります。

3 款財産収入、1 項1 目物品売払収入1 千円の存目であります。

4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 3,636 万8 千円であります。内訳であります。医療機器購入にかかる起債償還分で 1320 万8 千円、産休代替賃金として 166 万3 千円、施設修繕費 149 万7 千円、今年新たに運営費として 2,000 万円の繰り入れでございます。

2 項1 目事業勘定繰入金 305 万円であります。

5 款繰越金、1 項1 目繰越金1 千円の存目であります。

6 款諸収入、1 項1 目特別養護老人ホーム診療業務受託収入 505 万4 千円であります。2 項1 目雑入 33 万円ではありますが、医師住宅の電気料や電話料などであります。

7 款町債、1 項1 目過疎対策事業債 240 万円、これは群岡診療所の大腸ファイバースコープ整備に充当するもので過疎対策事業債を予定しております。

次に、234 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費 2 億 1,152 万7 千円ではありますが、職員の人件費、医師の委託料、事務費などであります。なお、今年も新たに医師1 名分の人件費も計上しているところでございます。

次に、236 ページをご覧くださいと思います。

2 目連合会負担金 31 万3 千円、次に、2 項1 目研究研修費 130 万4 千円であります。

2 款医業費、1 項1 目医療用機械器具費 1,840 万1 千円ではありますが、医療用機械器具購入費は、先ほど申し上げました群岡診療所の大腸ファイバースコープであります。

2 目医療用消耗機材費 1,946 万1 千円、これは医療用消耗品費や各種検査等の委託料であります。

次に、238 ページをご覧くださいと思います。

3 目医薬品衛生材料費 1 億 9,167 万7 千円ではありますが、医薬品費であります。今年度はレセプトコンピューターの導入によりまして、医薬品の適正な管理運営を行ってまいり所存であります。

3 款諸支出金、1 項 1 目老人保健診療報酬返還金 5 万円であります。

4 款公債費、1 項 1 目元金 1,053 万 2 千円であります。地方債償還金の元金であります。2 目利子 267 万 7 千円、同じく償還の利子であります。

5 款予備費、1 項 1 目予備費 2 千円であります。

次に、申し訳ありませんが、もう一度予算書の 42 ページに戻っていただきたいと思っております。

第 2 表地方債、これは群岡診療所の大腸ファイバースコープ整備に伴う地方債であります。起債の目的は過疎対策事業費、限度額 240 万円、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で国保の特別会計について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 28 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書は 43 ページであります。

はじめに概要について申し上げます。

平成 22 年度は、平成 21 年度から 23 年度までの第 4 期介護保険事業計画の 2 年目であります。

本町では、平成 15 年度から健康寿命延伸事業により介護予防に取り組むとともに、地域包括支援センターや保健センターの機能の充実によりまして、介護予防が徐々に定着してきており、要介護認定率が平成 20 年度実績で県及び会津平均を下回るなど一定の効果がみられることは、介護予防事業の成果であると考えられます。参考まで認定率でございますが、県は 16%、会津は 16.9%、本町は 14.8%であります。

しかし、高齢化率の上昇とともに発生率の高い 75 歳以上の後期高齢者が増加していることによる要介護認定者の増加や、既に認定されているかたの介護度の重度化が進む傾向にあるため、また平成 21 年度からの介護報酬改定もあり保険給付費は増加しております。

平成 22 年度の予算の編成にあたりましては、この第 4 期事業計画において定める保険給付費等に初年度の実績見込みを勘案し調整して計上いたしました。

歳入につきましては、国県及び町負担金などは、介護給付費に対しまして定められた負担率、いわゆるルール分により見込み、また、介護給付費準備基金及び介護保険臨時特例基金から繰入し第 1 号被保険者保険料につきましては軽減を図ったところでございます。

なお、被保険者数は前年度より 16 人増の 3,247 人を見込んでおります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 3,073 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

249 ページをご覧くださいと思います。歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 2,877 万 9 千円。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 4,935 万円。国の負担分であります。2 項国庫補助金、1 目調整交付金 8,878 万 7 千円、これは介護給付費財政調整交付金等があります。国では 5 % が標準ですが、本町は高齢化率等が高いために倍の 10% 程度が国から来るようになっております。その分は被保険者の保険料の軽減になっております。

2 目地域支援事業交付金、介護予防 369 万 6 千円、3 目地域支援事業交付金、包括的支援事業及び任意事業 428 万 8 千円です。

250 ページをご覧くださいと思います。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 2 億 6,294 万 3 千円、社会保険診療報酬支払基金から来る分でございます。2 目地域支援事業支援交付金 443 万 4 千円、介護予防事業にかかる分であります。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 3,550 万 4 千円、介護給付費にかかる県の負担分であります。

2 項 1 目地域支援事業交付金、介護予防事業 184 万 7 千円、2 目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業 214 万 4 千円であります。これも県の負担分であります。

251 ページをご覧くださいと思います。

5 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 3 万 4 千円、これは基金の預金利子であります。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 1 億 955 万 9 千円、これは介護給付費の町の負担分です。2 目地域支援事業繰入金、介護予防事業にかかる 184 万 7 千円、3 目、同じく地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業で 214 万 4 千円、これも町の負担分であります。

4 目その他一般会計繰入金 2,820 万 1 千円は、これは職員の給与及び事務費等にかかる繰入金であります。

252 ページをご覧くださいと思います。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 531 万 6 千円、これは第 3 期介護保険事業計画期間、いわゆる平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間で積み立てた介護給付費準備基金を 2,000 万円取り崩し、第 4 期の 1 号被保険者保険料の軽減に充てるものでございまして、3 年間に分けて取り崩すこととしております。今年度は 531 万 6 千円という額でございまして。

2 目介護保険臨時特例基金繰入金 186 万 4 千円、これは介護報酬の改定に伴う第 4 期介護保険料の上昇分に対する国の助成であり、2 年目であります。今年度で終わりです。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円、8 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円は存目であります。

次に、253 ページの歳出をご覧くださいと思います。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1,706 万 5 千円、職員の人件費と事務費等であります。

254 ページをご覧ください。2 項徴収費、1 目賦課徴収費 29 万 7 千円、保険料徴収にかかる経費であります。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 411 万 2 千円、これは広域でやってます介護認定審査会に係る広域負担金であります。2 目認定調査等費 686 万円、これは認定調査にかかる経費であります。

4 項 1 目趣旨普及費 1 万 3 千円、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費であります。これは要介護 1 から 5 までの介護認定者等にかかる介護サービス給付費であります。

1 目居宅介護サービス給付費、ホームヘルパー、デイ等であります。2 億 4,006 万 9 千円、2 目地域密着型介護サービス給付費 3,547 万 7 千円、主にグループホームの経費であります。

256 ページであります。3 目施設介護サービス給付費 4 億 7,822 万 6 千円、いわゆる施設介護を受けてるかたへ給付するサービス費であります。4 目居宅介護福祉用具購入費 51 万 4 千円、5 目居宅介護住宅改修費 82 万 3 千円、6 目居宅介護サービス計画給付費 2,951 万 3 千円であります。これら全体で、前年度と比較して 2,956 万 1 千円の増額であります。

2 項介護予防サービス費、これらは要支援 1・2 の介護認定者にかかる介護予防サービス等給付費であります。1 目介護予防サービス給付費 2,551 万 6 千円、2 目地域密着型介護予防サービス給付費 130 万円、3 目介護予防福祉用具購入費 26 万 8 千円、4 目介護予防住宅改修費 62 万 3 千円、5 目介護予防サービス計画給付費 310 万 4 千円であります。

3 項 1 目審査支払手数料 89 万 9 千円、これは介護給付等請求の審査支払手数料であります。4 項 1 目高額介護サービス費 1,926 万 8 千円。

次、258 ページであります。

2 目高額介護予防サービス費 5 万円であります。これらは 1 割の自己負担分を、所得に応じて軽減する際支出する費用であります。5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 10 万円、2 目高額医療合算介護予防サービス費 5 万円、これは自己負担額が医療と合算して著しく高額となる場合に、所得等に応じて軽減を図るものであります。6 項 1 目特定入所者介護サービス費 4,057 万 7 千円、2 目特定入所者介護予防サービス費 10 万円。これは、低所得利用者の食事、施設に入っているかたが多いんですが、食事・居住費等の保険給付分であります。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 3 万 3 千円、2 目介護保険臨時特例基金積立金 1 千円、基金利子であります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費 627 万 2 千円、特定高齢者の生活機能評価や機能回復訓練等介護予防事業の委託料であります。

次、260 ページであります。2 目介護予防一般高齢者施策事業費 818 万 8 千円、一般の高齢者に対する介護予防の普及啓発、食生活改善推進員・健康運動推進員の育成などにかかるものであります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費 504 万円、2 目権利擁護事業費 42 万円、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 420 万円、4 目任意事業費 138 万円であります。これは、地域包括支援センターへの委託業務であります。被保険者

の保険料及び国県の交付金、そして町の負担金が財源となっております。

5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費 5 万円。これは地域包括支援センター運営協議会開催にかかる報償金等で、これは一般会計からの繰入金を財源となっております。

262 ページであります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 33 万円、これは被保険者の死亡・精算、死亡人などによる精算による過年度分保険料の還付金であります。

7 款予備費、1 項 1 目予備費 1 千円の存目であります。

以上で、議案第 25 号から議案第 28 号までの説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 29 号及び議案第 30 号の説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 29 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

46 ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに本事業の概要を説明させていただきます。本事業の概要を説明させていただきます。本特別会計では、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、計 10 施設の管理運営を行っております。21 年度 12 月の給水件数は 764 件でありまして、約 1,540 人、町民 20%のかたに飲料水供給を行っております。

この簡易水道会計にありましては、給水件数・給水人口とも過疎化等の影響から年々減少しております。使用料等の施設管理運営のための自主財源が年々減少しておりまして、状況であります。一方施設の老朽化は年々進んでおりまして、一般会計に依存する割合が高くなってきているところでございます。

それでは、予算書を説明させていただきます。

平成 22 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,037 万 3 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

271 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 2,830 万円の計上です。前段で申し上げましたように、給水人口の減少により、前年度に比較し 105 万 5 千円、率にして 4.5%減で計上させていただきました。

2 項 1 目手数料 5 千円の計上です。これは、消火演習立会・給水工事設計審査手数料の見込み額です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5,906 万 9 千円の計上です。不足する財源を一般会計から繰入していただいております。公債費が減少しましたことから、前年度比 623 万 4 千円の減額となりました。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。

272 ページをご覧くださいと思います。

4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、存目 1 千円の計上です。2 項 1 目給水装置受託工事収入 100 万円の計上です。これは、給水工事の受託工事が生じた場合に対処するための計上でございます。3 項 1 目弁償金ですが、存目 1 千円の計上です。3 項 2 目雑入 150 万円の計上です。中山間総合整備事業において、集落道滑沢北 2 号線の整備工事が計画されております。これは水道管移設工事にかかる県の補償金でございます。

273 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 3,263 万 1 千円の計上です。これは、給水施設の管理運営にかかる経費であります。水道移設工事費の増加により、前年度に比較し 380 万 8 千円の増額計上となりました。

職員 1 名分の人件費計上のほか、11 節の光熱水費 288 万円、修繕料 229 万円、12 節の電話専用回線使用料 209 万 7 千円、水質検査手数料 823 万円、15 節の水道移設工事費 300 万円が大きな金額の計上となっております。

275 ページをご覧くださいと思います。

2 款公債費、1 項 1 目元金 3,932 万 6 千円、同じく 1 項 2 目利子 1,831 万 9 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金と利子でありまして、前年度に比較し、合計で 959 万 6 千円の減額計上です。新たな施設整備を実施しておりませんので、公債費につきましては年々減少となっております。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上でございます。以上で簡易水道等事業特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第 30 号、平成 22 年度西会津町水道会計予算について説明を申し上げます。

予算書 49 ページをご覧くださいと思います。

予算書の説明に先立ち、水道事業の概要説明をさせていただきます。

本事業では、安座・塩喰地区を除く野沢地区全域、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区の全域、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原地区、上野尻・下野尻・端村地区の 37 自治区に飲料水供給を行っております。現在の給水件数は 1,653 件でございまして、人口にしますと、約 4,300 人、町民約 54%のかたの飲料水をまかなっていることになります。給水の動向であります、下水道の普及等に合わせ、新たに給水を申し込むかたもありますが、一方人口の減少が進んでいることにより給水人口や給水量につきましては横ばいといった状況にあります。

一方、小島浄水場や、配水管の老朽化が進行していることに加えて、小島地区の浄水場が設置から 12 年が経過し、機械機器の更新や、ろ過砂の 1 回目の更新時期が到来したことで等により、維持管理費用は年々増加している状況でございます。

なお、本町水道会計は小島浄水場の整備や下谷地区拡張工事等大規模な施設整備事業を繰り返し実施してきました。近年に至り公債費の償還額が大きく膨れ上がり、内部留保資金は年々減少しており財政状況が悪化しております。したがって、本会計で支出してまいりました 3 人分の人件費を 2 人分に削減するとともに、資本的収支予算にも一般会計

繰入金を注入いただくなど、本年度から財政の健全化に向けた取り組みを開始したところ
であります。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。

(総則)

第1条、平成22年度西会津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

給水件数は1,670件です。年間総給水量は47万立方メートルでございます。一日平均
給水量は1,288立方メートルとなります。主要な建設改良事業としましては、施設改良事
業費776万2千円、配水管布設事業費516万円を予定いたしました。

(収益的收入及び支出)

第3条、収益的收入及び支の予定額は、次のとおり定める。

まず収入でございます。

第1款水道事業収益1億4,738万6千円の計上です。その内訳であります、第1項営
業収益1億310万2千円、第2項営業外収益4,428万4千円の計上です。

次に支出です。第1款水道事業費1億4,738万6千円の計上です。その内訳でありま
すが、第1項営業費用1億233万8千円、第2項営業外費用4,487万1千円、第3項特別損
失1千円、第4項予備費17万6千円の計上でございます。

(資本的收入及び支出)

第4条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的收入額が資本的支
出額に対し不足する7,026万3千円は、減債積立金600万円、建設改良積立金1,609万9
千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2万4千円及び当年度分損益勘定留保資金
4,814万円で補てんするものとする。)

まず、収入です。第1款資本的收入1,250万円の計上であります。その内訳でありま
すが、第1項補助金同額1,250万円の計上です。

50ページをご覧いただきたいと思います。

次に、支出でございます。第1款資本的支出8,276万3千円の計上です。その内訳であ
りますが、第1項建設改良費1,300万2千円、第2項企業債償還金6,976万1千円の計上
です。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費でございます。2,099万7千円であります。

(他会計からの補助金)

第6条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を
受ける金額は5,670万円とする。

(たな卸資産の購入限度額)

第7条、たな卸資産の購入限度額は20万円と定める。

詳細につきましては、水道事業会計予算実施計画にて説明させていただきます。283 ペ

ージをご覧くださいと思います。

まず、収益的収入及び支出の中の収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 1 億 100 万円の計上です。前年度比 42 万 5 千円減の計上です。

2 目受託工事収益 200 万円の計上です。これは給水装置工事受託金の見込み額です。

3 目その他の営業収益 10 万 2 千円の計上です。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 5 万 4 千円の計上です。

2 目他会計補助金 4,420 万円の計上です。

3 目雑収益 3 万円の計上です。

284 ページをご覧くださいと思います。次は支出でございます。

1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、これは浄水場にて飲料水を作るために要する経費でございまして 3,380 万 7 千円の計上です。修繕費等の増により前年度比 222 万 5 千円増となりました。職員 1 名の人件費を計上したほか、委託職員を含めた作業賃金、浄水施設修の修繕費、電力料金、薬品費などが大きな金額を占めております。

2 目配水及び給水費、これは浄水場で作った水の送水に要する経費でございまして 852 万 2 千円の計上です。昨年度までこちらにも職員 1 名の人件費を計上していましたが、本年度からは削除させていただきました。したがって、前年度比 857 万 2 千円の減額計上となりました。水質検査手数料、配水施設修繕費等が大きな金額を占めております。

3 目受託工事費 200 万円計上です。これは給水装置受託工事に対処するための計上です。

4 目総係費、これは水道事業の事務処理に要する費用でありまして 999 万 9 千円の計上です。人件費の減少により対前年比 314 万 4 千円の減額計上となりました。

286 ページをご覧くださいと思います。

5 目減価償却費、これは水道事業施設の有形固定資産の減価償却費で 4,789 万円の計上でございます。

6 目資産減耗費ですが、固定資産除却費として 2 万円の計上でございます。

7 目その他の営業費用につきましては、10 万円の計上です。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費ですが、企業債償還利子でありまして、4,225 万 1 千円の計上です。

2 目消費税及び地方消費税ですが、試算により 230 万円を計上しました。

3 目雑支出ですが、32 万円の計上です。特定収入仮払消費税に要する費用です。

3 項特別損失、1 目未収金不納欠損ですが、存目 1 千円の計上です。

4 項予備費、1 目予備費、不測の事態に備え 17 万 6 千円を計上しました。

288 ページをご覧くださいと思います。

資本的収入及び支出です。まず収入です。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目 1,250 万円の計上です。一般会計からの繰入金 1,060 万円と町道改良工事及び下水道工事实施に伴う負担金 190 万円の計上です。

次に支出でございます。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費 8 万円の計上です。これは、量水器購入費用です。

3 目施設改良費 776 万 2 千円の計上です。小島浄水場の取水ポンプ入れ替え等の工事費

を計上しました。

4目配水管布設費 516 万円の計上です。これは町道森野樋ノ口線改良工事芝草新田地内下水道工事と合わせて実施する配水管更新にかかる工事請負費です。

2項企業債償還金、1目企業債償還金 6,976 万 1 千円の計上です。これは企業債元金の償還額です。

282 ページの水道事業会計資金計画以降の説明は省略をさせていただきます。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

これで全予算の説明を終了しました。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本日の日程はただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。(15時57分)

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月25日（木）

開 議 10時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	11 番	長谷沼 清 吉
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	12 番	長谷川 徳 喜
3 番	青 木 照 夫	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
4 番	荒 海 清 隆	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
5 番	清 野 佐 一	10 番	大 沼 洋 平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
地域整備課長	杉 原 徳 夫	農業委員会事務局長	新 田 新 也

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第14号）

平成22年3月25日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第18号 | 平成22年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第19号 | 平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第20号 | 平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第21号 | 平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第22号 | 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第23号 | 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第24号 | 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第25号 | 平成22年度西会津町老人保健特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第26号 | 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第27号 | 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第28号 | 平成22年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第29号 | 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第30号 | 平成22年度西会津町水道事業会計予算 |

散 会

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。12 番、長谷川徳喜君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

申し上げます。議案第 18 号から議案第 30 号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、そのあと款ごとに質疑を行います。特別会計については 1 議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行いますが、会議規則第 52 条で定めておりますように、議事内容の不明な点や疑問点を問いただすものでありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 18 号、平成 22 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは総括のトップバーターをさせていただきます。

22 年度予算が成立すればこの予算で執行されるわけでありますが、町の予算だけが町の経済を潤すわけではありませんし、国県とのかかわりあいもあるわけでありまして、国や県の事業や施策で西会津に大きく影響するような事業があるかないか、そういう情報をつかんでおるかないかということ、特に 15 分道路の樟山のバイパスはどのような進展になっておるかということをお聞かせいただきたいと思いますし、また歳入の関係で国有資産等所在市町村交付金 246 万 9 千円とありますが、これは国有地の関係だと思いますが、そのほか県有地もありますし、例えば高速道路、東日本高速道路株式会社ですか、民間になりました。J R も民間になりました。郵便局も民間になりました。

こういうような、今挙げたようなことでどの程度西会津町の歳入に影響しておるのかを説明していただきたいと思います。

今回は当初予算で 5 年ぶりで 50 億円を突破したとのことであります。1 億 9,300 万円、3.9% の増ということであります。これは小泉改革がずっと続いていればとても考えられないようなことで、民主党政権に代わったためにこういうようなプラスの予算を組むことができたのかなと思っているわけであります。

それは課長の説明によりますと、一つは子ども手当、一つは携帯電話のエリア拡大だということであります。子ども手当は 9,412 万円ですか。ところがといいますか、児童手当、今までありますから、それを差し引くと実質 5,682 万円の増であります。これ、私の計算が大きく間違っていたら訂正していただきたいと思います。

それから携帯電話のエリア拡大は県から 4,253 万 3 千円入りますが、支出で 6,381 万 7 千円ということでありますから、全部プラスの要因ではないと。実質的にはこの二つで 7,810 万 4 千円プラスしております。

それと臨時財政対策債が昨年から比べて倍以上の 4 億 6,700 万円ですか、プラス 2 億 5,100 万円、これ、普通地方税が昨年から見れば 2 億 1,200 万円、この差が 3,900 万円プラスであります。普通地方交付税は固く見積もっておりますから、また修正でマイナスに

はならなくてプラスになっていく要素を含んでいると思っております。

この 3,900 万円をプラスしますと 1 億 1,710 万円余ものプラスになる。もう一方、一般会計から特別会計への繰り出しであります。今年度と比べて 22 年度は 5,300 万 8 千円のプラス。マイナスが 5,531 万 1 千円でこれも一般会計から特別会計への繰り出しが 527 万 3 千円少なくなっております。また、公債費、前年度と比べれば 2,388 万 7 千円が公債費での支出が少なくなっております。

合わせて、町長はマニフェストで 4,820 万円の節減をしておっしゃっています。高級黒塗り乗用車で年 1,205 万円マイナスだと。そういうのになぜ私が今までこの数字を言ったかという、なぜ、当初予算で財政調整基金から 6,000 万円もの取り崩しをしなくちゃならないかということです。何かあったときの基金を最初から 6,000 万円を取り崩すとはその理由が分からないからであります。

今申し上げましたように、財政的には本当に恵まれているんですよ。一般会計から特別会計への持ち出しも少ない。国から来る金も多い。いろんな節約といいますか、関係で、なぜ当初から 6,000 万円もの基金を組まなければこの予算が組めなかったのか、まずその理由をお知らせいただきたいわけであります。

本来基金というのは予測以外の災害だとか特別出費、そういうところに向けるべきであると私は思っておりますので、どうしても理解ができませんので、そこら辺を理解できるように説明をしていただきたい。というのも、今、今年が財政的に少し余裕ができたからといってこれがずっと続くかと。今問題になっておりますが、新しい小学校も建設しなければならない。10 年先、20 年先だなどという話も聞くわけですが、あるいは水道管の老朽化が進んで、これもしなくちゃならない。

そういうふうなことを考えるならば、こういう思いもかけない国や県からのお金が流れてきてるわけですから、財政調整基金を取り崩さないで予算を組むべきであった。本当に計画的に予算を組んだのかと言いたくなるわけであります。どういう理由で 6,000 万円もの当初から繰り入れしなくちゃならなかったかというのを説明していただきたい。

そういう意味では負担金補助金、委託料の支出基準はどう変ったのか。前年度すべてリセットして見直すと言っているわけでありまして、どのように見直しをしたのか、きつく見たのかゆるく見たのか、変わらなかったのかということでありまして。具体的に二つお尋ねをいたします。

まず一つは、グリーンツーリズム推進協議会への 90 万円の補助金を計上しております。この協議会の会員はいかほどでありましょうか。町とのかかわりはどうなっておりますか。この会の年間の予算額はいかがでありますか。また、会員がおられるわけでありまして、会費はどの程度でこの会を運営しておられるますか。

二つ目は創作和太鼓の 500 万円であります。これは一般質問でかなり議論をされました。なぜ今この予算を計上しなければならなかったかというのがひとつも理解できませんでした。実施計画では 1 年で 500 万円、2 年、3 年の計画はひとつもなし。これから 1,000 万円近くかそれ以上かかるかもしれない。そういうような具体的な計画がないのになぜ予算に上げたのか。こういう計画でまちづくり施策でいいのか。

具体性のない計画、創作和太鼓したいとするならば、調査費を上げて、30 万円か 50 万

円にとって、それで創作和太鼓のいろいろな問題点を調べて、そして具体的な計画を練って、そして提案しても何ら遅くないはずだと思っております。なぜそういうことをしないで突然ここに500万円計上したのか理解できませんので理解をできるような説明をしていたきたいと思います。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず私からは計画性と予算との関係についてご答弁を申し上げたいと思います。それは今ほど議員から発言のありました創作和太鼓の件についてであります。この件については、議員のおたかしである調査費を上げてから計上すべきではないかということですが、まさにこの500万円の中には調査費を含めて計上をされているということでご理解をいただきたいと思います。

そもそもこの内容については、一般質問等でも出ましたけれども、改めてこの事業の内容等についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、目的についてであります。これは他の市町村の多くが創作和太鼓に取り組んでおります。

（「答弁の最中ではありますが、一般質問でご答弁なされたことは理解しておりますので、それ以外でひとつご答弁いただければ幸いであります」との発言あり）

○町長 続けて申し上げます。したがって、この創作和太鼓の関係についてはなぜ取り上げたのかということについてご理解をいただければこの内容について十分理解と納得ができないというふうに考えておりますので、この議論については議題として上げておりますので、改めてご報告を申し上げたいと思っております。

この内容等についてこれから調査費をとって、その事業が本来どの程度になるかということも含めながら検討していく考えであります。

その具体的な対応については、財団法人日本太鼓連盟福島県支部というのがございます。現在、県下では49団体、会員数約3,000名ございます。会津地区においては猪苗代や山都、磐梯、喜多方、高郷、それぞれのところでこの創作和太鼓を行っているわけですが、なぜ、この予算化が必要なのかといいますと、例えばこの指導を行うにあたっては公認指導員、これは1級から3級ということですが、あるいはその資格を持っているかた、あるいは技術認定員、こういうかたもございますので、こうしたかたがたをお招きしながら指導を行うということであっても、やはり10万円、20万円はかかるであろうというこの対応の内容であります。

あるいはこれから具体的に会員を募り、そしてこれを立ち上げていく段階においてもこうした中において研修や、あるいはその他の予算上の問題を含めると、やはりどうしても予算に計上しなければならないということを含めながら今回の計上でございます。

すべて500万円がすべてであるかという、決して私はそうではないと。この範囲内でこうした事業内容について対応していく。そうしたことを取り上げながらこの創作和太鼓ということに取り組んでまいりたいということでもあります。

その他については担当課長より答弁をいたさせます。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　それではまず、平成 22 年度の予算編成にあたっての国、それから県
状況を若干申し上げますと、一昨日も議案説明の中でも申し上げたとおりでございますけ
れども、国においては政権交代に伴うマニフェストの実現ということで、95 兆円の概算要
求が出されたわけでございますけれども、その後事業仕分けによりまして最終的には平成
22 年度当初予算、昨日成立したようでございますけれども、92 兆円ということでござい
ます。

その財源を見ますと、国債が税収を上回っているということでございますので、国の財
政状況も極めて厳しいという状況判断に立ってございます。

また、県におきましても、現在財政構造改革プログラムということでこれに基づき歳入
歳出のそれぞれ精査をしながら予算の編成に取り組んでいるところでございますけれども、
20 年以降の長引く景気の低迷によりまして県税の収入自体も非常に下がっているという
ことでございますので、これらも含めて国県非常に厳しい状況であるというふうに考えて
おります。

こういった中で本町の 22 年度の予算編成にあたりましては、一番予算編成の中で重要
視いたしましたのは税収はもちろんでございますけれども、地方が一定の行政水準を保っ
ていくためには地方交付税がやはり重要な存在でございます。平成 22 年度は民主党連立
政権がいわゆる地域主権を掲げまして、地域のことは地域の皆さんでやっていただくとい
うような趣旨で地域主権を掲げてきたわけでございます。

それによりまして、今回交付税全体が、臨時財政対策債を含めまして全体で 17.3%とい
うことで過去最高の伸び率を示したということでございます。

しかしこの交付税の伸びが一昨日も申し上げましたけれども、イコール市町村に即当て
はまるわけではございません。本町においては平成 21 年に創設されました地域雇用創出
推進費の廃止、あるいは特例であります、地域活性化雇用等臨時特例費、これが増えるわ
けでありますけれども、一方で大きく減るということと、公債費の算入が大幅に減るとい
うような特殊要因もございますので、町としては普通交付税は算定した結果、結果的には
マイナスという算定になりました。

一方で国の本来地方交付税で来るべき部分を国の財政が厳しいという中で、地方と国が
その不足分を折半いたします臨時財政対策債、これについては非常に大きな伸びを示す
ということでございまして、結果的には 3,000 万円ほどのプラスということでもありますけ
れども、本町にとって交付税が非常にこの 2、3 年右肩上がりではありますけれども、今後
これが続くかということは保証できないということでもありますので、非常に厳しい中での
予算編成であるということでございます。

そういった中で財政調整基金を 6,000 万円取り崩した理由ということでございますけれ
ども、財政調整基金の性格につきましては、議員も先ほどおただしのように災害が発生し
たとき、あるいは特殊な財政事情が生じたとき、こういったときに活用するというのも大
きな目的でございます。

それからもう一つ大きな目的としましては、いわゆる年度間の財源調整を行うための基
金でもあるということでありまして、例年当初予算編成にあたりましてはこういった年度

間調整の中で、昨年、21年度は7,000万円、その前については1億円くらいまで下ろした経過もございますけれども、本年は厳しい財政状況の中で基金の残高も一定額確保しているという趣旨のもとに、昨年度よりは1,000万円少ない6,000万円で抑えたということでご理解をいただきたいと思います。

それから個別のご質問の中で国有資産等の市町村交付金のご質問がございました。ここには国有林野、営林署、林野庁で持っている国有林野、それから西会津高校の校長先生の宿舎、この分が国有資産等の交付金として算入されておりまして、議員からおただしのありました高速道路、あるいは郵便局、そういったものについてはここには入っていないということでございます。

個別のところはそのような内容でございます。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 だたいまの質問の中で町縦貫道路、樟山バイパスについてのご質問がございましたので、その部分にお答えをしたいと思います。

樟山バイパス、縦貫道路の国予算、県予算の動向についてのご質問であったわけですが、先日町縦貫道路の期成同盟会の総会を実施するにあたり、県のほうに樟山バイパスの動向につきまして尋ねたわけですが、まだ県から箇所付けはされていないというような状況でありまして、はっきりまだお示しできるような状況にはないというような回答でございました。

ただ、昨年度実施できなかった笹川に跨ぐ橋梁、そういったものの実施設計、そういったことに関しましては、国の国庫補助の採択を受けなくても県予算の中で今年度は対処していきますというような回答でございました。以上でございます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ご質問のうちグリーンツーリズム協議会に関するご質問にお答えいたします。

西会津元気グリーンツーリズム協議会につきましては、町内における農家民宿や農家民泊、さらにはさまざまな体験プログラムを計画立案し、体験型観光をメインとしたグリーンツーリズムに取り組むことにより交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的に、昨年12月11日に設立されたものであります。

現在の会員でございますが、個人での参加が24名、団体での参加が12団体となっております。町といたしましては交流人口を拡大し、町の活性化、さらには経済の活性化を図るためには平成24年度から本格実施されます子ども農山漁村交流プロジェクトや農家体験型観光などのグリーンツーリズムの取り組みは大変に重要であると認識しております。

西会津元気グリーンツーリズム協議会につきましては、その取り組みに意欲を持った町内の個人、団体の皆さんがお集まりになりましてさまざまなアイディアを出しながら体験プログラムの策定や農家民宿や民泊の受入体制などの整備を進めていく予定でございます。

町としましては、直接行政が行う事業ではなく、意欲ある町民のかたが自主的に行うこのような取り組みに対しましてお互いの共通認識と課題を共有しながら協議会が自主的に運営できる体制が図られるよう町としましてはアドバイザー的な役割として支援してまいる考えであります。

次に、協議会の会費というご質問であります。協議会につきましては昨年 12 月に設立されたということでありまして、詳細な事業計画、会費の徴収等の細部の詰めまではその時点で行われませんでした。本年 4 月に開催予定の総会におきまして、会の目標や方針、活動内容、予算、会費の徴収等について話し合われると思います。以上でございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今負担金、補助金、委託料の支出基準は前年度とどう変わったかというの答弁ないみたいであります。まず和太鼓であります。一般質問での町側の答弁は 500 万円です。太鼓を買うという説明であったわけですが、その後 1,000 万円かかるかそれ以上かかるかわからないと、そういう説明であったわけですが、ですから、太鼓を何で買うんだという人もいますよ。私はそういう論点に立っていません。必要ならこれはぜひやらなくちゃならないと思っています。

それにはそれなりのきちんとした計画を立てなければならぬでしょう。1,000 万円かかるか 2,000 万円かかるかわかりません。そういう答弁では、具体的な計画というのは実施計画に、1 年目、2 年目、3 年目、そういうところきちっと載せなくちゃならなかったのに載っていないから、こういう議論が起こってくるわけでありまして。

この件に関しては、款ごとでもありますから、そういうわけで私がただしているわけがあります。私は決して和太鼓悪いと言ってませんから。やるならやるだけのきちんとした計画を持って、納得できる計画を、それには 1 年で 500 万円なんて取らないで 30 万円、50 万円で、今町長のおっしゃったようなことをやればよいわけであって、というわけでありまして。

総務税政課長から説明受けましたが、一つ公有財産等のそれは分かりましたが、それじゃ高速道路だとか J R だとかはどういう形で町に入ってくるのか、入ってこないのか、入ってくるならばどの程度の計画でどこに出てくるのかということをお尋ねしたわけでありまして。

私から見れば、今年、本当に思いもかけないお金が国や県から来るなど。厳しい中でほっと一息つける金の流れだなど。臨時財政対策債、一般財源ですからどこにも使われるわけでありまして、こういうほっとしたようなときこそ、次のためにお金を準備しておくべきでないか。だからなぜ 6,000 万円もの、去年から見れば 1,000 万円少ないです。下げてまで、繰り入れしてまで予算を組まなくちゃならなかったか。私の言った数字を見ればたくさん使われる要素があるわけですから。公債費で 2,388 万 7 千円も少なく、前年より少ないわけですよ。町長のマニフェストによれば 1,200 万円経費が節減できるわけでありまして。そのほか普通地方交付税と臨時対策債の差でも約 4,000 万円もの、21 年度と違って町の出費が、支出が少なくて済むわけですよ。だから、6,000 万円というのが私はなかなか理解ができないということでありまして。そこら辺をもっと説明をしていただきたいと思います。

それから経済振興課長から答弁ありましたが、それはこれからだということでありまして、町の補助要綱がどうなっておるか詳しくは分かりませんが、会費のないところへ町は補助をするわけにいかないなと私は見てます。これも詳しく後で調べてみますが、そういう基準もあるはずでありますから、そこら辺はきちんとして取り組んでいくべきだと、私

もこのグリーンツーリズムに決して反対はしていませんから。これは今のこういう状況になればそれで地域おこしを図っていくというのは当然そういうことです。

だからといってなんでもかんでも町でやるということじゃないはずなんです。今言いたいにはまずは会費でやっていくというのが大原則でありますから、そこら辺を踏まえてやっていくべきだと思いますが、改めてお尋ねします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　何回も言うようでありますが、和太鼓の件でまだまだ払拭できないところがあるかと思います。このことについて改めて簡単に申し上げたいと思います。

今回の内容については実際のところこの500万円で私は太鼓がすべて買えるというような発言はしておりません。したがって、こういう金がさの根拠について明確に答えろというとなかなかこれ私自身答える要素は持っておりません。しかし、先ほども申し上げましたように、ただ、この事業をしっかりと立てるためには予算付けが必要だということから今回の予算を計上したわけであります。議員のおっしゃるとおり、この500万円ですべてその調査費かという、私は調査費だけであればそんなにはかからないというふうに思っております。

したがって、年度途中の中においてこういうことがちゃんと補正できちっと対応されれば、それは減額も組むし、そしてまた、これにふさわしい計画をきちっと立てろということであればきちっと立てていくべきだというふうに思っております。したがってそういうことでありますので、これから細部にわたってまた款項目で出てくるかと思いますが、基本的な考え方を述べておきたいと思います。よろしくご指導、あるいはご協力をお願いしたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　先ほど答弁漏れがございましたので大変失礼を申し上げます。

まず、支出基準ということで、負担金、それから補助金、委託料ということでございますけれども、まず負担金につきましては、前年の負担金の支出額を基にしまして、各団体から負担金の要請がございますけれども、その内容について繰越金の状況だとか、執行の状況だとか、そういったものを精査いたしまして、真に必要な部分について支出をするということでやっております。

会津管内の町村の中である程度協議をしながら統一した見解をもって各種団体には支出をしているということでございます。

それから補助金でございますけれども、これもいろんな補助の形態がございますけれども、いわゆる事業費に対する補助金、あるいはその団体を育成するための補助金ということでございますけれども、これもそれぞれその補助金の申請内容を精査いたしまして、これも必要な部分について、事業効果の上がるもの、こういったものについて支出をしているということでございます。

それから委託料でございますけれども、建設関係に係る委託料は別にいたしまして、いわゆる施設管理関係の委託料につきましては、これは町の主な公共施設については指定管理制度をとっておりますので、新年度、2年目ということになりますので、昨年とほぼ同額でそれぞれ計上をしております。あとその他の保守管理関係については必要額を計上し

たところでございます。

それから国有資産等の関係のご質問でございましたけれども、高速道路につきましては、道路関係については税金はかからないシステムになっております。施設の、例えば料金所だとか、ああいったところの施設のところに対する固定資産、そういったものはかかってくるようでありまして、今手元で分かる範囲でお答えを申し上げたいと思いますけれども、郵便局の関係について一つを例にとってご説明申し上げたいと思いますが、郵政民営化になりまして、郵便局の株式会社、それから郵政事業といろいろなったわけでありまして、その中で税が町のほうに入ってくる税としては郵便局の株式会社、ここから実際には 94 万 6 千円ほど 21 年度で入る。これは経過措置の中で軽減がかかっておりますので現時点ではこの金額ということでございます。

それから交付税と臨時財政対策債の関係等についてのご質問もございましたけれども、議員おただしのありました思いがけない金額がきたんじゃないかとういことでございますけれども、この臨時財政対策債というのは、議員もご承知だと思いますけれども、本来地方交付税として来るべきものでありまして、それが国の財源不足に伴って交付税という現金で交付されるのではなくて、それが地方債の借入をする制度によって後年度、その元利償還金の全額について補てんされるということで、当面の目先については借入金で借りますけれども、その部分については後年度順繰り順繰り交付されるということでございます。

したがって、本来であれば交付税でそれが全額来れば一番いいわけでありまして、それが、繰返すようでありまして、国の財源不足に伴ってやむを得ずその不足分が臨時財政対策債に振り替わるということでありまして、通常分に臨時財政対策債が上乗せになるということではございませんので、その点はひとつご理解をいただきたいと思います。

それから財政調整基金の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように年度間調整の中で、各年度財源調整をしてきたわけでございますけれども、それもできるだけ積み増すときには積んで、必要なときには取り崩すということでもあります。

財政調整基金の適正規模といわれておりますのは、いわゆる標準財政規模の 10%、1 割程度が適正規模であるというふうにいわれておりますので、本町にとっては標準財政規模は 35 億円ということでありまして、最低でも 3 億 5 千万円程度は保有しておく必要があると。これは先ほど議員がおただしありましたように、災害、あるいは特殊財政事情、そういったものが発生したときにそこから使うということでございますので、それらを含めまして新年度予算では 6 千円を取り崩しさせて、お願いしたいということでございます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 グリーンツーリズム協議会の目標、方針、活動内容、予算、会費の徴収等につきましては本年 4 月の総会で中身が話し合われるということございまして、議員がおただしのとおり会費については徴収すべきものと考えております。また、町としましても協議会が自主運営できる体制が図られるようしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 総務税政課長言ってるの私は理解しています。だから私言ってるわけです。普通地方交付税で 2 億 1,200 万円減りましたが、臨時財政対策債では 2 億 5,100 万円余計

になっている。この差が 3,900 万円、4,000 万円も多いんですよ、実質的には。これは地方交付税にかわる措置だという臨時財政対策債、倍以上きてるわけですから。そうすると 21 年度から比べると 22 年度は 3,900 万円も余計にきてんですよ。これは一般財源として使うことができるから、いわゆる余裕といいますか。

そして公債費でも 2,388 万 7 千円返還しなくていいわけです、22 年度は。そうするとこれで 6,000 万円超えてしまうわけです。これだけ財政状況は好転してると。おそらくこれ何年も続くとは思いません。

で、基金には 10%というの分かります。だけれども、こういうふうに国のほうからたくさん、町の支出も今までより少なくて済むとなったならば、これから小学校の問題、水道管の石綿管を敷設替えするとなると億の単位でお金がかかってくるわけでありますから、私はこういう状況であるならば、と言いたくなるわけでありまして、もう 1 回そこら辺を分かりやすく説明してください。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議員のご質問にお答えいたしますが、確かに交付税、臨時財政対策債、合わせまして 3,900 万円増えるということでございます。ただ、その一方で一般財源の町民の生活の福祉の向上、あるいは生活向上のためにいろんな事業するわけでありますけれども、その中で総体的に予算を調整する中で、やはり一般財源が必要になってくるわけであります。

今後のいろんな大規模事業に対して積み増しをしておくべきじゃないかということでございますけれども、それは議員がおっしゃるとおりでありまして、これから経費の節減等を十分に図りながら、必要な経費については十分予算計上してまいりますけれども、そのほかの無駄な事業、経費を節減する事業だとか、そういったものについては精査をして、その分は基金に積み増しをして後年度の大規模事業に備えるというような姿勢で予算は組んでおりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も総括で何点か質問したいと思います。

まず今ほど同僚議員からも質問ありましたが、予算編成において質問いたします。予算編成においてここ数年、町債は公債費を上回らないというような方式でやられております。今、今回それが逆転したわけですが、これは今ほど説明で国の方針で、交付税で対処するところを臨時財政対策債で補てんされたということは理解できました。

しかしこれらの処置は今後の町の財政計画やあるいは交付税の使い方と比較しまして、使い勝手はどのようになると考えておられますか。

二つ目として、一般質問でも質問しましたがけれども、町長交際費と食糧費を含めて町全体の交際費関係について質問します。

予算編成の中で 22 年度は 100 万円減で 300 万円と食料費 30 万円というのは理解できました。これらの編成の仕方としましては、近年の実績を踏まえた上でそういった計上がなれたものと理解しております。そこで、平成 20 年の実績と 21 年度の実績見込みは町長交際費、あるいは食糧費の総額でどのようになっておられますか。

三つ目でありますが、これも一般質問でいろいろ聞きましたが、いまだ理解できており

ません。といいますのは、予算編成における判断基準として説明された直感的な判断方法と、そして例として出された芸術における直感と事業選択における直感の関係というものを、私はいまだ理解できておりません。そこでこの 22 年度事業において町が直感的判断により選択された事業はどのようなものがあるのでしょうか。以上であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が今回見直しの基準について申し上げた中の一つに、直感というか、私は客観と私は言ったと思いますが、直接的に関係あるものに、直感でもいいですが、それはある意味では、まず一番最初にはいわゆる一つ目の見直しの大きな基準というのが、いわゆる町民生活向上のためにインフラ整備等が計画的、継続的に取り組んでおり、そしてそれが国県との関係の中で補助事業等々について行われているもの、これは継続いたします。

今ほど言ったように、直感的、客観的にですが、これはいわゆる無駄だと誰もが判断できる、あるいはそういうふうに対応できるものについては、私はそれは廃止だということで廃止すべきだということであります。

その中の一例としてあげたのが、いわゆる芸術村の一部の中において現在取り組まれておりました、これまでずっと継続されておりましたけれども、外国からの芸術家招へいの問題であります。これは私は今年度で廃止しようというふうに考えております。ですからその期間中は継続しておりますけれども、任期が切れた時点で二度とこれを招へいするという考え方は持ちません。

もう一つは、これも内部的なことでありましたけれども、アンテナショップというのが実はございました。これはミネラル野菜。200 万円計上して今年も計上してくださいと、こういう要望が実はありました。しかしそれは都会に行ってアンテナショップの経営の町が 200 万円計上なせしななければならないのかということについては、これは私は効果性からいってそれは無駄だということで、それ以上に今しなければならないのは西会津町のブランド化を図るためには、まず地産地消の問題にそれを置き換えていくべきだ。まずこの地域の中で西会津のミネラルか、あるいは西会津町野菜のブランド化を図るべきであって、何も都会、都市部まで行ってアンテナショップの経営まで、この町が今しなければならないのかというときに、そのことについては私は直感的、客観的に判断をした中でこれを廃止しました。一般的に、そしてもう一つは、費用対効果です。これはいろんな事業に当てはまるべき課題であります。

ですから、客観的に、あるいは直感的に見る場合については、そう多くはありません。ですから、それ以降については費用対効果も含めて見直しをしたということであります。すべての事業が客観的にこれ駄目だとかいいだとかといういい加減な判断をした覚えは毛頭ございません。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それでは臨時財政対策債の関係についてお答えを申し上げたいと思いますが、まず、財政計画に対しての影響ということでございますけれども、財政計画を立てる中で、いわゆる財政健全化法でいろんな財政指数があるわけでございますけれども、その中で特に公債費に関係いたしますのは、従来の財政指標でありますけれども、公債費比率、準公債費、それから起債制限比率、これらが従来の財政指数でございます。

ここに新たに財政健全化法に基づいた指数としまして実質公債費比率というのが出てきたわけでございますけれども、これらに起債の借入にあたってはまず影響が出るということでありまして、この臨時財政対策債については、先ほども申し上げましたように、その元利償還の全額が後年度地方交付税に算入されて交付されますので、今ほど申し上げました四つの指数に対しての影響というものはございません。

ただ、公債費の残高ですね、そちらのほうに影響が出てまいりますので、本来であればその分交付税で交付されればその分だけ残額から減るということになります。

それから、町長交際費と食料費の関係でございますけれども、議員おたしのとおり、平成 22 年度は町長交際費については 400 万円から 100 万円減額しまして 300 万円といたしました。

従来交際費の中から支出する中で、町長が使う分と、それから町長と同行して課長等と一緒に出席する場合に支出していた部分がございましたので、これを明確に支出を区分するというのもございますので、これが従来はおおよそ 30 万円程度入っておりましたので、30 万円超えておりますけれども、この 30 万円程度を、新年度総務費のほうに一括計上いたしまして管理をするというふうにしております。

実績ということでございますけれども、まず交際費の実績について申し上げますと、19 年度が 301 万 2 千円、20 年度が 295 万 9 千円ということでございます。21 年度については現在進行中でございますので見込みといたしましては 20 年度の範囲内で納まるだろうというふうに考えております。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 答弁もらったわけでありまして。その中で町長交際費は 100 万円減らしたけれども、実績に合わせた額にしたと、そんなふうに理解してよろしいのかなと思います。

それで先ほどの直感的と客観的という言葉が使われましたが、一般質問の中では直感的という言葉が使われたわけでありまして。直感的と客観的は相反する言葉であります。それを一緒に使われるこっちもまったくこんがらかっちゃうわけでありまして、町長が言われるように、今客観的という言葉で示されたような判断基準でやるとなれば何の、私としても異存はありません。その辺を確認したいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 改めて申し上げたいと思います。誰が見てもそうであろうと。あるいは多くの町民の皆さんや議員の皆さんが納得いただけるような内容であるという意味からすれば客観的にものを見るということも正しいというふうに思いますので、そういう判断から行った事業もありましたということです。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回交際費を 100 万円減額して、30 万円食料費を計上したということでございますけれども、食料費全体の状況をちょっと申し上げますと、平成 21 年度の当初予算におきましては一般関係で 164 万 1 千円ほど計上をしてございます。

平成 22 年度は、先ほど申し上げた 30 万円を含めまして 166 万 6 千円ということでございますので昨年と比較すると 2 万 5 千円ほど上回ってはおりますけれども、ほぼ同額ということでありまして総体的には 100 万円そっくり減額というような考え方でございます。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　　簡単に一つお尋ねします。平成 22 年度町政執行にあたっての基本方針の中に、町民との対話、地域経済の均衡あるまちづくり、みんなの声を聞く町政を基本理念に掲げ、西会津の新しい時代をつくるため、これまでに大きな成果をあげてき、そして施策などについては継続して見直す、まちづくり基本条例のもとに活力に満ちた豊かな町、住んでよかったまちづくりへ向けて町政運営に取り組むとありますが、それを予算上にどのように反映されたのか、具体的に内容についてお示してください。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　基本方針は3番、青木議員がおっしゃられた内容をもって予算編成に取り組みをいたしました。具体的にと言いますとすべての項目を言わなければならなくなってしまいますので、そのポイントでお話していただければ具体的な項目についてはどこに現れているかということが答弁できるかと思しますので、そのことについて聞き違いが分かりませんがもう一度おっしゃっていただければありがたいと思います。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　　例えば町民との対話、住んでよかったまちづくりということが掲げてあります。例としてあげればデイサービスの問題、これは一極集中型で実施されております。その中で今言った町民との対話と、住んでよかったまちづくりということの考えを合わせてみればもっと各郊外というか、各部落というか、地域に根ざしたデイサービスも必要ではないかということの一つの考えがあります。その点についてであります。

○議長　　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　　介護保険のデイサービスの件だと思いますので私から答弁させていただきます。昨年、23 年までの介護保険事業計画を策定いたしました。その中でいろいろ今後の西会津町の要支援、あるいは要介護者の今後の伸びなどを推計いたしまして国に計画書を提出いたしました。その中でこの3年間では施設的にデイサービス、あるいはそのほかの施設はこの3年間で検討するというございまして、正式にはその計画書にはそういうデイサービス等の施設は新たに設置するという計画になっておりません。

しかし、今議員が申されましたように、これまで西会津の介護保険事業の実施主体はにしあい福祉会でございまして、ご承知のようにさゆり公園のわきに一極集中ということでございます。町といたしましてもこれからの地域の高齢化のあり方などをいろいろ考えれば、今後そういう地域にも必要なかなということは認識しておりまして、今後いろんな、建物の件もございますし、それから運営の件もございますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　　これからのやはり高齢者社会であります。その中で私も一般質問の中で何回か質問させていただきましたが、高齢者のかたは今整った素晴らしい施設でいろんな面でサービスを受けていることがありますが、よくよく観察してみますと、やはり地域の顔なじみの人、よく心のとけ合う人の仲間づくりが本当の心のケアにもなっているんじゃないかなということのとらえ方が私にもあります。

でありますので、一極集中から今課長が言われたように、将来そういう形で進めていた

だけるような施策を、やはり住んでよかったまちづくりということではないかなと思います。

話が逸れますが、デイサービスという言葉のことですけれども、私は 20 年前にそういう言葉を私の友達が使っておりました。それは東京でございますが、その出発は土日になると隣近所の老人のかたを家に呼んでサービスをしていらっしゃったということがあったわけですね。それが地域に根ざして、これが必要だと。これは区で認められ、都で認められ、全国的にデイサービスとなったのかなという推測がありますが、これからやはり同じ問題でまちづくりをしていくとするならば、やはりもっともっと地域に根ざした考えで高齢者のかたに、本当に住んでよかったなという環境づくりも大切ではないかなと思います。

○議長 青木君、高齢化ですか、高齢者ですか。

○青木照夫 高齢者でございます。

○議長 町長、伊藤勝。

○町長 青木議員からいろいろとご提言をいただきましたけれども、これからの高齢化社会における考え方については同感だと思います。一極的に一つの施設をつくったから集中的にそこに入っていくことよりも、地域に根ざしたような、デイサービスというだけではなくて、共同のケアのできるような、地域の中でふれあえるような、そういうこれからの施設も必要だというふうに考えておりますので、今後ご意見として拝聴しておきたいと思います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 2、3 お尋ねしますが、国の予算も昨日で成立したようでありますが、子ども手当というのが目玉になっており、当町の 22 年度予算でも 1 億 100 万円余の計上がありますが、この事業の実施にあたっては 100% 国から補助金というか委託金というか流れてくるものなのか、あるいは町もいくらかの負担を伴うものか、まずその点で聞いておきたいと思います。

それから二つ目は、今 3 番、青木君もお尋ねになっておられましたけれども、具体的なあれとしては西会津では、あんまり好きな言葉ではないけど、限界集落なんていうのがありますね。今、町民としては自分の生まれ育ったところでいつまでも元気で住み続けたいという願いがあると思うんですが、じゃ、いったいそういうふうな集落の再開発というか再生、そのような事業にどのくらい予算を注ぎ込まれたのか。あれは分かりましたよ、4 集落に町民バスを走らせるなんていうのもその一つでありましょう。何かそのほかにこういう事業で集落を元気にするんだというものがあればお教えをいただきたいと思います。

次に、補助金のことなんですが、いたるところに、19 節でしたっけ、補助金負担金は、19 節で相当数の団体に補助をされておりますが、例えば、町の観光協会なんていうのには 120 万円の補助金の計上なんです。そしていくら 35 周年記念だかどうかわからないけど、奥川健康マラソンには 160 何万円だかの計上ですよ。

観光協会のことでいえば、町が観光施設を直接設置したり修理したりというのが直接費では上がっていますが、そういう整理統合というような作業が必要ではないかと思うんですが、だいたい町が補助している団体や個人というのはどのぐらいの数があるのかお示しをいただきたいと思います。

最後に、総合行政情報システムの借上料、これも全部の款に載っていて、そしてまたその金額も前年の当初予算と比べては大変増額になっているというのが見受けられますが、このシステムはどこから借り上げて、それはどういう、なに契約というんだ、競争なのか、それとも相見積もりみたいなことでやってんのか、特命なのか、契約の方法もひとつ教えていただきたいことと、この借上料総額ではどのぐらいになってんのか。

同じくシステムの借り上げと同時に保守点検だかも上がってますね。保守点検も同じところから、システムの借上料と同じところに委託しているものか、その点も合わせてお尋ねをいたします。以上です。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私からは清野議員の中で限界集落や、あるいはこれからそうした類する地域的な対策、あるいは今回の予算付けでそれがどう対応されているのかということについて、その方針を述べたいと思います。

確かに限界集落というのは避けて通れない町の一番の、最大の大きな課題でありますし、また、そういうことは議会も共通認識を持っていらっしゃると思います。したがって、これから高齢化社会が進むにつれてそうしたことをただ言葉だけでなく、具体的に何をすべきかということがこれから問われていると思います。

今回そのきっかけとなり、あるいは一つの、ああ、こういうことはこれから必要なんだということで改めて感じたのは、出戸集落がこの度県知事賞を受賞いたしました。ゆたかな村づくりということで10年間ずっと共同で行ってきた、すべてにわたってですが、集落全体が非常に高齢化しているわけです。しかし、みんなが共同でやればここでも生活できるということ、そして今この集落が福島大学の教授等々も興味を示していただいて、いろいろとアドバイスしながら、やっぱりこうした集落でも元気で今後暮らしをしていけるということの一つのモデル地区になるような対応をとってございます。

私は非常に感心をいたしまして、この度この知事賞をいただいたということで町長室にまいりました。私は早速この議会が明けて一段落した時点で、集落の皆さんとお話をしながら意見交換をしてみたいという話をしております。

したがってこれからどういう形が必要なのか、こういうことが一つのモデルならばやっぱりそれから見習いながら西会津のこれからのこうした集落づくりに生かしてまいりたいというふうに思いますので、今後の課題と言えば課題というふうに思っております。

そして活かせるものについては具体的に予算化を付けなければならない課題については、いろいろと皆さんとご相談をしながら対応していきたいというふうに思っております。具体的にどこどこにどう予算を付けたかということは、ちょっと私から答弁できかねる部分がありますので、基本的にはそう考えております。

それからもう一つ、補助金の関係でありますが見直ししなければならないということについては、まさにそのとおりであります。今回はどう見直したのかということで11番、長谷沼議員からもその見直しの内容はどうだったのかということで答弁抜けていた点もありましたけれども、今回、そこまで詰めたところまではいきませんでした。

したがって、今年度やはりいろいろと先ほどいただいたご意見も拝聴しながらですね、これまで行ってきたのもございます。それは委員会の見直しです。これは既にご議決をい

ただいた中でいろいろ意見をいただいた分もありましたので、すべての委員会はある意味では見直しをしてきました。

これから補助団体の見直しということについてもやはりその趣旨に基づいて行っていかなければならないと思いますので、今後十分にこれらについて精査をしていきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 児童手当、子ども手当の件についてお答え申し上げます。この7月から児童手当に代わりまして子ども手当という事業が始まりますけれども、今のところ児童手当と同じように年に4カ月分を3回支給するということになります。そのため、本予算では児童手当と子ども手当の支出を計上しております。児童手当は722万円、子ども手当は9,412万円、合わせて1億134万円を計上しております。

児童手当につきましては、議員ご承知のように3歳までのかたは1万円、それ以上小学校終了するまでは5千円、第3子については1万円ということになっております。

今度児童手当の支給、子ども手当の支給は毎年1月、ですから

(不規則発言あり)

今お話しします。ちょっとご理解いただこうと思ひまして、それで、4月から1月分は子ども手当になるわけです。ですからこの2月、3月は児童手当ということで、この児童手当の分も来年度予算に計上したわけです。これを6月に2、3、4、5、6分を6月に支給するわけです。

そこで、今度子ども手当になりますと、これまで児童手当を5千円もらっていたかたは8千円プラスして1万3千円、1万円もらっていたかたは3千円プラスして1万3千円、中学生は今度は対象になりますので、すべて0から1万3千円支給になるわけです。

そうしますと、この増えた8千円、3千円、1万3千円、これについてはすべて国のほうで予算をめんどう見ると。これまでの児童手当、5千円、1万円については基本的には町は3分の1を負担ということになっておりますので、この児童手当と同じような財源は町で負担しなければならないということになります。

そうしますと、来年度の児童手当、それから子ども手当で町が負担する費用は1,027万3千円ということです。1億134万円のうち1,024万2千円です。ですから児童手当と同じ率は町が負担するということになります。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 ご質問の総合行政情報システムについてお答えしたいと思います。いわゆる総合行政情報システムは、役場内のいわゆる電算処理、いわゆる住民情報とか税務情報とかそれから財務処理とか、そういったものにすべて今電算化されておりますので、それらのパソコンとか、それらを記憶するサーバ関係、それから印刷するプリンタ関係とか、それらもろもろのシステムを含めて総合情報システムというような形で運用しているところであります。

現在のシステムは平成14年4月から使ってまして、今8年経過しております。基本的にリースでやっていたわけですが、リースも切れて、リースのない状況でやってたものですので、これを切り換えようというようなことでこれまで検討してきたところでござ

います。その結果、この 22 年の 4 月から新しいシステムに更新するというようなそういった計画でございます。

この更新にあたりまして、今まで使っていた会社がいわゆる若松市の電算処理会社だったわけです。今度 4 月から使う会社が郡山市の処理会社ということで、システムのまるきり変わってしまうというようなことになるわけですが、そういったことで更新にあたりまして、いわゆる住民サービスの低下とかいわゆる処理上の手違いがないようにということで 22 年度は二つのシステムを同時に使いまして、それぞれ入れ替え作業なり更新作業なりをやるというような、そういったことで今 22 年度は更新していこうというふうに考えてます。

そのためにですね、二つのシステムを運用しなければならないということで前年度より約 1,500 万円ほど増額になっているということで先ほど議員おただしのとおり、金額的に多いんじゃないかというようなご指摘であるわけですが、そういったことで二つのシステムを併用するような状況で増額になったということでございます。

それから、一応システムの借上料で全体の金額としましては約 5,200 万円ほどでございます。前年が 3,700 万円ですから、やはり 1,500 万円ほど増額になったというようなことでございます。

それで借上料が約 3,000 万円、それからいわゆるメンテナンスとか保守料が約 2,200 万円ほどということで合わせまして 5,200 万円というような数字でございます。

以上であります。

答弁漏れがありましたので、業者の決定につきましては、先ほど言いましたように今度郡山の電算処理会社が 22 年度から正式になるわけですが、2 年ほど前から、いわゆる直接電算処理に携わっている職員、若いそういった電算に詳しい職員等を中心にしまして検討会を 2 年ほど前からやってまいりました。

その中で、一応電算処理に関するメーカーというか 3 社ほどピックアップしまして、これらを実際に機械を見せてもらったり、説明を受けたり、そういった検討をしてきたという経緯もございます。

それから当然 3 社から見積合わせということで金額を提示していただいて、その金額のどの程度の金額かというようなその比較、それとそういう職員の感想なり、評価なり、それらを加味しまして全体的に郡山の会社に委託するというようなことで決定したところでございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 児童手当のことで再度お尋ねしますが、1 万 3 千円、子ども手当か児童手当じゃなく、子ども手当、政府としては何か 1 万 3 千円、全部渡すんだって大見得切ってるけど、3 分の 1 は自治体が持たなくちゃならないということで理解、児童手当と財源的には同じだと。そしたら年齢が引き上がり、その対象が大きくなった分町の負担は大きくなるということなんですね。

今まで中学生未満だったでしょう。それ中学生も対象になると。その中学生の月 1 万 3 千円の分の 3 分の 1 は町が持つということですか。それは全部国から来るといことなのか、その辺のことをもうちょっと説明してください。

それと総合行政情報システムの件については、契約しちゃったということだから、それはやむを得ないとして、業者の選定なんかについては福島県というくくりというのはあるわけですか、暗黙のうちに。

例えば、水質検査なんていうのは、水道の水質検査ですね、あれなんかは新潟県の業者にやったらものすごく安く、しかも検体を業者が取りに来てくれてなおかつ安いという結果が出てるでしょう。その前県内の業者に、若松だったかな、業者に頼んでいたら大変高かったんですよ。

幸いに私どもの町みたいに県境にあるところは県をまたいででもやっぱり努力するという姿勢もあっていいじゃないかと思うんですが、もしそういう、暗にそういう縛りがあってどうしようもないんだということなのかどうかだけ聞いておきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 子ども手当について再度ご説明申し上げますが、子ども手当は今度1万3千円になります。新たに中学生までということになります。そうしますと中学生の新たな1万3千円はすべて国が財源を持つということです。それから今までの0から小学生まで、これについては5千円、1万円がございました。それが1万3千円になります。そのオーバーしたその差、つまり1万円のかたは3千円、5千円のかたは8千円、この分はすべて国が財源を持つということです。ですから、これまでの児童手当の支給の分の財源は今までと同じだということでございます。

先ほど町が3分の1と言いましたけれども、実は0歳から3歳の社保のかたは町の持ち出しは10分の1です。ですから町は10分の1と3分の1という二つの持ち出しの区分がございます。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 総合行政システムの業者の選定についてのお話なわけですが、今回の業者の選定にあたりましては、やはり一番大きな課題といいますか、やはりトラブルがあったときのメンテナンス、応急体制ということで、やはり何かあったとき即対応してくれる業者ということで職員からもやはり短時間のうちに手当をしてくれるような、そういったところを選ぶべきじゃないかと、そういった話が一番多かったわけです。

それで今回の業者につきましては、若松2社、それから郡山1社だったわけですが、実際若松の会社のかたについても、バックというか、メインのシステムを持ってらったかたが新潟だったわけです。ですから当然新潟市ですので、ある程度そういう面では応急体制的には短時間で処理できるようなそういったところだったのかなと思っています。

ですから、おただしのおり県外のそういった安いところというか、そういったところを選定すれば確かに安いところあると思うんですが、そういったメンテナンスとか、トラブル起きたとき、そういった処理体制を考えまして今回県内3社というようなことで選定したというところでございます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 一つきいておきたいと思います。各課に関連しておりますので、まず総合事務組合負担金。これは今ほど14番からも質問ありましたように19節の負担金補助及び交付金という中で支払ってんですが、ほとんどの補助金、負担金、交付金というのはいろいろ

ろあるんですが、その中で件数はいっぱいあるんですけども、金額が多いのは総合事務組合、各課にわたってある。これはちょっと理解できないところもありますので、ひとつ説明いただきたいと思います。要するに例えば負担金の中で事業の負担金は当たり前のところあるからそれは分かるんですよ。

あるいは各団体の補助金、あるいは交付金、これは事業のために収入もあって支払する、それは分かる。分かんないのは今言った総合事務組合負担金、これ各課にわたっていただいた予算額の1割程度の負担金を、これ例えば全然関係ない商工費の総務費なんかでも負担金あるわけね。これどういうことなのか。

要するに事業やって何かのなら話分かつけども、何にもやんない商工費の職員の報酬とか給料とか手当とか、それでも負担金があるというのはどうも理解できない。そもそもその組合というのは何ものなのか、どういうものなのか、そういうことでひとつお尋ねいたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ただいまの総合事務組合負担金についてのご質問でございますけれども、これは職員の退職手当のいわゆる積立金ということでございまして、県内の各市町村で構成いたします福島県総合事務組合でありますけれども、そこでその退職金の管理をしておりますのでそこに対する職員の負担金ということでございます。

したがって、人件費、給料だとか手当関係が載っている節についてはすべてその総合事務組合の項目が載ってきているということでございます。なお、今手元に金額、総額の部分についてはありませんので後ほどお届けしたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 だいぶ質問も出尽くしたというか、そういう状態でありますけれども、私も2、3ご質問申し上げますが、そんな高度な質問はできませんので簡明にやります。答弁もそういうふうに簡明におっしゃってください。

まず最初に本年度予算51億6,800万円となっておりますが、これ昨年度より多いが、その根拠について。私はこれは14番さんからいろいろ出ておりますけれども、説明は聞きました。がしかし、大雑把に言いますと、人口は減ってるし、なぜ人口が減ってるのに反比例して予算だけが増えているのか、それが私は納得いかないの、減ったら減ったなりにやはり経費も落していくべきだところ思うので、その根拠をおっしゃってください。

二つ目は、予算の内容を見ると清野さんも言うておられましたけれども、非常にすべての事業に対して補助とか助成とかものすごく多いんですよ。これは伊藤町長になってからの助成、補助じゃないから、仮に今まであった助成と補助があったものをすぐ切るとなると今度何とかの（聞き取れず）ということになりますので、なかなか容易でないのは分かっておりますけれども、これは長い間の前町長時代からの置き土産みたいなものだとは私思っているんですけども、やはりこれもきちっと整理していかなければならないと思うんですけども、その辺。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず第1点目の今回予算が増えた理由でございますけれども、先ほどから話出ております子ども手当と、それから携帯電話のエリア整備事業、この二つが大きな

要因でございます。

それから財政規模と人口は比例すべきじゃないかというようなご質問でございますけれども、これは一般質問でもお答えしたかと思えますけれども、予算はその年々によりましてやる政策が変わってまいります。したがって、特殊な、今回みたいに新たに子ども手当が出てきたり、あるいは毎年あるわけでありませぬけれども、携帯電話の整備事業があったりというような特殊な事業が出てまいりますと、やはり当然予算規模は上昇してまいります。

したがって、財政規模と人口は比例しないということでありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

それから2点目の補助金の関係でございますけれども、これは従来から、先ほども申し上げましたように事業費、それからあるいは団体育成の関係の補助金ということで内容を精査して必要なものについて計上してきたということで、これまでもご説明申し上げながらご議決をいただいていたわけであります。

今後の対応については先ほど町長が申し上げましたように、これから整理統合に向けて全面的な見直しを進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、総務課長が大変もつともそんな答弁なさっておりましたけども、私の言ってるのはですね、今大雑把なことを言うんですから、その年によって事業内容によって増えてるとか、そんなの当たり前の話。ただ、人口も減ってるし、何だか私から見れば50億にこだわっているような気がするのよ。人口が減れば規模も少なくしてもいいし、その辺はどうなのかと聞いてんだから、こっちの話よく聞け、むこう向いてないで。しゃべんないぞ、あっちむいたり、こっちむいたりしたら。一生懸命聞いてんだから。

その1点と、私は要は、あなたがたが町民のためにと、また町のためとこうなっておりますけども、私の言いたいのは、町民が一番望んでいるのは経済対策だと思うんですよ。その根拠は昨今の、こちらからも質問がありましたけども、民主党の子育て支援とか、又は高校生の授業料の無償化、これらについては今国民の注目を浴びてんですよ。

したがってこれNHKだと思うんですけども、何千人のアンケートをとったら、3,000人とちょっと記憶ないんですけども、今その政策に対して24%ぐらいの人がよかったと言ってんですよ。それよりも倍の45%以上の国民が、それよりも経済支援をしてくれと、望んでいると。

これ、わが町に例えてみれば、例えば昨年のような老人に対して、70歳以上だと思ったんですけど、5千円の灯油代支給しましたね。あれが今年ないのかという人もおりますし、直接ね、保育所の2子から無償とかそれは結構ですよ。がしかし、それよりも直接町民の皆さんが望んでいるのは支援対策ですよ。

例えばですね、町民の経済支援とっていいかどうか分かりませんが、例えば1万円ね、冬場の越冬資金みたいにしても、町民又は世帯に給付しても西会津は3,000世帯ちょっと割ってんでしょ。1万円ぐらいずつ支援したって総額でもって3,000万円未満で済むんですから、全体の51億なのがしからこのぐらいの政策あなたがたできないんで

すか。一番望んでるのは支援なんですよ。生活が苦しいから何とかしてくれというのが。

中には一部富裕な人もおまして、そんなもの要らないという人もあるかも知れないけど、大半の人がそれを望んでるんだから、そういうこと欠けてると私は質問してんですから、総務課長、きちっとした、整理した答弁。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　まず予算規模と人口の関係でございますけれども、議員がおただしの趣旨について考えてみますと、いわゆる経常経費、通常かかるべき経費について人口が減れば予算も減るのではないかというふうに理解するわけでありまして、そういう部分についてはまったく当然だと思います。そういった経常経費についてはこれまでも節減に努めてまいりましたので、これからは人口が減ればそういう経常的な経費は減っていくということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように投資的経費の部分が伸びているということもございますので、そういった意味で予算規模は上がったり下がったりするということでもあります。

それからもう一つ、補助金の関係でございますけれども、議員おただしの子ども手当とかいろんな国策でやる部分については、今ここでどうのこうの申し上げるべきではないと思いますけれども、町が単独で支援する経済対策、あるいは福祉対策、こういった部分については過般議員がおただしがありましたように、ばらまきであってはならないというふうに思いますけれども、必要な部分については十分検討しながら、必要な経費を計上していきたいというふうに考えております。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　総務課長、ばらまきはちょっとおかしいよ。ばらまきはおかしいよ。私が言ってるのは一番この町で何が問題か、何が一番支援しなければならないかということを重点的に質問してんですから、その中で51億なにがしと巨大な予算の中で、やはり先ほどこちらから指摘あったように、何々の助成とか、何々の補助とか、これは今日昨日決まったわけじゃない。前からしてあんだから、今までやってきたもの出した助成金をなくしたら、何だ、今の町長おかしいべという反論もありますし、これは大変だと私さっきも申し上げたとおり、そういう感覚で私は質問してんじゃないの。

51億なにがしというの、もっと老人対策、若者対策、嫁対策、そういう経済対策、支援、そういうことを重点的に考えてはいかがかと、こういう質問なんだから、町長あなた、毎回議会に対して町民の声がひびく町とか何とかしておっしゃっておりますけれども、一番町民が望んでいるの、あなた町民の声を聞くというから聞くばっか聞いたってしょうがないんですよ。

私ははっきり申し上げるのは、大変なんだから、大変な部分からやはり支援するなり、そして今までやってきた無駄っておかしいけども、過剰な部分は削っていくと、それが改革なんだから。町長そういうことで今後あなたの姿勢をちょっと聞いてみたい。それで終わりますから。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員のおっしゃるところについては十分理解しているつもりであります。したが

って今回の予算の具体的な中身をご覧になっていると、どういうところが違うかというのははっきりと経済対策についても、あるいは道路の予算についても十分に理解していただけるかと思います。

例えば、道路対策においては道路改良舗装にしては 3,670 万円、これは昨年より多いんです。あるいは森林の関係においても新たに森林整備地域活性化支援事業といって、これも相当額上げておりますし、あるいは中小企業の融資資金貸付金 2,500 万円も計上しているわけであります。

したがって、多いところを見るとポイント的に経済対策と本来投資しなければならない道路の関係というものは相当額乗せておまして、それが結果的に予算額が膨らんでいるということに、イコール、つながっているわけでありますので、ただ、内容的におっしゃいました灯油の支援ということについては、これは町単独だけではありませんでした。これ、県の支援を持ち合わせながら町でプラスアルファしながら対応してきた。今回県のほうでやらなかったために、その分今回は見合わせたということでありまして、ひとつご理解をいただきたいと思います。町民のために、あるいはどういうところにポイント的にやってるかということについては十分ご理解いただけるものと、今回の予算では考えております。

○議長 暫時休議にします。(1 1 時 4 7 分)

○議長 再開します。(1 3 時 0 0 分)

以上で総括質疑を終わります。

続いて款ごとの質疑を行います。

歳入であります。

第 1 款、町税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 第 2 款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7 款、自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款、地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款、地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、交通安全対策特別交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、分担金及び負担金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、使用料及び手数料。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、国庫支出金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款、県支出金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 15 款、財産収入。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 16 款、寄付金。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 寄附金、これはふるさと納税のことだと思いますが、昨年度、21 年度は 20 万円に対して 30 万円という予算計上です。一時大変ふるさと納税に大きな期待を持ったわけですが、これらの今までの取り組みの中でどうであったか。あと、今回 20 万円を 30 万円にしたという内容的なこととその前向きな姿勢というか、その取り組みの姿勢などお聞かせ願いたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ふるさと納税の関係についてお答えいたしますが、まずこの制度が発足いたしましたのが平成 20 年度でございます。その実績を申し上げますと、平成 20 年度で 10 人のかたから寄附をいただいております。その金額合計でありますけれども、113 万 4 千円ほど町のほうに援助をいただいたということでございます。

それから 21 年度、現時点まででございますけれども、21 年度についてもこれまで 10 件ほどございました。金額については 225 万 1 千円ということで、昨年度よりかなり伸びているということでございますけれども、これちょっと大口のかたがお二人ほどいらっしゃるということで金額的に伸びているわけでございますけれども、町といたしましてはこれまでもいろんな機会をもって、東京の在京西会津会だとか、あるいは県が主催するいろんな東京のほうで県が中心となって P R 活動するわけでありましたが、そういった機会にパンフレットを持ち込みまして、そこで P R をさせていただいているということでございます。

そういったこともありまして、今回実績上からも少し伸びる傾向にあるというようなことでございますので、昨年より 10 万円ほど多く見させていただいております。

○議長 17 款、繰入金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 18 款、繰越金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 19 款、諸収入。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　一つだけお尋ねしますが、諸収入の雑入であります、前年度対比で 1,597 万 2 千円とかなり多額のお金が 1,600 万円近くマイナスの計上であります、これはどのような要因でこういう数字になったのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　諸収入の雑入で対前年比 1,597 万 2 千円ほど減額となっております。その大きな要因でございますが、一つは地域新エネルギー、省エネルギービジョン策定のための補助金ということで、昨年度ネドからの補助金を見込んでございました。これが 800 万円ほどございます。

それからもう一つは地域公共交通活性化再生総合事業費補助金ということで、これはバスの購入費補助ということでございますけれども、これが 787 万 5 千円ほどございましたのでこの二つが大きな減額の要因ということでございます。

○議長　14 番、清野興一君。

○清野興一　この雑入の諸収入の 5 項で職員共済組合厚生事業助成金というので 70 万円余の歳入を見込んでますが、職員共済組合のどういう事業なんですか。それがなぜ町で受けるんでしょうか。これ、職員共済のほうに直接行かない理由を教えてください。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　職員共済組合の厚生事業助成金でございますが、今年 70 万 5 千円計上させていただきました。この内容につきましては、職員の健診事業、健康診断ですね。その経費の一部として助成を受けることができるということでございますので、その分に充当するためにいただくものであります。

○議長　14 番、清野興一君。

○清野興一　そうすると、ここで一旦受けて、職員の健康診断のところでまた使うと。分かりました。

○議長　20 款、町債。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　改めて臨時財政対策債を見てみましたならば、町債の中で臨時財政対策債だけがただし書きがあるわけであります。そのほかの起債は 5 %以内ということで、なぜ臨時財政対策債だけにただし書きがあるのかなと疑問に思いましたのでお答えをいただきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　臨時財政対策債の利率の関係でございますが、ちょっと今手元に資料ございませんのでちょっと調べた上でお答え申し上げたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。

○議長　続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　2 款、総務費。

3 番、青木照夫君。

○青木照夫　総務管理費 2 の 1 の 15、ケーブルテレビ高度化事業整備の進捗状況について 2 億 2,548 万 1 千円になってますが、来年度に向けての整備だと思いますけど、進捗状況説明願います。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　ケーブルテレビ高度化事業の進捗状況についてのご質問でありますけども、高度化事業につきましては平成 18 年度から開始しまして 6 年計画で今実施しております。一応概算事業費としては 11 億 1,000 万円ほど見込んでいるわけですが、現在 6 年間のうちの 4 年目終わりましたでいたい 7 割が終了したという、事業費でですね、事業費で 7 割方終了したということでもあります。

あと高度化事業としましては、残り 2 年間でいわゆるケーブルテレビの電送路の光ファイバーの更新ということで、第 2 期工事を平成 22 年、23 年で行うというような予定になっております。

○議長　3 番、青木照夫君。

○青木照夫　今まち内はほとんどだいたい整備されたと思うんですけども、これからやる予定の地区はどうなっていますか。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　お答えいたします。これからの区域でありますけども、20 年度 21 年度で第 1 期工事で電送路の改修やったわけですが、これにつきましては、野沢全地区、それから尾野本、登世島全地区、それから上谷、睦合の一部、下谷に一部ということになります。

あと残りの奥川全域、新郷全域、群岡全域、それから尾野本の一部地域というようなことで残っている地域全地区について 2 年間かけて実施する予定であります。

○議長　11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　支所、出張所の委託料であります。清掃と夜間の管理であります。新郷の出張所は委託料が 62 万円、奥川は二つに分けて記載されておりますが、合計して 49 万 1 千円。新郷のほうが建物の面積等が少ないじゃないかなと思ってます。奥川と新郷でこういう差が出るのはどういうわけかなと思いましたのでお尋ねをいたします。

それから、道の駅の物産館経費で 147 万円が計上されておりますが、私は指定管理者制度で一括して契約をしておるので、ここになぜ出てきたのかなと疑問を持ちましたのでお答えをしていただきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　支所、出張所費の委託料の関係についてお答えをしたいと思います。これは実施する時間数がそれぞれ違いますので、それによって金額も違ってくるということでございます。

○議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　道の駅物産館経費、総額で 147 万円の内訳を申し上げます。まず、電気料金、国土交通省の情報ステーション分の電気料、これ町が一度立て替えまして使用した分を国土交通省から町に入れていただくということで、その電気代が 108 万円であります。それから建物の保険料、火災保険であります。それで約 10 万円、それから軽微な修繕

等 20 万円予算を見てございます。それらを合わせまして 147 万円の計上でございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 軽微なということが出ましたのでお尋ねするわけですが、確か振興公社との契約では軽微な、10 万円未満はこの指定管理料に入っているということに記憶しておりますが、なぜその 20 万円とったかという理解できなかったわけですが、そこら辺もう一回お願いします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 指定管理者と町の間で協定を交わしてございまして、温泉健康保養センター、さゆり公園、それからよりっせもそうでございますが、その協定の中で修繕の項目がございまして、10 万円未満の軽微な修繕については、ただいま長谷沼議員がおっしゃったとおり指定管理者の負担ですと。ただ、それを超えるものについては協議をした上で町が出すのか公社が出すのかということで協議した上で決まったほうで出すと。

20 万円の計上でございますが、私軽微と言ったんですが、10 万円未満のものは考えてございません。10 万円以上の修繕があった場合の修繕料として計上してございます。

○議長 3 款、民生費。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 敬老会であります。22 年度から 71 歳ということで段階的に 75 歳という町の実施計画等でもなってますが、町長は敬老会の席上は来年度からは 75 歳で敬老会を実施しますとか、実施したいという町長のあいさつの中でおっしゃっておられましたのでその関係についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 もし勘違いでしたらお許しいただきたいんですが、段階的に 75 歳で対応したいというふうに思っておりますので、今年からは 71 歳からということで 5 年間かけて対応したいという基本的な考えでありますので改めて申し上げたいと思います。

○議長 4 款、衛生費。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 健康寿命延伸事業でございますが、これは予算の概要のほうに載ってまして、事項別明細は何かいろいろな細かいやつを集計したのがこっちだというような話でありました。それで、それが今年度の予算としては 79 万 1 千円、前年度比で 95 万 4 千円も削減とね、予算が減になっております。これ、西会津町が今までやってきたトータルケアのいろいろな事業がこういうことでスムーズにいくのか、影響はないのかなということでまずお尋ねをしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 予算にはないんですけれども、この要綱の中で健康寿命延伸事業 79 万 1 千円という額が記載してあります。議員ご承知のとおり、平成 15 年から 5 年間東北大学にうちの町の健康についてご指導いただきました。その際、東北大学の先生が健康寿命を伸ばそうということで健康寿命延伸事業という名のもとに、東北大学の委託料として毎年一般会計で 350 万円ほど計上してきました。

そのころは何を重点的に指導していただいたかと申しますと、まず糖尿病対策というこ

とで各地域に出向きまして、いわゆる血糖値が高くなりそうなかたを対象に運動、栄養、それから生活習慣を徹底的に指導してきたと、東北大学の先生も含め、本町の保健師、栄養士も含めて、これを5カ所で毎年やってきた。

それから家庭血圧測定事業ということで700台の血圧計を各地域に持ち込んで1カ月計っていただいた。それからもう一つは高齢者の運動機能が低いということで、各地区で半年ずつ高齢者の運動教室をやってまいりました。それから四つ目が肺がん対策として喫煙率を下げましょうというこの4点でこの5年間やってきました。

実はそれを本町の保健師、栄養士含めてすべて習得しましたので、今度は別な項目の中で、委託料という項目でなくて、例えば介護予防のための運動教室、あるいは食生活改善とか、そういう部分に今度は各それぞれの事業として分かれてきたわけです。

ここに載っております79万1千円の健康寿命延伸につきましては、一つは喫煙対策委員会の委員さんの報償費、それから今年は禁煙ポスターをつくって各集会所等に貼っていただくというポスター費、それからもう一つ大きいのはインボディという体力を測定する機械でありまして、個人の脂肪、それから水分量、あるいは筋肉量をその機械に乗れば全部わかってしまうというようなことを、その機械をリースで購入いたしましたものですから、そのリース料がもう2年間50万円ずつ残っております。ですからこのリース料と喫煙対策委員会と禁煙ポスター、これを今回の要綱の中では79万円1千円というふうに掲載させていただきました。

これ以外については先ほど申し上げましたように本町の職員がすべてそれを現在、指導していただいたものですから、実践して行っているということでございます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 ということは、今までと変わらずというか、そう後退することはないということでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 本町がこれまで健康の町として取り組んできました、トータルケアとして取り組んできました。これはやはり予防医療、医療費の削減、それから高齢者になっても健康になってもらおうと、医療費を削減しようということでこれからも大事だということを認識しておりますので、今後これについても重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 衛生費で昨年から比べて536万6千円の増額になっていますが、この主なものは個別処理排水事業、これへの繰出金が大幅に増えたのが主な要因と見て間違いありませんか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 4款、いろんな課にまたがりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議員おただしのとおり個別排水処理の繰出金の関係で昨年度より1,100万円ほど増えておりますのでこれが一番の要因だと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　それでは先ほど歳入のところで地方債の利率の関係でお答えできない部分がありましたので改めてお答えをしたいと思います。

地方債の借入にあたりまして利率の設定の仕方でありますけれども、これは二つ方法がございまして、一つはここに臨時財政対策債に記載されておりますように利率見直し方式というのが一つの方法でございます。

それからもう一つは利率を固定して借り入れる方式、利率固定方式といいますが、このどちらかを選択する形になるんですが、国からの指導の中では、ここにあります辺地、それから過疎、一般単独、災害、これらについては利率固定方式で借り入れてくださいと。臨時財政対策債については利率見直し方式で借りてくださいということですので、その借入の表現にあたってはこういう形で記載するようにというような指導がございしますので、それに基づいて記載したところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長　5款、労働費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　6款、農林水産業費。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　22年度から一般野菜を販売するというところであります。一般質問の中で出ておりましたが、今のところ5人といいますか、5軒のかただいということですが、果たして5人だけで出発できるのかというような疑問もあります。4月からすぐというわけにはいきませんでしょうか、いつころから実際に販売を始めるのか。あるいはそのための予算はこの22年度の予算でどのような形で現れておるかということをお尋ねします。

それから、園芸ハウスと今度菌床栽培のハウスということが出てきました。これは同じような要件でおやりになるのか。園芸ハウス、前は県の補助がありましたが、菌床栽培ではそういう方法があるのかないのか。あるいは過疎債でしたか、辺地債でしたか、それを使っておりましたが、そこら辺の関係も併せてお尋ねをいたします。

それから農業委員会費であります。私もそこ出身でございましてから見ておりましたが、私認識違いだったら申し訳ございませんが、ほぼ横這いかマイナス程度で来てたじゃないのかなと思いましたが、今回はプラス338万円でありますので、この要因、新しい農地制度ができたからこういうふうになったのか、あるいは農業委員のかたがたの待遇改善か、いろいろあると思いますが、この338万円のプラスについてもお答えをいただきたいと思っています。

○議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　お答えいたします。まず1点目のよりっせでの一般野菜の販売についてでございますけども、先ほど議員がおっしゃったとおり今現在5名のかたが希望されております。実際の出荷につきましては、今のところ夏野菜から出したいというような予定でございます。

それからその販売にかかる町予算は取っているのかというおただしであります。その販売にかかる経費については、町予算で取ってございません。あくまでも出されるかたが自分でよりっせに運んで、そこで、よりっせで売ってもらうという形をとっておりますので、

町予算の計上はございません。

それから2点目の菌床パイプハウスのリース事業と今まで行っていました園芸ハウスのリース事業でございますが、今年計上いたしました園芸ハウスの整備につきましては、県単の補助金300万円、財源でございます。それ以外の財源は過疎債を充当してございます。

それから菌床のパイプハウスでございますが、これにつきましては県単補助もございませんで全額過疎債を充当して財源としてございます。

それから三つ目の農業委員会費の予算の増要因でございますが、まず一つとしましては、農地法が改正されたことによりまして、22年度におきまして新規に農地制度実施円滑化事業という10分の10の補助でございますが、これが22年度に入っております。その分で127万円の事業費を計上してございます。農地パトロールにかかる経費ですとか、そういうものをこれで計上してございます。

あと一番大きな要因は、職員の人事異動によります人件費の増であります。以上です。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私の尋ねようが悪かったのかなと思いますが、販売に関して町の予算は取っていないということでありますが、一般野菜の栽培のかたがたに、販売だけじゃなくて、栽培に関して予算化してあるかということを改めてお尋ねします。

それからハウスであります。それは過疎債でやるということでございますが、それだけ負担を少なくするというところから、園芸ハウス栽培者と菌床栽培ハウスで栽培する人は同じような要件といいますか、条件で、いわゆる契約を結ぶと思うわけですが、園芸ハウスと同じ条件で菌床栽培のハウスも結ぶのかということをお尋ねします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 まず1点目のよりっせ一般野菜の分でございますが、強いて町で予算をとっているということでありましたら、栽培指導専門員、町で予算化してとってございます。その指導員によります指導はもちろん一般野菜であろうが、ミネラル野菜であろうが従前どおり指導は行ってまいります。予算的なものといえども強いてそのくらいであります。

あと町職員の支援も当然、指導等も入ってくるわけでございますが、それから菌床ハウスと園芸ハウスでございますが、基本的な契約は菌床であろうが園芸であろうが同じでございます。ただ、整備費がかなり違う。菌床の場合ですと整備費約400万円かかります。園芸だとだいたい150万円ほどだと思っておりますが、当然その整備費が違うということでリース料については額が違いますけれども、基本的な中身の契約については同じということになります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 林業費でお尋ねをいたしますが、林業費全体では対前年比592万5千円の増額ですが、実際は菌床栽培ハウス整備事業、昨年までなかった事業ですが、それと間伐対策事業委託料750万円、約2,010万円ですか、この新規事業が増えたがためにトータルでは590万円余の増額になってますが、平年ベースで見ればこの二つを、新規事業を取り除けばマイナス予算となっているんじゃないでしょうか。それはどこのどういう事業を削ったのか、あるいは減額したものがあるとすればそれを教えてください。

それが1点、それと県営林道大山美坂高原線開設事業負担金1,225万円でございますが、

この事業の総額はいくらになって、たぶんこれ大滝から開設してるものと思いますが、進捗率はどのぐらいなんですか。それで完成年度はいつごろまで、昨年同様の 1,225 万円の負担であります、負担金額は毎年同じで、その額の分だけ延長が延びるというふうなものなのか、最初から県から 22 年度は総予算これこれだから、その何パーセントを負担しろと、こう言われているものなのかお尋ねします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ただいまのおただしの 6 款 2 目の林業費の総額が前年度より 592 万 5 千円増えている中で、新たな事業、菌床ハウスの整備事業ですとか間伐が 750 万円増えているのになんでこれだけの伸びだというおただしででございます。

まず、6 款 2 項 1 目の林業総務費の内訳からご説明したいと思います。林業総務費につきましては前年度対比 1,678 万 6 千円の増であります。この内訳は先ほど議員がおっしゃったとおり菌床ハウスの整備事業で新たに 1,260 万円の増、それから新たな事業としまして間伐対策事業委託料、これが 750 万円新たに増えてございます。

そのほか、有害鳥獣対策の予算でございますが、昨年度まで町予算の分とはほかに町の対策協議会に国から直轄で 200 万円の予算が来てたわけでございますが、その国直轄が廃止になりまして、本年度から県経由の交付金という形になるということで、昨年まで協議会予算として 200 万円別に町予算とは取っていた分が町予算に含まれることになりましたので、その分で 200 万円は増えてございます。

そういった増える要因がありまして、あと若干森林病虫害の防除事業委託料、これは県の枠の関係とかございまして 380 万円ほど減ってますが、そういったもろもろの要因をプラスマイナスしますと、林業総務費全体では 1,678 万 6 千円の増額予算ということでございます。2 目の林業振興費のほうで前年度より 1,000 万円減ということでございます。以上です。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 2 目の林業振興費関連についてお答えします。林業振興費につきましては、昨年防火水槽の整備を林業環境整備の中でやっておりました。それがなくなったということで 1,000 万円ほど事業費が減額になりました。昨年 2 基整備しておりますので 1,000 万円ほど減額になりました。それが林業費全体の減額要因になっているところでございます。

あと林道大山美坂高原線についてのご質問にお答えします。大山美坂高原線は安座を起点にしまして大久保を通り、さらには大滝を経由して三島町の美坂高原にいく道路であったわけですが、大久保大滝間につきましては経済効果がないということで県の事業見直しによりまして廃止されるような形になりまして、1 工区、安座から大久保間、さらには大滝から美坂高原間という二つの工区に分けて事業を実施しているところでございます。

ご承知のとおり安座大久保間は平成 11 年に完了いたしました。大滝美坂高原線の区間につきましては延長 6,430 メートルございますが、平成 16 年度から着手して今事業を進めているところでありますが、次年度、平成 23 年度をもって完了するというところでございます。

この 7,000 万円、今年度の予算でございますが、だいたい県営事業の最低事業費が 1 年度 7,000 万円というようなことになっておりまして、町としましては財政負担も 17.5% の町負担がございますので、町の財政の許す範囲ということで最低限 7,000 万円ということで事業をこれまで進めてきてもらったということでございます。

あと来年度 1 年で終わるということでございます。ちょっと総額、全体事業費がいくらかという資料を持ち合わせておりませんでした。後から答弁させていただきます。来年度で終わりますので、進捗率は 95% 近くいっていることだろうというふうに思います。全体事業費でいきますと。以上でございます。

○議長 7 款、商工費。

9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 商工費の商工総務費の観光費のグリーンツーリズム推進協議会の補助金についてお伺いします。

まず、このグリーンツーリズム推進協議会ですが、町長の説明によりますとこの西会津げんきグリーンツーリズム協議会を核として農林業活用、それから農家民宿、農家民泊などを新たに取り入れた体験滞在型のグリーンツーリズムを推進すると、そのように言われております。そして、聞き違いかもしれませんが、説明の中には町が立ち上げたようなニュアンスをもったものですから、その辺の確認を含めて質問したいと思います。内容は、先般いろんな意味で説明を受けました。その中での補助金の内訳、あるいは事務局体制というものも説明を受けたわけですが、ただ、いくつかその中で疑問がありました。

まず一つとしましては、先ほど一般質問にありましたが自主的な民間団体でありながら会費を取っていないと。それに対して補助金を支給する計画になっている。その中にまた会員として町が加入している。補助金の支給の点からいって、町が会員として入っているのに町が補助金を支給するということに問題がないのかというまず 1 点。

そしてその内容ですが、事業補助的な要素の補助金になっておりますけれども、この補助申請等の申請用紙ですか、申請手続の中には事業計画とか、あるいはそういった正規な手続がされた上での支給要件となったのでしょうか。

あともう一つは、この団体と町のかかわりは今後どのように進めていくおつもりでしょうか。この 3 点についてお伺いします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 グリーンツーリズム協議会のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、町が会員なのにその町が補助金を出していいのかというご質問でございます。町は協議会の会員ではなく、アドバイザー的な役割ということでございます。

それから 2 点目の事業申請、補助金を予算計上するにあたり、団体から事業申請があったのかというお話でございますが、これにつきましては、話的にはございましたが、予算がきちんとご議決いただければきちんとした補助金の申請決定をした上で交付したいという考えでございます。

それから町と団体との関係はどうなのかというご質問でございますが、先ほど、午前中長谷沼議員にもお答えしましたとおり、協議会の目的につきましては交流人口を拡大し、町活性化を図ると、まさに町の目的としているところと合致するわけでございまして、町

は自主的に協議会が行うプログラムの策定、民泊、民宿の受け入れ体制の整備につきましては町としてできる限りの支援をしてまいる考えでございます。以上です。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたい分かりました。大変いいことだと思ってます、私も。この団体を育成することによって、また新たな経済効果等が生まれることを期待するものでありますが、ただ、今の段階では町主導型の審議会的な要素が十分強すぎる部分ありますので、そのへんを踏まえながら今後これが本当に定着するような形での支援等をしていくべきだと思いますが、そのへんの考えをお伺いします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ただいま議員がおただしのとおり、町としましてはこの協議会が自主的に運営できる体制が図られるよう精一杯支援してまいる考えでございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 グリーンツーリズムの上の会津米沢地域観光整備推進協議会負担金として32万円計上されておりますが、この西会津町との関係ということでその内容についてご説明いただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 会津米沢観光圏整備推進協議会についてお答えいたします。この協議会につきましては、まず構成している町村でございますが、全部で9市町村でございます。まず一つ目に米沢市でございます。それから喜多方市、会津若松市、下郷町、南会津町、それから本町西会津町、北塩原村、磐梯町、猪苗代と、全部で9市町村で構成されてございます。

それから、やっております事業でございますけども、広域連携といたしますか、米沢、会津構成市町村の連携を図りまして滞在型の観光振興を図ろうという取り組みですとか、昨年やった事業ですと米沢ラーメン、それから西会津の味噌ラーメン、それから北塩原村の塩ラーメン、喜多方の醤油ラーメンというようなラーメンのスタンプラリーを実施したり、そういった連携を図りながら構成町村で連携を取りながら、相乗効果を生みながら観光振興を図っていこうというような協議会でございます。

○議長 8款、土木費。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 8款の8報償費の中で消雪施設管理報償金86万4千円と計上されておりますが、これはどことどの地区にあるのか。また何人分の経費なのかお尋ねします。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 大変遅くなってすみません。報償費についてのおただしにお答えします。

報償費につきましては、消雪施設の管理報償費というようなことでございまして、現在、8カ所、県道に埋設されている消雪を町で受託しまして、町から報償費を払いながら管理を委託しているというようなことでございまして、野沢、上野尻、樟山、徳沢、新町、中町、真ヶ沢、宮野にある8カ所の消雪施設の管理をその地区にお住まいの住民のかたに管理をいただいているということでございます。

○議長 9款、消防費。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点、女性消防隊の待遇に来年度予算は変化があったかということであり
ます。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 女性消防隊についてのご質問でございますけれども、現在、女性消防隊
は3月現在 57 名のかたが隊員として活躍しております。今年も3月で任期替えというこ
とで今現在女性消防隊のほうでも来年度の隊員向けにそれぞれの分隊でやっておるわけ
ですけども、基本的に来年度の予算におきましては、女性消防隊の運営費交付金というこ
とで 10 万円と、それから活動にかかる福祉共済掛金ということで6万4千円ほどかけてい
るわけですが、あと事業費的には出動した場合の出動手当ということでそういった
ものを見込んでおります。

基本的には平成 21 年度と同程度の予算ということで 22 年度は見込んでおるところであ
ります。

○議長 10 款、教育費。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 教育費で、西会津の創作和太鼓についてお伺いをします。私も一般質問でお
聞きしたところでございますが、まず最初に申し上げたのは、新しくやるにしても、町長
の提案理由の中でたった1行の説明であったということで説明不足ではないかというこ
とも申し上げました。今日までの太鼓についての議論の中で、今日の町長の答弁の中にも、
各隣接町村でもやってるんだという説明もありました。最初からそのような具体的な説明
なりあればもうちょっとみんなに理解が得られたんじゃないかなということをまず申し上
げておきたいと思います。

そしてあと、これからの進め方についてはいろいろ会員を募ってというようなこともあ
りました。それについて、やはり町長がこの膨大な予算書をこと細かに多分査定されたと
思うんですね、各課にわたり。そういう中でこの教育費、またこの太鼓について、その査
定というか、甘かったんじゃないかというような感じも持つわけです。

そしてまた、よくその計画性を持たないまま予算化したということについても、そうい
う緊急性がどこにあったのかなというふうに思うわけですが、それについて答弁お願いし
ます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のおただしの中で説明不足ということについてはおわびしなければならない
というふうに思います。しかし、何となくつかみどころのない予算を計上したのかという
ことかというところではなくて、実はやっぱり予算を付けるならば付けるなりのきちっ
とした事業の、どういうところにどのぐらいのこれから予算の計上が必要なのかというこ
とは、ある程度の事業計画というものについても、各これを担当している教育課の中で、あ
る意味では基本的な方針が実は定まっております。

詳しくは申しませんが、必要であれば後でお渡ししてもいいんですが、そういう
中において 500 万円のこまめな内訳については、そこまできちとしたものは実はあ
りませんでした。しかし、私がある意味ではこの予算の査定にあたっていわれる 500 万円

というのは、例えば事業を行って、先ほど言いましたように指導員とか、あるいは作曲家だとか、そういうことも準備段階の中で、あるいはそれを、じゃ、具体的にそれを実行に仮に移したときに、レンタルという方法も実はあるみたいなんですね。そうすると 50 万円 100 万円ではやっぱりそこまではなかなかいけないんじゃないかと。ただ、単年度でそこまでいけるかどうかということすら、これは実際これからやってみないと実は分からないわけでありまして。

そういったことを踏まえながらの一つの、一面調査もしなければなりませんし、そういうことを踏まえての内容であったということでもありますので、そういう全体的な計画の中である程度の予算化をしたという意味合いでありましたということでもあります。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 これからの取り組みというか、そういうことをお伺いしたいわけですが、やはりこの前私申し上げましたように、太鼓ばかりじゃなくて、やはり地元にあるそういうのにも目を向けていただいて、太鼓についても今回の議会において反対という声は多分出てないですね。誰も言ってないと思います。大いにそれは盛り上げていただくのは結構ですけれども、やはりそれと並行した形でよりよくいろいろな民俗文化を守り、また継承していただけるような方向性をつくっていただきたいというふうに思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のおっしゃるとおりだと思います。西会津には古くから伝わる大山の踊りとか、草刈り踊りですか、大山甚句とか、いろいろそうした継承されているものがたくさんあると思います。それから、文化、民芸、民具、こういった資料等々の対応もしなければならぬと思っています。

ですから、全般的な文化という、総称すればそういうところになるかと思いますが、やはり全体的にそうしたことをこれから西会津町の継承するための一つの文化財産であるという意味からして十分に対応していかなければならないし、それを継承するということも私は必要なことだと思っておりますので、これから徐々にそういったところまで含めながら総合的に判断していかなければならないと思います。

そしてまだこれは予算査定の中でも十分意見交換した中では、いろんな言い伝えなり、あるいは民具をつくっていく段階においては伝承員制度などを設けながら、その専門的な人に対して指導いただくとか、そして認定をするとか、こういう指導員のかたもこれから町として認定していくことも必要じゃないかという話し合い等々の意見交換などはきちっと行っております。そうした過程を踏まえながら予算化をさせ、あるいは予算の中で話し合いをしているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も今ほどの太鼓の件で若干質問いたします。先ほど予算の関係で質問しましたが、私はこれこそが直感的判断の事業採択かと思っていたんですが、客観的ということに訂正されましたので、違った意味での質問にさせていただきます。

まず、この太鼓の件であります、今まで同僚の質疑等でありましたように計画がまだまだ甘い。そして突発的なものであって、やはり基本計画、実施計画、きちっとした議論を重ねながら、また議会との議論も踏まえた上でのきちっとしたものにしてほしい

など、そのように思っております。

そして、何よりも私が言いたかったのは、今この不況の中で町民の生活や雇用不安、あるいは不景気がまだまだ続くと予測されております。そんな中で太鼓に対して今 500 万円、その後 1,000 万円から 2,000 万円、全体の予算の中でこれが果たしてすぐやらなければならない事業なのかという疑問を抱いております。

一般質問的になっちゃいますが、まず、私としましては、雇用促進のために新規学卒者を採用した事業所に奨励金を出すとか、あるいは建築関係が一番冷え込んでおりますので、町内の業者を頼んだ町民のかたに改善とか、改修のかたに補助金を出すとか、そういった形での経済のてこ入れも必要ではないか。そして小学校の適正配置の新しい学校校舎建設のための資金としても必要ではないかと、そのように思っております。

ただ、いろんな今までの議論を踏まえながら太鼓そのもののこれから調査、研究し、きちっとした形での方向性を見出すならばいたずらに反対するものでもありませんし、ただ、そのへんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今回の予算編成の中で最も重視しなければならない点は、今ほど 9 番議員がおっしゃった町内の冷えきっている経済というものについて、この予算の範囲の中でどのような対応をすべきなのかということもいろいろ議論を重ねてまいりました。

したがって、先ほど総務課長も総体的な中での財政の割り振りを言いましたけれども、まず投資的経費の中でのやっぱり増額を見なければならないと。投資でどのぐらいの経済効果があるかということもやっぱり予算に反映され、そして実質単年度ではその効果というものも徐々にでも現れてくればいいのかという期待感を実は持っているわけであります。

昨日一般質問の中でも話されましたがいろいろ失業対策、あるいは緊急雇用対策の中でもっと町は積極的に対応しろという話も出されました。確かにそうであります。しかしこれから新しい各課になりながら、その範囲の中で仕事があれば私は積極的に対応したいと思っておりますし、また、各課でこういう仕事がこれから臨時の財政の中でも、あるいは雇用対策の中で必要だというならば、私は積極的にそういったことに取り組んでいきたいという基本的な考えがあります。

しかし、何も無いところに予算を組めないわけでありますので、今ほどおっしゃられた町内業者の問題もしかり。そしていろんな既存の企業の対応についてもこれから煮詰めていかなければならない課題の一つであり、重々そのことについてもこれから取り入れていく課題の一つであろうと。

そのために、今どうすべきなのかということを真剣に各課で検討しているところであります。したがって、今回そういったことを踏まえながらも文化ということについて新しくこれから創造するものというのもまた一つ考えていく必要があるんじゃないか。こういうご時世だからこそもっと町民の皆さんが元気になり、あるいはみんなが何か取り組んでいこうとするそうした力の結集するものがあればいいのかなと。

あるいはこれからイベントやいろんなものごとに対して西会津町だということを元気づける、そして PR できるものをこの文化の創造の中で何が必要なのかというところの一つ

にこの和太鼓というものが出てきたわけでありまして、そういう関連性の中で今回の事業計画を行ったということでもあります。

したがって、新しいこれからの文化を創造すると、地域性豊かに何が必要なのかということの一つであるということは、私は間違いないんじゃないかと、こういうことの意味合いも含めて今回予算の計上をしていったということでもありますのでどうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど町長の説明を聞いて、最初はそういった説明があやふやであり、また、今までこの議会で議論する中でだんだんだんだん煮詰まってきたと、そのように私も認識しております。ですからこういった場合、何回も出てますように、きちっとした説明責任を果たすべきだと、そういうことだけを申し上げて終わります。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 小学校費、中学校費でそれぞれコンピュータ使用料、二つ合わせると 1,829 万 5 千円の計上ですが、これは前年度と同額の計上でございますが、何年間かの契約で同一金額で借りているリース契約だと思うんですが、そのように理解してよろしいですか。

それともう一つは、小学校費で緊急地震速報システム購入費 150 万円の計上ですが、これは一般質問でも申し上げましたけども、1 カ所 50 万円とみて 3 カ所分だということであれば小学校残るのはあと 2 校、22 年度が始まれば何らかの方法で 100 万円くらいの補正ですよ、小学校全校に取り付けしても。そのようなお考えはありませんか。以上です。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 お答えいたします。はじめに 1 点目の小学校費、中学校費のパソコンの機械器具借上料でございますが、これにつきましてはパソコンのリース料でございます。平成 19 年度に導入したもの、さらに 20 年度に導入したものがございまして、それぞれ 5 年契約のリースでございます。

続きまして緊急地震速報システムでございますが、本年度導入しておりますのは群岡小学校、奥川小学校、新郷小学校の 3 校でございます。ご質問のありました件につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 するとこのコンピューター、パソコンだと思うんですが、パソコンのそれぞれの小学校では何台、1 台というのか、1 機というのか、単価はどのぐらいなんですか。そしてまた、5 年間の契約だとその間に新しい型のパソコンなんか出てくると思うんですが、そういうのは契約どおり 5 年間同じ機種で使うんだという契約になっているんですか。以上です。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 お答えをいたします。パソコンの各学校における金額でございますが、これにつきましてはパソコン、それからそこに入りますソフト、サーバー、そしてプリンターそれぞれさまざまな付属品まで含まれておりますので学校での価格は現在手元に承知しておりませんが、パソコンの台数を申し上げたいと思います。

新郷小学校でございますが、パソコンルームに 6 台、職員室に 8 台、それからサーバー、プリンターなどが付属品としてございます。

奥川小学校がパソコンルームにパソコンが 11 台、職員室に 8 台、それぞれサーバーその他の付属品がございます。

野沢小学校につきましてはパソコンルームに 31 台、職員室に 13 台、サーバーその他付属品がございます。

尾野本小学校につきましてはパソコンルームに 27 台、職員室に 13 台、サーバーほかプリンター等がございます。

群岡小学校がパソコン室に 11 台、職員室に 11 台、そのほかサーバー、プリンター等がございます。

小学校全体でパソコンの端末としましては 139 台ございます。

次に、西会津中学校でございますが、コンピュータ室に 35 台のパソコンがございます。また、校務センター、それから各教室、メディアセンターにもございまして、西会津中学校全体では 112 台ございまして、そのほかサーバーやプリンター、その他付属品等がございます。これらについてのリースにかかる 5 年間のリース料でございまして、毎年同額でございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 そうするとコンピュータ使用料、パソコンと申し上げたほうがいいのか。小学校のほうは契約台数は多いのに、金額では約半分程度と。これ中学校のほうは今パソコン本体だけじゃなしに、ソフトだとかサーバーだとかプリンターだとか、そういうものが、ソフトでも高い安いがあるんでしょうけども、そういうことだから台数の割には中学校は高いんだよというふうに理解していいんですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 お答えをいたします。中学校の場合でございますが、中学校の床面積も広くございまして、また、各教室、さらには廊下のわきにメディアセンターというコーナーもあるわけですが、そちらに置いてあるもの。さらには情報調整室ということで、放送室のわきにサーバーールームがありまして、管理上、また、付属品等もいろんな付属品が多くございますのでリース料としては高いものとなってございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今ほどの創作和太鼓の質疑がなされました。新しい文化、創作和太鼓ということでの町長の情熱は伝わってきました。これは誰しもが認めることだと思いますが、しかし、やはりそれが今なぜかというのは、まだ払拭できないわけです。

前にお座りの皆さんがたは行政のベテランでございます。職業としておられるわけでありまして、そういうかたにこんなことを申し上げるの大変失礼かと思いますが、計画というもの、新しい計画というものは特にそうでありますよ。その目的、目標というものをきちっと持たなくちゃなりません。その達成の手段も考えなければなりません。提案する前に前もってそういうことを全部調べて、そしてきちっとした計画がなされて提案というのが本来の姿であります。今回は初年度の 500 万円だけで、2 年目、3 年目はなっていない

いわけなんです。

それともう一つ、かつて町では山車、あるいは山車を祭りの祭礼の山車、それからそれを入れる格納庫、それらも県なり国なりの補助金とか、交付金に該当させて事業に取り組んだというようなことがあったと私は思っているわけですが、和太鼓もそうであります。なんでかんで町の一般財源を使ってやる。できれば県なり国なりの補助なり交付金、そういう可能性も探る必要があるわけであります。

簡単に言えば、22年度はそういう調査に充てて、そしてしっかりした計画を23年度の実施計画、ローリングの中で示して、23年度の予算のときに提案すべきであろうと。ですから私からご提案申し上げますが、今すぐ500万円を削減しろと言いません。6月の議会で調査に必要な金額だけを計上して、それ以外の金は6月補正できちっと削りますと、ここで町長が明言するならばこれを了としますが、いかがでありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど11番が申されましたけれども、確かに目標と計画ということについてはそのとおりだと思います。したがって、今年度以降の実施計画の以降の問題については事業と具体的な事業費がどういう状況になるかということはまだ不明確であり、もしこの事業が継続的に行わなければならないということでその調査、検討した中で、必要であればこれの該当する国県の補助事業がどういふことがあるかということもしつかりと、この22年度で調査をし、対応してまいりたいと思います。

したがって、今回必要な諸経費については、もう一度精査することにしていきたいというふうに思います。ですから、これから調査する段階においてどの程度かということについては担当課と十分協議をしながら、そしてそれ以降の問題については6月の補正で具体的な対応としてご提示を申し上げたいというふうに思っております。

○議長 11款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款、公債費。

(「異議なし」の声あり)

○議長 13款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成22年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成22年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(14時22分)

○議長 再開します。(14時47分)

日程第2、議案第19号、平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号、平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、平成 22 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 22 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 22 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 23 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 24 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を

行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 個別排水処理事業の 22 年度は 38 基と言ったっけ、35 基。これは今までも相当数できあがっていますが、所有権者というのは町なんでしょう。じゃ、町の所有が使用者とどういう契約を結んで貸与しているか。また、22 年度はどうしようとしているのか。その点だけ聞いておきたいと思います。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 個別排水処理についてのご質問にお答えします。町で個別排水事業は町が合併浄化槽を各戸につくりまして、町が自ら管理をしているということでございまして、この設置申請書と同時に土地を無償でお借りするような形になりますので、無償借地の同意書を一緒に添付していただいて提出していただいて、町が工事をして管理をしていくというようなことであります。

使用にあたっては油は流しては駄目ですよとか、いろいろな使用にあたっての注意事項をお伝えしながら、あとは下水と同じような形でご使用いただいているということでございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 町の施設であれば、無償使用契約とかというのを結ばなくてもいいのかなと思ったんですよ。使わせる人に無料で使わせると。その代わり善良な管理をやることとか、何かそういうものを一筆、今まではそういうような契約というのはなかったと思うんですけど、使用者のほうは土地は無償で使っていいよという同意書は提出したかもしれないけど、使用者のほうは町に対して、それでは無償で使わせてもらおうとか。で、万が一そこが使用が要らなくなったというような場合は、掘り返して返すのはどちらなんですか。町が掘り返して撤去費用を町が負担するのか、使用者が負担するのか、分からないですか、言ってること。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 先ほど申し上げましたのは土地の借地の件でございました。施設の管理につきましては町がすべて直接、電気料も支払いますし、保守管理もすべてやってますし、浄化槽の清掃業務なんかも町から清掃業者に頼んでやっているというようなことで貸与というような形ではなくて、町がすべて管理するという形で行っております。

ただ、ただいま話にございましたように、将来使わなくなった場合の撤去、そういったことに関しましては、特に条例にも定めがないというようなことでございます。ただ、町が無償で設置をしました。そこが場所が家の増築か何かで邪魔になってかたしてくれというような場合はその原因者の負担で移設を行うんだというようなことはうたっているわけですが、要らなくなった後の処理につきましては、特に条例についても定めがございません。そういったケースを想定してなかったというようなことでございます。今後対処方法を十分検討してまいりたいと思います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 現に今何年間にわたって使用していない個別浄化槽がありますね。その全く使用しなければ下水処理料は取っているんですか、取っていないんですか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。今まで個別排水事業はやってますが、今現在、これまで6年間にわたり整備をしまして184基設置したわけですが、今現在使っていないから中止してくれというような申出があったところはまだ1件もございません。実際お住まいになっていないと、連休だとかそういったときちよくちよく帰ってくるというようなかたもいらっしゃるんですが、浄化槽は基本的に、常に電気を回してブローアを動かしておりますので電気料はかかりますし、基本料金だけは最低限納めていただいているという状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(15時02分)

平成22年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月26日（金）

開 議 10時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	12 番	長谷川 徳 喜
2 番	多 賀 剛	8 番	佐 野 悦 朗	13 番	清 野 邦 夫
3 番	青 木 照 夫	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
4 番	荒 海 清 隆	10 番	大 沼 洋 平		
5 番	清 野 佐 一	11 番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

7 番 五十嵐 忠比古

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 渉
経済振興課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
地域整備課長	杉 原 徳 夫	農業委員会事務局長	新 田 新 也

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第15号）

平成22年3月26日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|------------------------------|
| 日程第1 | 議案第25号 | 平成22年度西会津町老人保健特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第26号 | 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第27号 | 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第28号 | 平成22年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第29号 | 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第30号 | 平成22年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第7 | 議案第33号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第34号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第35号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第36号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第37号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第38号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 提案理由の説明 | |
| 日程第14 | 議案第39号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第40号 | 平成21年度西会津町一般会計計補正予算（第10次） |
| 日程第16 | 議会案第1号 | 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例 |

- 日程第17 請願第1号 米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める
請願
- 日程第18 請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の
請願について
- 日程第19 請願第3号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の請願に
ついて
- 日程第20 請願第4号 多重債務者対策の推進を求める意見書提出の請願について
- 日程第21 陳情第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情
書
- 日程第22 意見書案第1号 多重債務者対策の推進を求める意見書
- 日程第23 意見書案第2号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公
共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する
意見書
- 日程第24 意見書案第3号 米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の現実を求
める意見書
- 日程第25 意見書案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第26 意見書案第5号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書
- 日程第27 意見書案第6号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採
択に向けた取組を求める意見書
- 日程第28 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第29 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第30 議会弘報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）

○議長 平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

7 番、五十嵐忠比古君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 25 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 26 号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 説明があったかどうかちょっと覚えていないので確認のために質問いたしますが、わが町で後期高齢者保険のこのあれに該当する人は何人ぐらいなのか。そしてまたこれは各都道府県でこの保険料というのは決めるんですけども、東北 6 県ではどのぐらいの位置にあるのか。福島県は 1 人平均 4 万 5,473 円だという説明がありましたが、東京都が多分一番高いんだよな。8 万 8,439 円とかって額で、これが日本一高い料金なんですけど、そういう順位が分かればお示しをいただきたいと思います。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 後期高齢者の被保険者の人数であります。当初予算におきましては広域連合のほうで試算しておりまして、2,200 人ということで当初予算は計上してございます。昨年の最終補正のときは 2,174 人だと思いましたので若干伸びてるといふふうに考えております。

それから新しい保険料、福島県は均等割が 4 万円と据え置きになったわけですが、まだ全国の保険料は示されておりません。情報が入っておりません。しかし、これまで見ますと福島県は全国的にも半分より下のほうにあるといふふうに認識しております。以上です。

東北 6 県含めてまだ厚労省のほうから情報が入っておりません。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 私の資料では福島県は宮城県に次いで東北で高いほうなんです。宮城県が 5 万 8,998 円、福島県が先ほど申し上げたとおり 4 万 5,473 円でしょう。あと一番安いのは

が秋田県で3万8,110円。だからこれだけのばらつきがあるということは、いったいどういうことなんだということで、町としても広域連合あたりに問い合わせしてみる必要あると思うんですよ。こんな1万円近くも東北だけで見てもこんなにばらつきのあるというの、いったい広域連合なにやってんだということで、負担を少なくするように町としてもできるだけ努力を望みます。以上です。これは要望だからいいです。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私は保険料の軽減制度について、町の今人数が2,200人と言われましたが、その中で軽減率に応じた人数と、こういう不景気の中での傾向ですね、どのような推移をたどっているかをお聞きします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 後期高齢者の被保険者の保険料の軽減の件でございますけれども、これは平成21年につきましては、いわゆる9割、それから8割5分、5割、2割という均等割の軽減措置があるわけでございます。均等割で軽減ですと85.7%が均等割の軽減ということになります。

失礼しました。均等割は1,469人ですね。21年度でよろしいですか。軽減が均等割と所得割含めましておよそ75%のかたが軽減となっております。9割軽減、8割5分軽減、5割軽減、2割軽減、そして社保扶養のかたの9割軽減、それから所得割のかかるかたの軽減で75%のかたが軽減となっております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その9割、8割5分とその人数的な内訳は分かりますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 2,105人という時点でございますが、9割軽減が240人、8割5分軽減が515人、5割軽減が86人、2割軽減が96人、そして社保扶養のかたが9割軽減でございます。このかたの軽減が、9割軽減であります、532人。それから所得割のかたの軽減が100人で、合計が1,570人ということになります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 答弁漏れなんです、傾向的にはこれが、制度ができてから軽減にはまる人が多くなっているのか、それともそのへん。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 国ではその制度を平成20年から始めたわけですが、当時は7割、5割、2割ということでございましたが、国民の世論がいろいろありまして政府のほうでも軽減の拡大を図ったわけです。その結果、7割軽減のかたは現在9割と8割5分というふうに軽減の拡大が図られました。その結果、大きな軽減になるかたは増えてきたわけですが、今後につきましても、いわゆる9割軽減、一般的に収入で9割軽減というかたは国民年金のかた、80万円以下、このかたは9割軽減でございます。本町におきましてもこの軽減される人数のかたは毎年これで見ますと増える、若干増えてるという傾向にございます。以上です。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 3年目ということでもあります。このできたときに私懸念していたのは、該

当する人の医療機会の均等といいますか、都市部と西会津のような中山間地ではかかるうとしてもかかれないんじゃないかなと、そういうような心配を持っていたわけですが、3年にもなりましたから、そういうようなデータというのかな、県の組織で持ってるのか持っていないのか。なければそういうことも要求をして、実態といいますか、つかむべきだと。そういう点では積極的に町が働きかけるつもりがあるかないかということと、できたときに確か4町村、3町村だっけ、軽減というか、それはいつまでその軽減というのは続いているのか。毎年見直しをして該当するような市町村はそういう制度を受けられるのか、そこも併せてお答えいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず、長谷沼議員がお話されました都会は医療機関が多いので受診機会が多いので医療費は高くなるだろう。これは、先ほど14番清野議員が東京は高いよと。それから宮城県も高いよと。そういう意味では確かにそういう傾向にあるようなことだと思われま。

この医療費であります、広域連合で、20年の医療費でありますけれども、平成18年、19年の老人医療費と比較したデータを若干入手しましたけれども、当然当時と医療費が上昇している市町村、それから下落している市町村ということでございまして、本町では18年から19年、19年から20年、つまり19年から20年ということはいわゆる後期高齢者医療制度が始まった年でございしますが、この1年間で19年を100%とすれば98.04ということで医療費は下がってきております。

この要因ははっきり分析しておりませんが、後期高齢者の制度になって、2%の減でありますけれども、被保険数の関係か、あるいは後期高齢者ということになりまして保険料を1割負担しなきゃなんないよという、被保険者がそういう医療というのは大切なんだというふうに考えたということも考えられますけれども、県全体では、本町は98.04と落ちましたけれども、県全体では100.27ということで0.27%増えてるということになります。

それから、もう1点の当時、この制度になると急激に保険料が上がってしまうという町村が矢祭、あるいは只見、檜枝岐等4町村だと思いました。失礼しました。檜枝岐、只見、昭和、矢祭でござい。これにつきましては、急激に上がるということで広域連合の均等割とは同じにならずに保険料は少なくしてあったわけです。

これにつきましても、平成22、23、6年以内の期間で均一に保険料を設定するというところでございしますので、25年までに均一に設定するという広域連合の考えでござい。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 前は国保でいってましたから身近にいろんなデータも分かりましたし、動向等もつかめたわけですが、今県全体となるとそっちの担当している部署で積極的にそういう情報等を収集しなければ、われわれも県内でどのような状態にあるんだかということが分からないわけですから、出すの待ってんじゃなくて積極的にそういうことを要求しながら、われわれにも後期高齢者の状況が正確に伝わるように、これも私要望しておきます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 県全体の今後の推計でございしますが、今回の新しい保険料を設定する際

に、県全体の被保険者数、あるいは医療給付費の総額を広域連合で見込みをたてましてこの保険料を設定したわけです。それによりますと、医療費の平成 22 年度は 106.61%、つまり 6.61%伸びるであろうと。それから 23 年度はまた 5.76%伸びるであろうということ、毎年度医療費は伸びるという推計を立てております。

さらに、被保険者数につきましても 22 年度は 2.2%、23 年度は 1.8%と、やっぱり同じく被保険者数も伸びていくだろうと、ということから医療費等についても伸びると。それから 1 人あたりの医療給付費についても 4%、あるいは 3%というふうに伸びていくだろうと。すべてにおいてこの後期高齢者医療においては伸びるという推計を広域連合のほうでは立てております。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっと私も聞いてみたいんですが、今あった質問に関連してるんですが、広域連合という組織体は誰が責任持ってやってるのか。県が責任持ってるのか。私の感じでは誰も責任ないみたいな広域連合というか、県も責任ないような感じを受けるんですが、誰が責任持ってるのか。それぞれの市町村の連合体であることは分かるけども、責任はいったいどこにあるのか、まずそれから聞いてみたい。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 この後期高齢者医療の運営母体は福島県の後期高齢者医療広域連合ということでございまして、これを運営する事務局は県、あるいは各市町村から職員が派遣されまして、23 名で運営をしております。運営方針を決定するのは広域連合の議会というものがございまして、各市町村長、数は正確には覚えてませんが、十数名だったと思いますけども、その議会がございましてその議長が、会長でしょうか議長が、選挙で、福島市の市長さんが会長になっています。

今回の保険料を設定する場合も正式な定例議会を開催いたしまして、そこで事務局から説明を受け、そしてこれを決定したということでございます。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 要するに各市町村からそれぞれの職員が派遣され、そしてその中で議員もいて、その中のあれで決定するという仕組みは分かりました。そもそもそういうことになる、それぞれの市町村の意見というのはなかなか、代表者がいるけれども、なかなか通りにくいというか、意見が反映されない部分というのがあると思うんですね。

それから県も、私は関係ないんだと、そういうふうになりがちな感じもあると思うんですね。そういう中で後期高齢者制度そのものが実施された段階から非常にいろんな問題点があった。それは例えば、誰かの扶養になっていたかたも平等に全部、二重に取られちゃう仕組みになっちゃってね、保険料が。

そういうこともあるし、それから例えば西会津みたいに一生懸命予防医療をやった。福島県の中でも医療費が安い町村、そういう人たちが一把からげで福島県全体の医療費の中で積算するものだから、高くなってしまうという、そういうあれがあるわけだね。

だから、それぞれの市町村がいろんな要望、あるいは直してもら、そういうことを私はどこにやればいいのかということを知りたいというのを聞くために今聞いたんですが、やっぱり今の制度がいいか悪いか別にしても、現在あるわけだから、やっぱりいろんな角度から県なり、あ

るいは広域連合の事務局なり、議会なりにも、西会津町の意向というものを常に反映して、それを連合体を改革というんですか、あるいは国を、悪いところを直してもらおう。そういう意見を今後出していただきたい。

安い西会津町の医療費がみなと一緒に高くなっている実態があるわけだから、そこらへんを踏まえてね、今後積極的にそれぞれの各団体、県なりに、あるいは国なりにいろんな要望をしていただきたい。これを要求しておきます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第26号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 27 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今回は診療勘定に当初から 2,000 万円を一般会計から繰り入れをして予算を組んだわけであります。これは今回が初めてでありますから、やはり一般会計から診療所会計へ入れるということでは、何て言ったらいいのかな、今後ともそれが続くであろうとは思いますが、やはりなぜ 2,000 万円も入れて診療所を運営していくんだということとはもっと町民のかたがたに理解をしていただかなければならないので、その点を分かりやすく説明を、この際しておくべきだろうと思いますのでお尋ねをしますということです。

それと、入れればいいだけでなく、その会計のいわゆる合理化と言いますか、経費の節減というのも併せてこれを行うことによって町民のかたがたの理解を得られるわけでありますから、そこらへんも併せて答えていただきたいということと、もう一つは減税財源として 2,000 万円を、第何期対策といいましたけっかな、4 期対策、今まで 3 期までは 5 年じゃなかったっけかな。これを 3 年にしたというのは基金から入れる額が標準以上のがなほだいたい 3 年でなくなるということで、そうすると減税財源がなくなればその分国保税が上がるわけでありますから、それは基金の取り崩しとかも考えられるでしょうが、あるいはまた一般会計から減税財源を出してということも、そうすると、この会計にはこれから一般財源とのかかわりあいが高くなるわけですから、そこらへんも含めて答弁をしていただきたいと思います。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　国民健康保険の診療所の関係でございますけれども、議員ご承知のよう

に西会津町の診療所は当時民間の医療機関があったために町が運営してきた診療所は群岡診療所でありました。その後、町が老健施設をつくりましてそこにはドクターが必要ということで一緒に町民の医療のために西会津診療所も設置いたしました。その後新郷、あるいは奥川において民間の先生がおられなくなったので、奥川の皆さんの医療のためにということで週2日でありますけれども、奥川診療所を開設しました。

そのようなことで、これから西会津町が8,000人弱でございますけれども、また民間の医療機関が3月一杯で休院するというようなお話もございますので、この町の医療というのは町の診療所が担っていかなければいけないという重大な使命がございます。そのために先生の確保を含め、皆さんの医療の安心のために診療所は一生懸命運営しているということでございます。今後も町民の医療のためということで、この診療所の充実を図っていかなければならないというふうには考えております。

その中で、このたび町から当初予算としては診療所運営のために初めて2,000万円という一般会計からの財源を繰り入れていただきました。これまで最終的に薬代が不足していたんだよというお話をさせていただきましたけれども、実は最終的に調整する費用が薬代であったわけでありまして、ここには21名という先生をはじめ、職員がいるわけでございます。そのかたたちの人件費はどうしても必要だということでございまして、例えば21年度は20年度に比べますと、町職員が事務職としていった2人は、これまでの年齢の若い方から10歳も上の方が2人行ってしまった。こういうことで人件費が高騰したということでこういう財源的に不足を生じたという部分がございます。

今後は診療所としても、例えば薬品の管理を院外処方を検討しておりますけれども、まったく院外処方にすれば看護師の薬の調合とか、あとは新しい先生が来たときは今の看護師の体制でそこに看護師をつけると。じゃないと今薬局に看護師が入ってますので、このような無駄なことはしないで院外処方にして薬はもう専門員に任せるといような形でいろんな運営の合理化を図るように今いろいろ先生とも協議しております。この診療所の運営につきましては、どうしても先生のご意見も大事でございますので、先生のご理解を得ながら今後の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、基金でございますが、これまで平成12年から5カ年計画として3回やってきました。ご承知のように国保の支払準備基金は条例によりまして、繰越金が出た場合は医療費の3カ月分は基金として積んでおきなさいよと、積まなきゃいけないということじゃないんですが、積んでおきなさいよと。それは何か重大な流行病が出たり、いろんな医療費が足りない場合はそこから支出するよというところが目的でございます。

その計算しますと基金の最低保有高は約1億6,400万円くらいなんです、この度残高が21年度末が2億700万円程度なんです。それを最低保有額といわれる額を引きますと4,330万円程度。そうしますとこれは2年間で4,000万円がなくなってしまう。しかし、今の経済状況、被保険者の軽減を図るには町長ともいろいろご協議いたしまして、最低保有額の額を若干食っても、最低5年は無理だけでも長期計画として、中期計画として安定した皆さんの保険料を出していただくためには2,000万円を入れるべきだろうというご判断がございましたので、今回3年計画とさせていただきました。

しかしこれも今年の決算によりまして、もしかしたらまた1,000万円くらい積めるかも

しませんので、これはとりあえず3年計画といたしまして、今後の推移を見ながら町民の税の軽減のための支出を考えていきたいというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今答弁でもありましたが、民間の先生が3月一杯でおやめになるということは、それだけ町民の医療に対して町の責任といいますか、かかわりあいが大きくなるわけであります。これは何言っても信頼されなければ一般会計からの繰入金は、信頼がなければならぬわけであります。

信頼でもう一つ言えば、やはり国保税の収入未済が5,000万円にも達してしまっている。これはやはりいろんな事情があつてそうなっているんでしょうが、われわれが納める基本的には健康保険税でもっているわけでありますから、これも経済がこういう状態だからということだけでは、やはり町民の皆さんの信頼度は得られなくなってしまうのではないかと。

そういう額が多くなったために保険料が上がってんじゃないのかというふうなふうに思われてしまったのでは信頼度が薄くなるわけでありますから、やはりこれは本当に納められない人もおられましょうし、あるいは、納める力といいますか、頑張れば納めていただける人もたくさんおられるはずでありますから、やはりこの収入未済に対して22年度はどういう姿勢で臨むかということも伺っておきたいと思ひます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ただいま税の徴収の関係でご質問ございましたけれども、まさに11番の長谷沼議員がおっしゃったとおりでございます。この国保事業を運営していくためには皆さんから負担していただく国保税、これが一番の基本となるものでございますので、この加入者の負担にあたりましては、公平性を欠くことのないように、これからも努力していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 国保税で見れば、これはまだ本算定を待たなければ本当の税額というのは分からないと思うんですが、予算で見る限りは21年度に比べて2,200万円あまり減額になっています。だから、1人あたりにすると21年度に比べて高くなるのか安くなるのかというのが被保険者の関心ごとだと思うので、概算が分かればお示し願いたいということと、もう一つは診療体制、これは21年度と同じような先生の配置で22年度も診療を受けることができるのかどうか、そういう診療体制が分かれば、そのへんも含めてお答えをお願いいたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 私のほうからは国保税の関係についてお答えをしたいと思います。議員もおっしゃったように今回の当初予算にあたりましてはあくまでも暫定の額ということでございます。当初予算の算定にあたりましては歳出のほうで保険給付費、年間の所要必要額を見込みまして、そこから歳入で入ってまいります国県の支出金、それから支払基金等からの特定財源というものを差し引いて、その残った部分について税としてご負担いただくという形になるわけでございますけれども、この正確な額の算定にあたりましては6月に行います本算定、ここで正式に決定となるということでございます。

当初予算だけを見ますと、昨年度より減額という形になっておりますが、この大きな要

因といたしましては国保の加入者のかたの数が昨年度の算定からいたしますと 64 人ほど少ない人数ということでございますので、それらが減額の大きな要因になのかなということでございます。

いずれにいたしましても 6 月の本算定で正式に決定となりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 診療所の体制についてお答え申し上げます。今、診療所には西会津診療所に常勤の医師が 2 名と、それから週 2 日、整形外科として非常勤で 1 名、それから群岡診療所に常勤の医師 1 名、計 4 名で 21 年度は運営をしてまいりました。

22 年度につきましてもこれと同じような体制で運営していくというようなことでございます。なお、一般質問でもご答弁申し上げましたが、西会津診療所が非常に最近患者さんが増えてきまして大変混んでいるわけでございますが、常勤の医師お 2 人のうち、お 1 人は、0.5 人分は老健のほうを診なきゃいけないということで大変になっているわけでございます。

そのために本予算でも計上しておきましたけれども、新しい医師 1 名をぜひ確保するように努力してまいる所存でございますし、そして住民のかたがたの受診環境をよくしていきたいなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 28 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。3 番、青木照夫君。

○青木照夫 261 ページの 4 の任意事業の中で成年後見人に関係する中で、報償費として後見人など報償金 16 万 8 千円、下の 12 の役務費の中で成年後見制度利用助成制度審判など申立手数料 15 万 2 千円となっておりますが、これは地域包括支援センターの中とか、社会福祉の中での役割の中で取り組まれていらっしゃると思うんですけども、この金額の中ではどうかたというか、何人ぐらい今まで申立とか、そういう昨年度あたりいらっしゃいましたか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 介護保険会計の中で、成年後見人制度予算を今年初めて計上させていただきました。成年後見人制度につきましては、これまではそういう具体的な話はなかった

わけでございますけれども、近年いろいろまち内の状況を見ますと、認知症等で判断能力がないというかたなどがちらほらと見えてまいりました。そこで、このかたの財産管理をするための制度でございますけれども、具体的にはこれらの4親等以内のかたがたが申入れをすることになっておりまして、どうしてもそういうかたがいないという場合は、町長がこの申立人になれるということでございます。

それを裁判所で認めていただいて、例えば弁護士がそういう後見人になるか、誰になるか分かりませんが、そういう場合にまず報償金として16万8千円を計上させていただきました。それからその下の利用助成に関する申立、これにつきましては鑑定費用、いわゆる病院での診断書等、登記の手数料、あるいは診断書、鑑定費用、こういうものを含めて15万2千円ほど今回計上させていただきました。

今、具体的にこういうかたがいるということでありませぬので、今後出てきた場合には町としてもこの制度に入ってしっかりそのかたたちのために役立ちたいということから今回計上したわけです。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　　現在はそういうかたの該当者がいらっしゃらないというご答弁ですけども、私も老人会に入らせていただいて、いろいろ見させていただくと、該当に値するかたがちらほらいるわけですね。それは申し込みがあるかないかは別としても、何人が相談という形みたいにはありましたが、ここ2～3年にもやっぱり相続関係ということでいろんな問題がありまして、これは町でも積極的に、やっぱり4親等に該当、いろんな形でされないかたがいっぱいいらっしゃるんですね。長男がいらっしゃっても、おれはもうそこへは帰らない。おれは財産も何も要らないと。年寄りのいいようにしてくれというような、近いようなかたがいらっしゃるわけですね。

それであるとき、昨年か一昨年だかあれですけども、身近、親戚のかたが子どもさんがいらっしゃらなかったと。その財産関係が身近に見てた人が、じゃその葬式代ぐらいはもらえるのかと言ったら、手続がないということでいろんな、後見人がなかったということがあって、例えばそういうかたも、とにかくちらほらあるわけですから、今課長が言われたように弁護士、司法書士、またはそれに準じたようなかた、または社会福祉協議会の中で尋ねると公益的な相談するかたがいらっしゃるということも伺っておりますが、やはりこれからは相続関係、必ずもうひとり生活者、また、老人でもう本当にこれで終わりだとかたがいらっしゃいます。

でありますので、積極的に町もこれから取り組んで、新しく設けたといわれていらっしゃいますので、ぜひそういうかたの心配をかけていただいて取り組んでいただきたいと思います。

○議長　　青木さん、これ要約して質問してください。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　　近年、今青木さんがお話されましたようなケースは町でもいろんなケースにかかわっております。まず、地域包括支援センター、あるいは町職員などがその家に行ったり、あるいは親戚に行ったり、いろんな調整をしてくまして、最終的には落ち着くようなことまで解決しております。

ただ、またあと、この後見人制度を町を通さず自分たちでやってるというケースもございます。今回計上しましたのは、いろんな施策をしながら、行動しながら、それでもどうしてもという場合はこういう町長が申立人になるということもございますので、今後のために今回は初めて計上させていただきました。これからもそういうかたがたが多くなりますので、町としては十分努力してまいります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一つだけ、5 款でありまするが、介護予防支援事業費がマイナス 375 万円ということであります。極端に下がりますので、その理由を説明していただきたいと思えます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 歳入の 5 款の介護予防支援事業費、今年は 5 万円、去年は 380 万円を計上しておりました。この 5 款につきましては町単独の事業であります。去年まではここにリハビリプールの委託料を計上しておりました。今回、4 款の 1 項 2 目の、260 ページですね。ここの 13 委託料に介護予防事業委託料 706 万 1 千円ございます。260 ページの一番下です。

これは国県の補助金が入る事業でございます。ございまして、今まではここでこの財源を見ることが、何ですか、この事業を全部ここで見ることができませんので、町単独として不足分を上げおったんですが、平成 22 年度は全部ここで見れると。有利な財源を使うということで 4 款のほうに事業をすべて移したということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 29 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 30 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休議にします。(10時53分)

○議長 再開します。(10時56分)

日程第 7、議案第 33 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてのを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 33 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本年 6 月 30 日で任期満了となります人権擁護委員 1 名についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります田崎映子さんを適格者と認め、人権擁護委員候補者として推せんしたいので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いを申し上げます。以上であります。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 暫時休議にします。(11時00分)

○議長 再開します。(11時08分)

ただいま 14 番、清野興一君から異議ありの発言がありましたが、議長職権をもって異議ありを認めません。

これから、議案第 33 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第 8、議案第 34 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 34 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、提案理由の中でご説明申し上げましたように、本町財産区が議会制から管理会制に移行するにあたりまして、新たに本町財産区管理委員を任命するためご提案申し上げるものであります。委員の任期につきましては、本年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 4 年であります。

この本町財産区管理委員であります、その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、現在、本町財産区議会議員の職にあります野沢字古町在住の山内亀八郎さんを適格者として認め任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

山内亀八郎さんについてご紹介を申し上げますと、その人となりにつきましては、皆さまもよくご存知のことと思いますが、昭和 9 年 12 月、西会津町野沢の生まれで、昭和 54 年 5 月 15 日、本町財産区議会議員に初当選され、以来 8 期にわたり同議会議員を務めております。温厚で誠実な人柄から地域の厚い信望を得られているかたであります。

以上、略歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性にかんがみ、山内亀八郎さんを本町財産区管理委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 34 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 9、議案第 35 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 35 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

この本町財産区管理委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、現在、本町財産区議会議員の職にあります野沢字本町在住の橋谷田政雄さんを適格者として認め任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

橋谷田政雄さんについてご紹介を申し上げますと、その人となりにつきましては、皆さまもよくご存知のことと思いますが、昭和 12 年 10 月、西会津町野沢の生まれで、平成 11 年 5 月 12 日、本町財産区議会議員に初当選され、以来 3 期にわたり同議会議員を務めており、現在は議長の要職にあります。温厚で誠実な人柄から地域の厚い信望を得られているかたであります。

以上、略歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性にかんがみ、橋谷田政雄さんを本町財産区管理委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 35 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 10、議案第 36 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 36 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて、ご

説明を申し上げます。

この本町財産区管理委員についてであります、その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、現在、本町財産区議会議員の職にあります野沢字本町在住の石川寅雄さんを適格者として認め任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

石川寅雄さんについてご紹介を申し上げますと、その人となりにつきましては、皆さまもよくご存知のことと思いますが、昭和 13 年 5 月、西会津町野沢の生まれで、平成 15 年 5 月 12 日、本町財産区議会議員に初当選され、以来 2 期にわたり同議会議員を務めております。温厚で誠実な人柄から地域の厚い信望を得られているかたであります。

以上、略歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性にかんがみ、石川寅雄さんを本町財産区管理委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 36 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 11、議案第 37 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 37 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

この本町財産区管理委員についてであります、その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、現在、本町財産区議会議員の職にあります野沢字本町在住の橋谷田慎一さんを適格者として認め任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

橋谷田慎一さんについてご紹介を申し上げますと、その人となりにつきましては、皆さまもよくご存知のことと思いますが、昭和 14 年 1 月、西会津町野沢の生まれで、平成 15 年 5 月 12 日、本町財産区議会議員に初当選され、以来 2 期にわたり同議会議員を務めており、現在副議長の要職にあり、温厚で誠実な人柄から地域の厚い信望を得られているかたであります。

以上、略歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性にかんがみ、橋谷田慎一さんを本町財産区管理委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 37 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 12、議案第 38 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 38 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

この本町財産区管理委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、現在、本町財産区議会議員の職にあります野沢字田町在住の若林陽三さんを適格者として認め任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

若林陽三さんについてご紹介を申し上げますと、その人となりにつきましては、皆さまもよくご存知のことと思いますが、昭和 34 年 6 月、西会津町野沢の生まれで、平成 18 年 10 月 30 日、本町財産区議会議員に初当選され、以来 2 期にわたり同議会議員を務めております。温厚で誠実な人柄から地域の厚い信望を得られているかたであります。

以上、略歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性にかんがみ、若林陽三さんを本町財産区管理委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 38 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議にします。(11時24分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第 13、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま追加いたしました議案 2 件についてご説明を申し上げます。

まず、議案第 39 号、副町長の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

副町長の人事につきましては、議員各位のご理解を賜り、昨年 12 月 28 日、県に対し副町長の職員派遣依頼を行ったところであります。その後、県におきまして人選作業が進められ、この結果、現在、福島県企画調整部、企画調整課に勤務する和田正孝君を県当局より推せんされ、去る 2 月 25 日、県庁において本人と面談をしてきたところであります。

この和田正孝君を副町長に選任したいので、なにそぞ議員各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第 40 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）についてご説明を申し上げます。

今次の補正は、特別地方交付税が確定いたしましたことに伴い、財政調整基金への積立金の追加を行うものであり、1 億 7,961 万円を増額し、予算総額を 59 億 3,697 万 1 千円とするものであります。

特別地方交付税につきましては、去る 3 月 16 日に交付額が決定され、今年度の交付総額は 3 億 8,961 万円となり、昨年度と比較し 5,890 万 5 千円の増で、交付額としては過去最高額となったところであります。交付額が増加した要因ではありますが、除雪機の増や、新たに項目が設けられた人口急減分などによるものであります。この交付総額から予算計上額を差し引いた 1 億 7,961 万円につきまして財政調整基金への積立金として調整をいたしました。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、十分なるご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 14、議案第 39 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 39 号、副町長の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

昨年 8 月 5 日から空席となっております副町長についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、また、私が町長に就任しまだ間もないこと、さらに私が考えている構想等を理解し、町勢伸展のために努めていただくことができるかたを選任したいとの考えから、議員各位のご理解を賜り、昨年 12 月 28 日、県に対し副町長の職員派遣依頼を行ったところであります。

その後県において人選作業が進められ、この結果、現在、福島県企画調整部企画調整課に勤務する和田正孝君を県当局より推せんされ、去る 2 月 25 日には県庁において本人と面談してきたところであります。この和田正孝君を適格者として認め、副町長に選任したいので、ここにご提案を申し上げる次第であります。

和田正孝君についてご紹介申し上げますと、昭和 41 年 4 月、相馬市の生まれで、平成元年 3 月中央大学法学部を卒業後、同年 4 月福島県職員に採用され、以来環境保全課を振り出しに南会津行政事務所、県北地方振興局、県税部、選挙管理委員会、医務福祉課保健福祉総務領域、総務企画グループ、いわき地方振興局勤務を経て、平成 20 年 4 月から企画調整課に勤務されております。

以上、経歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性にかんがみ、和田正孝君を副町長に選任したいので、なにとぞ満場一致をもちましてご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 39 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りとします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議にします。(13時08分)

○議長 再開します。(13時09分)

ただいま、副町長として選任されました和田正孝君からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

和田正孝君。

○和田正孝 ただいま、副町長の就任につきましてご同意いただきました和田正孝であります。若輩ではございますが、西会津町の振興発展のために全力で、誠心誠意取り組む考

えでございますので、議員の皆さまがたのご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

○議長 日程第 15、議案第 40 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 40 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正はただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、特別地方交付税の額の確定に伴い、財政調整基金への積立金を追加するものであります。

21 年度の特別交付税の概要でございますけれども、当初予算で 2 億 1,000 万円ほど計上をさせていただいております。本年の決定額につきましては 3 億 8,961 万円となりまして、昨年度に比較しまして 5,890 万 5 千円の増、率にして 17.8%の伸びを見たところでございます。この大きな要因でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、人口の急減の補正、それから除雪にかかる経費、さらには新型インフルエンザ予防接種助成事業、そして消防団員の確保、こういった項目が新たに設けられたことから、本年度大きな伸びを示したところでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の一般会計補正予算（第 10 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,961 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 3,697 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 1 億 7,961 万円の増は、特別地方交付税の額の確定による増であります。

次に、7 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 1 億 7,961 万円の追加は、特別地方交付税の額の確定により剰余分を財政調整基金に積み立てする追加であります。

この結果、平成 21 年度末の財政調整基金残高の見込みであります。5 億 1,724 万円となる見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議会案第 1 号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び西会津町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。なお、提出者は記載のとおりでございます。

それでは、議会委員会条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案は、町の組織機構改革に伴い、4 月 1 日より課の名称変更及び新たな課の設置がなされることから、常任委員会の所管規定の関係部分を改正するものであります。

それでは改正条文についてご説明申し上げますが、併せて新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第 2 条第 1 項第 1 号中、総務常任委員会の所管であります「まちづくり政策室、総務税政課、健康福祉課」を「総務課、企画情報課、町民税務課、健康福祉課」に、同条同項第 2 号中、経済常任委員会の所管であります「経済振興課、地域整備課、町民情報課及び」を「商工観光課、農林振興課、建設水道課及び」に改めるものでございます。

なお、詳しくは新旧対照表をご覧いただきたいと思います。以上で説明終わりますが、なお、この附則でございますが、平成 22 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。以上で説明終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議会案第 1 号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第 1 号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、請願第 1 号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願から、日程第 21、陳情第 1 号、「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書までを一括議題とします。なお、審議の方法は、各委員会の報告終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡部昌君。

○渡部昌　それでは報告いたします。

総務常任委員会としましては、請願・陳情審査報告書。本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 92 条第 1 項及び第 93 条の規定により報告いたします。

請願第 4 号、平成 22 年 3 月 12 日、件名、多重債務者対策の推進を求める意見書提出の請願について、審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、報告終わります。

陳情第 1 号、平成 22 年 3 月 12 日、「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書については、委員会の審査としまして継続審査を要すると報告いたします。

以上です。

○議長　経済常任委員長、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　それでは請願の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 92 条第 1 項の規定によって報告をいたします。

受理番号、請願 1 号は付託年月日は平成 22 年 3 月 12 日、件名、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願について、審査の結果は、採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして請願第 2 号でございますが、付託年月日は同じでございます。件名は、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてでございます。これも採択すべきものと決定をいたしました。

また続きまして、請願第 3 号でございますが、付託年月日は同じでございます。件名は、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の請願についてでございます。これも採択すべきものと決定をいたしましたので、以上でもって報告を終わらせていただきます。

○議長　これから請願第 1 号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第1号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願を採決します。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願は、委員長報告のとおり可決されました。

これから請願第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第3号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の請願についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第3号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第4号、多重債務者対策の推進を求める意見書提出の請願についての質疑

を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第4号、多重債務者対策の推進を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第4号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第4号、多重債務者対策の推進を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、陳情第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって陳情第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、意見書案第1号、多重債務者対策の推進を求める意見書を議題とします。
提出者の説明を求めます。

6番、渡部昌君。

○渡部昌　意見書案第1号、提出者は記載のとおりでございます。

多重債務者対策の推進を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、江田五月様、内閣総理大臣、鳩山由紀夫様、多重債務者対策本部長、亀井静香様、金融担当大臣、亀井静香様、消費者担当大臣、福島瑞穂様、厚生労働大臣、長妻昭様、総務大臣、原口一博様、国家公安委員会委員長、中井洽様。

それでは案を朗読します。

多重債務者対策の推進を求める意見書。

多重債務者が 200 万人を超え、1 年間で 3 万人を超える自殺者のうち経済・生活苦を要因とする自殺者は 7,000 人、自己破産者も 10 万人を上回り多重債務者債務問題は大きな社会問題となった。

その解決をはかるため 2006 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止などの同法は 2009 年 12 月から 2010 年 6 月までに完全実施されることとなっている。改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し□多重債務相談窓口の拡充、□セーフティーネット貸付の充実、□「ヤミ金融」の撲滅、□金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムに基づき、地方自治体を含め、多重債務対策に取り組んできた。その結果、多重債務者は減少し、2008 年の自己破産者数も 13 万人を下回るなどその成果を上げつつある。

いま一部に、経済危機に加え商工ローン業者の倒産などによる資金調達が制限され、その結果、中小事業者の倒産が増加しているなどとして、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者への規制緩和を求める動きが見受けられる。

しかし、バブル崩壊後の経済危機で、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998 年には自殺者が 3 万人を超え、自己破産者も 10 万人を大きく超え続けるなど多重債務問題による過ちを繰り返してはならない。

改正貸金業法の完全試行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招くことは明らかである。

いま、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、解決に向けたアドバイス、セーフティーネット貸付の充実、「ヤミ金融」の撲滅などある。

そこで昨年 9 月に設置された消費者庁の所管ないし共管である地方消費者行政の充実をはじめ、多重債務問題が喫緊の課題であり、国に対して以下の施策を求めるものである。

- 1、改正貸金業法を早期に完全実施すること。
- 2、多重債務相談業務の充実を図ること。
- 3、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸付をさらに充実させること。
- 4、「ヤミ金融」を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

以上、朗読を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第 1 号、多重債務者対策の推進を求める意見書を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、多重債務者対策の推進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、意見書案第 2 号、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは意見書の説明をさせていただきます。

「公共工事における賃金等確保法」（仮称）でございますが、その制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書でございます。

建設業の就業者数は全国で約 600 万人と、全産業の就業者数の約 10%を占めております。我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しております。

しかしながら、建設業においては元請けと下請けという重層的な関係の中で、明確な賃金体系が現在も確立されておらず、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながっており、建設労働者の生活は不安定なものになっております。

国においては、平成 13 年 4 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」という附帯決議が行われたところであります。また、諸外国においては、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる状況にあります。

よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに、公共工事における安全や品質を確保するために、次の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

記

1、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）、いわゆる「公契約法」の制定を検討すること。

2、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものでございます。以上です。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第 2 号、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共

工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第24、意見書案第3号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の現実を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは朗読をもって説明としたいと思います。よろしくお願いします。

米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書でございます。

米を取り巻く情勢は、デフレ不況とあいまって米価下落に歯止めがかからず、農家にとって深刻な事態となっております。

こうしたなかで政府は、来年度以降の戸別所得補償政策に先立つ「米戸別所得補償モデル事業」「水田利活用自給力向上事業」を打ち出しております。

これらの政策は市場原理一辺倒の農政の転換や、強制減反の見直しという点で、これまでの農政に一定の修正をもたらす面があります。また、当初案で大幅に減額されていた転作への助成が農業関係団体の運動を反映しまして「激変緩和措置」として上積みされたことも重要であります。

しかしながら、農水省が発表した2008年産米の生産費は1俵あたり1万6,497円にもかかわらず、戸別所得補償の補償水準は全国一律の1俵1万3,703円であります。極めて不十分といわざるをえません。

また、政府が米の需給と価格の安定に責任を持たないもとでの所得補償の実施は、大手流通資本などによる補てんを見越した“価格破壊”や“買ったたき”への懸念も広がっております。

こうした懸念に加えて、鳩山内閣が強く推進しているEPAとかFTAも価格下落要因となっております。価格が“下落したら補てんする”という戸別所得補償の財源はいずれ破綻するのではないかというのが多くの農業関係者の不安でございます。

米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、政府が進める「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものであります。緊急対策が不可欠であります。

以上の主旨から、下記の事項について強く要望いたします。

記

1、「米戸別所得補償モデル事業」の補償単価を、2008年産米の1俵あたり全算入生産費である1万6,497円相当に引き上げること。

2、「米備蓄300万トン」と「棚上げ備蓄」を実現するとして民主党の総選挙マニフェストを踏まえ、当面、16万トンに加え、09年2月にルールを無視して、集荷円滑化対策

米を買い入れた 10 万トンと、備蓄米のうち超古米となっている 05 年産 19 万トンなどを主食用途以外に処理し、これにみあう量の備蓄米を生産費をまかなう価格水準で買い入れること。

3、ミニマムアクセス米の受け入れ時に国内の米の需給に影響を与えないとした政府公約を守り、最低限、主食用の S B S や、需要のないミニマムアクセス米の輸入を削減すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定によって意見書を提出するものでございます。以上です。これで報告終わります。

大変重要なことを忘れまして申し訳ございません。

提出先は、横路孝弘議長ほか記載のとおりでございますのでよろしくお願いします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第 3 号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の現実を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 3 号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の現実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、意見書案第 4 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは意見書案第 4 号についてご説明を申し上げます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出します。

なお、提出者は記載の経済常任委員会委員全員でございます。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、厚生労働省福島労働局長であります。

それでは、朗読をもって説明をさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

福島県最低賃金審議会は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの労働者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は全国順位で 31 位と低位と

なっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって今後、福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

(1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

(2) 一般労働者の賃金引き上げてが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　提出先なんですが、その前に、実際に福島県の最低賃金の決め方というのは、この文書にもあるとおり、福島県最低賃金審議会において行われているんですね、これ。でしょう。であれば、この審議会には会長がいるんじゃないかと思うんですが、これはその都度会長を決めるものなのか、あるいは任期があつて任期期間中は会長として存在するのか、そのへんはどうなっていますか。

それと同時に、これ内閣総理大臣も厚生労働大臣もいいでしょうけども、実際に審議をする最低賃金審議会に意見書は提出できないんですか。

○議長　5 番、清野佐一君。

○清野佐一　一つ分かっていることから申し上げたいと思います。

福島地方最低賃金審議会、この会長は平成21年6月29日現在、現在はどうかしているかちょっと分かりませんが、その時点では会長は鈴木芳喜さんというようなことでございます。

請願書が私どもの委員会に付託されたというようなことでございまして、提出者の意向に沿ってこの提出先にしたところでございます。

○議長　14 番、清野興一君。

○清野興一　これ、私、審議会の性格というのの分かんないからあれだけど、行政機関でないから意見書は出せないということなのかな。行政機関なのか、あるいはこの名前のおおりの審議会だからかな、そのへんの性格をもうちょっと分かったら教えてほしいんですけど。

○議長　5 番、清野佐一君。

○清野佐一　私たちも勉強不足でありまして、それにつきましては後日といいますか、後ほど調べてお知らせをしたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を採

決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第26、意見書案第5号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは意見書案第5号についてご説明を申し上げます。

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

提出者は、経済常任委員会委員全員でございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

それでは朗読をもって説明をさせていただきます。

社会的セーフティーネットの拡充に関する意見書

依然として悪化している雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティーネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われた。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は平成21年10月から実施されているが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティーネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念される。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増している。すでに本県においては昨年度の申請件数が約2,900件に達し、今後も増加し続けるものと考えられる。約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は最後は「セーフティーネット」であり、国が責任を持って実施態勢を確保すべきであると考えられる。

よって今後、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティーネット体系の整備に向け、政府に対し以下の事項について強く求める。

記といたしまして。

①「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップサービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。

②生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地歩自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第27、意見書案第6号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番、清野邦夫君。

○清野邦夫　意見書案第6号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。なお、提出者は記載のとおりでございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣でございます。

それでは、意見書案を朗読をもって説明いたします。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書。

2009年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速している。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国をはじめ各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要がある。

このため、世界の3,562都市（2010年2月1日現在）が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年の核不拡散（NPT）再検討会議で採択されることを目指している。

よって、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案するとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働きかけるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上で説明を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第28、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

総務税政課長より、条例の専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 3月議会定例会の閉会にあたりまして、平成21年度中における西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてお願いを申し上げます。

平成22年度の税政改正に伴い、地方税法の一部改正が本年3月末日に予定されておりますことから、町国民健康保険税条例の改正が必要となるものであります。

改正内容であります。非自発的失業者、いわゆるリストラのためにその職を失ったかたについて、国民健康保険税の軽減を行うための規定が新たに創設される予定であり、6月に行われます本算定に向け、4月からその対象となるかたがたの把握作業を行うために改正が必要となるものであります。

この一部改正が地方税法の改正に基づき、本年3月31日付けとなることから、議会を招集する時間的余裕がございませんので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたく、議員各位のご理解をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会定例会閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本議会は、年間の予算を決める極めて重要な定例会であり、また、私にとりましても就任後初の予算編成となりました。議員各位におかれましては、3月12日から本日までの15日間にわたり、慎重にご審議を賜り、全議案全会一致をもちましてご議決をいただきました。誠にありがとうございました。

最近の経済情勢は依然として厳しい状況にあり、町内企業の経営及び雇用、町民生活は大変逼迫しております。したがって、こうした環境を少しでも改善が図られるよう新年度予算に反映したところであります。ご議決いただきました事業につきましては、速やかに実施してまいり所存であります。

また、今次定例会で賜りましたご提言やご意見などにつきましても十分に配慮しつつ、行政執行に、協働のまちづくりに生かしてまいります。今後ともご指導、ご協力をお願いを申し上げたいと存じます。

3月も終盤を迎えております。4月からは新年度となり、躍動する季節となります。議員各位におかれましては、今後とも健康に十分留意され、ますますご活躍をされますようご祈念申し上げましてあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る3月12日以来、15日間にわたり議員各位におかれましては年度末で何かとご多忙

中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって平成 22 年度予算をはじめ、重要案件全議案原案のとおり議決成立を見ました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これらの執行にあたって適切なる運用をもって進められ、町勢発展のため、なお一層のご努力をされますよう切望いたします。

春 3 月、暖冬とはいえ、三寒四温の今日このごろです。議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては一層ご自愛の上ご精励賜りますようお願い申し上げあいさついたします。

これをもって平成 22 年第 3 回西会津町議会定例会を閉会します。（1 4 時 1 6 分）